

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月1日（火）午前9時開会

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成28年3月 1日

至 平成28年3月17日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 議案第 4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

日程第 6 議案第 5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 6号 北アルプス広域連合規約の変更について

日程第 8 議案第 7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分について

日程第 9 議案第 8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について

日程第10 議案第 9号 白馬村行政不服審査会条例の制定について

日程第11 議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第12 議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定について

日程第13 議案第12号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第14 議案第13号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定について

日程第15 議案第14号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止について

日程第16 議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第17号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部

を改正する条例について

- 日程第 19 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 19 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 20 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 21 号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 22 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 24 議案第 23 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 24 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 26 議案第 25 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 26 号 平成 28 年度白馬村一般会計予算
- 日程第 28 議案第 27 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第 29 議案第 28 号 平成 28 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 30 議案第 29 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 30 号 平成 28 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 31 号 平成 28 年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第 33 予算特別委員会の設置について

平成28年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成28年3月1日 午前9時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	松 澤 孝 行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

議案第4号から議案第25号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第26号から議案第31号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第 4 号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について
2. 議案第 5 号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について
3. 議案第 6 号 北アルプス広域連合規約の変更について
4. 議案第 7 号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分について
5. 議案第 8 号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について
6. 議案第 9 号 白馬村行政不服審査会条例の制定について
7. 議案第 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
8. 議案第 11 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定について
9. 議案第 12 号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定について
10. 議案第 13 号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定について
11. 議案第 14 号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止について
12. 議案第 15 号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 16 号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 17 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 19 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 20 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
18. 議案第 21 号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について
19. 議案第 22 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 8 号）
20. 議案第 23 号 平成 27 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）
21. 議案第 24 号 平成 27 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
22. 議案第 25 号 平成 27 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）
23. 議案第 26 号 平成 28 年度白馬村一般会計予算
24. 議案第 27 号 平成 28 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
25. 議案第 28 号 平成 28 年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
26. 議案第 29 号 平成 28 年度白馬村下水道事業特別会計予算

27. 議案第30号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

28. 議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算

開会 午前 9時00分

1. 開会宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。伊藤まゆみ議員が所用のためおくれております。

これより平成28年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

本日の会議は、議案数が多いため、特に午前9時に繰り上げて開くことにします。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成27年11月、12月分、平成28年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、同じく監査委員から、平成27年度財政援助団体等監査の結果報告書が提出されております。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告いたします。

北アルプス広域連合議会平成28年2月定例会が2月17・18日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付しました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成28年第1回定例会が2月24日に開催されました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第3番松本喜美人議員、第4番伊藤まゆみ議員、第6番太田伸子議員、以上3名を指名いたします。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりです。

お諮りいたします。

この文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異

議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第3 会期の決定

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、別紙平成28年第1回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から3月17日までの17日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月17日までの17日間と決定いたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） おはようございます。

平成28年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年12月18日公布、施行いたしました「美しい村と快適な生活環境を守る条例」、通称白馬村マナー条例ですが、条例施行後、直ちに、白馬村滞在のしおり改訂英語版1万部、日本語と英語併記のA2判ポスター500部、路上スキー禁止看板50枚を作成し、周知・啓発活動に努めました。以降、1月中に白馬村交番が取り扱った刑法犯の件数は、昨年の22件に対して、ことしは13件と減少しており、白馬交番所長によりますと、「警察によるパトロールも強化しているが、花火や路上スキーの通報や苦情が昨年よりも減っており、少なからずマナー条例による抑止効果が出ているのではないか」とのことです。しかしながら、2月には鍵をつけたまま駐車してある自動車が盗まれるなどの犯罪も発生しており、みずからが犯罪被害を未然に防ぐための意識づくりも必要となっております。

村といたしましても、マナーに反する迷惑行為の各項目について、一定の効果があつたものや、これからの課題を整理し、今後とも村内の事業者、観光協会等にも協力をお願いするなど、マナー条例の啓発に努め、快適に過ごせる白馬村の実現に向けた取り組みを積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、一昨年11月22日に発生した長野県神城断層地震により全壊した堀之内地区のよりどころであった堀之内公民館は、村の事業として新たに「高齢者支え合いセンター」として工事を実施しており、進捗状況につきましては、内装の一部工事を残すのみとなっております、建物は完成

に近づいております。今後は、備品が納品され竣工検査を経て合格した後に引き取りになる運びとなっており、村としましては、今後も徐々にではありますが、復旧のみならず復興に向けて邁進してまいりたいと考えております。

各課における事業実施状況についてですが、総務課関係では、平成28年度から地方公務員にも義務づけられました人事評価の関係では、昨年6月から大北圏域の4町村と北アルプス広域連合で人事評価導入に向けた制度の共同構築を行ってまいりました。10月には人事評価マニュアルを作成し、11月から12月にかけて、全職員を対象に評価者と被評価者に分けた研修会を実施しました。さらに、1月いっぱいをかけ評価の試行を行い、現在、その試行結果をもとにマニュアルの最終的な見直し作業を行っております。

本村では、人事評価制度の狙いとして、職員の能力を認めやる気を引き出す。将来を担う力のある人材を育てる。個々の力を連携し組織力のある職場に変えるという3つの目的を定めました。人事評価制度は、人材の個性を見きわめ、育て、輝かすという人材育成をベースにした人事の根幹をなすものですので、今後はよりよい制度になるように、必要な改善を積極的に取り組んでまいります。

白馬高校の関係につきましては、公立高校の前期選抜試験が9日に行われ、17日に合格発表がありました。国際観光学科では、30名の募集人員に対し35名が受験し、30名が合格いたしました。普通科と合わせると前期選抜の合格者数は46名となっており、普通科のみの募集だった昨年と比較すると、受験者数は18名増加していて、地元白馬・小谷両村の生徒もふえていと聞いています。平成28年度から、全国から生徒を受け入れるということで進めておりますが、このように地元から注目をされるのは地域高校としての本来の姿であり、大変ありがたいことだと感じているところです。今月は後期選抜試験が実施されるものの、入学者数が確定するのはまだですが、滑り出しとしては予想以上の結果ではないかと考えております。

議員各位に対しましては、これまでの白馬高校支援事業へのご理解とご協力に改めて感謝を申し上げますとともに、何分、初めてのことに取り組んでいるわけですので、この先どんな課題が出てくるかもわかりません。今後の白馬高校の魅力づくりの取り組みにつきまして、引き続きご支援を賜りますようお願いいたします。

現在、策定を進めている第5次総合計画につきましては、従来の計画以上に住民の皆様からのご意見などを計画に反映をさせるため、昨年村内のさまざまな分野で活躍されている方々への個別インタビューを進めてまいりました。この個別インタビューにつきましては、8日間、延べ45名の方にご協力をいただき、中学生、高校生、会社員、主婦、観光業従事者、農業従事者など、さまざまな方からの多くのご意見、ご要望をいただいております。

そして、この個別インタビューから白馬村の課題として浮かび上がってきた、「観光」、「農業」、「福祉・医療」、「教育・子育て」、「コミュニティ・防災」の5つのテーマを基本に、

2月9日から11日までの3日間、「白馬アイデアキャンプ」として住民の皆様にご参加をいただき、たくさんのご意見・ご要望をお聞かせいただきました。このように、住民の皆様からたくさんのお声をいただいた上で、第5次総合計画の基本構想（案）を策定し、現在、住民の皆様からの意見公募を実施しているところであります。

今回の基本構想（案）は、住民、地域、文化など、他の自治体にはない白馬村の特徴である多様性に注目をし、この多様性をお互いに尊重し、学び続けることによって、白馬村の隠れた可能性や価値観を発見し高めることによって、白馬村の豊かさを追求していくことをテーマとさせていただきます。

なお、基本構想（案）につきましては、意見公募終了後、追加議案として提出させていただく予定としていますので、ご理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

観光課関係では、近年にない雪不足により、村内のスキー場は1月中旬になってようやく全面滑走可能となりました。1月末現在のスキー場の利用者数は44万人余りで、震災や大雪の影響で減少した昨シーズンとはほぼ同じですが、一昨年のシーズンに比べ91.3%となりました。

こうした中で、2月8日の臨時議会で、今シーズンの誘客対策費用として1,000万円の補正予算をお認めいただき、観光局において、ネットエージェント、フェイスブック、新聞を活用した広告や、小谷村観光連盟との合同によるスポーツ店でのプロモーションを実施しておりますが、今シーズンだけの誘客対策だけではなく今後続く観点で行っております。

観光地経営計画策定の進捗状況ですが、1月に第6回策定委員会を開催し、計画の素案に対する意見をいただきました。現在、計画書の最終修正作業を進めており、今月中に公表していくこととしております。

白馬プレミアム商品券は、1セット1万2,000円分の商品券を8,000セット販売し、昨年8月1日から今年1月末までの6カ月間を、有効期間として利用いただきました。商品券の利用実績ですが、発売総数9万6,000枚のうち、9万5,150枚で、率にして99.1%となりました。

観光・防災Wi-Fiステーション事業では、役場周辺、白馬駅前、八方文化会館周辺の3カ所に無線LAN環境を整備いたしました。この整備に合わせて、スマートフォン等で生活情報や観光情報、防災行政無線の音声情報などの確認や、災害時には、災害現場の状況を写真や位置情報を用いて、村への情報を伝えることができる連絡機能を備えたポータルサイトの整備を実施しており、今後、無線LANの利用方法やポータルサイトの概要をホームページや広報でお知らせしてまいります。

住民課関係では、北アルプス広域連合において、大町市源汲地区に建設計画されております新ごみ焼却施設の建設に係る入札が、去る2月2日に行われました。この入札において落札業者が決定し、その後、広域連合議会において工事請負契約の審議がなされる予定でありましたが、落

札額と最低制限価格が同額であったということで、一旦議会への提出を見送り、内部調査を行いたいとの報告がありました。村としましては、当面この調査の動向を見守るしかありませんが、工期も限られた中でありますので、透明性が確認され次第、早期に着工されることを願っているところであります。

健康福祉課関係では、本年もインフルエンザの感染が広まりを見せました。白馬村内では、12月中から感染の報告があり、1月早々の冬休み明けには、白馬南小学校の1学級が学級閉鎖となりました。1月中のインフルエンザの感染は、両小学校と保育園、幼稚園で急速に広まり、特にしろま保育園では3歳以上のクラスでの感染が広まり、学級閉鎖では感染の勢いがとまらないと判断し、1月28日から3日間の臨時休園措置をとるといった状況に至りました。

ことしのインフルエンザは、A型、B型が入りまじって発症し、小学校のクラス内で1日に数名が学校を休むという状況が続きましたが、2月に入り、児童への感染は1月ほどの勢いはないものの、中学生への感染が目立つようになりました。全国的には、例年と比べるとインフルエンザ感染のピークが2月にずれ込み、長野県内も同様の状況であり、依然としてインフルエンザへの警戒が必要です。広報等でも予防のお知らせをしてきたところですが、小まめな手洗い、マスクの着用、十分な食事と睡眠などの初期予防に努めていただきたいと思いますところであります。

農政課関係では、まず震災関連ですが、村独自の被災農家支援策として予算化しました10アール当たり7,500円の被災農家支援金は、1月に集計・確認作業を行い、最終的に法人を含む70名に対し、約28ヘクタール分、213万円余りを農業再生協議会を経由して支給手続を進め、2月末でほぼ完了しております。また、12月定例会でも報告をしましたとおり、災害復旧工事、特に農地はまだ未着手の箇所が過半を占め、平成28年度春から例年どおり営農再開ができる見込みは3割余りの見込みで、農政課では、全事業者から農地1カ所1カ所の工事完了見込みの聞き取りを行い、その結果を全ての所有者、耕作者に報告・説明をいたしました。個々にはご不満もあろうかとは存じますが、一日も早い復旧に取り組むことで、おおむねの了解をいただいたと認識しております。

災害関連以外の状況でございますが、先日、長野県は、県TPP農業分野等対策本部においてTPPによる県内農林業への影響額の試算を公表し、それによると、生産額で約24億円減少とのことであります。一方、昨年11月に県農協グループが出した数字は392億円と非常に大きな隔たりがあり、同じ事象に対してこれだけの数字の開きがあることが、TPPの未知の側面かと感じたところです。

1月20日に成立した国の補正予算においても、担い手確保・経営強化支援事業、産地パワーアップ事業といった、総合的TPP関連政策大綱に則したメニューが示され、村としましては、個々の事業を研究し、農業者支援・農業競争力向上等に資する施策は活用してまいりたく対応をしています。

建設課関係では、村道の災害復旧工事の状況であります。現在の進捗率は、平成26年度からの繰越予算で発注した工事が約95%、本年度予算で発注した工事が60%といった状況であります。平成26年度からの繰越工事につきましては、本年度で完了となる計画ですが、平成27年度予算で発注した工事につきましては、一部を除き次年度へ繰り越しとなります。

次に、震災被災者の入居を第一として建設する村営住宅につきましては、入居希望者等への建設に関する説明会を開催し、あわせて、入居世帯を把握するための仮申込書の提出をお願いしたところ、現時点では、建設する10棟18戸により、希望する世帯全てが入居できる見込みとなっております。建設事業に関する予算につきましては、本定例会に上程してあります平成28年度予算に計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

今シーズンの除雪業務の状況であります。例年にない寡雪となり、12月の稼働状況は、道路除雪の委託路線38工区中8工区は稼働実績がなく、稼働した工区の平均稼働時間は8時間といった状況で、年が明けた1月では全38工区が稼働し、平均稼働時間は66時間といった状況となりました。

上下水道課関係では、最初に上水道事業では、これからの白馬村の水道の理想像を示す水道ビジョンの策定に取り組んでいます。

白馬村水道事業ビジョンは、人口減少社会の到来や神城断層地震の経験など、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応をするため、未来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、目指すべき方向性やその実現方策を取りまとめるものです。この計画では、「豊かな水源を後世のために維持・保全し、住民や観光客のために安定した水量をいつの時代でも供給し続けることができる白馬の水道」を目標像に定め、安全・強靱・持続の3つの基本方針をもとに推進・管理するための体制と仕組みについて言及しています。

本村の水道事業は、創設時から多くの方に安全・安心・快適な水道が使用できるよう尽力してまいりましたが、より効果的な事業経営を図りながら、健全な水道事業を次世代に引き継ぐことを実現するためにも、誰もが安心しておいしい水が飲める安全な白馬村の水道を目指して、さらに発展・充実をしてまいります。

次に、下水道事業ですが、かねてから住民の方より、受益者負担金に関する住民訴訟を起こされていましたが、去る2月19日に判決がありました。白馬村下水道加入分担金徴収規則第2条に基づく賦課金の賦課徴収の差しとめを求める部分及び、同規則に基づき賦課金を賦課徴収する処分の無効確認を求める訴えについては却下され、それに伴う違法確認や前村長に対する損害賠償請求については棄却されました。

いずれも村側の主張が認められたわけですが、引き続きこのような事案の再発の防止のために、事務改善報告書をもとにして改善に取り組み、二度とこのような問題を起こさないという強い決意をしたところであります。

次に、教育委員会関係、スポーツ課関係では、第72回の国民体育大会冬季大会スキー競技会「ながの銀嶺国体」が来年2月14日から17日までの4日間にわたり開催されます。開催まで残り1年弱と迫ってまいりました。

ことしの岩手県大会では、シーズン初めからの雪不足と、大会期間中においても雨に見舞われるなど、競技運営に関係者は苦勞されたと聞いております。本村においても、先進県の大会を参考に、地元の食材、雪像での歓迎を始め、温かな心のおもてなしにより、全村民を挙げてお迎えをし、神城断層地震からの復興を目指す元気な白馬村と、白馬村のすばらしさを発信してまいりたいと考えております。

大会準備の日程につきましては、国体の県実行委員会が4月に設立され、大会準備が本格化しますが、本村においては昨年12月に実行委員会を設立しており、今後、村実行委員会の事業計画案を策定し、県とともに準備を進めてまいりますので、大会成功に向け、議員の皆様からのご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、教育課では、かねてより懸案事項となっておりました白馬村学校給食共同調理場の更新については、学校栄養士経験者などの専門家の皆さんを始め、学校関係者やPTAの代表者による白馬村学校給食施設検討委員会において、平成26年度末より約1年、7回にわたる検討を重ねていただきました。また、この期間中には、全村を対象とした説明会やPTAの要望による説明会、全戸配布によるアンケートなども実施をされ、議論を重ねていただきました。

先日、この検討委員会の正副委員長より検討結果の報告書を提出をしていただき、今までの検討に関する資料に基づき、説明をいただきました。この報告書の内容を熟読させていただきますと、やはり現在の施設の老朽化対策は緊急性を要するものの、南小学校給食調理場との統合を視野に入れた場合に、南小学校の調理場は、保護者や地域の皆様から非常に高い評価をいただいていることがうかがえました。

こういった保護者の皆様を始め、多くのご意見を頂戴いたしました皆様のお気持ちを念頭に置いて、事業を進めていくことは大変重要なことであり、それぞれがそれぞれの施設にいろいろな思いを持っていることも十二分に伝わってまいりました。そういった中で、担当課から毎年の保健所による施設衛生検査において、それぞれが現在の衛生基準に適合していない部分も見受けられるとの報告を受けております。また、特に子どもたちにより近い位置で給食をつくることがどれだけ重要なことか、検討委員会での資料を拝見すると、さまざまな角度で見解がつづられております。しかしながら、子どもたちに安心して安全な教育環境を提供すべき行政の立場からすると、たとえ子どもたちに近く温かい給食であっても、衛生基準を充足していない施設での調理ということになりますと、マンパワーで対応できることにも限界があり、安全面での心配はどうしても払拭できないところであります。

一方、共同調理場を考えた場合に、地場産品等の使用機会が減ることなどを例に、主に南小学

校の保護者の方から多くの声をいただいた食育面での懸念事項は、現在の共同調理場でも実施しているように、可能な限り地場産品や県産、国産品を使用することに努めるとともに、これを機会に、食材の供給システムを始めとする体制を整備することとし、生産者団体とも協議をしながら最大限の活用を図るよう努力をし、同様の施設の食育水準を確保することは当然ながら、より高い水準での食育推進の実現に向けて、計画をしてまいりたいと考えております。

このたびの施設検討委員会の報告を受け、村としての方針を定めるに当たり、重要施策に関しての最高の協議機関として、庁内に定めております課長会議に諮り、総合的な判断をしました結果、白馬南小学校、白馬北小学校、白馬中学校を賄う共同調理場として、一つに統合し建設する方針を固めたところであります。

今後は、施設建設のための委員会を設け検討する中で、関係者、村民の皆様へのご説明をするとともにご理解をいただき、子どもたちのために安心・安全で親しみの持てる調理場を目指し、建設事業を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、平成28年度白馬村予算であります。一般会計の予算編成方針といたしましては、平成26年11月に発生した地震の災害対策として、早期復旧・復興に向けた予算とするため、昨年度に引き続き事業の見直しを行い、緊急性の低い事業などは来年度以降へ先送りをし、災害復旧・復興を優先とした予算編成とし、かつ平成28年度から始まる白馬村第5次総合計画は策定中ではありますが、策定中の基本構想や白馬村総合戦略に基づき、今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来に向け持続可能で新しい魅力に満ちたまちづくりに取り組むための予算編成としました。

新年度において重点的に取り組む内容は、第一に、震災による被災者の支援として、震災復興村営住宅の建設や被災住宅修繕工事費の補助、被災者住宅復興資金利子補給、被災農家への支援の継続などを予算計上しております。

また、災害以外の通常業務では、平成29年2月に開催される冬季国民体育大会スキー競技会の会場地であるジャンプ競技場と、スノーハープ施設の改修や大会運営費、長寿命化計画に基づく橋梁改修、庁舎・多目的研修会施設の耐震等改修、震災の経験を生かした防災計画の更新、小規模事業者や創業者への支援、地域づくり活動への支援、白馬高校支援事業の推進、移住・定住を推進するための広域的な連携の推進、小学生までの子どもに対するインフルエンザ予防接種の支援、太陽光発電施設及び電気自動車充電設備設置補助など、新エネルギーの活用による地球温暖化対策の推進、不法投棄対策やごみ集積場設置推進とごみ減量化、リサイクルの推進、農業基盤整備の推進など、このような方針などに基づき編成された平成28年度一般会計予算規模は、総額65億3,200万円で、前年度当初予算に比較いたしますと1億5,000万、2.2%の減となり、昨年度と同程度の予算規模となりました。

続いて、特別会計等の予算であります。国民健康保険事業勘定特別会計では、総額14億

4, 800万円を計上しました。近年の医療費の伸びを見込み、前年比では1.5%の増加で、基金の取り崩しを6,900万円見込みました。

後期高齢者医療特別会計では、総額7,605万円で、こちらも同様に前年比5.6%の増となっております。

下水道事業特別会計の予算規模は、総額7億5,516万8,000円で、浄化センターの長寿化計画に基づく施設更新費用として9,900万円を計上し、公営住宅建設に伴う排水管路の布設がえと汚水ます設置費用として640万円を計上しました。

農業集落排水事業特別会計の予算規模は、総額で403万2,000円で、ほぼ前年と同様となっています。

水道事業会計予算は、収益的収入が3億648万5,000円、収益的支出が3億68万3,000円であり、資本的収入は1,101万5,000円、資本的支出は9,403万3,000円で、不足する額は、損益勘定留保資金・建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしています。内容は、長期的な視点で持続可能な水道施設の管理運営・施設更新を行うための基礎となるアセットマネジメントとなる資産管理に取り組む予算として540万円を計上しております。

以上、本定例会に提出します案件は、議案28件であります。

議案等につきましては、担当課長により提案理由の説明をさせていただきますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、本定例会の開会に当たりましての挨拶にかえる次第でございます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） これより議案の審議に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第5 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についての報告に入ります。

報告を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものであります。

- 1、公の施設の名称、白馬村飯田交流センター。
- 2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字神城22897番地1、飯田区区長、

佐藤修司。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

本施設の指定管理者の候補者であります飯田区であります。ここは、ここまで白馬村飯田交流センターの指定管理者として管理一切を行っておりまして、前回の指定期間終了に伴い再指定を行いたいというものであります。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第6 議案第5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第6 議案第5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、白馬町交流センター。

2、指定管理者となる団体の所在及び名称、白馬村大字北城7078番地155、白馬町区区長、増井春美。

3、指定の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間であります。

本施設の指定管理者の候補者であります白馬町区は、これまで白馬町交流センターの指定管理者として管理を行っており、指定期間終了に伴い再指定をしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第6号 北アルプス広域連合規約の変更について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第6号 北アルプス広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第6号 北アルプス広域連合規約の変更についてご説明いたします。

北アルプス広域連合規約を別紙のとおり変更したいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

最終ページの新旧対照表をごらんください。

今回の規約変更は、規約第4条、第5条及び別表に規定する広域連合が処理する事務のうち、障害者相談支援事業については、議案第8号に関連いたしますが、大町市が大北地域の各町村と総体で締結をいたします地方自治法第252条の2第1項規定に基づく連携協約において当該事業を行うことにより、広域連合規約を改正するというものでございます。

戻って、改め文をごらんください。

この規約の施行日は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分について

議長（北澤禎二郎君） 日程第8 議案第7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金の財産の一部処分についてご説明をいたします。

北アルプス広域連合基金条例第2条別表に規定するふるさと市町村圏基金の一部を処理するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定及び北アルプス広域連合基金条例別表ふるさと市町村圏基金の項処分の欄中ただし書きの規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の財産の一部処分につきましては、説明資料をごらんください。

大北福社会館は、昭和49年に建設し、建築後40年以上が経過した建物であり、北アルプス広域連合を含む5団体の事務所や会議室として利用しております。平成25年度実施の耐震診断の結果、耐震化が必要となり、あわせて大規模改修を実施したいことから、ふるさと市町村圏基金6億3,400万円のうちから1億円を取り崩すものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議について

議長（北澤禎二郎君） 日程第9 議案第8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議についてご説明いたします。

地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき締結する、大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約に関する協議について、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

今回の連携協約につきましては、大町市と白馬村が、地域における事務を協力して処理するため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、第1条の目的となる、人口減少・少子高齢社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済・生活圏の形成に協力して取り組むことにより、大北地域の大大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村といった圏域全体の地域活性化及び生活機能を確保し、充実させ、圏域への人材の誘導及び定着を促進するために北アルプス連携自立圏を形成することに関して、各町村との連携協約により、それぞれの役割や必要な事項を定めることを目的とするものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。

今の8号議案ですけれども、この議案の設立の意図なんですけれども、この地域には北アルプス広域連合というのがあります。こういう自立圏形成連携協約をつくるということについて、この発案者は、これは大町のほうから依頼があったのか、それとも白馬村からこういう形をつくらうと言ったのか、それとも北アルプス広域連合が発案したのか、またまた国・県からの要請でこういうものをつくったのか、その辺のいきさつをちょっとご説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの加藤議員の発案者というご質問に対してお答えをさせていただきます。

これまで北アルプス広域連合の中で地域の課題解決に向けて、この広域連合の枠組みに加えて新たな広域連携としてのスキームを構築していかなければ、なかなか各市町村の資源を生かしていけないということを確認しました。したがって、広域連合の中で、それぞれの市町村

の課題として議論がされたということでございます。

その上で、これが各市町村の総合戦略に位置づけられるということになれば、これについては新たな広域連携の内容として進めていくべきだという内容で、今回の提案をさせていただいたという状況でございます。

なお、これに関しましては、長野県の総合戦略の中でも特色あるまちづくりの推進と広域的な連携強化ということで、県の総合戦略の中にも位置づけられているというものでございます。

ただ、広域連合の中での事務でできないのかというふうになりますと、それぞれの持っている資源を活用するために、広域連合の枠組みと離れるという部分もございますので、その点をそれぞれの町村と大町市が主体となりやるものを、この協約によって定めるという内容でございます。

経過を含め、ご説明をさせていただきました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 答弁ありがとうございます。

自立圏形成連携協約を結ぶということで、前の6号の議案とも関連あるんですけれども、北アルプス広域連合でやれないところを補完するという形でつくるということなんですけれども、この6号のほうの障害者相談支援事業は、北アルプス広域連合のほうから自立圏形成連携協約のほうへ移行するようなことになっているんですけれども、移行することによって、住民というか、白馬村にとってはどういう違いが、北アルプス広域連合でやるのと、この協約でやるのとどう違うのか説明がちょっとわからないんですけれども、その辺の説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案の6号との関係でというご質問でございますが、確かに広域連合の規約の中に載っております。これを具体的に、これまで広域連合の中でも相談支援事業というものについては、大町市さんの社会福祉協議会もしくはスクラムネットさんが間に入ってやっていたかと思いますが、その辺につきまして、広域連合が間に入るのではなく、直接大町市との連携により、速やかに事務作業ができるという内容により協約を進めていきたいというものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） こういう事業についてなんですけれども、これはあくまでも大町を中心に、大町と白馬、大町と小谷村とかいう協約なんだけれども、白馬村と小谷でも協力をせないといけないというか、あると思うんですけれども、大町を中心に据えるというところの意味合いは、人口が多い、それから財政規模が大きいと、そういう考えで理解していいんでしょうか。そういうことでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 内容的には、ご質問のとおりというふうに判断していただければ結構か
と思います。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１０ 議案第９号 白馬村行政不服審査会条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１０ 議案第９号 白馬村行政不服審査会条例の制定についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第９号 白馬村行政不服審査会条例の制定についてご説明申し上げ
ます。

この条例の制定は、行政不服審査法第８１条第１項の規定に基づき設置をいたします、白馬村
行政不服審査会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

条例の概要ですが、第３条で審査会の組織、第４条、第５条で委員、会長、第６条で会議、第
７条で所掌事務について規定するほか、第９条では職務上知ることができた秘密を漏らした場合
の罰則を規定します。

また、委員報酬を定めるために、附則におきまして、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報
酬に関する条例の一部を改正するものでございます。

この条例の施行日は、平成２８年４月１日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１１ 議案第１０号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制 定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１１ 議案第１０号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第１０号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例の制定についてご説明を申し上げます。

この条例の制定は、平成２８年４月１日から施行される改正行政不服審査法の諸規定に基づき、

公正性、利便性を向上させた新たな不服申し立ての制度となることに伴い、関係する条例の一部改正を整備する条例として制定をするものでございます。

条例の概要ですが、今回、7つの条例の一部改正を本条例で一括行うものであり、あわせて字句等の修正など所要の改正をさせていただいております。

第1条は、白馬村手数料条例の一部改正について、第2条は、白馬村情報公開条例の一部改正について、第3条は、白馬村個人情報保護条例の一部改正について、第4条は、白馬村特定個人情報保護条例の一部改正について、第5条は、固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、第6条は、白馬村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について、第7条は、白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、以上7つの条例の一部改正について条例の整備をするものでございます。

この条例の施行部は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまより5分間休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時08分

議長（北澤禎二郎君） 再開いたします。

△日程第12 議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定は、白馬村嘱託職員に関し、地方自治法第203条の2の規定に基づき、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるとともに、任用及び勤務条件等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要ですが、第2条で嘱託職員の身分及び職務、第3条から第6条までが任用等、第7条から第12条までが報酬、第13条から第15条までが費用弁償等、第17条、第18条が服務等、第19条から第23条が休暇等について定めるものでございます。

また、附則におきまして、白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例を一部改正し、本条例との整合を図ることとしております。

この条例の施行日は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番加藤亮輔です。

今の第11号のことですけれども、この条例は、今まで嘱託職員についてのいろいろな決まり事を一つの条例にまとめたというような思いでいるんですけれども、この条例をつくることによって、現在の嘱託職員の方の勤務条件、それから労働条件などが向上するのかどうかという視点はどうな判断でしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの労働条件の向上があるのかというご質問に対してお答えをさせていただきます。

本条例につきましては、平成26年7月に国のほうから出ております、公務員部長通知の内容を踏まえて、それぞれ今回条例で規定をするものでございます。

これは決してこれまでの労働条件が悪かったというわけではございませんが、ご質問のとおり、身分等について条例で明確化するということを考えれば、少なからず向上しているものというふうに判断をしているものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） この条例をつくることによって、白馬村には臨時職員とか嘱託職員とか、そういう形の方がいらっしゃいますけれども、嘱託職員の方はこの条例に従った扱いになると。あと臨時職員の方はこっちのほうに移行するという、そういう人もいられるのかいないのか、その辺はどうなんでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 今回、臨時職員から嘱託職員に移行するという方もいらっしゃいますし、中には、これは業務の内容によって、いわゆる単発的、単年度のみというような事業もございしますので、そういう場合には臨時職員ということもあろうかと思いますが、その辺は職務内容に応じて任用のほうを図っていきたいというように考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１３ 議案第１２号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１３ 議案第１２号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第１２号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の制定は、地方自治法第２４４条の２第１項の規定により、白馬高等学校寮の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものです。

条例の概要ですが、第１条設置は、長野県白馬高等学校の通学困難な生徒に対し、宿泊の便宜を図るとともに、秩序ある共同生活を通じ生徒の健全な育成を図ることを目的としております。

第２条は寮の名称及び位置で、名称をしろうま P a l H o u s e といたしまして、場所は瑞穂地区内でございます。

第４条で舎監等、第５条から第８条まで入寮資格や許可等、第９条で寮費、第１０条で入寮者の責務などについて定めるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日としております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第１４ 議案第１３号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１４ 議案第１３号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 議案第１３号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定についてご説明申し上げます。

現在、堀之内地区に整備しております白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものでございます。

１枚おめくりください。

第１条は目的、第２条は設置、第３条は名称及び位置を定め、名称は白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターとし、位置は白馬村大字神城１７６２６番地３とするものです。第４条は事業について、第５条は指定管理者による管理について、次のページ、お願いいたします。第６条か

ら第9条は利用の許可、制限、条件、許可の取消しについて、第10条は利用料の収受として、指定管理者の収入として収受させるもので、料金は次のページの別表に掲げる範囲内とするものでございます。第11条は利用料の減免、第12条は損害賠償について規定するものです。

この条例の施行は、公布の日からとするものです。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第14号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 議案第14号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林税務課参事。

税務課長（平林 豊君） 議案第14号 農作物災害被災者に対する村税の減免に関する条例の廃止についてご説明いたします。

この条例は、平成5年中に発生した冷害等による農作物災害の被害者に対して課する平成5年度分の村県民税減免に関する条例のため、今回廃止するものであります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第16 議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第2条、第3条及び第6条につきましては、地方公務員法の一部改正によ

り人事行政の運営等の公表に関する事項を追加するものでございます。

また、第5条につきましては、行政不服審査法の全部改正により、不服申し立てを審査請求に改めるものでございます。また、その他文言や表記の修正を今回あわせていたしております。

改め文に戻っていただきまして、附則で、この条例の施行日は、平成28年4月1日としております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第17 議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成27年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、議長、副議長及び議員の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、第1条では、期末手当の支給率をこれまで年間3.1月分であったものを、0.05月分引き上げ3.15月分にするもので、附則第1条第2項で条例の施行日は公布の日として、平成27年4月1日に遡及して適用することとしてございます。

第2条では、平成28年度以降においては、6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.025月分引き上げることとしているものでございます。

条例の施行日は、平成28年4月1日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第17号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 18 議案第 17 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 17 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、議案第 16 号と同様で、平成 27 年人事院勧告に伴う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠し、特別職及び教育長の期末手当の支給月数を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、第 1 条では、期末手当の支給率をこれまで年間 3.1 月分であったものを 0.05 月分引き上げ 3.15 月分にするもので、附則第 1 条第 2 項で条例の施行日は公布の日として、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用することとしております。

第 2 条では、平成 28 年度以降については、6 月支給分と 12 月支給分それぞれを 0.025 月分引き上げることとしているという内容でございます。

条例の施行日は、平成 28 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 19 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 19 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、平成 27 年人事院勧告に伴う一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準拠した給与改定と地方公務員法の一部改正に基づき、等級別基準職務表を定めることによる所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表、条立てになっておりますので、7 分の 1 ページを最初にごらんいただきたいと思います。

7 分の 1 ページ、第 1 条関係の第 5 条の給料表は、給与改定として 7 分の 3 ページ以降の別表

1に規定する月例給の平均0.4%の引き上げ、第30条は、勤勉手当支給率の0.1月分の引き上げとなります。

次の2分の1ページ、これは第2条関係になります。

2分の1ページ、第2条関係では、第5条の2の職務の級でございますが、等級別職務基準表の規定で、本村ではこれまで一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則で定めておりましたが、これを本条例で定めるものであり、第30条の勤勉手当支給を6月期、12月期に0.05月分引き上げるというものでございます。

6ページの改め文に戻っていただきまして、附則の条例の施行日について、第1条関係の給与改定等は公布の日から施行し、平成27年4月1日に遡及適用をいたします。

第2条関係の等級別職務基準表等につきましては、平成28年4月1日から施行することとしております。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第19号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第20 議案第19号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第19号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、一般職の職員の給与に関する条例第20条の2の規定に基づき、一般職の職員の特殊勤務手当の種類と額を追加したいので、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表で改正内容をご説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

改正の概要ですが、第3条第5号に有害鳥獣駆除手当を追加し、第8条で手当を定めております。これは、有害鳥獣の捕獲または殺処分等の作業に従事した職員で、白馬猟友会または白馬村有害鳥獣対策実施隊に所属する職員に対して、別表に定める作業1回当たり1,000円の手当を支給するものでございます。

改め文に戻っていただきまして、この条例の施行日は、公布の日としてございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２１ 議案第２０号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第２１ 議案第２０号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林税務課参事。

税務課長（平林 豊君） 議案第２０号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

行政不服審査法の施行に伴い所要の規定の整備と、平成２８年度税制改正の大綱（平成２７年１２月２４日閣議決定）において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、税条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表をごらんください。

第１８条の２は行政不服審査法の施行に伴う改正、第５１条村民税の減免及び第１３９条の３特別土地保有税の減免であります。申告等の主たる手続に合わせて提出され、または申告等の後に関連して提出される一定の書類については、申請者等の個人番号の記載を要しないこととするものであります。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２２ 議案第２１号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について

議長（北澤禎二郎君） 日程第２２ 議案第２１号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 議案第２１号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例について提案説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、白馬尻荘の廃止と山小屋宿泊料金の値上げをしたいために一部改正をさせていただきたいものでございます。

新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

第２条において山小屋の名称をうたっておりますけれども、白馬尻荘を削らせていただくもの、別表第３条関係で、山小屋の宿泊料金の上限額を定めておりますけれども、今回は土産費用や仕

入れ費用の上昇に伴って、一部を値上げをさせていただきたいというものでございます。

具体的には、大人料金のみ改正をさせていただくということ、1泊2食につきましては9,800円に、1泊朝食を8,200円に、1泊夕食を8,700円に、素泊まりを6,800円に上限額を改正させていただきたいものでございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第23 議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億3,021万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を77億7,138万3,000円とするものでございます。

歳入歳出とも、主なものにつきましてご説明をいたします。

9ページをお開きいただき、歳入明細をごらんください。

9款地方交付税の増額は、基普通交付税として国の補正予算により当初減額調整をされました326万6,000円が追加配分され、また、特別交付税では、12月交付分に災害廃棄物処理の概算交付分が配分されたことにより、1,677万7,000円の増額でございます。

11ページをごらんください。

13款2項1目総務費国庫補助金の情報セキュリティ強化対策費補助金575万円と2目民生費国庫補助金の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金3,742万1,000円の増額は、国の補正予算によるものでございます。

3目衛生費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業費補助金1,800万円の増額は、補助対象事業費の増によるもの、7目災害費国庫補助金の農林業施設災害復旧補助金の1億1,024万1,000円の減額は、災害復旧事業の一部が来年度に繰り越しとなる見込みであるため、平成27年度は概算での交付しかされなく、多くの補助金は平成28年度に精算交付となることから、一般財源に振りかえるものでございます。

なお、この分につきましては、平成28年度一般会計予算の雑入といたしまして、過年度国庫補助金として計上してございます。

12ページ、14款1項2目民生費県負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金373万5,000円の増額は、2割軽減者への支援対象範囲の拡充や支援率の増によるもの、2項4目農林水産業費県補助金の農林業施設小災害復旧補助金は、災害復旧の対象事業費の増により309万5,000円の増額、13ページ、16款1項1目一般寄附金のふるさと白馬村を応援する寄附金は1億6,932万1,000円の増額、14ページ、19款4項1目雑入の損害保険料は、猿倉公衆トイレの修繕を平成28年度実施する改修とあわせて実施することによる先送りや事業精算などにより821万4,000円の減額、15ページ、災害救助経費の精算といたしまして、過年度災害救助費繰替支弁金1,012万3,000円の増額を計上しております。

20款1項2目総務債の増額は、国の補正予算による自治体情報セキュリティ強化対策事業の財源といたしまして、一般単独事業債920万円、一般補助施設整備等事業債320万円を計上いたしました。

7目教育債の学校教育施設等整備事業債は、共同調理場建設に係る実施設計に充当する予定でしたが、本体工事を有利な別な村債を充当する予定から全額減額としてございます。また、他の村債につきましては、事業の精算などにより減額をしてございます。

16ページ、8目災害復旧債の農地農林業施設災害復旧事業債は、国庫補助金の補助率の増による村債の減額を計上し、他の災害復旧債は事業費の増減によるものでございます。

以上が特定財源で、9ページにお戻りをいただきたいと思います。

一般財源といたしまして、1款村税は、課税対象額の増や徴収の強化などにより村税全体で8,188万7,000円の増額、飛びまして14ページ、17款1項1目財政調整基金繰入金を5,603万3,000円の減額、19款1項1目延滞金の村税延滞金は徴収事務の強化などにより300万円の増額を計上してございます。

続いて、17ページからの歳出明細をごらんください。

始めに、各事業での人件費の増減の主な内容は、人事院勧告や国の給与表の改正に伴いまして、当村におきましても、国に準拠し給与条例等の一部改正を今議会に提出をしているところでございます。これに伴いまして給与は増額としてございますが、共済組合への追加費用の負担金などが減額したことにより、人件費全体では減額となっております。

2款1項6目企画費、ケーブルテレビ白馬管理事業の施設運営委託料は、立の間地区の火災による幹線復旧、佐野地区の支線断線の復旧、震災減免分で167万7,000円の増、8目電算事業のシステム改修委託料は、国の補正予算によります自治体情報セキュリティ強化対策事業などで3,353万4,000円の増額、18ページ、10目環境政策費、地球温暖化対策事業の太陽光発電施設等設置補助金80万円の減額は、申請件数の減によるものであります。

20ページ、7項3目スポーツ事業振興費、国民体育大会開催事業は、施設改修や圧雪車の購入事業の精算により503万8,000円の減。

3款1項1目社会福祉総務費、社会福祉総務事業は、生活支援相談員設置事業などの減により205万2,000円の減額、21ページ、1項2目老人福祉費、老人福祉事業は、老人福祉施設措置費で477万1,000円の減額、3目障害者福祉費、心身障害者福祉事業は、自立支援給付費や自立支援医療給付費など事業の精算見込みにより219万1,000円の増額、22ページ、4目社会福祉施設事業51万8,000円の減額と5目介護保険費、介護保険事業の150万円の減額は、北アルプス広域連合への負担金の減であります。

6目住民総務費、住民国保事業では、2割軽減者への支援対象範囲の拡充や支援率の増により、国民健康保険事業特別会計への繰出金1,327万4,000円の増額、23ページ、2項2目子育て支援事業の児童手当29万円の減額は、事業の精算によるものであります。

25ページ、4項1目臨時福祉給付金費、臨時福祉給付金事業は、事業の完了により381万9,000円の減額。年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は国の補正予算によるもので、3,742万6,000円の増額、26ページ、2項1目塵芥処理費、塵芥処理事業は、災害廃棄物処理などの事業の精算見込みにより3,247万2,000円の減額、27ページ、2目し尿処理事業の白馬山麓環境施設組合、クリーンコスモ負担金は、処理量の減や燃料費の下落などによる運転経費の減などにより1,028万7,000円の減額。

28ページ、5款1項3目農業振興費、農業振興事業は、神城多目的集会施設の修繕費の減などにより159万3,000円の減額、4目農地費、村単土地改良事業の長土連農道台帳ほか負担金は、長野県土地改良事業団体連合会への災害復旧関連業務の負担金で155万7,000円の増額。

29ページ、2項1目林業振興費、林業振興・林道維持補修事業の消耗品32万3,000円の増額は、ペレットの購入費でございます。

30ページ、6款1項2目観光施設整備費、山岳観光施設維持補修事業295万5,000円の減額は、猿倉公衆トイレの修繕を平成28年度実施する改修とあわせて実施することによる先送りや天狗山荘改修に係る実施設計の業務見直しなどによる減であります。

31ページ、7款2項3目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業は、事業の精算により374万円の減額。

32ページ、4項3目公共下水道事業の下水道事業特別会計繰出金186万9,000円の減額は、新規発行債の利子などの公債費の減額によるものであります。

33ページ、8款1項4目防災事業620万5,000円の減額は、当初予定をしておりました、みそら野地区への屋外子局移転工事において地区の合意形成が得られなくなり、事業が実施できなかったということによる減額であります。

34ページ、9款1項2目事務局費、学校環境整備事業890万5,000円の減額は、北小学校体育館つり天井改修における事業費の減です。

36ページ、10款1項1目過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）は、事業の増により1,402万5,000円の増、過年発生農地農業用施設災害復旧事業（補助）は、事業の減により4,865万6,000円の減額。

38ページ、3項1目社会福祉施設災害復旧事業は、ふれあいセンター内壁復旧工事の精算により103万4,000円の減額。

12款1項3目ふるさと納税基金事業は、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金を1億6,932万2,000円の増額であります。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

地方債の追加は、情報基盤整備事業限度額1,240万円を利率3.5%以内で借入れをするものであり、地方債の変更は、それぞれごらんの起債の目的により補正後の限度額にそれぞれ変更するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第23号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第24 議案第23号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第23号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万9,000円を減額し、予算の総額を14億4,866万1,000円とするものであります。

5ページのほう、歳入明細をお願いいたします。

1款1項の国民健康保険税につきましては、退職保険税862万2,000円の減額であります。

その下、2款1項1目療養給付費等負担金、3款1項1目の療養給付費等交付金は、いずれも過年度分について皆減とするものでございます。

6ページをお願いします。

4款前期高齢者交付金、その下のほう、5款共同事業交付金は、国からの交付額が確定したことに伴い、実績に合わせていずれも減額計上となります。

7 ページ、繰入金につきましては、1, 3 2 7 万 4, 0 0 0 円の増額です。国・県から交付される保険基盤安定負担金の増額に連動して、一般会計からの繰り入れが増額となるものであります。

8 款繰越金は2, 8 7 1 万 5, 0 0 0 円を追加いたします。

続いて歳出です。8 ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、次の9 ページ上段にかけまして、国庫支出金、繰入金等の歳入予算の増減に伴います財源の振りかえであります。

2 款 2 項高額療養費は3 5 0 万円を増額するとともに、交付金の減額分を財源振りかえするものであります。

その下、7 款 1 項共同事業拠出金は2 7 9 万 3, 0 0 0 円の減額、1 0 ページに入りまして、中段の7 款 2 項 1 目の保険財政共同安定化事業拠出金は2 6 8 万 7, 0 0 0 円を減額し、合わせて交付金の減額分を財源振りかえするものであります。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業は不用額を減額するものでございます。

説明は以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第 2 5 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出それぞれ 6 億 7, 5 2 4 万 1, 0 0 0 円とするものでございます。

これは、歳出におきまして、国庫補助事業の完了に伴う公債費の減額、また、不用額の減額を合わせました。災害復旧の関係につきましては、若干増額見込みではありますが、合わせまして減額というものでございます。

5 ページ、ごらんください。歳入明細の関係でございます。

これは繰入金でございますが、一般会計からの繰入金 1 8 6 万 9, 0 0 0 円が減額でございます。

次、6 ページの歳出明細の関係になります。

1 款下水道費、2 項下水道建設費、工事請負費の関係 1 3 0 万円ほど減額でございます。これは汚水ます等の関係工事に伴うもので、なかったというものでございます。

それから、2 款災害復旧費の過年発生公共下水道施設災害復旧費の関係でございますが、工事請負費の関係 1 4 1 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

3 款公債費の関係につきましては、公債費元金 2 1 0 万円が減額でございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第 2 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）についてご説明申し上げます。

第 1 条、平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによるというものでございまして、第 2 条、平成 2 7 年度白馬村水道事業会計予算のうち、第 3 条に定めました収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

1 款の水道事業費用でございますが、2 2 8 万 8, 0 0 0 円増額しまして、3 億 2 9 3 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。内訳でございますが、営業費用の関係でございまして、2 2 8 万 8, 0 0 0 円増額しまして、2 億 6, 6 0 9 万 7, 0 0 0 円とするものでございます。

第 3 条、予算 4 条本文括弧書きの中でございます、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 1 億 4 5 6 万 7, 0 0 0 円は損益勘定留保資金・建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額で補填するものとするを改めます。資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございまして、資本的支出が 2 5 1 万 9, 0 0 0 円増額になりまして、1 億 1, 8 1 0 万 6, 0 0 0 円です。内訳は建設改良費でございまして、2 5 1 万 9, 0 0 0 円の増額で、6, 3 6 5 万 1, 0 0 0 円でございます。

第 4 条の関係は、予算第 6 条に定めました経費の金額を次のとおり補正するというものでございまして、職員給与費の関係でございます。4 3 万円増額しまして、2, 0 3 6 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

主なものでございますけれども、3 ページの関係です。

支出の関係でございますが、営業費用の配水及び給水費の工事請負費の関係、漏水工事等の修

理にかかわる工事請負費の関係１００万円の増額、また、配水池のポンプ動力費で６０万円の増額でございます。

資本的支出の関係でございますが、次のページ、４ページでございますけれども、災害復旧工事の関係で工事請負費としまして２５０万円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第４号から議案第２５号までにつきましては、お手元に配付してあります平成２８年第１回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号から議案第２５号までは常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいまから５分間休憩いたします。

休憩 午前１０時５９分

再開 午前１１時０４分

議長（北澤禎二郎君） 再開いたします。

△日程第２７ 議案第２６号 平成２８年度白馬村一般会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第２７ 議案第２６号 平成２８年度白馬村一般会計予算を議題いたします。

提案理由の説明は課ごとに行いますので、よろしくお願いします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第２６号 平成２８年度白馬村一般会計予算につきましてご説明いたします。

私からは、歳入と議会、監査及び総務課所管の歳出につきましてその概要を説明し、その他の歳出につきましては担当課長が順次説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

一般会計予算書の２ページをごらんください。

第１条、平成２８年度白馬村一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ６５億３，２００万円と定めるものであります。

第２条、地方債の目的等につきましては、９ページをお開きください。

交付税の不足を補うため臨時財政対策債を２億２，０００万円、以下各種の事業になりますが、庁舎等改修事業といたしまして９，５１０万円、低公害車購入事業３２０万円、情報通信基盤整備事業３，８９０万円、辺地債として、スノーハープ改修事業４５０万円、ジャンプ競技場及び天狗山荘トイレ改修事業１億３４０万円、北アルプス医療センターあづみ病院改築負担金事業９００万円、広域ごみ処理施設建設負担金事業３億３，０９０万円、奈良井湿原保全事業１９０万円、落倉農業用水路整備事業３５０万円、オリンピック道路等改修事業４，０５０万円、震災復興村営住宅建設事業２億１，３００万円、小型動力ポンプ付積載車購入事業１，６３０万円、長野県衛星系防災行政無線設備更新工事負担金事業６２０万円、合計１０億８，６４０万円の借入を予定しております。

起債の方法につきましては証書借入れまたは証券発行で、利率は３．５％以内でございます。

続いて、１２ページからの歳入明細をごらんください。

歳入の２０．３％を占める１款村税は１３億２，０８４万６，０００円で、内訳は、村民税が３億３，９７６万５，０００円、固定資産税が８億４，８７０万１，０００円、軽自動車税が２，５１８万円、村たばこ税が７，７００万円、入湯税が３，０２０万円を見込んでおります。

１４ページ、２款地方譲与税は６，５００万円で、県の推計乗率を踏まえ昨年度から１００万円を減額しております。

１５ページ、６款地方消費税交付金は１億８，５９０万円で、県の推計乗率及び過去の実績を踏まえ４２２万５，０００円の増額を見込み、７款自動車取得税交付金は８００万円で、同じく県の推計乗率を踏まえ７００万円を減額しております。

１６ページ、歳入の２５．４％を占める地方交付税も、県の推計乗率などを踏まえ１６億５，５００万円、１１款分担金及び負担金は３，６６２万６，０００円です。

１７ページ、１２款使用料及び手数料では、１項使用料が５，８４６万４，０００円で、ジャンプ台改修により見学者の減少に伴うリフト使用料の減などにより５３２万６，０００円の減、１８ページ、２項手数料は２，２７３万４，０００円で、ごみ袋販売手数料、粗大ごみ処理手数料、雑排水くみ取り手数料等を雑入から手数料に科目変更により５０６万１，０００円の増額となっております。

１９ページ、１３款国庫支出金１項国庫負担金、これは１億５，８１６万３，０００円で、過年発生公共土木施設災害復旧負担金の減額に伴い、前年度から８億３，６３３万７，０００円の減額となっております。

２項国庫補助金は４億１，３０６万６，０００円で、庁舎等の耐震改修の補助金２，１１３万９，０００円、２０ページ、震災復興村営住宅建設等の補助金、社会資本整備総合交付金３億２９１万３，０００円が増となりましたが、農林業施設災害復旧補助金の減により、国庫補助金全体で２億８，５５０万７，０００円の減額となっております。

21ページ、3項国庫委託金は1,787万7,000円で、ナショナルトレーニングセンター委託金1,400万2,000円が主なものです。

22ページから23ページの14款2項県補助金につきましては1億7,859万7,000円で、5目山岳環境保全事業補助金2,303万円、9目被災者向け公営住宅建設促進事業補助金5,900万円の増により、前年度から7,270万9,000円の増額となっております。

24ページ、3項県委託金は6,757万1,000円で、ジャンプ台管理委託金4,197万9,000円、県民税徴収委託金1,500万円、参議院議員選挙事務委託金665万7,000円が主なものです。

25ページ、15款財産収入の1項財産収入は2,096万6,000円です。

26ページ、16款寄附金では、ふるさと白馬村を応援する寄附金1億円を見込んでおります。

17款繰入金は2億5,855万円で、ふるさと白馬村を応援する基金から9,026万円、27ページに移りまして、減債基金から1億6,200万円、スポーツ拠点づくり基金から80万円、地域情報化施設基金から549万円の繰り入れを予定しております。

18款繰越金は1,285万9,000円です。

28ページ、19款諸収入全体では7億4,551万円で、主なものは、1項村税延滞金1,201万円、3項白馬村商工振興資金預託金の回収金2,000万円、4項雪害などによる損害保険料961万4,000円、県市町村振興協会市町村交付金500万円、介護保険地域支援事業受託金3,027万3,000円、30ページ、スポーツ振興事業助成金3億481万3,000円、過年度公共土木施設災害復旧負担金2億円、過年度農林業施設災害復旧補助金1億2,000万円を計上しております。

村債の内容につきましては、先ほど地方債で説明したとおりであります。

続いて、33ページからの歳出明細をごらんください。

1款議会費7,840万5,000円は、議員12名の報酬手当等、職員2名及び臨時職員1名分の人件費が主なものであります。

34ページ、2款1項1目一般管理事業2億4,810万4,000円は、特別職2名、総務課及び会計室職員14名、嘱託職員3名分などの人件費が主なものであります。

飛びまして、37ページ、2目財産管理事業1億9,510万9,000円は、新公会計制度に対応するための固定資産台帳整備や公共施設等総合管理計画の策定に2,320万円、庁舎多目的研修集会施設の耐震等改修事業に1億3,429万円、低公害車購入費に407万9,000円、そのほか庁舎の管理費用を計上してございます。

38ページ、3目交通安全対策事業48万円は交通安全協会への補助金、4目防犯対策事業40万円は防犯協会への補助金であります。

5目姉妹都市提携事業396万3,000円は、静岡県河津町、和歌山県太地町との姉妹提携交流費であります。

6目企画費1億8,141万円の主なものは、企画一般事業のいこいの杜賃借料750万円、北アルプス広域経常費負担金1,193万9,000円、情報化対策事業のエコーランド地区の公衆無線LAN整備工事887万9,000円、コミュニティ推進事業の地域づくり事業等補助金600万円、40ページ、ケーブルテレビ白馬管理運営事業は、放送設備の更新工事3,489万1,000円、第5次総合計画策定事業として301万4,000円、ふるさと納税事業のお礼の品代は、報償費として3,400万円、41ページ、白馬高校支援事業は、白馬高校の運営に参加する地域案に基づいた事業といたしまして3,558万9,000円、42ページ、60周年記念事業は、本村が白馬村合併60年となる記念行事ということで680万7,000円、北アルプス連携自立圏事業（総務分）の負担金は議案第8号と関連をいたします大北地区市町村での連携事業で、若者交流イベントや移住セミナーの開催、消費生活センターの運営などで237万円、同事業となります民生分は成年後見支援センターの運営や障がい者相談支援に269万8,000円を計上しております。

43ページ、8目電算事業2,936万2,000円の主なものは、電算総合行政システム業務委託料1,227万4,000円、北アルプス広域連合へのシステム共同化負担金などで1,180万6,000円、国へのマイナンバー中間サーバー利用負担金130万2,000円などであります。

44ページ、9目景観形成事業の108万6,000円は、環境審議会委員報酬や廃屋対策事業補助金などであります。

10目地球温暖化対策事業の188万円は、村内に2台設置しておりますEV充電器の維持補修経費や太陽光発電施設等設置補助金などあります。

飛びまして48ページ、4項選挙費であります。1目選挙管理委員会事業41万5,000円は、選挙管理委員の報酬、研修旅費及び郡選挙管理委員会連合会への負担金などあります。

2目明正選挙推進事業11万7,000円は明正選挙推進委員の報酬で、3目参議院議員選挙事業666万3,000円は、この夏に予定をされます任期満了に伴う参議院議員の選挙経費であります。

49ページ、5項1目統計調査総務費154万4,000円は、統計調査総務事業、統計調査事業、経済センサス事業であります。

50ページ、6項1目監査事業60万9,000円は、監査委員の報酬、研修旅費及び県協議会への負担金などあります。

次に、飛びまして94ページをお開きください。

8款1項1目非常備消防事業2,732万2,000円は、消防団員の報酬、出動賃金、公務災害補償の掛金、退職報償金などであります。

95ページ、2目常備消防事業は、北アルプス広域連合への負担金などで1億5,255万1,000円、3目消防施設管理事業は消火栓設置工事4基、小型動力ポンプ付積載車2台の購入、消火栓管理の負担金などで2,259万8,000円、4目防災事業は防災計画の見直しや災害の記録集の作成、長野県衛星系防災行政無線設備の更新負担金などで2,160万2,000円、96ページ、5目災害対策費694万7,000円の主なものは、災害対策事業として被災者住宅復興資金利子補給金で130万円、被災住宅復旧事業の住宅修繕工事補助金500万円、仮設住宅の維持管理費用として64万7,000円を計上しております。

次に、飛びまして115ページをお開きください。

11款公債費7億1,028万7,000円は、長期債償還の元金及び利子や一時借入金の利子であります。長期債償還元金にはウイング21の繰上償還額を計上しており、その財源に減債基金からの繰り入れを予定しております。

12款1項基金費1億737万円は、財政調整基金利子及び減債基金利子に基づく積立金、ふるさと白馬村を応援する寄附金に基づく積立金、地域情報化施設基金への積立金であります。

117ページ、13款予備費といたしまして200万円を計上しております。

118ページから125ページにつきましては給与費明細書になります。

続いて、126ページをお開きください。

126ページは債務負担行為に関する調書であり、ごらんいただくことで説明は省略をさせていただきます。

127ページは地方債に関する調書で、平成28年度末現在高は63億9,904万6,000円となる見込みであります。

恐れ入りますが、2ページに戻っていただきたいと思います。

2ページの第3条、一時借入金の借り入れの最高額を15億円としてございます。

以上で私からの説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、窪田会計室長。

会計管理者・室長（窪田高枝君） 会計室関係についてご説明いたします。

43ページをお願いいたします。

7目会計管理費は315万8,000円でございます。主なものですが、口座振替手数料125万1,000円、大北農協役場出張所負担金が80万円でございます。

会計室関係については以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、平林税務課参事。

税務課長（平林 豊君） 税務課関係についてご説明いたします。

予算書４５ページをお願いします。

税務総務費、税務総務事業６，９２４万５，０００円は、職員及び徴収事務嘱託職員報酬２名の人件費が主なものであります。

次に、賦課徴収費賦課徴収事業４，３１９万９，０００円は、徴収事務短期臨時職員１名及び住民税申告事務短期臨時職員３名分で２５１万６，０００円、評価替えに伴う土地鑑定委託料等が２７１万８，０００円、賦課収納業務の電算委託料が９８２万３，０００円、４６ページになりますが、土地の分合筆による地籍図データの更新、地籍図データの範囲の拡張、平成２７年度からの継続事業である家屋図作成業務及びＧＩＳシステムの保守管理費用で地番図等作成委託料としまして１，５３０万４，０００円、滞納整理システムリース料、ＧＩＳシステム利用料、ヤフー公金支払システム利用料であるハード・ソフトウェアリース料等で１３５万３，０００円、村民税の申告及び固定資産税の住宅用地適用誤り等による還付金が合わせて８００万円であります。

次に、債権回収事業５９０万１，０００円の主なものは、１０件の不動産鑑定と長野県地方滞納整理機構へ８件の移管を予定しております。なお、公売に係る経費としまして２２８万円を特定財源で見込んでおります。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 次に、矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 引き続き、住民課関係につきましてご説明をいたします。

予算書の４７ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費は総額２，１２５万８，０００円で、窓口職員の人件費のほか、電算システム委託料、サーバー共同化に伴う北アルプス広域連合への負担金など経常的な経費が主なものであります。

少し飛びまして６２ページをお開きください。

３款１項６目住民総務費は２億４，０１６万４，０００円で、このうち住民総務事業１，０７１万８，０００円は、職員人件費のほか、人権擁護や保護司活動等に対する経費が主なものであります。

その下の住民国保事業１億２，１０８万１，０００円は国保事業特別会計への繰出金で前年比１，４２０万円ほどの増額、後期高齢者医療事業は１億８３６万５，０００円で、同じく２０２万円ほどの増額計上となっております。

次のページに入りまして、７目福祉医療費は４，６７０万７，０００円で、１８歳までの子どもや重度心身障がい者などに対する医療給付費が主なものであります。

少し飛びまして６８ページの下段をごらんいただきたいと思います。

３款３項国民年金費につきましては５７９万９，０００円、内容は年金担当職員の人件費など

が主なものでありますが、このうち国庫委託金３５０万円を特定財源として見込んでおります。

次に、７０ページをお願いします。

４款の衛生費関係であります。１項１目環境衛生費は４，７５７万９，０００円で、雑排水処理費用、北アルプス広域葬祭場の運営負担金、村内公衆トイレの管理事業費などが主な内容となっております。

７３ページをお願いいたします。

下段の４款２項１目の塵芥処理費は５億６，７８２万３，０００円の計上です。前年比１億４，１４８万円余りの増額となっておりますが、これは本年度から新しいごみ焼却施設の建設工事が本格化することから、次の７４ページにありますとおり、北アルプス広域連合への負担金３億８，４００万円余りを計上したためのものでございます。

そのほか、ごみ処理広域化に向けてごみ集積所の設置補助金や減量化対策費なども盛り込んでおります。

その下、２目のし尿処理費につきましては、クリーンコスモ姫川の運営負担金として７，１７８万円を計上いたしました。

住民課関係の説明につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 一般会計予算の上下水道課関係について説明いたします。

予算書７１ページでございます。

環境衛生費の説明欄の一番下のところにあります合併処理浄化槽整備事業でございまして、下水道排水区域外で設置される合併浄化槽に対する補助金１，４４４万９，０００円でございます。補助件数３１件を見込んでいます。

上下水道関係はこの事業のみでございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 健康福祉課関係についてご説明申し上げます。

５５ページをお開きください。

３款民生費、１項１目社会福祉総務費は７，０８４万６，０００円で、職員５名分の人件費、白馬村社会福祉協議会への補助金３，０５４万８，０００円が主なものでございます。

２目老人福祉費は５，１２７万７，０００円です。老人福祉事業２，６２０万９，０００円は、５４ページをお願いします。養護老人ホームへの入所費として老人福祉施設措置費が主なものでございます。介護予防・地域支え合い事業は１，１４２万９，０００円で、高齢者の生活支援に関する費用でございます。配食サービス事業の委託料、デイサービスセンター岳の湯の運営に関する指定管理料、温泉施設利用高齢者等助成金が主なものでございます。

５７ページをお願いいたします。

乗合タクシー運行事業は1, 345万2, 000円、権利擁護事業は18万7, 000円を計上しております。

58ページ、3目障害者福祉費は1億942万6, 000円で、障がい者の自立した生活を支える各種の給付と地域生活を支えるサービス等の費用でございます。心身障害者福祉事業1億255万1, 000円につきましては、自立支援給付費が9, 100万円で、生活介護や施設入所支援、訓練等に係る給付費等でございます。自立支援医療給付費、自立支援舗装具給付費、自立支援医療介護医療費が主なものでございます。

次に、地域生活支援事業687万5, 000円ですが、59ページをお願いいたします。障がい者の巡回支援として、スクラムネット委託料、日常生活用具給付費、日中一時支援事業給付費が主なものでございます。

4目社会福祉施設費は3, 838万9, 000円です。保健福祉ふれあいセンター維持管理のための維持管理事業は46万2, 000円、60ページ、社会福祉施設事業3, 376万9, 000円は、デイサービスセンター岳の湯の屋根修繕工事として、設計・施工監理委託料38万円余り、工事請負費550万円余りを計上いたしました。大北地域で整備された福祉施設に対する北アルプス広域連合負担金が1, 892万7, 000円です。

介護施設等整備事業補助金850万円は、神城断層地震の影響で、特に基礎に大きな被害を受けました三日市場公民館を改修し、高齢者の介護予防、生活支援拠点を整備するための補助金として計上するものです。

続いて、5目介護保険費は1億8, 611万2, 000円です。介護保険事業1億5, 183万3, 000円は主に北アルプス広域連合への負担金で、介護給付に係る費用でございます。地域包括支援センター・地域支援事業3, 427万9, 000円は、北アルプス広域連合からの委託料により介護予防事業などを実施する費用で、通所型介護予防事業委託料、予防給付ケアマネジメント委託料、62ページをごらんください。介護予防事業委託料、白馬村社会福祉協議会からの派遣職員人件費として社会福祉協議会の負担金1, 455万8, 000円が主なものでございます。

続いて、64ページをお願いします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は748万1, 000円で、放課後児童クラブの嘱託職員の報酬が主なものでございます。

次に、2目子育て支援費は1億5, 891万9, 000円で、子育て支援事業1億3, 948万2, 000円は児童手当が主な支出となっております。また、多子世帯保育料軽減補助金64万8, 000円は、3人以上の子を持つ多子世帯に対して第3子以降の保育料を軽減する事業で、そのための補助金となります。子育て相談支援事業1, 943万7, 000円は、職員2名と嘱託職員1名の人件費が主なものでございます。

65ページ、3目保育所費は1億4,939万5,000円で、しろうま保育園運営事業は1億3,486万1,000円で人件費が主なものになります。67ページ、子育て支援ルーム運営事業1,453万4,000円は、休日保育、一時保育等のサービスに係る費用で、こちらも人件費が主なものでございます。また、68ページ、園園遊具設置工事103万円は、新規遊具の入れかえを行うものでございます。

続いて、69ページをお願いいたします。

4項臨時福祉給付費1目臨時福祉給付金費2,203万3,000円は、低所得者に対して消費税率引き上げによる影響を緩和するための簡素な給付措置として、市町村民税が課税されていない者に3,000円、簡素な給付措置対象者のうち障害基礎年金または遺族基礎年金を受給している者に3万円を給付する国の施策による事業でございます。

71ページをごらんください。

4款衛生費1項2目保健予防費は6,627万8,000円です。保健予防事業6,491万2,000円は、人件費と72ページの医薬材料費、各種がんや妊婦基本健診等の検診委託料が3,200万円です。なお、28年度新規事業として、小学生までの児童に対するインフルエンザの予防接種支援に係る委託料はこの中に含まれております。

がん検診推進事業36万6,000円は、女性特有のがん検診を行うためのものでございます。母子保健衛生事業100万円は、未熟児養育医療費の給付でございます。

3目医療対策費は2,133万9,000円で、医療対策事業1,933万9,000円は、病院群輪番制や平日夜間救急医療などに係る北アルプス広域連合負担金674万円余りと、73ページ、あづみ病院の改築負担金1,200万円で、平成26年度に1回目の支払いをし、平成28年度で2回目の支払いを行い、完了となるものです。スキー傷害診療事業は、白馬村索道事業協会と協力している事業で、負担金として200万円を計上するものです。

健康福祉課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） それでは、農政課関係について説明いたします。

74ページをお願いいたします。

農林業費を説明いたします。

5款農林業費、農業費、農業委員会費は978万7,000円で、職員の人件費、農業委員14名の報酬及び農業行政地図システム等の電算委託料が主な支出でございます。

75ページ、2目農業総務費は4,881万9,000円で、職員人件費と農政課使用公用車に係る支出が主な内容になっております。

76ページをごらんください。

3目農業振興費は3,166万2,000円であります。

説明欄をごらんください。

農業振興事業では、担い手農家認定農業者の支援策である経営体育成交付金240万円、白馬村農業再生協議会への直接支払推進事業費補助金200万円、27年度創設いたしました認定農業者及び被災農家支援策であります農業機械等更新に対する補助金300万円、また、昨年に引き続き、地震による耕作不能農地を対象にした農家への支援金112万5,000円が主な支出となっております。

77ページをお願いいたします。

農業振興事業以外では、村の重点作物の産地化を推進する産地づくり対策事業206万7,000円、農業生産条件が不利な6地域へ交付している中山間地域等直接支払事業680万4,000円、特産品開発に取り組む団体支援を主な内容とする特産品開発事業280万3,000円、農地中間管理機構を活用し地域の中心となる経営体への農地集積を推進するため協力する方へ交付金を交付する農地集積協力金交付事業に160万円計上しております。

78ページをお開きください。

引き続き農業振興費に計上された事業でございますが、新規就農者への支援事業である青年就農交付金事業は対象者4名を見込み600万円計上しております。

次に、4目農地費であります。農地費は5,731万1,000円でございます。

説明欄をお願いいたします。

日本型直接支払制度の核であります多面的機能支払交付金事業は、本年度実績の400ヘクタール余りの対象面積を見込み、3,156万1,000円を計上しております。

村単土地改良事業1,122万1,000円は、水路・堰・取水口等農業施設に係る重機代、修繕工事、原材料費やさまざまな農地の調査委託のほか、過去の土地改良事業に係る償還助成、農業集落排水事業会計への繰出金が主な支出となっております。

79ページ、農業基盤整備促進事業1,090万円は、国の同事業補助金を活用し、用水確保に支障のある落倉地籍の水路の整備を行うものであります。奈良井湿原保全事業は、若干の補完工事として整地等の工事があること及び草刈り等の委託に対して266万円を計上しております。

次に、林業費について説明いたします。79ページから81ページにかけてごらんください。

1目林業振興費1,097万5,000円ではありますが、27年度、大きな問題に発展いたしました森林組合事件の影響が大きく、予算規模は縮小しております。林道の維持管理に係る修繕費57万円余り、20ヘクタールの間伐に対するかさ上げ補助71万円余り、鳥獣被害対策として実施隊員報酬210万円、捕獲のための備品購入、電気柵設置に対する有害鳥獣被害防止対策協議会への負担金225万7,000円などを合わせ、630万5,000円を鳥獣被害対策に計上しております。また、ペレットストーブ購入補助は例年どおり50万円計上しております。

81ページ、3項1目地籍調査事業費2,973万円ではありますが、28年度は新規着手区域

として北城２０区、蕨平の上部地域の調査着手と継続区域である北城１８区、１９区の登記手続を予定しており、それに係る事業費であります。

ページが飛びますけれども、１１３ページをお願いいたします。

１０款１項農林業施設災害復旧費であります。神城断層地震の被害に遭った農地、農業用施設の復旧に係る予算であります。２７年度までに対応し切れなかった箇所が発生及び小規模災害の発覚が想定されるため、村単独分といたしまして６９０万円を計上しております。

農政課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光課関係の予算について説明いたします。

８２ページをお開きいただきたいと思います。

６款観光商工費１項観光費１目観光総務費であります。

６１０１観光総務事業、職員４名、それから嘱託職員１名の人件費が主なものでございます。

８３ページ、観光総務関係負担金、内訳は白馬の夏祭りや八方駐車場管理組合の負担金が主なものでございます。

０１６１０２長野県観光協会事業、２８年度から今年度を実施をしました親海湿原の木道改修事業の償還金を新たに計上させていただきました。

２目の観光施設整備費、０１６１２１平地観光施設の管理事業であります。施設管理等委託料は白馬駅前の観光案内業務委託料が主なものでございます。

８４ページ、０１６１２２山岳観光施設維持補修事業、修繕費は、猿倉の公衆トイレや山小屋の雪害修繕、それから頂上宿舎の防火設備の修繕が主な内容でございます。設計調査業務の委託料は、天狗山荘のトイレ改修工事の管理業務、それから猿倉の治山運搬道路補修に伴います設計管理費用が主なものでございます。工事請負費は、猿倉治山運搬道路の修繕、それから天狗山荘トイレ改修の費用でございます。備品購入費には、今年度に引き続きまして山小屋の布団購入費用を見込みました。

３目観光宣伝振興費、０１６１３１「２１観光戦略事業」、業務委託料は観光地経営計画に基づき、消費額、満足度、事業者を対象としたアンケート、雇用状況や波及効果を把握するためのデータ収集業務委託料が主なものでございます。観光局負担金６，４３４万５，０００円の内訳は、管理費、職員費に対する負担金として４，６４７万円、事業費に対する負担金として１，７８７万５，０００円を計上いたしました。

０１６１３７海外観光客受皿整備事業、８５ページになりますけれども、業務委託料は、ナイトシャトルバスの運行業務、それから外国語対応のマナー啓発用のパンフレット制作に関する委託料でございます。工事請負費は、避難施設となっておりますウイング２１を国の観光・防災Ｗｉ－Ｆｉステーション整備事業補助金を活用しながら無線ＬＡＮ環境整備をさせていただく予算

でございます。

4目の観光安全浄化対策費の016141観光安全浄化対策事業、備品購入費はデジタル無線機の購入、観光浄化対策関係団体負担金は、高山植物、雷鳥保護活動に対する負担金、八方尾根自然研究路植生回復事業に対する負担金が主なものでございます。

86ページから87ページにかけてであります。

2項商工費1目商工振興費016201商工振興事業、商工会に対する負担金は、この中で融資制度事務経費負担金、経営改善普及事業の補助金、地域総合振興事業補助金、商工会補助対象外職員人件費負担金の4項目であり、総額で890万円を見込みました。小規模事業者の経営改善資金利子補給補助金は、いわゆるマル経資金の利息に対する補助金です。新たに創業支援事業補助金として、白馬商工会との連携で創業塾受講修了者が新たに起業する際の補助制度を創設をし、補助金300万円を当初で計上いたしました。白馬村商工振興資金預託金は、白馬村商工振興融資規定によりまして、融資資金に必要な原資として2,000万円を計上し、村内金融機関に預託するものでございます。

観光課関係は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 続きまして、建設課関係につきましてご説明をいたします。

予算書は87ページ後段からになります。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費4,373万5,000円は、職員4名分の人件費及び災害復旧関連で長野県から自治法派遣の職員1名分の人件費が主なものでございます。

88ページの中段をごらんいただきたいと思います。

2項道路橋梁費1目道路橋梁総務費229万3,000円は、道路台帳の補正委託料164万2,000円が主なものでございます。

2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業4,592万1,000円は村道の維持管理に要する費用で、89ページの光熱水費268万2,000円は道路照明の電気料、村道維持補修工事費3,241万円は起債の活用を含む村道及び道路側溝などの工事費、原材料費750万円は各行政区で行っております地区作業に必要な資材の購入費用等でございます。

除雪事業の光熱水費739万5,000円は無散水消雪施設3カ所の電気料、除雪委託料1億8,714万5,000円は、村道除雪の民間事業者への委託料でございます。90ページをごらんください。上から2行目の機材借上料451万9,000円は、定置式の凍結防止剤散布機7基分のリース料であります。28年度では、新佐野坂トンネル近傍の村道3149号線カミコデラ橋付近へ1基増設する計画で予算を計上しております。原材料費770万円は凍結防止剤の購入費用でございます。

3目道路新設改良費、説明欄の村道新設改良事業1,436万8,000円は、職員2名分の

人件費でございます。村道改良国庫補助事業の実施設等委託料1, 830万円は橋梁点検業務委託料及び舗装修繕工事のための設計委託料、工事請負費4, 100万円は村道0105号線の舗装修繕工事に要する費用でございます。村道改良単独事業の嘱託職員報酬及び測量設計委託料は、村道和田野線の確定事業に要する費用でございます。

91ページに移ります。

4目交通安全施設整備費500万円は、ガードレール、センターライン、カーブミラー、道路照明などの交通安全施設の維持・整備に要する費用でございます。

3項河川費1目河川総務費、説明欄の河川総務事業の工事請負費50万円は継続して実施をいたします小姫川の修繕工事、直轄砂防促進期成同盟会負担金ほか244万5, 000円は、砂防事業などに関係する負担金が主なものでございます。

92ページをごらんください。

4項都市計画費2目都市公園費128万8, 000円は、大出公園及びカッパの館の維持管理に要する費用でございます。

5項住宅費1目住宅管理費146万1, 000円は、村営住宅13戸の維持管理に要する費用でございます。27年度に引き続き村営住宅1棟の耐震診断を計画し、耐震診断委託料として22万5, 000円を計上しております。

93ページをごらんください。

2目住宅費60万円は、屋根雪落としの負担軽減と転落事故防止を目的として、平成26年度から長野県の補助事業として克雪住宅普及促進事業が制度化され、長野県では28年度から補助対象とする工法を拡充したい旨の意向があるということから、1棟分を予算計上したものであります。

3目住宅建設費5億4, 854万3, 000円は、三日市場、堀之内、白馬町に震災被災者の入居を第一として建設をいたします村営住宅10棟18戸の建設に要する費用でございます。

次に、114ページをお開きいただきたいと思います。114ページの中段になります。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目過年発生公共土木施設災害復旧費2, 632万2, 000円は、28年度へ予算を繰り越し、継続して施工いたします長野県神城断層地震で被災しました村道復旧に関連する費用でございます。

建設課関係につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） それでは、教育課、スポーツ課関係についてご説明をさせていただきます。

51ページをお開きください。

2款総務費7項スポーツ事業費1目スポーツ事業総務費は、職員4名分と嘱託職員1名分の人

件費でございます。

2目施設管理費1億1,566万8,000円は、スノーハープとジャンプ台の維持管理費でございます。

まず、スノーハープ維持管理事業は2,563万1,000円で、前年比406万2,000円の増額でございます。主な理由は、施設改修工事費の増額でございます。

52ページをごらんください。

ジャンプ競技場維持管理費は9,003万7,000円で、前年比725万1,000円の増額でございます。主な内容は、県からの指定管理料の増額分でございます。県の管理委託金4,197万9,000円とジャンプ台リフト利用料2,500万円を利用し、施設の維持管理を進めてまいります。

3目スポーツ事業振興費は4億5,376万4,000円で、前年比2億8,401万8,000円の増額でございます。第72回国民体育大会冬季大会スキー競技会の開催に伴うジャンプ競技場ノーマルヒル・インランクーリングシステム化の工事、インラン転倒防護板改修工事、ランディング転倒防護板工事、リザルトシステム改修工事、スノーハープ音響改修工事等にかかわる工事費3億9,629万円が主な要因でございます。スポーツ振興事業助成金3億481万3,000円と長野県市町村振興資金1,630万円、辺地債160万円等を利用してまいります。30年ぶりに開催をされます今回の国体は、長野県神城断層地震復興大会として、元気な白馬村を国内外に伝えてまいりたいと考えております。

54ページをごらんください。

4目ナショナルトレーニングセンター費1,400万2,000円で、対前年比431万2,000円の減額ですが、国の委託金を利用し、選手強化につながる備品や施設利用に関する使用料等を見込んでおります。

少し飛びますが、97ページをお開きください。

9款教育費1項教育総務費1目教育委員会費は185万5,000円で、前年比2万2,000円の増額でございます。教育委員4名の報酬等でございます。

2目事務局費は6,814万8,000円で、前年比3,704万3,000円の減額で、主な内容は、教育委員会事務局一般事業のICT教育計画管理委託料の減と学校環境整備事業の工事費の減でございます。教育長と職員3名の人件費と、学校の指導や健康福祉課とともに協力して、複雑多岐にわたる児童・生徒の教育相談に力を入れてまいります。

99ページをごらんください。

幼稚園奨励費補助金45名分と学校環境整備事業でございます。

2項小学校費1目学校管理費は2,322万4,000円で、前年比176万9,000円の減額でございます。

100ページをごらんください。

2目教育振興費は4,540万9,000円で、前年比286万8,000円の増額で、主な内容は嘱託職員、図書館司書の増員分でございます。

104ページをごらんください。

3項中学校費1目学校管理費は905万4,000円で、前年比112万3,000円の減額です。

2目教育振興費は3,205万1,000円で、前年比386万円の減でございます。

106ページをごらんください。

4項社会教育費1目社会教育総務費は1,593万2,000円で、前年比657万円の増額でございます。社会教育委員5名と職員2名分の人件費とウイング21自主公演委託料が主なものでございます。

2目公民館費は489万5,000円で、前年比230万1,000円の増額でございます。平成28年度より外部から公民館長をお願いする報酬と、分館長、各種講師謝礼が主なものでございます。

107ページをお開きください。

3目図書館費は1,160万1,000円で、前年比125万5,000円の減額で、嘱託職員司書2名と臨時職員1名の人件費、事務OA機器借上料と図書購入費が主なものでございます。

108ページをごらんください。

4目文化財保護費は1,254万1,000円で、前年比164万6,000円の増額でございます。長野県神城断層地震であられた撓曲の保存のため、公有財産購入費が主なものでございます。国の伝統的建造物群保存対策補助金452万5,000円と県の同補助金を使い、109ページをごらんください。伝統的建造物群保存地区青鬼の松倉博樹氏の母屋の修理補助金が主なものでございます。

5項保健体育費1目保健体育総務費は1,010万2,000円で、296万9,000円の減額であります。白馬村体育協会への補助金の減額が主な理由でございます。スポーツ推進委員9名の報酬と職員1名の人件費と、スポーツ祭、スポーツ教室並びにスポーツ少年団助成と体育協会の補助が主なものでございます。

110ページをごらんください。

2目体育施設費は5,364万9,000円で、1,571万7,000円の増額でございます。主な理由は、グリーンスポーツ遊具修繕と駐車場の舗装、南部トレセンの排煙窓修繕とウイング21直流電源装置改修工事とウイング21の屋根の防水修繕工事でございます。

112ページをごらんください。

3目学校給食費は4,041万8,000円で、274万4,000円の減額で、主な理由は

公社準職員から嘱託職員への身分転換によるものと、備品購入費の減額でございます。

以上で教育課とスポーツ課の説明を終わらせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も課ごとに行いますので、よろしくお願いします。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、会計室関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、住民課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、上下水道課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、健康福祉課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、農政課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、観光課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課とスポーツ課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２８ 議案第２７号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第２８ 議案第２７号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 議案第２７号 平成２８年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてご説明をいたします。

特別会計予算書の４ページをお願いいたします。

第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ１４億４，８００万円とするものであります。

第２条では、一時借入金の限度額を５，０００万円とするものでございます。

１１ページの歳入明細をお願いいたします。

１款の国民健康保険税は２億５，３５０万７，０００円で、前年比１，３９１万円余りの減を見込みました。

１２ページ、２款１項の国庫負担金は合計で２億６，２５８万７，０００円、これは療養給付費や介護納付金、後期高齢者支援金などに対する国の負担分であります。

その下、２項の国庫補助金は保険者間の財政均衡を保つための調整交付金で７，８８０万円余りを計上いたしました。

１３ページ、３款の療養給付費等交付金３，９０４万４，０００円は、退職被保険者の保険給付に対する交付金として他の保険者から交付されるものであります。

その下、４款の前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る医療費負担の財政調整を図るもので、２億２，６０７万円余りを計上いたしました。

５款１項共同事業交付金は３，５２２万７，０００円で、高額医療費の安定的な財政運営を確保するためのものであります。

１４ページ、５款２項の保険財政共同安定化事業交付金は、県内市町村間の保険税の平準化を目的に交付されるもので２億７，００８万６，０００円、前年比で７８３万５，０００円の減であります。

７款１項の一般会計繰入金は１億２，１０８万１，０００円で、前年比１，４２０万円余りの増額計上、次のページに入って、２項の基金繰入金は本年度６，９００万円を見込んでおります。

少し飛びまして、１７ページの県支出金をお願いいたします。

１項の県負担金は１，２１１万１，０００円、その下、２項の県補助金は調整交付金として

7, 487万円を計上いたしました。

続きまして、18ページの歳出明細をごらんをいただきたいと思います。

1款1項総務管理費は2, 152万6, 000円、次のページ、2項の徴税費は190万5, 000円で職員人件費のほか、電算化共同処理事業の委託料、国保税の賦課徴収に係る経費が主なものであります。

20ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項の療養諸費であります。1目の一般被保険者療養給付費、21ページの2目退職被保険者療養給付費、さらに22ページの一般・退職療養費を含めました総額は7億477万2, 000円です。これは、最近の医療費の伸びを勘案して、前年比2, 149万円余り、率で3.1%の増額計上といたしました。

23ページ、2款2項の高額療養費につきましても、一般・退職を合わせて9, 100万円、前年比400万円の増額であります。

24ページ、3項の移送費、4項出産育児諸費、5項葬祭諸費はいずれも前年と同額の計上であります。

26ページをお願いいたします。

4款1項の後期高齢者支援金は1億8, 654万6, 000円で、後期高齢者の医療給付に対する保険者負担分であります。

27ページ下段から28ページにかけて、6款1項の介護納付金は7, 356万1, 000円で、40歳から64歳までの世代の方から負担をいただく介護保険料分であります。

その下、7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金は4, 124万7, 000円で、前年比248万円余りの増、29ページ、2項の保険財政共同安定化事業拠出金は2億9, 089万7, 000円で、昨年から拠出対象の医療費の範囲が拡大となっております。

8款1項1目特定健康診査等事業は1, 286万7, 000円で、特定健診の無料化事業は引き続き実施をする計画であります。

30ページ、8款2項1目疾病予防費は447万円で前年と同額、人間ドック補助金などもあわせて計上しております。

31ページ、10款1項の償還金及び還付加算金は220万円で、国保税の過年度還付金を昨年と同額で見込んだものであります。

その下、10款2項の国庫支出金等返納金は、過年度に概算交付された国庫補助金について精算返納が生じた場合のための予算措置で、毎年200万円を計上させていただいておるものでございます。

32ページ以降は給与費明細書でありますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第２９ 議案第２８号 平成２８年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第２９ 議案第２８号 平成２８年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） 続きまして、議案第２８号 平成２８年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

特別会計予算書の３８ページをお願いいたします。

第１条では、予算の総額を歳入歳出それぞれ７，６０５万円とさせていただきました。

第２条では、一時借入金の限度額を１，０００万円とするものであります。

以下、予算の内容を説明させていただきますので、４３ページの歳入明細をごらんください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は５，１４４万６，０００円で、前年比２１４万３，０００円の増額です。

３款の繰入金は、一般会計繰入金１０２万円、保険基盤安定繰入金２，３２９万９，０００円を合わせまして２，４３１万９，０００円を計上いたしました。

４４ページに入りまして、４款繰越金は１０万円、５款諸収入は１６万円で、いずれも前年と同額の計上であります。

続いて４５ページ、歳出明細をお願いいたします。

１款１項１目の徴収費は１０２万円で、主は保険料徴収にかかわる消耗品や電算委託に係る費用であります。

２款１項１目広域連合負担金は７，４７５万７，０００円で、村が徴収した保険料に保険基盤安定繰入金を加えて広域連合に支払うものであります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３０ 議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第３０ 議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第29号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明いたします。

予算書48ページをお開きください。

下水道事業特別会計予算は、第1条にありますとおり、予算総額は歳入歳出それぞれ7億5,516万8,000円で、昨年度に比べ9,343万2,000円の増額となります。

第4条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページ、お開きください。

2表債務負担行為です。総務省より、下水道事業においても企業会計の導入を求められています。そのための企業会計導入のための費用として、29年度から30年度にかけまして4,514万4,000円の債務負担行為をお願いいたします。

3表地方債です。金利3.5%以内として1億6,640万円を限度額としております。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

54ページ、お開きください。

歳入の関係でございます。

1項の分担金につきましては100万円を、また、2項負担金は600万5,000円を見込みました。

2款使用料及び手数料の関係ですが1億8,789万7,000円を、また、3款国庫支出金は浄化センターの長寿命化更新事業に対する社会資本整備総合交付金を5,150万円見込みました。

次のページでございます。

4款一般会計からの繰入金は3億3,660万7,000円です。

6款諸収入は起債償還にかかわる東部地区の負担金が主なものでございまして、241万9,000円です。

7款の村債におきましては、浄化センター更新事業にかかわる公共下水道事業債が5,640万円、また、歳入不足を補うための資本費平準化債で1億1,000万円を予定してございます。

歳出の関係でございます。

56ページをお開きください。

1款下水道費1目一般管理費1,578万6,000円ほど増額になっておりますが、公営企業会計移行業務にかかわる委託業務費1,103万8,000円が主なものでございます。

57ページのほうへ行きます。

2目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道管の維持管理にかかわる費用でござ

います。主な支出は電気料、各種機械の修繕費、委託料でございます。委託料につきましては、運転管理また汚泥処理、水質検査、マンホールポンプ等に係る委託料でございます。今年度はマンホールポンプの非常通報装置の更新を予定してございます。

５８ページのほうをお願いいたします。

２項下水道建設費１目公共下水道建設費ですが、建設予定の公営住宅にかかわる下水道管渠の布設がえに伴う測量設計委託業務費１１８万円と工事請負費６４０万円を計上してございます。５９ページのほうになっております。あと浄化センターに伴う工事請負費として９，９００万円でございます。

６０ページのほうへ行きます。

３款公債費の関係でございますけれども、元金４億１，４６４万９，０００円、利子１億１２２万３，０００円、それぞれ見込んでございます。平成２８年末の地方債残高は、６５ページにありますとおり、５０億６，７７８万１，０００円となります。

６１ページ以降は給与費の明細等でございますので、説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３１ 議案第３０号 平成２８年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第３１ 議案第３０号 平成２８年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第３０号 平成２８年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算書６８ページをお開きください。

２８年度の予算は、第１条にありますとおり、予算総額歳入歳出それぞれ４０３万２，０００円で、昨年度に比べ６万６，０００円ほどの増額となります。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたします。

７３ページ、お開きください。

歳入の関係からご説明いたします。

１款使用料及び手数料は８２万９，０００円、また、２款一般会計からの繰入金８５万円をそれぞれ見込みました。

諸収入の雑入の関係ですが、償還金に対する地元負担金が主なものございます。

それから、74ページのほうをお開きください。

歳出の関係を説明したいと思います。

2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出でございまして、242万6,000円でございます、処理場運転管理委託費93万6,000円が主な支出となっております。

75ページのほうでございますが、3款公債費1目元金は113万3,000円でございます。利子40万2,000円でございます。

76ページ、お開きください。

28年度末の地方債残高の関係でございますが、2,078万4,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第32 議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算

議長（北澤禎二郎君） 日程第32 議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

予算書78ページでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額でございますけれども、それぞれ3億648万5,000円、支出の関係、3億68万3,000円でございます。

79ページのほうをごらんください。

第4条の関係で資本的収入及び支出の関係を載せてございます。資本的収入は1,101万5,000円、支出は9,403万3,000円でございます、不足する8,301万8,000円は、地方公営企業法の定めにより、減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金及び消費税資本的収支調整額等で補填することとしております。

80ページのほうをごらんください。

第5条で一時借入金の限度額を1億円としております。

第7条、棚卸資産の総額は4,000万円とし、それぞれ限度額として定めてございます。

予算の実施計画のほうを説明したいと思います。96ページになります。

収益的収入の関係でございますが、水道使用料としまして2億6,620万1,000円が主

なものでございます。

９７ページのほうにまいります。

収益的支出の明細でございますけれども、１目の浄水費の主なものは、１８節のところにあります委託料、二股浄水場の維持管理にかかわる委託料が１，４３６万４，０００円、また、２２節修繕費３３０万５，０００円、それから２５節動力費の電気料ですが７１５万２，０００円が主なものでございます。

続いて、９８ページのほうへまいります。

２目配水及び給水費の関係でございます。給水管及び配水池等の維持管理にかかわる経費でございますけれども、嘱託職員１名分の報酬、臨時職員の賃金等でございます。１８節のほうの委託料は、水質検査や、あとは水道台帳補正等の委託料５８７万１，０００円でございます。２１節工事請負費の関係、水道メーターの交換等の工事請負費８３５万円でございます。２５節の動力費は配水池等の電気料で１，８４０万４，０００円をそれぞれ予定してございます。

続きまして、次のページでございます。

総係の関係になります。水道料の賦課徴収に係る経費でございます。１８節委託料１，１６３万８，０００円でございますが、この中には今後の水道事業の維持、保全、施設更新計画を策定すべき委託料ということで５４０万円を計上してございます。

次、１００ページのほうへまいります。

５目の減価償却費の関係でございますが１億１，６１４万円を、また、２項の関係でございますが営業外費用では、起債償還利子等の支払利息と消費税で２，７８２万６，０００円をそれぞれ見込んでございます。

１０１ページの関係です。

資本的収入は加入負担金と工事の負担金で４２０万円、出資金は統合前の簡易水道事業で借りた起債の元金償還に対する一般会計からの出資金でございます。６８１万５，０００円を見込んでございます。

続いて１０２ページの関係です。

資本的支出の関係になります。１項１目配水設備工事費の関係、２１節工事請負費ですが、掘之内地区、落倉地区の配水管の布設替え、また、源太郎配水池、楠川配水池の取水ポンプの取りかえ工事等でございます。２，３０９万３，０００円といたしました。

２目の営業設備費５６８万５，０００円でございますが、計量法の規定により８年間ごとに行う水道メーターの交換に伴うメーターの購入費用でございます。

２項の企業債償還金５，６１５万３，０００円は、元金の償還ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第３３ 予算特別委員会の設置について

議長(北澤禎二郎君) 日程第３３ 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第２６号から議案第３１号までは、いずれも平成２８年度予算の案件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。

よって、議案第２６号から議案第３１号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで、本定例会第１日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から３月１３日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、３月１４日午前１０時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日から３月１３日までの間を休会とし、その間、常任委員会、予算特別委員会等を行い、３月１４日午前１０時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ０時３７分

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月14日（月）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成28年3月14日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第9番	田 中 榮 一
第3番	松 本 喜美人	第10番	太 谷 正 治
第4番	伊 藤 まゆみ	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

第5番	太 田 正 治	第8番	太 田 修
-----	---------	-----	-------

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	松 澤 孝 行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

太田正治議員、太田修議員が所用により欠席しておりますので、報告いたします。

これより平成28年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 一番質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は8名です。本日は通告された方のうち4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第9番田中榮一議員の一般質問を許します。第9番田中榮一議員。

第9番（田中榮一君） 9番田中榮一です。

東日本大震災から5年がたちました。5年前、私はこの3月の議会で、議会を代表してこの震災について一般質問をしております。そのときの冒頭の挨拶であります。「3月11日午後、突如としてあたりはすさまじい想像を絶する大津波が、東北地方太平洋側に発生をいたしました。この震災によって多くの方々が亡くなりました。関係者の深い悲しみ、ご心痛を思うときに、胸の張り裂ける思いがいたします。無情にも突如として発生した自然大惨事のテレビ画面を見ながら、何ができるのか、何をすべきなのか、ただ考えるだけで右往左往している自分がいて、大げさかもしれませんが、人生とは、生きるということは何なのかという深く考えさせられる出来事になりました。」とあります。

神城断層地震で励ましの手紙をいただいた富岡町の児童の皆さんも、未だにふるさとに帰れない状態が続いております。改めて亡くなられた方々に対して哀悼の意を表しますとともに、震災に遭われた方々に対して、私どもも一時も忘れてはならないというように思います。神城断層地震を経験した我が村の方々に対しても、これからも心の復興という面でより沿っていかなければ

というように思います。

通告してありませんけれども、村長の今の思いをお聞かせ願えればというように思いますが、
どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員からは、通告がないがということで、東日本の大震災について村長
思いはいかがかという質問であります。2011年3月11日、早いもので東日本大震災から
5年が経過をいたしました。そんな中で、死者・行方不明者、そしてまた関連死を含めると2万
1,000人が犠牲になられたという報道がございました。そんな中で、今でもふるさとに帰る
ことができず、避難生活を強いられておられる被災者は18万人がいるという報道もございまし
た。改めて被害の大きさ、そしてまた恐ろしさを再認識したところであります。被害に遭われた
方々には心からお悔やみ、お見舞いを申し上げるとともに、一日も早くふるさとへ帰り、そして
また普段の生活ができることを願うところであります。

白馬村でも、一昨年（2010年）の11月22日、突如として神城断層地震が発生いたしました。そんな中
で、東日本との災害の大小はあるものの、同じ被災地として思いの共有を改めてしたところであ
ります。そして、今現在、白馬村でも委員会、それぞれの場所で震災に対しての復興・復旧に全
力で取り組んでいくという、そんなお話もしてまいりました。まだ自宅のほうへ帰れなくて仮設
住宅におられる方も大勢いるわけではありますが、いち早くこの公営住宅の建設を行ない、もとの
生活ができるよう、また、コミュニティが一日も早くできるよう願っているところであります。
さらに、全国から寄せられた多くの皆様方のお見舞金、義援金、温かいお力添えに対して、改め
て敬意と感謝を申し上げるところでございます。

私も、スキー大会、いろいろな大会など、全国から大勢の方が来るようなところでの挨拶の際
も、そういった白馬村の気持ちを、皆様のおかげで今、復興を進めているという、そんな話を、
機会があるたびにしているところであります。この300年に一度という、本当に予想だにしな
かったこの災害は、財産、そして思い出までも一気に取り去ってしまったと私に感じさせました。
テレビの報道も見て思いましたが、本当に災害の恐ろしさを再認識する出来事であったと思いま
す。この神城断層地震は、大きな災害でありましたが、我々はこの災害を風化させることなく、
白馬村として安全・安心、災害に強い村づくりをしていかなければいけない。そしてまた、先ほ
どの風化させることのないようにという、そういった発言をいたしましたけれども、これから
子々孫々にわたって、この災害というものを後世に語り継いでいかなければならない。その責任
は、我々にあるというように思っております。さらに、全国に向けて「白馬村は元気だよ」とい
った、メッセージの発信を全力で進めてまいりたいというように思っております。

災害の復興・復旧につきましては、議員の皆様、村民の皆様からも、ご協力をいただかなけれ
ばできませんので、ぜひ議会の皆様方からも、そんなお力添えをいただければというように思っ

ております。災害に対しての思いの一端を述べさせていただきました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ありがとうございます。それでは本題に入ってまいります。

今回、私が質問をした質問事項は3つであります。

地方創生と地域のコミュニティについて。それから総合教育会議と教育委員会について。それから水道事業についてであります。

初めに、地方創生と地域コミュニティについてを質問いたします。

白馬村は、昭和31年に神城村と北城村が合併し、ことしで60周年を迎えます。それでは、今後のむらづくりについて伺います。

1つ目として、白馬村学校給食施設検討委員会の報告書の中に、将来的な小・中学校の統廃合を視野にという文言が入っておりますけれども、村として統廃合を考えているのかをお伺いいたします。

2つ目として、地域コミュニティ維持の面から、学校の存在は大変重要な施設だと思いますけれども、考えをお伺いをいたします。

3つ目として、地方創生は顔の見える小学校の学区からの対策の積み上げであると言われておりますけれども、その点についての考えをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員からの、初めの質問でございますけれども、地方創生と地域コミュニティについて答弁をさせていただきますが、細部については教育長のほうから答弁をさせていただきたいと、思います。

まず最初に、地方創生と地域コミュニティについて、3つの内容のご質問をいただきましたので、あわせてお答えを申し上げます。

田中議員ご指摘のとおり、白馬村学校給食施設検討委員会の報告書の中に、施設を更新する場合、新たな敷地を確保して建てることが望ましい。将来的な白馬村の小・中学校統廃合を視野に入れた場合、中学校併設が理想と、長期の展望を想定した意見として記述されたものと考えております。

田中議員の言われる、村としても統廃合を考えているのかとの質問でございますが、平成27年第2回の定例会一般質問において太田正治議員が同様の質問をされております。お答えをしているところでありますが、統廃合の方向という基本的な考えに変わりはありませんので、申し添えておきます。北小と南小、中学校の児童・生徒数については、平成28年3月1日現在で、北小学校が327名、南小学校が120名、中学校が232名となっており、やはり数時としては年々減少傾向にあることは事実であります。しかしながら、白馬村といたしましても、地方創生の名のもとに総合戦略を初めとする各種施策を講じながら、何とかこの急激な少子化への歯ど

めを講じているところであります。

一方、児童数を両小学校の比率で見ますと、北小と南小の児童数の比率は約73対27、倍率にいたしますと北小児童数が南小児童数に対して約2.7倍となっておりますので、この点を議員ご質問の趣旨と捉えて答弁をさせていただきますので、あらかじめご理解を願いたいと思います。

長野県教育委員会では、県下の小・中学校の児童・生徒数が減少するのに伴い、少子・人口現状社会に対応した活力のある学校環境のあり方及び支援方策が既に策定をされているところであります。2035年には県下の児童・生徒数が現在の約6割まで減少すると予想されており、南小の児童数は現在の120人から、仮に県教委の想定する6割減と仮定した場合、児童数が72人、1クラス当たり12人程度に減少するものとなります。学校では、それぞれ学級の再編基準に従って、学年ごと、人数により学級数を分けておりますが、現在の基準で1学年の児童・生徒数が8人を下回るようになれば、学級編成が1学年でできなくなる、いわゆる複式学級の対象となってまいりますので、このあたりが小学校統廃合の議論を開始する目安にすべきと考えております。

ただし、行政としては、そのときになって、さて議論を始めようといったスタンスでは初動が遅過ぎるため、当然のことながら短・中期的な視点で年齢階層別に子どもたちの人口推移や出生数等を注視しながら、他自治体等の事例研究や具体的な想定案を練ってまいりたいと考えております。しかし、この行政サイドの研究内容や想定案をいたずらに流布することは、各種施策や地域に混乱を生じさせることとなるため、あくまで議論のスタートは、先に述べました複式学級導入が確実視された時点をめどに始めてまいりたいというように考えているところであります。

また、数値的なものだけでなく、南小学校は地域の核となっております。まだ先の話となりますが、地域と地域を結ぶコミュニティの場であり、地域住民のよりどころとなっているところかと思っております。あわせて地域からは学校に対する支援も現在いただいていると思いますので、そのあたりを十分に考慮する必要があるというように考えているところでございます。

したがいまして、学校は地域コミュニティにおいて大切な役割を担ってはいるものの、教育面での条件もあることから、社会情勢の変化等を注視しながら、必要な時期となりましたら関係機関や関係者とも相談をしながら研究・検討してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

一方、この4月からは、白馬中学校では学校施設の学校という環境そのものの利活用機会の拡大、より弾力性のある地域教育推進等の視点から信州型コミュニティスクールの導入が始まります。この点では、白馬中学校において、ある程度のノウハウと実績ができつつあります。小学校でも、準備ができ次第コミュニティスクールの取り組みをしてまいりたいと聞いており、期待を

しているところであります。

あわせて、地方創生の施策の基礎となる地方の捉え方について、田中議員は顔の見える小学校の学区という表現をお使いになられておりますが、白馬村の場合、これは神城、北城に当たる部分かと推測をいたします。

これについては、当然、地域コミュニティや消防団活動等における最も重要な地域範囲であることは間違いありません。しかし、白馬村といたしましては、今回の地方創生に絡めた総合戦略、ひいては総合計画においてその照準はあくまで白馬村全体であります。そうは言っても、地域ごとの特徴や特性はさきに述べました白馬村全体を計画の対象とする上で最も重要な基盤であると認識をしておりますので、その点を含めてよろしく願いをいたしたいと思います。

以上、1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） それでは、村長に一つずつ伺いをしていきます。

ことしで合併60周年ということで、合併当時の村長は太田新助村長であったということであります。その太田村長は、神城・北城中学校の統合を行い、旧両村民のこだわりをなくそうと努めたというように言われています。現在、神城・北城ということについて、こだわりというものが、私は少し残っているような気がするのですけれども、神城・北城という感覚について、現在、村長はどう考えているのか、伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中議員が言われました、村長、神城・北城というこだわりはないと思うのだけれども、村長自身はどういうように思っているのかという再質問につきましては、私自身、全く田中議員と同じ考え方であり、白馬村は一つだという認識でおります。そして、神城が云々、北城が云々、そういったこだわりを、私は誰よりも本当に持っていないと、自分自身認識をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私は白馬・神・北合わせて一つという、そういう感覚を持っています。だけれども、地域コミュニティということを考えると、例えば神城だったら飯田・飯森・佐野・沢渡とか、堀之内・三日市場という地域コミュニティがあります。それぞれの地域のコミュニティ、飯田は飯田、佐野沢渡は佐野沢渡、そういう一つの個々のものがきちんとでき上がっていて、それが集まって神城をつくり上げている。それは神城、北城も一緒であると思います。これから地方創生いろいろとやっていくにおいて、このような基本的なところがきちんとあって、白馬村が出来上がっていると理解しておく必要があるのだと思うのですけれども、そのところはどうか。そのところは少し私の考えではありますが、そこを村長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 各地区のコミュニティということが、非常に私も大事だというように認識しております。特に神城の方々につきましては、その地域がしっかりとそういったコミュニティで守られているという、そういった思いを私自身感じております。

実は、私も小さな、本当に小さな集落で、１８軒、２０軒というような小さな集落から出ているわけでございますけれども、それなりに、小さい集落なりにこの地域コミュニティをしっかりと守って、いろいろな区の事等々、行事など進めているところでございます。改めて地域のコミュニティということは大事だということは十分認識しております。

そして、今度の公営住宅は、この地域のコミュニティを守るためにという、そんな思いもあります。被災された方々が、もとの生活に戻って、大切な地域のコミュニティが図れるように、そんな思いで、この堀之内、三日市場のほうに公営住宅を建設をします。また、一つのコミュニティを大事だというように思ったことも、一つの原因であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第９番（田中榮一君） そうなんです。それで今回の陳情にしても、地域のコミュニティが崩壊しないようにというものでした。それで、農地のほうも、国から出るお金だけではなく、村の財源を使い、地域コミュニティの崩壊を防ぐために、職員の方々、村長を初め、先頭に立って頑張っていたということだと思います。

だから、やっぱり小学校の存続ということは、地域を守るための最後の砦だと思いますし、そのようにおっしゃっている方がいます。それは名前をあえて出させていただきますが、飯森の田中欣一先生なんかは、くどいようなんですけれども、学校を守っていくというのは地域の最後の最後の砦ということをおっしゃっているわけであります。だから、今回、調理場のことに関して、「存続」という言葉が、「統廃合」というところに出てきたわけなんですけれども、そこはきちんと教育委員会で議論をしているのかどうか、ちょっと俺は疑問に思います。非常にデリケートな部分なのに、簡単に「統廃合」という言葉を出しているからです。地域を守るために、子どもをできる限りふやしていこうと、神城の小学校、北城の小学校、今は南小学校、北小学校のそれぞれの地域の皆様が、その学校の魅力を作り、どうにか残していくために、その魅力づくりをみんな一生懸命考え、作って頑張ってきたわけです。だから、そこで「統廃合」という言葉がいとも簡単に出てきたということは、非常に私自身も残念です。基本的なところを議論して出てくるんだったらいいのですけれども、単なる調理場のことに関する問題の中に統廃合という言葉が出てきたということ自体に少し不満なところがあります。小学校の存続というところで、もう一度少し確認したいのですけれども。どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 統廃合という言葉が簡単に出てきたという、そんな思いを言われたわけですが、ただ、これから白馬村の将来を存続していくためには、当時と違った、先ほど少子化というお話もしました。当時北城の地区にも分校が、野平分校、そして宮田分校という分校がありました。そして、今時代の趨勢で生徒数が減ってくるというようなことで、野平分校も廃止をされ、宮田分校も廃止をされている。そして、この子どもたちは、少子化で今二、三名だと思えますけれども、それぞれ分校がないために北小のほうへ通っているという、そんな状況もあるわけであります。

そんな中で、先ほど来お話もしておりますように、安易に、じゃ、統合だということではなくて、これからの少子化にどう対応すべきかという議論は、今から進めていかなければならないというふうに思っております。そして、どの方法がいいのかということはこれからの問題でありますので、先ほどの答弁の中にもありましたが、急に、じゃどうするかという、話ではなくて、住民にも生徒数が減ってきた場合にはどうすればいいかというようなことも含めて、議論を積み重ねていくことが重要だというふうに思っております。そして、将来白馬村に、子どもたちにつけを残さないということも一つの重要な条件でありますので、そんなことも含めて、これから複式学級というお話もしましたが、その時点がそういった議論の中心になるのではないかと思いますので、どうか田中議員、余りこだわらないで、ぜひ白馬村の将来のために、そういった検討をしていかなければいけないということを念頭に置いていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） じゃ、白馬高校の問題のところをやっぱり少し議論したい。

統合問題ということが出てきて、白馬高校がなくなれば、白馬、小谷の地域がどんどん疲弊して、経済も落ち込んでいくのではないかとということで、どうにかみんなで白馬高校を存続しようよと、必死に、一生懸命やってきたわけですね。それと小学校の問題とは違うように考えるのですか。小学校のほうも、存続のために、南小も北小も魅力づくりをさらに高めて、地域に子どもが戻ってくるようにということを考えるのが筋だと思うわけですが、少しおかしいような気がします。その点は、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員からは、小学校も白馬高校も同じではないかという、そういった認識の発言かと思います。私といたしましても、田中議員の言われるように、白馬高校も、南小も、北小も子どもたちがどんどん減ってきている。そういった中で何とか村としてもこの少子化に歯どめをかけるということも必要でありますし、外からこの環境のいい白馬に来て、子どもたちに勉強をしていただくという、そういったことも重要な課題であります。

ただ、田中議員、南小と白馬高校も同じじゃないかという、そういう短絡的な質問ではなく、

私も今言ったように、考えていることは、この白馬村がどんどん人口減少に陥っていく、そのためにはこの行政といたしましても、いろいろな方策を取り入れながら人口減少に歯どめをかけていく必要があるかと、そのように思っておりますので、特段南小がどうだという、そういう思いは一切ございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 短絡的ということを言われてしまいましたが、白馬高校、どうしても調理場のことを触れたいと思います。

白馬高校の寮の食事というのは、これからどのように対応していこうと考えていますか。担当の総務課長、お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 田中議員からは、寮の食事の関係の質問を受けております。

寮につきましては、食事については舎監という位置づけの、今回募集をかけた中でご夫婦の方が入られるということで決定をしております。具体的な食事の提供等につきましては、栄養士を含めて考えていくかどうか、現在、庁内の中でも検討しているところでございます。仮に今、前期での生徒、また後期のほうはまだ結果のほうが出ていないというふうに伺っておりますが、スポーツ等をやる寮生も中にはいるというふうに伺っておりますので、そこら辺をどういうふうにしていくのか、一般の生徒という方もおりますので、食事のメニューを分けるかどうか、この辺につきましては、具体的に新入の生徒等が確定してから、少し煮詰める作業が残っているかなというふうには思っております。ただ、栄養管理の問題というのは、やはり大事な部分だと思しますので、その点については前向きに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの発言は通告の範囲を超えておりますので、すみませんがよろしくをお願いします。田中議員。

第9番（田中榮一君） 私は通告の範囲だと思っています。ということは、白馬高校の寮の食事は、まさに自校方式の食事の提供の仕方と僕は全く同じだというように思っています。南小が現在、その自校給食というような形で、目に見えるところで手伝りの食事を作って、児童に提供しています。そして、白馬高校の寮の皆さんにも手伝りの食事を提供していこうというわけですが、南小のほうは調理場を統合していくといった話が出てきています。そのところが私は少し矛盾しているのではないかというような感じがするのですけれども、矛盾していませんか。村長、どうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、村長どう思うかと、白馬高校の給食も南小と同じではないかというような質問だと思いますけれども、そういうことについての私答弁の材料は持ってありません。そん

なことでご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 僕は「食」というところから考えましたが、一方ではきちんと考えているのに、もう一方はお金の問題によって、統合を求められています。このような状態は、国の施策と同じように、非常に矛盾していると僕は思います。国は、財政を健全化するために、どこかと合併をして、古いものを一緒にすればお金をこれだけあげますよと言っていますが、もう一つの方法として、地方創生という観点から、人口を減らさないように地域住民が団結して、行政と一緒に案を講じるならば、お金を出しますよという、一方では引き締めて、一方では出すというような、このような国の施策は、非常に矛盾しているところがあると、私は思います。そして、これから白馬村の地方創生、総合戦略を策定して、議会の議決になっていくわけですが、国の縮図を、現在、白馬村がやっていると、私は言ってもおかしくないと考えています。この点について、村長はどう思いますか。国の施策のように、村もそういう矛盾はあるのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 実際、この白馬村の首長になってみて、場合によってはじくじたる思いでいる場合もございます。そんな中で、いずれにしましても、将来を担っていただく子どもたちのために、村はできることは一生懸命取り組んでまいりたいというように思っております。

そして、誤解を持っていただいては困りますけれども、この「統合」という言葉については、将来的にどんどん人口は減ってきますが、そうなったときにどうするかという話をテーブルに上げるのではなく、今からそういったことを想定をしながら、そして、そうならないようにしていくことも、村としての一つの重要な責務だと思っております。人口は本当に、何というか、雪崩の如く減少しているのが現状でありますので、田中議員、その辺はぜひご理解をいただいて、そして白馬村で多くの子どもたちが学べるような、そんな環境づくりをぜひ、行政のほうにもお力添えをいただきたいなど、このように思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） もうこの統廃合のところは、やっぱりきちんと議論していて、簡単に出てくる言葉では僕はないと思いますので、きちんとやっていかなければいけないなというように思います。

じゃ、次の質問に移ります。

2つ目として、総合教育会議と教育委員会についてということであります。

学校給食と中学生の電車通学についてをお伺いをいたします。

先ほども共同調理場のことを出しましたけれども、1つ目として、共同調理場建設について教育委員会の見解をお伺いいたします。2番目として、調理場建設委員会を立ち上げるということ

ですので、発足時期とメンバー、検討内容というものを伺いをいたします。3つ目として、神城地区の生徒が始業時間に間に合わない。それで車で送っているような状況があるということで、その対策ということで、この3つをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 田中議員の2つ目の質問ですが、私のほうからは2番の共同調理場の建設のための委員会についての答弁をさせていただきます。

この建設のための委員会の名称につきましては、まだ設置要綱が未設定であることをご理解をいただきたいというように思います。まず、発足時期は委員会設置要綱をこの3月の法規審査委員会において審議を予定しておりますので、要綱は順調にいけばこの4月には施行できるものと考えております。よって施行後にはすぐに委員の選定から受託いただくまでの期間を考えますと、早くても4月中旬から下旬の発足になろうかというように思います。

また、構成員は、こちらはまだ案の段階であります。過去の白馬中学校建設委員会の例にならって、行政、村議会議員代表、区長会代表、そして教育委員会代表、小中学校代表、小中学校PTA代表、学識経験者、その他長が必要と認める者等により、おおむね20名程度の委員数になろうかというふうに考えているところであります。

あわせて、業者選定や検討内容に専門性がある場合など、委員会に弾力性を持たせることができるよう必要なときに速やかに会議を招集できる体制も整えたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私のほうからはこの2番目の共同調理場の答弁とさせていただきます。あとは教育長のほうで答弁をいたしますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 引き続き答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 私からは、共同調理場建設の教育委員会（教育委員）の見解と、神城地区生徒の電車通学に係る件について答弁いたします。

初めに、共同調理場建設の教育委員会（教育委員）の見解についてお答えをいたします。

今議会冒頭の村長挨拶にもありましたとおり、学校給食調理施設に関しては、今後施設を統合する村長の方針が示されたところであります。この方針を含め、3月7日の臨時教育委員会において、施設の更新について議題とし、各教育委員より意見を出していただきました。

教育委員の意見といたしましては、村長の方針を尊重する、可能な限りデメリットを縮小することに努めてほしい、検討結果では自校方式が最も望ましいが、予算的に何があることから、今回の村長方針に至ったことは理解をする、自校方式が望ましいことから可能な限り自校方式水準の質を共同調理場方式でも実現してほしいなどの意見がありました。また、教育委員長より、学校給食は食中毒やアレルギーなど、食の安全が最優先であり、これからもその衛生基準がより厳しくなるであろう国の動向に対して柔軟に対応できる施設を目指してほしいとの意見をいただ

いたところであります。以上のような意見を今後の建設に向けての会議の中で生かしてほしいとのことでありました。

次に、神城地区の生徒が電車通学だと始業時間ぎりぎりであるが対策は、についてお答えします。

現在、白馬中学校の始業時刻が8時15分であります。JR大糸線の南小谷方面行き電車の白馬駅到着時間が8時ちょうどであることから、駅からの徒歩時間を考えても、始業時間には間に合うものと思っております。

また、毎年年末に各校PTAよりいろいろな要望事項を取りまとめていただき、村等へ要望書を提出いただいておりますが、その要望事項の中にも電車に関する記載はなく、また、口頭での話もございませんでした。学校にも確認をしておりますが、駅から10分あれば十分到着できるものとの見解でありまして、教育委員会といたしましても、この件については問題であるというように認識をしております。しかしながら、この電車到着から始業時間まで15分が子どもたちにとって短過ぎるといった状況であれば、改めましてPTAより要望をいただいたり、学校側から状況を説明していただきながら、そういった資料をもとに大糸線の利用促進期成同盟会など、関係機関等を通じてJR東日本に対して要望を行っていくことも考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、田中議員の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員、質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） この調理場の建設に当たっては1つにしていくという判断をされたということなんですけれども、私は調理場を建設するのに反対してはおりません。早く建設をしてほしいという気持ちはあります。ただ、南小の自校方式をどうするかというところは引っかかっているわけです。

今、教育長の答弁がありましたけれども、村長が最高協議機関として課長会議でこれを決めたという、その時期というものは、その後ではないですか、教育委員会でもって教育委員の人たちの話を聞いたというのは、今の答弁からすると。教育長、違いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまの田中議員のご質問でございますか、課長会議につきましては、2月の末に開催をされております。教育委員会は、ただいま申しましたとおり3月7日でございます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員。

第9番（田中榮一君） こういうすごく大事な、4億、5億というお金をつぎ込んで、これで調理場を建設するという、これというのは非常に村長の判断するには非常に大事なところですよ。ということは、教育委員会というものの存在感ということなんですけれども、昨年総合教育会

議をとということでやりなさいよという国の打診があったということです。こういう重要なことを決定するに当たって、村長はまず教育委員の方々にお伺いをして、話を聞いて、それでもって最高会議の課長会議に諮って、教育委員会の面々はこういう考え方であるよというところで判断をしていくというのが当然のことではないですか、違いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 田中議員のご質問でございますが、1月の中旬に第2回の教育総合会議を開催してございます。その中で、教育委員より共同学校給食施設の検討状況についてどうなっているか、また委員の意見等も、質問等もされ、村長からの答弁もその中でいただいていたかと思っております。ということで、総合教育会議の中でそのような話もしてきた経過でございます。よろしくをお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は、答弁も含めあと10分です。質問はありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） 教育委員会の意見聴取というところで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条というのがあるんです。地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育の事務に関する部分、そのほかにいろいろあるんですけれども、きちんとその教育委員会に対して議会の議決を経るべき事件に対しては必ず教育委員会の意見を聞かなければならないという、そういう法律があるんです。だからそういうところもきちんと守っていただかないと、我々も、議会も村長のほうから教育委員の任命に当たっては、議会の皆さん同意をお願いしますとって、私たちは同意をして、それで教育委員会の委員の皆さんに教育行政の判断をお任せしているんですよ、議会として。だからそういうところで、極めて重要なところを村長は教育委員会の皆さんに話しても聞かないでやるということは、議会軽視ということにもなってくるんじゃないですか、違いますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中議員から思いもかけない質問がございましたが、この共同調理場の関係について、私は反対ではないという、そういった前置きをしながら、今質問をされているかと思えます。

この共同調理場については、田中議員もご存知のように、この現在の共同調理場が老朽化して、もう待ったなしで改築しなければいけないという、そういったことを我々一緒に議会に当時、そういった学校のほうからも、教育委員の皆様からもそんなお話を聞いたことがございます。そんな中で、今回この、もう待ったなしで共同調理場を建設しなければいけないということは、田中議員もご存じのとおりだと思います。

そんな中で、教育行政が云々で、その後で議会が云々というような、議会軽視だという、そういった質問だと思いますけれども、私はこの問題については、かねてよりこの議論を、議会の

ほうでもこの共同調理場、何とかしろという話は、私の議長時代にもそういった話もございます。そしてまた、特に先ほど言ったように老朽化して、何か問題があったときには村は大変なリスクを負いますよと、そういった提案というか、進言もあったわけであります。そんな中で、私もこの方法についてはどうすべきか、それぞれの立場の皆さん方に検討に検討を重ね、第8回のこの調理場の検討委員会を開催したというふうに聞いております。そしてまた、議会からも1名その委員会のほうに参画をされ、そして夜遅くまで議論に議論を重ねてこういった経過になったということでもありますので、ぜひ議会軽視というような、そんなことは絶対ありませんので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員。

第9番（田中榮一君） 課長会議でもって決められたということなのですが、それは最終的に決められたこと自体、私は決められたんですからそうですかということなんですけれども、けれども、その判断材料として、課長の皆さんが、そういう判断材料の資料として、それでこれこれこういう資料を並べておいて、それで皆さんに判断をしてくださいよというのが普通筋ではないでしょうか。だって、教育委員会の人たちというのは公平な立場の方々なんです。そういう公平な方々が判断した資料というものは、そのときに課長会議でもきちんと出しておいて、それで課長の皆さんこれどうですかということが筋だと思うのですけれども、それも、資料も出さないで判断をしていくというところ自体がおかしなものではないですか。何か非常にそのところは、私自身が納得いかないところなんです。

だから、調理場のことに関してもいろいろ、学校教育法とか、いろいろ指導要領の中にも位置づけられていることなんですから。ただ経済的なところで判断するということではなくて、そういう教材としての給食ということでもあるのですけれども、そこも議論をして、そういう資料も出して、それで課長や皆さんで判断したよと、そういうところで言葉が欲しい。だからもう一度このことはどう判断、覆るかどうかわかりませんけれども、もう一度課長会議を開いて、再度決定してもいいんじゃないですか、遅くはないんじゃないですか。どうですか。もう一度やってみたらどうですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまの田中議員のご質問でございますが、教育委員会といたしましては、今回の調理場施設検討委員会ができ、検討委員会で検討されてきていたわけでございます。ですので、教育委員会として検討の中で意見をまとめるだとか、そういうことは避けてきたというところでございます。

時期的な部分で3月のところで教育委員会で意見等をいろいろお出しをいただいたということでございます。これについては、特に村長等の方針等、教育委員会の中で変えたほうがいいのか、いろいろな発言がもしあれば、村長のほうに提言をしていこうと、そんな見解で会議を持ってきた

たところでございます。ですが、結果的にはそういうところまでは至らなかった。そんなことで会議を進めてまいりましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。田中議員の質問時間は答弁も含めあと3分です。質問ありませんか。田中議員。

第9番（田中榮一君） ぜひ建設委員会を立ち上げていくということですので、一つだけ私からお願いをしたいんですけども、決定かどうかまだわかりませんが、中学に併設をしてつくっていくという、ある程度そういう方向性が出ているわけです。だから、これから建設に当たっては、もう本当に今のランチルームをきちっと利用するような形で、それで自校方式と全く一緒だよというような形の調理場をつくってほしい、私は。もし今のランチルーム、使われていないところも少し話をしたかったんですけども、そのランチルームをきちんと使って、それで調理場をつくっていくと。まさに自校方式であるよというような形の調理場をつくってほしいということで方向性を、ぜひやってほしい。強く要望するんですけども、この点村長どうですか。ぜひ白馬中学をつくる時には自校と全く同じような形でもって、ランチルームをつながつてやってほしいなというふうに思いますけれども。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 今、田中議員から中学校併設という断定的な発言がありましたけれども、併設が理想だということでもありますので、まだそういったところまで詰めているわけではありせんので、ぜひご理解をいただきたいと思います。そしてまた、いろいろな意見があることは十分承知しております。そんな中で、将来白馬村を担う子供たちが、この食というものが非常に大事であるということは私も十分認識しておりますし、これからどういう形で進んでいくかわかりませんが、立派な施設をつくって、子どもたちに安心・安全な給食を食べてもらうということが、私は非常に大事ではないかというふうに思っておりますので、また田中議員もいろいろな部分で、またご指導・ご意見頂戴したいなと、こんなように思います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第9番田中榮一議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時05分

議長（北澤禎二郎君） 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、第7番横田孝穂議員の一般質問を許します。第7番横田孝穂議員。

第7番（横田孝穂君） 第7番横田孝穂です。ただいまから一般質問を行います。

それでは、通告に従いまして、大きく1問であります。質問いたしますので、よろしくお願ひ

をいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

質問事項、白馬村公共下水道事業受益者負担金についてでございます。よろしくお願いいたします。

第1番、長野地裁への住民訴訟について伺います。

ことしの、今回の住民訴訟は、平成25年7月2日、申請者は賦課替えに係る住民監査請求を却下されたことを不服とし、長野地裁へ住民訴訟への提訴が行われました。この訴状の一つは、白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例第6条による、条例6条とは、改正前に公共下水道事業が整備された区域内の土地の所有者に対し、下水道に加入する、また加入しないにかかわらず、負担金を一律に求める制度を、村はこの条例を改正し、平成13年4月1日以降、新たに賦課対象区域になった区域内の受益者を下水道を接続する際に加入分担金として改正し、改正前は1平方メートル当たり900円であったものを、この改正後においては1.5倍の1平方メートル当たり1,350円と改正した。この件に対し、地方自治法第242条の2項に基づく、第242条の2項とは、法律もしくは不当な公金の支出、不当な公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実についての住民による監査請求が訴訟であります。その徴収処分差しの差しとめ請求、賦課処分の無効確認及び、また被告は村長に対し、相当額の損害賠償を支払うよう請求せよとの判決を求める住民訴訟が行われました。

それについて、この2月19日に、下水道問題をめぐる長野地裁の判決言い渡しがありました。1つに、長野地裁の判決内容とこの裁判結果をどのように受けとめておりますか。2つ目、今後においてどのように村として取り組まれる予定でありますかをお伺いいたします。

2番目、下川村長の引き継ぎ書について伺います。

1つに、下川村長就任に伴う地方自治法第159条の規定による事務引継書の内容については、どのようでありますか。第159条の規定とは、地方公共団体の長の事務の引き継ぎに関する規定であります。上下水道課関係及び税務課関係について伺います。

2つ目に、引継書による実施状況はどのように進められたか伺います。

3番目といたしまして、平成27年度白馬村上下水道課運営について伺います。

1つに、平成27年度白馬村上下水道課運営方針について、4項目の1つに、受益者負担金事務改善報告書に基づき、改善策の執行と再発防止に向けた組織づくりに取り組むとあり、その運営方針の実施状況について伺います。

2つ目、重点事項における下水道受益者負担金に関する条例規則等の加入分担金制度の見直し調査検討とあります。平成27年、昨年7月から12月の間において、関係条例等の見直しとあるが、その実施状況について伺います。

3つ目、長期にわたって徴収猶予地の土地は排水区域から除外を検討しますとなっております

が、既に神城地区においては平成26年から2年に一度の更新手続が実施されております。更新手続後の徴収猶予地等の状況と、また北城地区の実施状況とはどのようなのか伺います。

4番目、下水道受益者負担金における算定基準となる土地の地積について伺います。現在は、税務課では固定資産税の課税方法については、国調前の旧登記簿による税の徴収方法で実施されております。そこで、白馬村公共下水道事業受益者負担金に関する条例施行規則、受益者の地積第2条では、受益者負担金の算定基準となる土地の地積は、その土地の登記簿の面積によるとあります。既に国道調査済みであるその地域の算定基準となる賦課請求は、新たな登記簿によっての実施であるのか。その土地の登記簿とはどのような算定基準で現在までの実施であるのかをお伺いいたします。

5番目といたしまして、平成13年4月以降、賦課された区域の3年以上未納による賦課替え加入分担金徴収規則について。

1つ、当時の未納額の滞納率は90.9%の約9割を超える状況であります。加入分担金徴収規則の例により徴収されるはずであり、1平方メートル当たりで1,350円の徴収が実施され、件数は何件ほどになりますか、お伺いいたします。

次、2番目に、この徴収規則による1平方メートル当たり1,350円の徴収を実施せずに、他の金額で1平方メートル当たり900円での徴収をされたとの報告を受けております。どのような条例、規則を運用して賦課請求を行ったのか、その額はいかほどで、その件数は、またその理由は何かであります。

3、受益者負担金に関する条例第11条の4の改正では、村長は未納者に対して下水道の接続を拒否できるとあります。下水道への接続を認めなかった事例件数は何件ほどでしょうか。

4番目に、既に時効であるのに賦課替えを実施した件数と金額はいかほどでありましょうか。

大きく6番ですが、未納者に対して延滞金の徴収、差し押さえ等について伺います。

村は、負担金分担金を納付しない者に対し、督促手数料や延滞金を漏らさず請求や徴収した実績はあるのか。徴収した件数と金額はどれほどになるのか。また、差し押さえ等を実施した事例はどれほどの件数となりますか、伺います。

7番、村長はこのような大きな問題を引き起こした、その歴代の責任者に対し、村民に十分なる説明責任と倫理的、道義的責任を取るよう要請する考えはないか。

白馬村公共下水道事業である受益者負担金問題のこの一連の事件に対しては、長年の業務運行に対する職務怠慢と、長年の違法行為と言わなければならないこの不作為の積み重ねが最大の原因であります。そのような中において、平成13年度当時の未納金に対し徴収事務を怠り、滞納率にして90.9%と、白馬村に対して巨額な損失と村民の不信感を招いたことは重大であります。また、庁内における当時の最高責任者並びにその担当者における責任者の監督責任は、逃れることはできません。この白馬村に対し計り知れない多大なる損失を与え、白馬村全村民の信頼

を失い、村民の公平性を欠いたことは、非常に重大極まるものであります。許されるものではありません。白馬村村長として、歴代のそのときの責任者に対し、村民に十分なる説明責任と、長年に及ぶこの不作為を行ってきたことに対しての倫理的、同義的責任を取るよう要請する考えはないか伺いいたします。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 横田議員の下水道受益者負担金の問題について答弁をさせていただきます。

昨年の9月の定例会におきましても、一般質問で横田議員さんのほうから質問がありましたが、重複することもあるかと思いますが、よろしく願いを申し上げたいと、このように思います。

最初に、長野県地方裁判所の判決内容と判決結果をどのように受けとめ、今後どのように取り組む予定かにつきましてお答えをいたします。

長野地方裁判所の判決結果につきましては、この判決について真摯に受けとめているところであります。定例会冒頭の挨拶でも申し上げたとおりであります。白馬村下水道加入分担金の徴収規則第2条に基づく賦課金の賦課徴収の差し止めを求める訴え及び同規則に基づき、賦課金を賦課徴収する処分の無効確認を求める訴えについては、いずれも却下され、それに伴う違法確認や前村長に対する損害賠償請求につきましては棄却をされたところであります。

長野地方裁判所の判断といたしましては、住民訴訟制度は普通公共団体の公金、財産及び営造物が本来住民の納付する租税その他の公課等の収入で形成され、自治行政の経済的基盤をなすものであるところから、役職員による違法な支出、管理及び処分行為を防止矯正し、もって公共の利益を擁護するために認められた制度と解されるということであります。このような住民訴訟の制度の趣旨からすれば、公金の支出、義務の負担ないし財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は、住民訴訟の対象にならないと解するのが相当であるとし、請求は不適當であるから却下という判決が下されました。

また、白馬村の下水道加入分担金徴収規則については、規則が白馬村公共下水道事業受益者負担金条例による委任の範囲を逸脱したものと言えるか否かという観点から検討したが、条例の趣旨及び目的と規則の趣旨及び目的の間には共通性が認められ、その内容と効果については共通性が認められるとしております。

また、加入分担金を定めたことにより、住民に過大な負担及び格差が生じていると認めるに足る証拠もないということで、条例による委任の範囲を逸脱するものではないと判断されました。そのため、違法であることを理由とした損害賠償請求は前提を欠くものであり、理由がないことから、これは棄却との判決に至ったところであります。

判決については、いずれも村側の主張が認められたわけでありますけれども、訴訟を起こされてしまったという点については、大いに反省をすべきではないかというように思っております。

そんな中で、より一層適切な賦課・徴収に努めてまいりたいというように考えているところであります。

引き続きこのような事案の再発防止のために、白馬村公共下水道事業事務改善報告書をもとに改善に取り組み、二度とこのような問題を起こさないという強い決意を持って、今後の事務事業に当たってまいりたいと思っております。

そして、今後はどうに取り組む予定かという質問であります。かねてから担当課にはこの制度の廃止を含めた見直しの指示をしてまいりました。また、専門家である日本下水道事業団からもご指導を仰いでまいりました。その結果としましては、下水道事業の受益者負担金に関して、徴収に関した統一した方針が必要であるとの見解が出されました。下水道事業に関する受益者負担の制度は、受益者負担金制度を供用開始直後から制定し徴収をしてまいりましたが、ご存じのとおり、増加する未収金対策として、平成13年に白馬村公共下水道受益者負担に関する条例の一部を改正し、白馬村下水道加入分担金徴収規則を制定したところであります。

また、隣接する区域外からの流入に対して、区域外流入分担金制度を、平成25年度から制度化をいたしました。当時の改正は、納入される方の一時的な負担の軽減を行うためなど、住民サイドに立った姿勢で臨んだものと解釈をしてきましたが、結果として裏目に出てしまい、受益者負担制度、加入分担金制度、区域外流入分担金制度と3つの制度があることで、制度を複雑化してしまい、受益地の適切な管理を困難にし、その結果多くの未収金の増加につながったものと解釈をしているところであります。

そこで私は、今議会の追加議案として、加入分担金制度を廃止すべく、白馬村公共下水道受益者負担金条例の一部改正を行う予定でありますが、その主な内容でございますけれども、第6条のただし書きの部分の1，000平米以上の社会体育施設用地及び賦課対象区域内の地目が山林、原野である土地については、負担金の賦課にかえ、加入分担金へ賦課替えをする規定と、第11条の排水設備を下水道に接続しない土地で負担金の一部または全部を3年経過しても支払わないときは、加入分担金へ賦課替えをすることができる規定を削除したいというふうに考えております。

同時に、排水区域の見直し、徴収金に関する項目等の条文を整理をいたします。これにより、白馬村下水道加入分担金徴収規則も廃止することとなるわけですが、さらに白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の廃止の方向で考えており、これらにより、これからの受益者負担の徴収方法は全て統一をされることが望ましいのではないかとこのように考えております。

詳細につきましては、また議会の皆様方に議論していただきたいと思っております。

そして次に、村長就任に伴う地方自治法第159条の規定に、事務引継書のうち上下水道課及

び税務課関係の実施状況はどのように進められているかという質問にお答えをいたします。

前村長からの引き継ぎは、平成26年8月7日に村長室で行われました。引き継ぎ事項は大きく分けて8項目であり、上下水道の料金関係、水道施設の更新関係、地方公営企業会計制度の見直し関係、そしてまた水道課の技術職員の継承、そして職員養成関係、下水道受益者負担金関係、住民からの訴訟関係、浄化センターの長寿命化関係、全国町村下水道推進協議会関係でございます。

税務課関係の引き継ぎでは、村税は平成9年に比べ8億3,000万円の減収になっているが、住民サービスの低下を招くことのないよう財政運営に努める。また、スキー産業の落ち込みの影響により、大口の滞納者の滞納解消がなかなか進まない状況にあるとのこととあります。

上下水道関係の実施状況でありますけれども、今年度は白馬村水道事業ビジョンの策定に取り組み、水道料金や施設更新などの課題と方策を定め、新年度では資産管理（アセットマネジメント）を実施し、具体的な更新計画を策定してまいりたいというふうに考えております。公営企業会計制度につきましては、随時研修会に参加するなど職員の資質向上に努め、適切な会計処理に努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

さらには、技術の継承と職員の養成につきましては、新年度に向けて技術系職員の採用を行い、技術の継承と養成を行うこととしているところであります。

そして、下水道受益者負担金に関してであります。これは先ほど申し上げましたとおり、加入分担金制度の廃止ということで検討するようという引き継ぎでありますけれども、受益者負担金事務改善報告書に基づき適正な事務に努めてまいるとともに、住民の訴訟につきましては誠実に対応してまいりたいというふうに考えております。

浄化センターの長寿命化事業は、引き続き日本下水道事業団に業務を委託し、適切な更新を図ってまいります。

税務課関係の課題検討事項と実施状況でありますけれども、住宅用地に対する特例措置の適用誤りが判明し、適正課税処理を進めているところであり、引き続き一筆ごとに土地の実態を家屋台帳や住民基本台帳と照合する中で修正作業を現在行っているところであります。また、道路内の私有地については、任意分筆のできる道路から非課税処理を行ってまいります。

そして、徴収関係につきましては、滞納整理を進めていく手法として、破産法による破産申し立ての研究・検討が必要でありましたが、まずは担税力と財産を念入りに調査して見きわめ、徴収不能事案は執行停止処分を行っている状況であり、引き続き徴収業務を進めてまいりたいと思っているところであります。

次に、平成27年度白馬村上下水道課の運営方針についての質問であります。受益者負担金事務改善報告書に基づく改善策の執行と再発防止に向けた組織づくりに取り組む運営方針の実施状況でありますけれども、上下水道課では政策形成を図るため、上下水道課の運営方針を策定し、

ホームページで公表をしており、運営方針には重点的に取り組む分野の施策、業務スケジュール等を記載しているところであります。

今年度の重点事項として、受益者負担金事務改善報告書の検証結果に基づき、受益者負担金に関する条例、規則等及び加入分担金制度の見直しについては、調査検討をすることといたしました。実施の状況であります、先ほどの答弁のとおりであります、加入分担金の制度は廃止の方向で考えているところでもありますけれども、この関係についてはまだ議会の皆さんにしっかりと説明をしながら進めてまいりたいというように思っておりますし、長期にわたって徴収猶予地になっている土地の除外の検討、それから北城地区を含めた排水区域を見直し、排水区域から除外をする、その検討をしているところでもあります。

次に、下水道の受益者負担金における算定基準となる土地の地積についての質問でありますけれども、受益者負担金の算定基準となる土地の地積は、賦課時点の土地登記簿面積によります。

次に、平成13年4月1日以降に賦課される区域と、3年以上未納による賦課替えの加入分担金徴収規則の関係で、加入分担金徴収規則により、1平方メートル当たり1,350円で賦課徴収をされた件数は何件であるかとの質問でございますが、3件であります。本来は1平方メートル当たり1,350円の単価で賦課をしなければならない土地に対して1平方メートル当たり900円で賦課徴収されたものは何件あるかとの質問ですが、5件で、金額は147万9,200円であります。

原因として考えられるのは、賦課替え地としての認識がなく、受益者負担金の単価を用いた賦課替え地としての認識はありましたけれども、受益者負担金の単価を用いざるを得なかったなどの理由が推測をされるところであります。

次に、3つ目の質問の加入分担金の未納を理由に接続を認めなかった件数は何件かとの質問でありますけれども、その案件はございませんでした。そして、4つ目の質問の事項である、賦課替えをした件数もございません。

次に、未納者に対しての延滞金の徴収や差し押さえの関係でありますけれども、過去において督促手数料の80円を徴収をした件数は1,460件、11万6,800円で、延滞金の徴収と差し押さえについては実績がありませんでした。

全国的に延滞金を徴収することは受益者負担金を徴収する以上に困難な課題であるというように日本下水道事業団の指摘もいただいているところであります。

最後に、歴代の責任者に対して倫理的、道義的責任を取るよう要請する考えはないかという質問であります、前任者は賠償請求に基づく賠償を行い、在職をしていた職員に対しては職責に応じた懲戒処分が行われるなど、責任を取っているものと理解をしております。

賠償請求に関しては、平成24年12月14日付で村民の方から住民監査請求書が提出され、監査請求で歴代の村長、副村長、または助役、収入役、下水道事務担当課長に損害賠償請求権を

行使することを求める内容でありました。白馬村監査委員は監査を実施し、平成25年2月18日付で村長に勧告がなされているところであります。

監査の結果は、債権が消滅したことは下水道担当職員の重大な過失と判断せざるを得ない。また、村長等においてもその職員の怠る事実を阻止すべく指揮監督義務を十分に果たし、注意義務及び回避義務を怠っていなかったとは判断できず、過失があったと判断をしているところであります。しかしながら、地方自治法の規定による住民監査請求の期間制限の適用を受け、損害賠償額は請求の日の前1年の間に時効消滅した受益者負担金の額と判断をしております。

平成25年4月には、白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会を設置し、損害賠償判定について諮問をしたところ、賠償判定審査会では職制の責任に応じた賠償額を負担すべきとの答申がなされ、当時の村長、副村長、下水道担当課に在籍をした課長らの損害賠償を認定をしたところであります。

その後、村長は損害賠償請求権を行使をしているところであります。また同時に、下水道課に在籍をした職員への懲戒処分を行っております。このような事態に至ったことについて、行政側の責任が免責をされるものではありませんし、歴代の責任者らも当然議員がおっしゃるとおり、倫理的、道義的な責任を感じていると思いますので、特に私のほうから特別な要請を行うことは考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 答弁ありがとうございました。

ただいま少し聞きとりにくかったわけではありますが、時効であるのに賦課替えをした件数はゼロとお聞きしたんですが、そんなことなののでしょうか。よろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） そのとおりでございます。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第7番（横田孝穂君） それは、ないということはちょっと偽りでございます。白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書が当時90ページに及び報告がされておりますが、その中に、時効であるのに賦課替えをした件数があるわけでございます。そのためにこのような大きな1億円を超える時効が発生したわけでございますので、よくそこはご覧いただかなければならないところでございます。

それでは、この賦課替え制度について違法性がないとの判断が下されたのに、なぜ見直しや条例の改正をするのかというような疑問でもありますのでございますが、村長、このような事態として、900円、1,350円の二種類の混雑関係、平成13年4月以降に賦課替えにより下水道接続時には賦課替え水道である1平方メートル当たり1,350円とされているのにもかかわ

らず、1平方メートル当たり900円の徴収と、また1平方メートル当たり1,350円の徴収の混雑した二種類の接続する、その払う人によって区別され、徴収を今まで実施されてきたわけでございます。村長はこのような事態をどのように感じているかということと、2つ目といたしましては、今回判決においてお墨付きをいただいたわけでありますので、今後は1平方メートル当たり1,350円の賦課対象の管理と、また1平方メートル当たり1,350円の、その徴収に万全を期してやらなければならないことであります。

また、それはやらなければやらないことを、やらなければやらずに不作為となり、村長の今やるべきことはやらなければ、この不作為が該当されるような気がいたしますので、村長のお答えをいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、横田議員からの質問で、この下水道問題については、私の部長の時代に発覚をして、今現在延々とこの内容について来ているところであります。

そんな中で、裁判ではそういう結果になったがという、そういった質問でありますけれども、裁判は裁判として、私はこの、先ほど答弁を申し上げましたとおり、いろいろな条例が交錯している中で、今後の下水道を推進していくために非常に紛らわしい、そういった中で、裁判は裁判として、そしてこの白馬村の公共下水道が円滑に推進をしていくためには、こういったまだるっこいことは整理をしながら改正をしていく、そんな思いであります。その内容につきましては、1,350円というものは、私は今のところ改正をし、900円一本というふうに考えておりますし、それから条例で制定すべきも規則で制定をしたということについても、前回、各議員のほうからちょっとこれはいかがなものかというような、そんな指導もございましたので、担当課のほうにそういった改正の指示をして、今まで来たところであります。

ちょっとくどいようでありますけれども、この問題、本当に下水道の問題については、村民に対して大変不愉快だったり、そしてまた迷惑をかけたこと、そしてまた議員の皆さんにも本当に、こういったことに対して議論を費やした、そしてまた職員もそうでありますけれども、こういったことをすっきりして、下水道事業の円滑な推進ができることが私は一番いいのではないかと思います。そう思っておりますので、この後、また皆さんとご相談をする中で、スムーズな対応をしてまいりたいというように考えておりますので、また皆さんからいろいろなご意見を頂戴しながら、村民に不信感を与えないよう進めてまいりたいというように思っております。

この横田議員さんは特に下水道関係につきましてはいろいろなことで熟知をしているところありますので、そんなことも含めて、この白馬村が新しい下水道事業の更新に一步前に進めるような、そういった体制を私としてはぜひ進めてまいりたいというように思っておりますので、また議員の皆さんを初め、村民の皆さんからのご意見も頂戴しながら、この白馬村が一步、白馬村のために一步前に進むということが非常に重要であろうかと思います。そのためにいろいろな、

抵触のおそれがというような、そういった疑念が抱かれるような、そういったことは極力減らし
ていきたい。そして、村民に信頼のある下水道事業を提供してまいりたいというふうに思ってお
りますので、横田議員、またいろいろな立場でご指導をお願いいただければというように思いま
す。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） ただいまは、下川村長の立場を十分心配して質問したわけでありまして、
この不作為とは行政庁が法令に定めます、不作為の違法確認の訴えとか、そのようなことに該当
されますので、十分な対応が今後の課題であるということを私は心配して述べさせていただいた
わけでございます。

次に、都市計画法の75条の賦課替え接続拒否でございますが、ちょっと長々になりますが述
べさせていただきますが、今回の賦課替えについて、私としては理解不足でわからなく、大変疑
問なことで失礼いたしましたわけでございますが、受益者負担金は、負担金を納入する、収める
ことによる下水道利用できる権利が生じるものではなく、またその権利が発生するものではない
との、村もそのように以前から説明されてきて、私もそのように思っておりました。また、都市
計画法の75条に規定しております受益者負担金は、下水道が使えるようになったことによる、
その土地の資産価値の向上という、利益を受けた方からの徴収制度でございまして、1平方の
900円と理解しております。

次に、賦課替え制度については村長にも聞きたいわけでありましたが、この賦課替え制度はその
後において、平成13年4月以降において、下水道に接続しなかった土地で、負担金の一部また
は全部を3年経過しても支払わないときは、加入分担金に賦課替えをすることができると改正さ
れ、負担金に関する条例第6条では、平成13年4月1日以降の、村長からも申し上げていただ
きました1,000平方メートル当たりの土地、あるいは社会体育館施設を除く区域内の地目が
山林、原野である土地については、負担金の賦課替えにより賦課をするものとし、加入分担金第
11条2項3号では、下水道に接続する際に加入分担金を徴収するとし、下水道に接続する日に、
30日前に1平方1,350円を納入することとし、そして第4条では、村長は分担金を納付し
ない者について下水道の排水設備の接続については拒否できることがあると書いてあります。

そのように解釈しておりますが、なんでこのようなところで、条例の中にあるのに接続を拒否
しなかったということがおわかりであれば、お聞きしたいところでございますが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） それを理由に接続を認めないというのは、件数はございません。

議長（北澤禎二郎君） 横田議員。

第7番（横田孝穂君） ただいま、それによって接続を認めないという事例はないというのも、ま
た偽りでございます。現に賦課替えをいたしまして、下水道3件ほどある中に、1件は納入を全

額払わなくても接続を実施し、分担金の扱いをした事例があるわけで、まだいまだにその方も納入が済んでいるかどうかというのは疑問がありますので、ちょっと余り言葉が軽過ぎるわけでございますので、そこは改善報告書の90ページに及び中に明確にそこは書いてありますので、お間違いのないようにしていただきたいと思います。

それでは、次に、時間がないので移らせていただきます。

4つ目といたしましては、この分担金の関係に入るわけでございますが、ちょっと堅苦しいことを申し上げますが、日本国憲法地方自治法の法律の範囲内の関係でございますが、平成13年4月以降の条例等の改正である賦課替えについてを村長に伺いたいわけでございますが、日本国憲法の第8章、地方自治法関係の第92条、地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治法の趣旨、本旨に基づいて法律でこれを定める。第94条、地方公共団体はその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権限を有し、法律の範囲内で条例を制定することができると定められております。法律の範囲内とはこの都市計画法を指しているのかどうなのかも少し疑問でございますので、伺いたいところでございます。

地方自治法一編の総則でございますが、第1条の2の2、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とし、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならないとあり、地方自治法第2条の16では、地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してはならないとあるが、法令とは都市計画法を指しているのかどうなのかわかるところでございます。

下水道が整備されることによる、その土地が下水道に使えるようになったことによる資産価値の向上という利益を受けた方からの徴収をするものであり、接続において徴収の義務はなく、納付した者に対して下水道への排水設備の接続については拒否するものでもなく、その点等を非常に危惧されています。その点についても伺いたいところでございます。

また、地方自治法第2条の17では、前項の規定に違反し、行った地方公共団体の行為はそれを無効とするとあり、賦課替え制度で扱ったこの案件そのものは、賦課替えをした時点から時効の中断がされず、既に15年もの月日が過ぎ、時効が進行され、既に賦課替え分は全額時効の可能性はどのようになるのか心配いたしますので、お伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 横田議員さんの再質問にお答え申し上げます。

法令の範囲内であるところにつきましては、都市計画法、それから下水道法、それから広くは民法、もちろん地方自治法のこと等を指しているわけでございます。それにつきましても、それに関してですけれども、先ほどの接続の拒否云々のところでもありますけれども、いわゆる下水道の排水設備につきましては、地方自治法で言う公の施設ということでもありますので、それに、いわゆる未納を理由に接続の拒否をすることはできないというふうに解釈しているところであり

ます。

それから、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 先ほどの件であります、上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） すみません、先ほどの答弁の中で、時効であるのに賦課替えした件数と金額という質問に対しまして、時効であるのに賦課替えした事例はないということに対してはそのとおりでございますが、厳密に言いますと、受益者負担金の時効消滅というような意味であればあるということでございます。横田議員はそういう意味でおっしゃったと思いますが、それについてはそのとおりということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員、質問ありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） この関係について再質問をしたいところでございますが、時間がないので次に移ります。

次に、9月議会における農地猶予についての関係が、私9月に質問させていただきましたが、昨年9月の一般質問の中で、私は農地の猶予期間は法に定めた5年であり、村によっては期間を過ぎ、徴収猶予とその取り扱いを怠り、多くの農地は時効ではないのかという事例があるがということで、これは、この村の条例規則では都市計画法の自治法のほうに対応できるかというようなことで質問いたしました経緯がございますが、担当課長の答弁では、農地については現在猶予しておりまして、猶予がやはりその前に来ていたということが当然報告でも報告されているわけでございますので、猶予地については再確認、見直しの作業を進めると答弁をさせられております。

また、副村長におかれては、答弁の中で、確かに農地の猶予の関係は時効の停止に当たるかどうか、中断になるかどうか、それが非常に大切なポイントであることは知っております。今のところ時効にはなっていないふうに解釈しているところでございます。それほどまでに回りくどく自信のない答弁では困るわけでございます。このような農地の時効についての答弁は、その村が農地に対して条件等で明確であれば簡単な答弁で済むわけございまして、白馬村においては明確になってございます。

今回の白馬村の場合は、農地については条例で明確になっており、他の市町村に見られるような心配は一切ございません。白馬村公共下水道事業受益者に関する条例施行規則の第10条、別表第10条の関係について明確にされており、農地の徴収猶予の期間は、農地法第4条、農地法第5条の規定により、農地法第4条とは、農地の地目が変更であり、農地法5条とは、農地法の地目の変更及び所有権の変更を指しております。農地委員会により転用の許可を受けた日、または宅地化されたと認められる日までの2年以内になっており、その点については明確であると答えれば済む問題であります。何か大きな問題があったのか不明でございますが、余り不明確といえますか、回りくどいような答弁で非常に私も困惑したところでございます。

それでは、次に質問いたします。

国調と登記簿についてでございますが、下水道受益者負担金における算定基準であります、土地の地積は条例施行規則では、その土地の登記簿の面積であります、国調済みである土地は、登記簿で言えば当然新たな登記簿となりますが、当時国調に入る前に村民との約束事において、固定資産税その他の税については、全村一帯が国調が終了するまでは旧登記簿においての約束もあり、今現在においても税務課においては旧登記簿による課税での徴収でありますことから、当然下水道受益者負担金においても税務課の扱い方法が村民の公平性が持たれるものと思います。

村民が知らなく、気がつかない状態であれば、村は加入になれば幾らでも請求できるようなお考えはあってはならないはずであります。常に村民の公平性に努めるべきであります。早い対応策を望むところでございますが、その見解につきまして村長からご答弁をお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、賦課時点での土地登記簿面積によるということで行っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。横田議員の質問はあと4分です。質問はありませんか。横田議員。

第7番（横田孝穂君） 登記簿謄本で徴収するというのは、非常に条例上では正しいことですが、やはり固定資産税の国調が終了するまでが村の税金関係は約束でありますので、やはり国調済みとでは17%はどうしても負担が多く、平均で17%、場合によれば1軒のうちに3倍も違ったという事例があるわけでございまして、そういうことは我々村民は知っておらないけれども、私は公平性に欠けているんじゃないかということで質問したわけでございます。

それと、次に水道法であります水洗便所への改善義務についてでございますが、私の、これは答弁はよろしいですが私のご意見を述べさせていただきます。

今後の白馬村下水道の経営の安定化、多くの村民の加入促進に努めなければなりません。今後は未改造の促進に努め、加入率を100%にすることです。なぜ早いうちからこの促進に努めなかったかが疑問であります。下水道法第11条の3では、下水の処理を開始する日から3年以内に改造しなければならないとあり、下水道法第11条3の3では、くみ取り便所を水洗便所に改善することを命ずることができるとあり、下水道法第48条では、この命令に違反した者は30万円以下の罰金に処するとあり、なぜ早い段階での取り組みが欠けていたのかであります。村は一日も早い取り組み促進に一層努めてほしいと、私は望むところでございます。

次に、第三者委員会の設置の考えについてでございますが、先ほども倫理的、道義的責任の質問をさせていただきましたが、このようなことにおいて当初から長年において多額の未納金の不徴収や多額の時効を発生させた、今になればさまざまな問題に対して村民に対し計り知れない大変なる損失を与え、また、村民に対して大きな信頼を失わせ、公平性を欠いたことに対して、村

長は今後早急に専門家を交えた第三者委員会を設置し、今後について早急に結論を急ぐべきであります。

第三者委員会の設置を要請いたします。そのような考えはあるのかどうか、村長にお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの横田議員さんの再質問にお答えいたします。

横田議員さんおっしゃるように、この問題につきましては非常に大切なことかというように、その認識は十分しているところであります。ただ、問題が非常に微妙であることも含めまして、第三者委員会の設置をするかどうかにつきましては、十分庁内で検討していきたいと思っています。庁内と申しましても、特に過去下水道に携わった職員と、それから議会の皆様方を含めて十分検討して、その方向性を決めていきたいというふうに思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第7番横田孝穂議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、第1番加藤亮輔議員の一般質問を許します。第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 1番日本共産党加藤亮輔です。

今回、2問の質問を提出してあります。

まず最初に、昨年12月に答申された白馬村総合戦略について質問します。

1として、白馬村総合戦略は27年から31年までの5カ年計画で、目的は人口減少に対応し、住みよい環境の確保と活力ある白馬村の維持です。それを実行するために、4つの基本目標と23の基本施策を決めましたが、目標を達成するための期間はあと4年しかありません。28年度予算の中で、この23の施策を実現するため、どのような新事業に取り組んだのか、その新事業名とその予算額を示してください。

2番目として、この総合戦略の計画期間中の客観的検証はどこの課で行っていくのか教えてください。

以上2点です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 加藤議員から2つの質問を受けております。関連がありますので、白馬村総合戦略についての答弁をさせていただきます。

平成28年度予算書の中で23の施策に基づく新事業名とその予算額と総合戦略の客観的検証はどこで行うのかの質問についてであります。総合戦略につきましては、平成27年から31年度の5カ年に取り組むべき基本施策と達成すべき重要評価指標KPIを設定し、地域の資源と人を生かした仕事の創出、白馬村への新しい人の流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、将来にわたって住み続けたい町をつくるという4つの基本目標を達成するための施策として、それぞれ4から8の施策を行うこととしているものであります。

平成28年度予算書における総合戦略の基本施策に基づく新規事業名と予算額はどの質問であります。まず総務企画費にある北アルプス連携自立圏事業の506万8,000円の負担金は、新たな広域連携による地域力の向上と経済・生活圏の形成という基本施策に該当する新規事業であります。

次に、観光商工費には、創業支援事業補助金300万円が計上されておりますが、これは新たな創業支援と空き店舗の活用支援に当たる部分であります。

また、白馬高校支援事業では、移住・定住を視野に入れた事業として、新規分のみでは1,100万円となります。

このほか、28年度の当初予算ではありませんが、グリーンシーズンの観光振興という基本施策に対応するものとして、山岳景観を生かしたサイクリングコースの整備を地方創生加速化交付金で申請をしております。

なお、予算編成時期と戦略策定時期の兼ね合いで、新年度予算に反映できなかったものもありますので、今後、総合戦略の5カ年の計画期間の中で検討し、予算化できるものは予算化し、実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、総合戦略の客観的検証につきましては、白馬村総合戦略では、まち・ひと・しごと創生を実現するために、PDCAサイクルの確立により戦略の進捗管理を行うこととしており、第5次総合計画とともに白馬村計画審議会において実施をした施策・事業の効果の検証を行い、必要に応じて総合戦略や盛り込んでいる施策を見直すことで総合戦略の推進を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今、2番目の質問で、客観的検証はどこの課で行うのかという質問に対しての答弁が漏れていると思いますけれども、再度お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。村長。

村長（下川正剛君） 総務課のほうで検討するようになっております、よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 客観的検証は総務課で行うということですが、今、答弁の中にも出てきま

したけれども、今回、そのP D C Aを用いて行くと。これは総合戦略の中にも書いてある計画・実行・評価・改善と4つを繰り返してやっていくということがよくわかるんですけども、もう一つ、K P Iという字句が出ています。このK P Iというのは重要業績評価指標ということに直訳されていますけれども、今まで僕たちが使っている、一つの計画を立てて目標を起こすときに目標値を出す、それとこのK P Iと、この数値とは何か違いがあるんですか。そこをちょっと簡単に説明をまずお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 加藤議員のK P Iにつきましてのご質問であります、K P Iにつきましては、今回の地方版総合戦略の策定に向けて、いわゆる重要評価指標というK P Iを設定しろという国からの指示でございます。したがって、具体的にこの評価指標を達成したかどうかという指数を示すことを求められており、結果としてそのP D C Aサイクルの中でその数値に到達したかどうかという部分が一つのこの戦略の可否といえますか、実施状況がうかがえたかどうかという判断になってこようかと思っておりますので、その部分で今回の数値設定をさせていただいたということでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） よくわかりました。計画についての、要はその年度ごとの到達点をはっきりさせるということだと思います。

それで、次の質問に移ります。

この総合戦略を策定する、総合計画と一緒に昨年8月24日に第1回策定委員会が行われ、12月1日の第4回会議でこの総合戦略の答申が出されたと。それで、いろいろ、この質問をするためにちょっと調べたんですけども、まず第一にちょっと疑問なのは、1回目、8月24日に行われた1回目についてはきちんと議事録、資料が全部そろってホームページに立ち上げてあるんですけども、それ以後の2回、3回、4回、要はこの委員の方の審議内容が行われた2回以降の議事録がホームページに載っていないと。よくよく調べたら、10月23日に2回、11月17日に3回、12月1日に4回やられているんです。はっきり言えばもう3月で、3カ月、4カ月たっていると。それにもかかわらずその議事録が載っていないということでは、この目標の具体的な取り組みとか、そういうものが審議会でも議論されて、それがどう決まってきたのかというところが全く見えないんですけれども。まず最初に、なんで2回以降の議事録が載せていないのか、また載せないのか、ちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの第2回目以降の議事録が載っていないというご指摘につきましてはそのとおりでございます、作業のほうは進めておるんですが、会議の中での議論という

ものもかなりやっております、それを文字に起こすのが事務的におこなっているということで、今現在載っていないという状況でございます。

早期に載せられるようにというふうに指示をしておりますが、ちょっとどのタイミングで載せるかどうかというのは、現在、各会議とも並行して作業を進めているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今度は、次に移りたいんですけども、10月23日からもう5カ月もたっているんですから。それはもう早目早目に議事録を載せていただきたいと、よろしくお願いします。

それで、具体的な施策にちょっと移ります。一番最初に基本目標1、仕事おこしについての施策4、先ほども村長答弁でもありましたけれども、グリーンシーズンの観光客を113万人から120万人へ7万人ふやすと。そのふやすための具体的事業として、白馬大雪渓までの道路を拡張して電気自動車を乗り入れるということが1つ。それから梅池自然園から大雪渓までのトレッキングコースを復活すると。それから3つ目に、山岳景観を生かしたサイクリングコースの整備をするということが上がっていますが、村長、この3つの事業を31年までにどれだけ進める気でいらっしゃるのか、その辺の心構えをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、加藤議員からの質問でございますけれども、大雪渓への電気自動車の対応、そしてまた梅池とのトレッキングコース、そういったものを、このグリーンシーズンにいかに白馬にお客様を呼んでこられるかということは、これからの白馬の観光の一番目玉であります。冬の観光はそれぞれ100万人というお客様が来ていただいているわけでございますけれども、この白馬村の観光にとってこのグリーンシーズン、花三昧もありますし、それからこの白馬の大雪渓、日本の三大雪渓の一つでありますこの大雪渓にもっと多くのお客様に来ていただくためには、電気自動車という、そういったことも検討の中ではしているわけでございますけれども、あの道路につきましては、中信管理事務所が管轄をしているというようなことで、正式の道路であるわけではありませんので、この前も私、中信管理事務所の所長のほうにお願いをして、何とか対応ができないかという、そんなお話をしているわけでございますけれども、森林管理事務所でも非常に好意的な回答をいただいておりますけれども、ただ道路が交通安全のための規格に合っていないというようなことで、そこら辺がクリアするには非常に難しい、大変だということを認識しているところであります。

いずれにいたしましても、今までそういう話があったわけでございますけれども、そういった意味で一歩前へ進めるために、このグリーンシーズンをいかに大雪渓というセールスポイントで

売り込んでいきたい。

そしてまた、もう一点は、非常に最近、サイクリングロードというようなことで、マウンテンバイクを含めたサイクリングのニーズが非常に多いわけであります。そんな中で、今回も予算的には観光局のほうへ予算立てをしているわけでございますけれども、何とかこの冬の観光にかかわる、そういったことを進めてまいりたい。

そして、今いつまでというような話があったわけでございますけれども、サイクリングにつきましては、マウンテンバイクも含め、今スキー場のコースがあるわけでございますので、そんな中で対応してまいりたいというふうに思っております。そして、拇池の自然園の関係につきましては、この登山道を開発するには非常に難しいというか、険しい山岳の地積でありますので、非常に難しいが、何とかここでお客様が拇池から馬尻へ下ってくる、馬尻から拇池の自然園へ上がるというような、そういったことをすれば、白馬村においても、小谷村においてもそのようなメリットがあるというふうに私は感じているわけでございますけれども、そんなことを今まで話にはあったわけでございますけれども、何とか将来のためにも進めてまいりたい、そんなふうに思いますし、それから、観光といえば西山という認識があるわけでございますけれども、この東山の歴史・文化も、この白馬村のセールスポイントにしていまいりたいというふうに思っております。このグリーンシーズンのお客様を迎えるには、この田園風景、そしてまた東山から見る山岳景観、そういったものを含めた、この白馬村の観光の材料としてPRしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 先ほどもこれ総務課長から説明があったように、K P Iに基づいた指標を達していくという、そういうこれ計画書なんですか。今言われたように、非常に困難なトレッキングコースの整備、それから大雪渓までの道路を拡幅する、そこもまだ道路ともなっていない、認定されていないところを1からやっていく。それを31年までの計画に組み入れていく、そこに対してこの計画自体が先ほど言ったK P Iの精神からいくと反するんじゃないですか。それはどのように考えているんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今回の山岳景観の関係で、道路の関係の予算に、道路の登山道の道も非常に壊れているというようなことで、これも国のほうの支援をいただきながら道路改良をしてまいりたいというふうに思っております。ご存じのとおり、猿倉から奥というのは非常に大雨が降ったりして決壊等々しているわけでございますけれども、そういったこともこの自動車を上げる前にそういった整備をしていかなければいけないというふうに考えております。

いずれにいたしましても、そのぐらいな、この夢を持ちながら進めていくということは非常に

大事だと思っておりますので、ぜひ長年の念願といいますか、白馬村の夏の観光の、グリーンシーズンの観光の目玉にいろいろな話は出てきているわけでございますけれども、そういった取り組みをしながら白馬村にお客様を呼んでくる、そのための施策でありますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 登山道の整備も、ほかのところでやられた予算だと思うんです。猿倉の大雪溪のこの道路の工事を始めるということではないと思うんです。その点ちょっと一言言って次の質問に移ります。

次に、基本目標1の施策3、小水力発電を4年後の平成31年度までに100万キロワットにするという目標を掲げてありますが、まず去年、平川のみそら野にできた小水力発電所、この発電所は何万キロワット稼働したのか。また買電価格は幾らだったのか、お伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 小水力の今までの実績についてのお問い合わせであります。発電量につきましては81万キロワットですので、掛ける34円ということで2,760万円余であります。念の為申し上げますと、11月10日ですか、その小水力施設のポンプが破損、故障いたしまして、それ以降現在まで今稼働していない状況であるというところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 今報告がありましたように、この平川のみそら野の小水力発電所、81万キロワット発電したと。これ4月から11月の7カ月間で発電した量だと思うんです。私たち議員がいただいた、この年間の発電量は146万6,000キロという報告がありました。つまり、この31年に100万キロという設定になってはいますけれども、もうことしというか、今回事故がなかったらもう140万キロワットが発電するという数値なんですね。これ、審議会ではどのような形でこの数値を設定したのか。その辺の数値設定のいきさつは議事録に何も見えていないものですから、ちょっとあえて聞かせてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、小水力発電の目標値、平成31年度年間100万キロワットということで、今、年間安定して稼働した場合ということであれば140万という部分もあろうかと思いますが、これは全般的な事項にわたりまして、審議会にお諮りをする前に各課のほうから係数等をいただいております。その中で、小水力につきましては稼働初年度ということで、安定したものといけるかどうか判断がなかなか難しいということから、主管課のほうから年間、多少係数整備の部分はあるかと思いますが、100万キロワットということで設定をさせていただきました。

なお、審議会の中での意見がどうだったかという部分につきましては、これは審議会のお諮り、

またはパブリックコメントの中で出てきましたのは、１００万キロワットという単位がわかりづらいということで、年間という、頭に文字を２文字つけさせていただきました。そのような経過はございますが、基本的な数値につきましては主管課のほうから出していただき、その数値に対して審議会のご意見を伺うというスタイルでこちらのほうの経過を経てこの数字になったというものでございます。

以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） では、あえて農政課に聞きますけれども、今言ったように１４４万キロというのが大体達成ワット数という数値の報告があったんですけれども、そこに、３１年度のところにまた１００万にダウンさせて目標値を設定する、そういう相談が審議会事務局から来たときに、担当課はどういう判断をしたんですか、一言お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） この１００万キロワットのいきさつであります。先ほど総務課長が申したとおり、安定供給という中で言うと、１００万キロワットという切りのいい数字にしたのは確かでございます。一方で言うとハードルが低いのではないかとというご指摘もごもっともだと思いますけれども、基準値ゼロからして１００万キロワットの施設を安定的に動かすということをまず最低目標にしたいというものであります。もちろんですけども、目標値に縛られるものではなくて、それ以上行くことは全然やぶさかではないということでご承知おきいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 私はもう達成しているというふうに、１００万キロに関しては達成していると思うんですけども。それで、この小水力発電、私はこの白馬の土地柄、非常に有力な自然エネルギーだと考えています。積極的に進めるべきだとも思っています。

それで、２５年度の自然エネルギー自給コミュニティ創出支援事業で、切久保水路の報告がありました。ここは年間可能発電量が１７３万キロと報告がありました。これ１７３万キロということは、先ほどの計算でいくと、ちょこっと引いて１５０万キロの売電価格３４円と。そうするとこれ年間５、１００万円になります。これ４億、５億お金をかけても、こういう施設は３０年、４０年の生産ですから、十分元が取れるというか、採算に合うと思うんです。

それで、こういうぐあいに総合計画の中に記載されていて、今後も拡大していこうということは、委員会とかでも聞いています。２８年度予算に次の計画の予算として出さなかった事情はどんなことがあったのでしょうか。そこをちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横山農政課長。

農政課長（横山秋一君） 新年度予算に小水力の予算が盛られていないというご指摘でありますけ

れども、ご承知のように、ようやく２７年度、１期目が、土地改良区の施設とは申せ、白馬村と土地改良区で６，０００万円弱の負担をした施設がようやく稼働し出したところだということ。しかも年度途中で想定をしていない大故障が発生したということで、次のものに取りかかるには若干ちょっとブレーキがかかったのは事実であります。

あと、うちの課の事情を申し上げますと、ご承知のとおり、ことし、あと２８年度はやはり農地、農業施設の災害復旧、大優先しなければいけないということで、まだ復旧事業については半分行ったか行かないかというところでありますので、そこら辺の予算化については、はっきり言って念頭に浮かばなかったというのが正直なところであります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） この小水力については、同じ２５年度に塩島、深空、犬川、滝川、最近では平川の、今のみそら野の対岸の飯森にもというような構想が出ています。

とりあえず、この一つの事業をやっていくためには、案件形成か、そういう形から、今度概略設計とか、今度次の段階とか、２段階、３段階と繰り上げていかなければ本体の事業は進まないと思うんです。そういう事業を、一つのことを進めるのに、やはりそれぐらいは年月がかかるから、一つ一つをクリアしていくための予算立てをきちんとやって、そして小水力について農政課のほうでももう少し前へ進めるような予算立てをお願いしたいと思います。

それで、この小水力でお金を稼ぐということもひとつあるんですけども、白馬村全体の、ここにも電気ついていますが、ことしの予算案の光熱水費を全部計算すると、７，４９１万円になります。これはもちろん光熱水費ですから水道代も入っていると思うんですけども、それぐらい莫大な金が使われているということです。

この金が自前のこの小水力で可能になれば、これは本当の意味で外国人観光客にとっても、白馬のリゾート施設の公共施設は原発の電気ではなくて村の天然エネルギーで、自然エネルギーで賄われていると、そういうことを発信することによって、本当に内外の白馬村のグレードがもう一段上がると思うんです。だから、そういう施策をやっていくことが観光の押し出しにも私はなるし、それから行政視察とか、そういうところにもいろいろな注目を集めるということで、積極的に行ってほしいと思うんですけども、村長、そういう考えはおありでしょうか、ちょっと一言だけ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 水力発電につきましては、環境にやさしいということで、重要な白馬村の、この観光にとっての重要な位置づけであるということは十分私も認識をしているところであります。そんな中で、前にもそんなお話もしたかと思いますが、白馬村で地産地消の電力は大体どのぐらいあるかというときに、二股の発電所とかいろいろな発電所を合わせると、大体一般家庭で換算しますと３，０００件ぐらいのエネルギーを算出しているというようなことのようにありま

す。

そんな中で、この水利の問題も重要なことでありますし、そこら辺も含めて、できるならばそういうこともこの電力、環境にやさしい自然エネルギーを推進していくということは、これは重要であるというふうに認識をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次に、基本目標3について伺います。

3は子育てのことが書かれていると思います。それで、この白馬村で生まれた宝である子ども、この子どもに対しての政策を少しでも充実すると、このことが白馬村の人口の低下を防ぐ、それからまたその政策を拡大することによって移住者をふやすということで、非常に重要な課題だと思います。

そんな中で、4の中に、これは、4は小・中学生の政策だと考えますけれども、この若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえると、そのために事業としては中学生のタブレット事業を900人にふやすと。小学生のタブレット事業を同じように690人ふやすと。こういうものは数値が出ていますけれども、こういうタブレット事業をふやすことが子育ての希望につながる政策だと、まずそういうお考えなんですか。これはまた審議会の中で小・中学生の支援対策としてどのように話し合われてこういうタブレットの使用が具体的になってきたのですか。ちょっと説明をお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのICTを活用した教育の推進の中での、小・中学校のタブレット活用授業というご質問であります。記憶の中では審議会の中で多少のご意見はあったような気はいたしますが、具体的にこれについての討議というような状況はあったかという、なかったように記憶をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 子育て支援でしたら、この保育園のところについては割合充実した政策の取り組みが載っていると思うんです。でもこの小学生、中学生のところに対しての政策は余りにも貧弱だと、私は思うんです。今、小学生、中学生が学校へ大体1万円か1万二、三千円の学級費を払っていると思うんです。その中の一つに給食費があります。この給食費が小学生で大体年間5万6,000円、中学生で6万5,000円納めているということです。

元に松川村は1人1万円の助成をことしから始めるということを聞いています。そういうタブレット以外の事業について、審議会の事務局と教育課ですかね、この問題に来ると、それを話し合われたことはあるんですか。ちょっと教育課長、お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 加藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

直接的に審議会の中に私どもが入って議論をさせていただいたということはございませんけれども、事務局レベルの中ではそういう内容について審議をしていこうということでお話をさせていただいてございますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） その事務局レベルで話し合われた中で、先ほどのこのタブレットのこの900人が総合戦略に盛り込むのに非常にいい取り組みだというふうに教育課では考えたかどうかということと、こういうやつよりもっとほかの取り組みのほうがいいんだよと、何か新しいことを提案されたのか、その辺はいかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） お答えをさせていただきます。

タブレットの端末の導入等につきましては、現段階で中学1年生に支給しているという状況があります。これにつきましては、3年間をかけて中学校全体に広めたいということで、当初計画を進めてきてございます。そのような関係の中で打ち合わせをさせていただいてございますので、こういう事業、新たな事業が展開できることが一つの目標となって、次の世代にいい教育の連鎖を生むのではないかとということで打ち合わせをさせていただいておりますので、お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 全般的に関連した事項になりますが、白馬村の総合戦略につきましては、ごらんのとおり、いわゆる生産年齢人口の増加をはかるというのが審議会の中でのご意見で、そのようなまとめ方をさせていただいております。たまたま今の基本目標の3でいきますと、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるという事業が組まれておりますが、何もこの目標の中だけに入っているという部分ではございません。中には白馬村への新しい人の流れをつくるのに当たり、当然のことながら、例えばでありますけれども、基本目標の2のところと言うと、白馬村への新しい人の流れをつくる、基本施策の3では外国人の児童・生徒に対応した教育環境の整備とか、その上の基本施策の2では地域高校である白馬高校の魅力化、いろいろな部分に絡んできているというものもございまして、基本目標の3にあるから小・中学生の事業がここで見られないというようなことはございませんので、広くそれぞれの取り組みは複雑的に絡んでいるというところで、あえて載せるとするとどの基本目標に当たるのかということで掲載をさせていただいております。ここら辺につきましては、審議会の中でもこの目標に載るのがいいのかどうか、そこら辺の議論も重ねながら、一番わかりやすい、または関連する項目の中でウエー

トが重いところに入れているというような組み立て方をさせていただいたという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと１８分です。質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 今、答弁いただきましたけれども、それは重々承知です。２３のこの施策について１時間で議論するなんて到底無理ですから、その中から特別不具合を感じそうなのはどんな話をされてこういうように決まってきたのか、それをちょっと聞いたわけです。

次の質問に入りますけれども、次のところでも、またこれも先ほど言った、今までの数値よりもうちょっと厳格に数値を設定して達成するよという、その数値設定にもかかわらず、基本施策の７のごみ処理の広域化とごみの減量化のところですよ。これは、２６年に３、１３５トン、３１年に２、９００トンにすると。リサイクル率は２１％を３０％にするというふうに載っていますけれども、これは、はっきり言えば、議論もせずに広域化で出ている今の数値を当てはめただけというように私は見ますけれども。ただ違うのは、広域化の計画は、この数値は２９年までに達成するという数値ですよ。それを３１年まで引き延ばして同じ数値を持ってくるということも甚だちょっと遺憾な数値設定だと私は思うんですけれども、この辺、悪いけれども住民課長、どのような相談があってこの数値を載せたのか、ちょっとお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。矢口住民課長。

住民課長（矢口俊樹君） ただいまのごみ処理広域化に伴うごみの減量目標のご質問でありますけれども、今、加藤議員ご指摘のとおり、広域連合のほうで上がってきております焼却ごみの減量目標、そちらのほうと整合を合わせるということで、２、９００トン为目标にいたしました。計画年度のずれが２年ほどありますけれども、今現在、それに向けて動いている途中でもありますので、一つの目標設定として、２、９００トンにさせていただきました。広域連合の計画と連動を持たせたということでぜひご理解をお願いしたいというように思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第１番（加藤亮輔君） 次の質問もありますから、このＰＤＣＡサイクルを本当に使って、客観的な検証を行って、数値の変更とか、内容の変更をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

次は下水道問題についてです。先ほど午前中に同僚議員が質問されたので、簡単に済ましたいと思っていますけれども、１番目、２月１９日に判決が出ました。判決は、加入分担金の賦課徴収は村に財産上の損失を伴わない行為だから住民訴訟の対象にはならないと却下（門前払い）しました。しかし、私も含めて大勢の村民もそうだと思いますけれども、下水道問題全体を考えた

場合、白馬村に損害がなかったと言えるかどうか。村長、その辺はどのようなお考えか。裁判の判決はこうだけでも、村長としてはどう思うか一言お願いします。

それから2番目、判決は、時効の制度については判断を避けたというか下していません。こういうふうに白馬村の賦課替え条例・規則をつくって、法律で決められている時効がなくなっちゃうという、こういうようにする行為は合法か違法か、これも見解をお願いします。

それから3つ目は、加入分担金について村が作成した、下水道受益者負担金事務改善報告書の検証をお願いした日本下水道事業団の報告を受けて抜本的な見直しをやると。それで、抜本的な見直しの中で59万円の委託料を払って条例の改正とかの個別研修を受けていたということです。

計画によると、27年度末かこの3月に条例改正案を出すというような報告でしたけれども、条例規則がまだ出ていません。これはいつ提出するのか、3点についてお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、横田議員の一般質問と重複をする部分もあろうかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

下水道問題に関する判決について、加入分担金の賦課徴収は村に財産上の損失を伴わない行為だから、住民訴訟の対象にならないと却下されたが、下水道問題全体で村に損失がなかったかとの質問であります。住民訴訟制度は、普通公共団体の公金、財産及び営造物が本来住民の納付する租税その他の公課等の収入で形成され、自治行政の経済的基盤をなすものであることから、役職員による違法な支出、管理及び処分行為を防止矯正し、もって公共の利益を擁護するために認められた制度と解されます。

このような趣旨からすれば、公金の支出、義務の負担ないし財産上の損失を伴わない単なる収入を発生させるにとどまる行為は住民訴訟の対象にはならないと解するのが相当と判断をされております。そのため、今回の請求住民訴訟の対象にならないため、却下となったものであります。

そして、今回の下水道受益者負担金問題で村に損失がなかったかという見解に問われれば、結果としては多額の未収金を生じさせたことは損失であるということは事実であることから、重ねておわびを申し上げる次第でございます。

次に、賦課替えの条例・規則をつくって、法律が定める時効をなすことが合法かとの質問であります。そもそも私どもの事務は法令を遵守し、根拠法令にのっとり正確な法令解釈のもとに事務を進めるものであります。このことから、加藤議員の質問については答弁の方法がありません。ただ、今回の訴訟では時効についての判断を求める訴えではありませんので、申し添えさせていただきます。なお、繰り返しになりますが、判決の内容については真摯に受けとめるとし、引き続きこのような事案が生じないよう再発防止に努めてまいりたいと思っております。

最後に、加入分担金については、条例改正案に関しましての質問でございますが、先ほどの横田議員への答弁と同様でありますので、よろしくお願いを申しあげ、答弁にかえさせていただきます。

ます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 2番目のところ、時効の判断ですけれども、実際問題受益者負担金の6条、11条に基づいて加入分担金制度をつくったと。それで11条のほうで、3年たったやつは加入分担金に移行するというふうになっています。そうすると、受益者負担金のままでいれば5年間で徴収すると。延び延びになって10年ぐらいに延びるかもしれないけれども、一応、きちっと取らなければ時効というものが発生します。だけれども、加入分担金に移行すれば時効というものが発生しないと。そういうことが合法と考えるのか、考えないのかということを聞いているんですから、答弁の対象でないというような返事はちょっと筋が合わないと思うんですけれども、その辺お願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 合法か否かということではなくて、今回の住民訴訟の裁判所の判断からすれば、今までやってきたということは大きく逸脱はしておりませんでして、この規則の趣旨とか目的というのはそもそも条例に共通性が認められるというふうに判断されているものでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 大きく逸脱はしていないと。日本下水道事業団の加藤教授の見解によれば、抵触のおそれがあるというようなことを言われていたと。それに沿って、やっぱりおかしいわなと、自分としてもそういう判断ですけれども、この9月にお会いしたときに、質問したときもそのような感じの答弁をされていました。

それで条例改正もやったほうが、やっぱり疑義のある条例をいつまでも続けるよりも、やっぱりそこを解消したほうがいいということで、村長も先ほどの、前の質問者の答弁で、そういう形で加入分担金制度はやめるということを表明されたとは私は理解したんですけれども、その辺は間違いないですよね、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいま加藤議員さんがおっしゃられた、そのとおりでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員の質問時間は、答弁も含めあと5分です。質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） 次の段階のことをちょっと聞きたいんですけれども、この条例改正案を提出したいというような答弁でしたね。提出するというんだけれども、この3月議会の当初には提出されていなかった、私もまだ受け取っていません。それは追加議案で提出するという予定なのか、それともこれはこの議会を終えて、その後また臨時議会を開いてやるおつもりなのか、それはどちらなんですか。ちょっと今後の動きを教えてください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの質問の答弁でございますけれども、この後、議会運営といたしましては、議会運営委員会等々が開かれて、会期内中に云々というふうになってきてございますけれども、ちょっとこちらの執行部側の状況等々で、再度調整しなければならないことがございます。ですので、今の状況でいきますと、議会運営委員会がすぐそこに迫っている日程でございますので、それには恐らく間に合わないだろうというように考えてございます。ですので、今定例会中での議長への提出は非常に微妙であるということで、どちらかという間に合わない可能性が出てくるということでございます。ただ、村長が答弁で申し上げましたように、改正に向けての方向性であることは間違いないということでございますので、今後の予定につきましては、また議会の皆さんと相談の上、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。加藤議員、質問ありませんか。加藤議員。

第1番（加藤亮輔君） そこで、意見ですけれども、この下水道問題の賦課替えの問題は、13年のときの議事録を読ませていただきますと、余り議論がされていない。割合短い報告、議案書でした。

私たちというか、私自身、やっぱりこの問題は大きな村民の関心事です。だから、短時間のうちにこの改正条例を決めるのではなく、やっぱり十分な審議をして、それから一つ一つの条文を住民に説明できるように勉強もしたいと。だから説明するときにはそれだけの準備と、それから統一の見解をお示しいただいて説明していただきたいと思います。それで、二度とこういう紛らわしい条文をつくらないようにしたいと私は思うんです。私自身受益者負担金一本にするということは大賛成です。

けれども、加入分担金がなくなることによって、いろいろなところの、いろいろな条文のところでも新たな問題が発生してきますから、その行政の統一見解と法的な根拠を必ず示して、それで説明をお願いしたいと思います。これはそういうようにしていただけるかどうかだけの返事をお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの件でございますけれども、加藤議員さんおっしゃるとおりに進めて、議会の関係の皆様と協議をしながら進めていきたいというように思っています。これは村長の意思でもございますので、付け加えさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第1番加藤亮輔議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時08分

議長（北澤禎二郎君） 休憩に引き続き会議を開きます。

次に、第6番太田伸子議員の一般質問を許します。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 6番太田伸子でございます。

1, 000年に一度と言われるような未曾有の東日本大震災、そしてその翌日栄村を中心に発生した県北部地震、先週、3月11日、あれから5年が経過し、各地で弔意をあらわす式典が行われたとのことです。報道によれば、今なお17万4,000人余りの方がふるさとにも帰れず、避難生活を余儀なくされていること、そして2,500人余りの方が行方不明とされていることなど、復旧・復興作業は確実に進んでいるものの、被災地に思いをはせたとき、私たちもこの悲しみをぬぐい去ることはできません。

そして、白馬村の神城断層地震から1年4カ月、復旧事業もほぼ順調に進み、本年は災害公営住宅に着手されますが、被災者により沿った震災復旧・復興事業を推し進められることを強く念じております。

さて、本日は通告に従い、3項目の質問をさせていただき、村長の平成28年度にかける意気込みをお伺いしたいと思いますので、村長ご自身のお言葉で答弁いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1番目は、寡雪対策についてであります。

本年、例年を見ないような雪不足に見舞われました。スキー場も1月半ばまでフルオープンできないスキー場もありました。1月8日に設置されました寡雪対策本部の立ち上げの経緯について伺います。

また、対策本部設置要綱の中の任務としての中で、寡雪状況に伴う情報の収集及び整理に関することというところで、情報の収集結果というものはどのようになっておりますでしょうか。

3番目に、寡雪対策としての村長の施策のお考えを伺います。

以上、3点お願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田伸子議員から3問の通告をされております。

まず初めに、寡雪対策本部についての質問であります。

最初に、寡雪対策本部の立ち上げの経緯についてのご質問ですが、昨年末から全国的な暖冬傾向の影響か、スキーシーズンに突入しても里に雪がないという状況のまま新年を迎えるという、新年としては近年にない危機的なスタートを切ることとなりました。

当然のことながら、これらの状況が続くと村内の経済状況に大きく影響を与えることから、年明け1月8日に白馬村寡雪対策本部の設置要綱を制定し、同日付で白馬村寡雪対策本部を設置し、

総合的な対策を推進することを職員に命じたところであります。

具体的な業務につきましては、寡雪状況に伴いあらゆる方面に影響が生じることとなることから、情報の収集や整理、関係機関との連絡調整といった業務に、現在も庁内全体で取り組んでいるところであります。

次に、寡雪状況に伴う情報の収集結果であります。村では、観光関連事業者の実態を把握することを目的に、白馬商工会や観光協会等にご協力をいただきながら、昨年12月21日と本年1月15日に調査を実施いたしました。

昨年12月21日に実施をした調査では、年末年始を含めた12月1日から1月3日までの予約数、キャンセル数、キャンセルに伴う損失額を尋ねました。この調査には65の宿泊事業者から回答があり、約4,000人のキャンセルと、これに伴う損失額が約4,750万円であるという結果でありました。

続いて、本年1月15日に実施をいたしました調査では、調査期間を12月1日から1月15日までとし、主に雪不足による損失額について同様に尋ねました。この調査には64の宿泊事業者と6の索道事業者から回答があり、宿泊事業者からの回答をまとめると、損失額は約6,810万円、索道事業者における損失額は3億2,600万円という結果でありました。

このほか、除雪の出動機会の減少を主な原因とした、ガソリンスタンドにおける軽油の売り上げが大幅に落ち込んでいるという状況もヒアリングから明らかになり、こうした調査と並行して、地域の金融機関との緊急対策会議、長野県を巻き込んだスキー場関係者との情報交換会も実施することで、寡雪状況に伴う情報の収集と整理に取り組んだところであります。

そして、最後に寡雪対策としての村長の施策の考えですが、今シーズン実施をした寡雪対策事業は、2月8日の臨時議会において説明をし、お認めをいただき、誘客の促進事業であります観光関連事業者との情報交換会では、スキー場関係者からはリフトや人工降雪機といった施設整備に対する支援を求める声が多く、一方で宿泊事業者からは資金面での支援を求める声が多く寄せられました。この冬のシーズンにお客を呼び込むということを重視し、インターネットを活用しつつ、加えて今後続くプロモーション事業を重点的に実施をしたところであります。

今シーズンは以上のような対策を実施しましたが、将来を見据えたとき、具体的な事業まではイメージできていませんが、降雪量の多寡などの気象条件や世界経済の浮き沈みなどの社会条件の影響といったリスクを回避する観点から、魅力を多様化するような観光地づくりを進める必要があるというふうに認識をしているところであります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） まず、先ほど2月8日の臨時議会で認めたという寡雪対策に対する費用です。

それ、たしか1,000万円ついていたと思うんですけども、今回、この1,000万円という金額が出てきた根拠というものを教えていただけますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） あくまでも長の施策の判断ということでございます。こういった時代の中でどこまでできるかということで、特に春のスキーまでのプロモーションを中心にということで、最低限1,000万円ぐらいいは投入しないと、きちんとした効果があらわれるような事業はできないのではないかとというふうに想定し、今回このような1,000万円というふうに上程をさせていただいた経過でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、算出根拠というものは全然なくて、これぐらいというふうな考え方でよろしいですか。

議長（北澤禎二郎君） 篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） そのとおりでございます。これとこれをしたいから幾らになるからこういう予算をつけましょうという考え方ではなく、1,000万円という数字の中でどこまで効果性が発揮できるような事業で組み立てられるかと、こういうような考え方で進めてまいりました。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 1,000万円のつけ方なんですけれども、今みたいに大体1,000万円ぐらいかないと、そういうふうな考え方といっても、先ほど村長の答弁いただいた中には、1月の状況の把握のところ、そこで宿泊業者の方が1月1日から3日だけで4,000人のキャンセルが出て、4,750万円ぐらいの被害が出ている。また、索道業者の方では3億円ぐらいいが出ていっていると、そこまでの金額が出ていながら、村の根拠として1,000万円で寡雪に対する対策というものが十分、十分というか、できるというふうにお考えになったということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） これは太田議員、補正予算のときにこの説明がございました。議員の中からもこんな程度の予算措置ではやらないほうがいいじゃないかというような、そういった厳しいご意見もあったことは承知をしております。

そんな中で、今、金額の不足がそれぞれ私のほうから発言をさせていただいたわけでございますけれども、金額の減少を白馬村の予算の中で見るということは、それは到底できないことでもありますし、それから補正予算のときにもそういう説明は多分したと思いますけれども、この3月まで、この取り不足をいかにお客様に来ていただくかということの宣伝費用に使うと、こういった説明をしたというように私は認識しているわけでございますが、1,000万円が本当に妥当かどうかという、そういったことよりも、この寡雪の対策について、白馬村としても何とか大勢のお客様、シーズンに来ていただきたいということで補正をいただいたわけでございますので、

そんなことでお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） もちろん村長のほうでこの1,000万円を議会の中で認めたじゃないか、いろいろな批判があったと。だけれども、臨時会の際の補正には、この寡雪の1,000万円のほかに白馬高校の寮の取得の金額も出ていたんです。これだけを認めないで白馬高校だけ認めるというわけにはいかないんです。だからみんなはいろいろなことを言いながらも認めたという経緯もあるというところ、しっかりと考えていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） ちょっといいですか。この1,000万円という話、説明はちゃんとしっかり、担当課のほうで補正予算のときに説明したと思いますよ。それで津滝議員ははっきり、この1,000万円では何のあれにもならないということを説明したと思うんだけど、それは違うんですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） いや、もちろん津滝議員、私たちも1,000万円というのは少ないなと思ってはいます。なので、もう少しつけていただきたいなというところです。

寡雪対策に対してもう一点お伺いしたいと思います。

ことし、村長のこの召集のご挨拶の中でも、除雪業者の皆さんが雪不足のところで、12月、1月の稼働というのがすごく少なかったというようにおっしゃっておられます。それで、当初予算の中では1億7,500万円というものが除雪委託料として盛り込まれています。27年度の予算です。ことしはそんなに出ていないと思うんですけども、その業者の方々に対しての助成というものはお考えになっていますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 下川村長。

村長（下川正剛君） 先日ですか、建設業組合の方が私のほうへ来て、特にことしは非常に除雪の機会が少なかったと。そしてリースの車があるわけでございますけれども、そのリースのお金を払うにも大変だということで、特に今回はともかくとして、県の除雪の単価とあわせるような改良ができないかというような、そういった要望書を持ってまいりました。

そんな中で、後ほど建設課長のほうからは詳しく説明はさせますけれども、本当に今年の除雪業者にとりましては、非常に機会が少なかったということで、多くの機械を用意して、そしてまた従業員も確保しているという状況の中で、非常に大変であるというようなことで、今後こういったことも単価を含めて検討をぜひお願いしたいという、そんな要望をいただいたところであります。昨日、一昨日ですか。そんなことで、あと補足は建設課長のほうからよろしくお願いします。

建設課長（山岸茂幸君） 内容的には、今村長が答弁したとおりでして、今後の支援策につきまし

ては、また理事者とも協議しながら詰めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 除雪にかかわる方々だけでなく、この村の中、やはり雪でお世話になっているというところがいろいろあります。また、除雪の皆さんは、大雪のときには朝早くから夜遅くまで道路をかいていただいたりして、私たちの生活の中の安全・安心なところの道路の維持管理というものをお願いしています。雪がないからといって、残念でしたというか、それだけでは来年もし、これが何年か続くようでしたら、除雪をやっていただけなくなるというところもあると思います。お互いに共存していかなければいけないので、ぜひその辺も考えていただきたいなというふうに思っています。

また、外国人の方々も白馬の雪がいいと言って、今大勢お見えになっていますが、いろいろな宿泊業者に聞いてみれば、白馬に来てみたけれども、雪がないのでどこかへ散らばっているという話も聞いておりますので、雪だけでなく、観光としてこれからもまだまだ寡雪の状況、これから支払いが出てくる業者というのは多くなると思いますので、ぜひその辺のところを考えていただきたいと思います。

それでは次に移ります。

白馬高校支援事業についてお伺いいたします。

先ほども申し上げましたが、2月の臨時会において白馬高校寮の取得の経費を認めております。白馬高校の寮の取得の経緯を伺います。

それから、白馬高校の寮の運営方法について、どのようにお考えか伺います。

それから、総務課の話では、今、村の一般財源で考えていますが、今申請を上げております、加速化交付金を充てるという説明もありました。加速化交付金とはどのような趣旨の交付金かを伺います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の白馬高校の支援についての質問でございます。

最初に、寮の取得の経緯でありますけれども、白馬高校の寮につきましては、少子化の影響により生徒数が減少し、高校の存続が危ぶまれる中で新学科を設置し、広く生徒を県内、県外から集めようということで、これまで白馬高校を育てる懇話会、白馬高校魅力づくり検討委員会で早くから検討を重ね、平成26年度に設立された白馬高校の将来を考える会がまとめ、県に提出をした、白馬高校の経営・運営に参加する地域案でも寮を完備した全国募集を基本方針として掲げております。

平成27年6月の県教育委員会の定例会で、正式に白馬高校の新学科設置と全国募集が決定し、白馬高校として存続することとなったわけであります。正式決定となる以前から、寮については

白馬商工会、地元金融機関、地元不動産屋から情報をもとに、将来を考える会で検討を重ねる中で、費用の関係から既存の旅館等で寮として使えるような物件を探し、数件の所有者と交渉をしてみましたが、いずれも交渉が不調に終わり、全国募集活動が始まるころようやく現物件に行き着いて交渉が始まったという経緯であります。

次に、寮の運営方法についてでありますけれども、本定例会に白馬高等学校の寮の設置及び管理に関する条例を提出させていただいておりますが、寮の運営につきましては、白馬村・小谷村の両村で行ってまいります。

寮には、スタッフとして生徒の生活指導などに当たる舎監1名、住み込み寮生の食事の世話、寮の管理を行う管理人ご夫婦2名、その他賄いのお手伝いをいただく方数名をお願いし、寮運営等に実績のある専門家のご協力もいただきながら、全国から子どもを白馬へ送り出していただいた親御さんに安心していただけるよう、万全の態勢で生徒をお迎えするよう準備・運営をしてみたいと考えているところであります。

最後に、加速化交付金の趣旨はとのご質問でございますが、地方創生加速化交付金は、国の掲げる一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策において、特に緊急対応として位置づけられたものであり、各自治体が策定した地方版総合戦略に基づく取り組みの先駆性を高め、レベルアップの加速化が図られることにより、地方における安定した雇用創出、地方への新しい人の流れ、まちの活性化など、目に見える地方創生の実現に寄与することを目的として、市区町村にあっては4,000万円から8,000万円を目安に交付をされるものであります。

白馬高校の支援事業につきましては、県教育委員会、白馬村、小谷村との地域連携事業として、公営塾や寮の運営等に関する経費について、この加速化交付金の申請を行っております。交付金の内示が3月中旬予定と聞いておりますので、もう間もなく通知があると思いますが、申請が通れば3月末に予定をされております臨時議会で補正予算として計上させていただき、当初予算に計上されている加速化交付金と重複する部分は、6月の議会で減額補正をさせていただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 主なところ、寮のことについてお聞きいたします。

寮の子どもたちが入ってくるのが、もう間もなくだと思います。前期で合格された方は、もう寮に入るといふ準備はどんどんされていると思います。入寮する日にちが決まっているのでまだ入ってこれないと思うんですけども、いつを予定されていますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの寮の入寮の関係でございますが、入る日は3月26日を予定してございます。既に前期での合格が決まっており、入寮を希望する方につきましては、申込書

等を出していただいているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） きょう初めてお伺いしたんですけれども、寮には舎監が1名、それから食事の世話などをしていただける方が2名、もうその方々は決まっているということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 舎監の1名、それと住み込みのご夫婦の2名というものにつきましては、既に決定をしております。ただ、食事の関係につきましては、どういう体制でやるのか、まだ徐々に体制を整えているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、この辺につきましては予算特別委員会の中でもご説明をさせていただいておりますことを申し添えます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 予算特別委員会で説明したとおっしゃいますけれども、のような予定ですか、きっちりと決まったなんていうことはおっしゃっていませんよ。それから寮の運営ですけれども、寮の運営はNPO法人の方に頼もうかな、頼むかもしれませんとか、そういうふうな言い方ですよ。そのところ、ちょっと話を出したから説明したというふうな言われ方は心外です。もうちょっと説明をするなら、しっかりと決まったことをきちっとおっしゃっていただきたいと思います。

それではお伺いいたします。

この寮の責任者、寮を管理する責任者はどなたになるのですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案として提出をしております、白馬高校寮の設置条例ということでございますので、当然のことながら白馬村が管理者ということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 白馬村ということは、村長に責任がかかってくるということですか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） そのような理解でよろしいかと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員。

第6番（太田伸子君） どうしてこういうことを聞くかという、私が前に聞いていた白馬高校存続に対して県教育委員会にお願いしていたのは、ぜひ全国募集で1クラス分、観光国際学科という学科展開をお認めいただいて、1クラス全国募集をさせていただきたい。そのためには寮を用意しますということは、はっきりと前の村長、小谷の村長、おっしゃっていたと思います。お認

めいただいたときに、今回、寮は先ほど両村で出し合って運用するようなことをおっしゃいました。そうすると、この寮の中の出来事の実任は両村、白馬村が管理者になるなら白馬村村長にかかってくるということです。そして、このところで寮の運営に県の教育委員会なり白馬高校の話が全然出てこないのですが、白馬高校の先生方はこの寮に対しての運営には携わっていただけないということですか、そこをお聞きいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

条例を提出申し上げたということでございますので、設置につきましては白馬村ということでございます。ただ、当然小谷村さんのほうからのご負担をいただいているということもありますし、それから小谷村との調整の中、それから先ほど白馬高校との関係、それから長野県教育委員会との関係のこともおっしゃっていたわけでございますけれども、当然、その寮のほうに入られる生徒さんは白馬高校に在籍されているということでありますので、全く関係ないということではなく、白馬高校のほうとの、全く責任があるないということではなく、当然生徒さんは白馬高校に在籍しているので、白馬高校のほうでもそれなりのこと、当然責任といえますか、関係があるということで調整をしているところであります。当然、それにつきましては長野県教育委員会のほうも打ち合わせの中で行っているということでもあります。

それから、いわゆる条例につきましては、当然出さなければいけないということでもあるのですが、それにつきましては小谷村さんのほうで、じゃ、どうかということではなくて、白馬村が事業主体で小谷村から負担をいただいているということの中でございますので、条例は白馬村のほうで議長に提出するということになってございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 今の、この白馬高校に対しての支援事業は、小谷村が白馬村の一般財源へ、白馬高校支援事業として負担金として納めていただいているというところから、もちろん白馬村が今の条例なりをつくって事業主体になるということになります。そういうところもあるので、この白馬高校の支援事業を別会計にしてはどうかという案を、いろいろ話をしていたようにも思います。

今、どうして管理者が村長なのかというふうに聞いたかと申しますと、もし寮の中で、寮の設置要綱の中に、寮の中でみだりに騒いだりとか何とか、いろいろなこの条例の中の寮の生活の話が出ていました。もしそういう、まだ難しい年頃の生徒さんであります。その人たちが全国から来て、初めて共同生活をされるというところで、学校の先生たちがかかわっていない。じゃ、学校へ行ったら学校の先生たちが責任を持っていだけ、だけれども一旦学校を出た後は、寮に入ってから寮で、白馬村のほうで責任を取るのかというふうな形の、その不安定さというところ

ろをどのようにお考えになっているかというところをお聞きます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですけれども、白馬高校の生徒さんということで寮の中に入られるということでございますので、ですので、ちょうど白馬高校を下校になって寮のほうに帰れば、じゃ、白馬高校のほうは全て責任がないかという、そうではなくて、生徒指導等々でやはり責任はあると、責任は当然ありますよというような形で、打ち合わせの中では県教委を交えて行っているところでもあります。

もちろん、設置条例等の関係で、運営主体である白馬村にいわゆる管理責任があることはもちろんでありますけれども、生徒に対しての責任については、そういったふうに複数、重層的な体制で行うということでああいうふうになっているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 学校へ行っている、また難しい年頃のところで、私たち村が、両村が、白馬高校の支援として両村挙げてこういう寮をつくり、皆さんと一緒にやるというところは異存がないんですけれども、何かあったときの責任というのは非常に大きいと思います。今、いろいろなところで学校のところ、騒がれているところもあります。何気ない一言で傷つけることもあるし、またそれで立ち直ってくれるという子どもたちもおりますので、ぜひ運営のほうは大切にしていかなければいけないことだと思います。

あと1点だけお聞きしたいんですけれども、どうしてこのNEWVERYというNPO法人、何かにつけてコンサルを入れる、コンサルみたいなものだと私は思っているんですけれども、公営塾に関しても何とかという公営塾の運営に対してのコンサルを入れる、そういうふうな、どうして自分たちで何とかしようというふうな考えはないのでしょうか。今回の公営塾等のところでも600万円、700万円というのが寮の事業に予算がついているんですけれども、その辺のところのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの再質問についてお答え申し上げます。

これにつきましては、以前からそのようなご質問があったことにつきましては承知しておりますけれども、いわゆる白馬高校の関係は、教育の面と、それから地域づくりの面と、この両方の面からの問題というふうに捉えてございます。これにつきましては、新聞、テレビ等で報道されております島前高校とか、それから久米島の高校とか、そういったところで特に実績を上げている団体機関等を中心にしてお願いしているというところもあるわけでございまして、これは総務省内閣府のいわゆる研究メンバーになっていらっしゃる方も中にはいらっしゃるということで、非常に先進的でかつ実績もあるというところをお願いしているというところでもありますので、

ですので、いわゆる根拠のないということではありませんので、ちょっと申しつけ加えておくところでは。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 責任者、村長でありますので、村長、なるべくお答えいただくようによろしくお願いいたします。

次に移ります。

第5次総合計画等の村の施策について伺います。

総合計画の基本構想がいまだに策定されていない、私たちにまだ示されておりましたが、その中で村長の28年度の重点施策を伺います。

平成28年から10年間の白馬村の総合計画であります。基本計画が平成28年9月ごろまで策定がずれ込むと言われています。基本計画には、水道ビジョン計画、防災計画、白馬高校支援事業などもかかわってきますが、行財政の計画的運用はどのようにお考えでしょうか。

広報白馬2月号に、白馬村総合戦略が作成されたということが掲載されておりますが、その内容についてはホームページか総務課に問い合わせてくださいとのことですが、この総合戦略は今後の5年間、村が目指すべき将来の姿を定めた最も重要な戦略です。計画内容について村民に知らせるための説明会などは行わないのでしょうか。

3点についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 第5次の総合計画等、村の施策についての質問でございます。

総合計画の基本構想がいまだ策定をされていない中で、村長の28年度の重点施策についてありますが、平成28年度の重点事業といたしましては、震災復興の村営住宅建設事業、庁舎・多目的研修集会施設耐震等改修事業、白馬高校支援事業、国民体育大会冬季大会の開催事業、そして特産品を活用したふるさと納税事業、第5次総合計画策定事業などであります。

震災復興村営住宅建設事業では、何度か本議会や委員会でも説明をさせていただいておりますが、仮設住宅の入居期限も今年の冬までと期限が迫っている中で、早期に復興住宅を建設しなければなりません。新年度に入り次第工事に着手し、工期内で完成でき、被災者がスムーズに入居できるよう、一連の事務を速やかに進めてまいります。

庁舎・多目的研修集会施設耐震等改修事業では、当初平成27年度事業で計画をしておりましたが、災害復旧・復興支援などで平成28年度へ先送りをした事業であります。庁舎や多目的研修集会施設は、防災や非常時の拠点になることから、耐震改修は重要であるというふうに考えております。

白馬高校の支援事業では、この4月から国際観光学科がスタートし、全国からの生徒を受け入

れる白馬高校支援のため、公営塾や寮の運営、グローバル講演会の開催などの経費を予算計上し、魅力ある学校づくりへの取り組みを支援していきます。また、この取り組みを生かした移住・定住対策などの村単独事業はもちろん、大北圏域による連携事業としても推進をしてまいります。

国民体育大会開催事業では、大会開催の年である今年度が最も重要な年であると考えております。平成27年度に引き続き、競技施設の改修に4億900万円余り、大会の負担金に950万円を予算計上し、大会成功に向け村も全力で取り組む重要な事業であると考えております。

ふるさと納税事業では、3月9日の時点ではありますが、全国の方から白馬村に1億8,400万円余りのご寄附をいただいております。まことに感謝をしているところであります。ふるさと納税事業においては、平成28年度においてもより積極的に特産品の開発に力を入れ、ふるさと納税のお礼の品にも使用できるよう推進するとともに、白馬村の特色を生かしたお礼の品を充実させることで、さらに白馬村を応援していただける方をふやし、生産者を初め小売業、宿泊業、サービス業など多くの事業者の経済効果が生まれればと思っております。

第5次総合計画策定事業では、基本構想を本議会の追加議案として提出する予定であり、基本計画や実施計画については、本年9月完了を目標に策定を進めてまいりたいと考えております。

ほかにも重点事業がございますが、最も重要である事業を挙げさせていただきました。

次に、各種計画に関連する行財政の計画的運用についてのご質問ですが、第5次総合計画につきましては、議員ご指摘のとおり、基本計画、また実施計画につきましては本年9月完了を目標に策定を進めてまいりたいと考えております。

また、本議会に追加議案として提出を予定しております、第5次総合計画の基本構想につきましては、今後10年間の基本目標として暮らし、産業、ひと、自然の4つを定めさせていただきました。この4つの基本目標につきましては、昨年から実施してきました村民インタビューなどから見えてきた村の課題などをまとめ、村のとるべきあらゆる施策の基本的な指針を示したものであります。

これら4つの基本目標を基本として目標を実現させるために、これまで策定してきました各種行政計画との連携や整合性を整理しながら、また住民の皆様のご意見をより反映させながら、基本計画の策定と並行して行財政の計画的運用を図ってまいりたいと考えております。

なお、各種計画と密接に関係する財政の計画的運用については、財政健全化に向けた取り組みが重要であります。特に今後、普通建設事業の増加が予想され、新規発行債も増加になる傾向であり、今後10年間の財政計画や財政シミュレーションを都度行い、財政健全化に向けた計画的な運用を図ってまいりたいと考えております。

最後に、総合計画の村民説明会についての質問でございますが、お答えをいたします。

総合計画につきましては、太田伸子議員のおっしゃるとおり、人口減少を克服し、将来にわたって活力ある村を維持していくための今後5年間の人口施策に係る戦略や具体的な取り組みを取

りまとめた重要な計画であることは言うまでもありません。近隣市町村の様子を伺うと、村民向けの説明会は予定をしていないようではありますが、しかしながら、村のホームページや広報紙への掲載だけでは不十分であると考えますので、来年度、総合戦略の概要版を作成して、全戸配布を検討してまいりますのでご理解をお願い申し上げ、答弁いたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は、答弁を含めあと11分です。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 前にもちょっとお聞きしたんですけれども、平成28年から10年間で第5次総合計画の期間であるということは百も承知であったと思うんですけれども、私は9月のころにも総合計画、なかなか遅いのではないかという一般質問をしたような気がします。いつから3月までに基本構想で、9月までに基本計画というようなずれのお考えになったのかをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 基本構想につきましては、もちろんのことながら3月に間に合わせるというお話は、予算執行の分からもやらなければいけないというお話はさせていただいたかと思えます。いわゆる施策の大綱のところまでは、いずれにしろ基本構想と関連がありますので、ここまではさせていただくというのは、たしか9月の議会にはお話をさせていただいたかとは思っております。ただ、基本計画の来年度の9月という部分については、お話のほうは今議会になってから初めて説明をさせていただいたというふうに記憶をしております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） それでは、基本計画のところなんですけれども、もともと村長は、前の第4次総合計画のときには、前の太田村長が立てられた基本計画というか総合計画に乗ってもちろん行政に当たられていて、今度が村長の意気込み、村長の意思が反映される第5次総合計画だと思うんですけれども、その辺のところ、村長はどのように行政の皆さんに指示を出されていたのでしょうか。村長の意気込みというところをお聞かせください。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど答弁をしたとおりです。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 先ほどお聞きしたのは、耐震震災村営住宅とかお聞きいたしました。残念ですが、この中に、先ほどほかの議員が申し上げました共同調理場のところ載っていません。それで、今回の予算のところを見ても、共同調理場、一本化にすると村長は当初の召集の挨拶でもされているにもかかわらず、予算のところに建設検討委員会、名称はどうなるかわかりませんが、そういうところの予算も載っていない。去年の予算には、突然設計管理委託料2,000万

円というのが載っている。何かちぐはぐな予算の組み立ての仕方が目に余るような気がするんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 前年度、突如2,000万円という設計費用が載ってきたというお話しがございました。まさにこの共同調理場は、それだけもう早く近々にやらなければいけないというようなことで、予算に載せて検討を進めていくということで進めてきたところでありますが、ただ、皆さん、先ほどお話もしましたけれども、太田議員も検討委員会の会も夜遅くまで検討していただいた、その中でいろいろなご意見があったと。そういった中で、村といたしましても、そういった意見を尊重する中で、例えばどういう施設がいいのかどうだという、そういうことまで進めたかったわけでありますけれども、いろいろな意見がある中で、私のほうで場所も含めた、規模も含めた、そういった計画が本来ならばやればいいわけでありますけれども、意識的にこの問題についてはデリケートな問題がありましたので、慎重に進めてきたということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 私はそこのところを申し上げているのではなくて、予算の組み立てのところでこれだけ、もう検討委員会が始まって、検討委員会の委員ももう決めなければいけない。ことしは建設のほうの検討もしていただかなければいけない、まだ場所も中学のところになんて決まったわけでもなく、この間の検討委員会でも、場所のことは全然出ていなくて、共同調理場をどうするかというところで話を進めています。だけれども、この委員会に対しての視察とか、そういうところの費用が全然盛られていない。果たしてそういうところが盛られていないかという、今度は村の中のボランティアの方々が一生懸命頑張っておられる事業に対しての減額がある。やりもしないような事業に予算をつけている。もう少し村民が元気が出るような予算のつけ方というものはできないものかというところをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 先ほど、給食センターの関係につきましては田中議員に細かく説明したとおりであります。まだ建設場所も決まったわけでもなく、そしてまた、規模も決まったわけではありません。それほど、先ほど言ったように微妙な問題でありますので、いろいろなことを勘案する中で、これから進めていくということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

そしてまた、今の予算の関係につきましては、具体的にどういうことを言っているのか、ちょっと、議長のほうでお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 太田議員。

第6番（太田伸子君） 予算委員会のところでもお話しさせていただいたんですけども、村長、予算委員会に来ていただけなかったのも、ちょっと聞いていただけなかったというところもあり

ます。

具体的に申し上げまして、駅前の足湯のところで村民の方々がボランティアで、1年間365日開けていただいて、駅の案内をしていただいております。案内というか、ご接待していただいているんですけども、そのところ、平らにして年間で1日4,000円ぐらいの日当しか出ないところを365日開けていただいている。しかし、それを村の費用がないので、理由はと申し上げましたら、村の財政が厳しいのでのたった一言で25万円の減額になっています。

また、福寿草まつり、佐野のほうの小さな集落の、活力あることをやりたいとおっしゃりながら福寿草まつりをされている。そこが9万円の補助金で福寿草まつりをされているのが、手紙一本で、ことしは6万円に下げる。村長から見れば細かいことかもしれませんが、人々が働いてくれる、ボランティアでお客様を迎えよう、グリーンシーズンにお客様を出迎えようとしてくれているような、こういうふうな行事こそにもっと、私は予算を手厚くすべきではないか。ここに代表理事もおられますが、観光局は余剰金が出るシステムになっているとおっしゃるなら、そういうふうなところに予算を使うべきではないでしょうか。その辺伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 観光予算の関係で2点お話がございました。

駅前の関係につきましても、駅前の皆様が本当に一生懸命になってシャッターを開けて、365日お客様をお迎えをしながら無料休憩施設をやっていることは、私どももずっと理解しております。全体の予算の中で、どうしてもその辺のところまで手をつけざるを得なかったというような形で最終の調整をさせていただいたのは、この前の委員会でも説明をしたとおりでございます。

こうした中で、そういった村の事情もくみ取っていただきながら、また地元の皆様とひざを交えて、どんな体制でいけるかということとさらにまた進めてまいりたいなと思っておりますし、もう一方で、福寿草のお話については、観光局から直接出る協力に対する負担金ということで、いろいろなお祭りのところまで減額というような形で見直しをしているのは事実でございます。

その背景には、会費の減額というようなことと、村からの負担金というところでどう組み立てをするかという中での入る予算の中での最終調整の中をお願いをしてやってきた経過でございます。これが、今太田議員が言っているように、全て今やっていることがいいのかどうかということ、予算金の配慮がこれでいいのかということはいろいろ、やはりご意見としてはおありかと思っておりますので、また局の中の事業についても、こういったところをどういうふうに行って行ったらいいかということで、また行政も交えながら組み立てをしてまいればなというように思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁を含めあと1分です。質問ありませんか。太田議員。

第6番（太田伸子君） 何十億もの予算をつける中での何万、何十万、十万単位のところで細かい
かというふうには思われるかもしれませんが、村民の方々はそういう金額を頼りにしてこの村を
盛り上げていただいております。その辺ぜひお考えいただいて、予算とか行政の執行に当たって
いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。質問を終わります。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第6番太田伸子議員の一般質問を終結いた
します。

以上で、日程第1 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3月15日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日3月15日は午前10時から本会議を
行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時09分

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月15日（火）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 一般質問

平成28年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成28年3月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第8番	太 田 修
第2番	津 滝 俊 幸	第9番	田 中 榮 一
第3番	松 本 喜美人	第10番	太 谷 正 治
第4番	伊 藤 まゆみ	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎
第7番	横 田 孝 穂		

4. 欠席議員

第5番 太 田 正 治

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	松 澤 孝 行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 一般質問

開議 午前１０時００分

１．開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１１名です。太田正治議員が所用により欠席しておりますので、報告いたします。

これより平成２８年第１回白馬村議会定例会第３日目の会議を開きます。

２．議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第１ 一般質問

議長（北澤禎二郎君） 日程第１ 一般質問を行います。

会議規則第６１条第２項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は８名です。

本日は通告された方のうち４名の方の一般質問を行います。

質問される議員は、質問、答弁を含めた１時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第６３条の規定により、１議員１議題につき３回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第１１番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第１１番篠崎久美子議員。

第１１番（篠崎久美子君） １１番篠崎久美子でございます。

先ごろ東日本大震災から５年がたったということで、報道番組等で今の現在の様子を流す場面がたくさんございましたが、５年をたってもまだまだ再建途中の方、あるいはまだ再建さえも考えられないという心に負った深い傷を多くの方が持っているということに、改めて自分たちもこの震災を忘れることなく教訓としていかなければならないと思ったところでございます。

さて、白馬村におきましては、今冬はまれに見る本当に雪の少ないシーズンでございました。事業者各位におかれましてはそれぞれのご努力の中で努力されている様子がうかがえましたが、どうしてもワンシーズンの自然条件に左右されてしまうという白馬村の観光の特性がここに弱点として出てしまった形になったのではないかと思います。やはり迷うことなくサイクリングや、あるいは登山、それぞれいろいろな趣味の中、あるいはニーズの中での通年観光への取り組みというものが至急望まれていることと感じたところでございます。新年度からは新たに村内のでの創業を希望されている方への支援も始める予定だということでございますが、こういったこととあわせて観光産業のみならず、村内経済活性化への努力を引き続きお願いしたいところでござい

ます。

神城断層地震の復旧・復興事業としましては、この春からは被災者向けの村営住宅、公営住宅の建設の着手が５億５，０００万という大きな予算を組んで予定されております。工事は長期にわたりますので、ぜひ地域との情報交換を密にさせていただき、安全・安心に配慮した上で、一日でも早い竣工に向けて努力していただくようお願いを申し上げます。

そのほか、農地、農業者への支援、あるいは住宅修繕への補助事業など細かな支援も引き続き予定されているということで、細かな配慮に感謝申し上げたいところでございます。

さて、本日は通告に従いまして、３つの内容に分けて質問いたします。

最初に、がんの対策について、２番目に、下水道受益者負担金問題について、３番目に、英語教育への取り組みについて、以上３点についてお伺いをいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、がんの対策についてお伺いをいたします。

がんは、日本人の死因の第１位になりました。国では、現在がん対策推進基本計画というものを立ち上げておりまして、がんの死亡率を平成２８年度までの間に２０％減少させるということと過去１０年間の間で目標としてまいりましたが、これはなかなか達成は難しい状況でございます。また、がん検診の受診率についても５０％を目標にしておりますけれども、平成２５年の調査におきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんのいわゆる５大がんといわれている検診受診率については、いずれも目標値に達しておりません。そして２０１３年のＯＥＣＤの統計によれば、特に子宮頸がん、乳がんの検診受診率は３０％台で、アメリカやイギリス、韓国などの７０から８０％という受診率に比べ、世界の中でも非常に低い値となっております。しかし、がんにつきましては医療技術の進歩とあわせ、がん検診により早期発見することで重症化を防ぐことができることも事実でございます。

そこで、次についてお伺いをいたします。

まず最初に、特に女性特有のがん、いわゆる乳がん・子宮頸がん、体がんではなく今回は子宮頸がんということでお伺いしますが、その検診への取り組みと受診状況についてお伺いをしたいと思います。

子宮頸がんについては年間の罹患者が１万２，５００人、死亡者数が２，８００人、乳がんについては罹患者は８万９，４００人、死亡者は１万３，８００人、これは国立がんセンターの２０１５年の予測値でございますが、こういった高い値であることは事実でございます。

また、子宮頸がんにつきましては、発症年齢が急速に若年齢化しております。３０年ほど前までは高齢者の発症が多かったわけですが、今では３０歳代が発症のピークとなっており、２０歳代での発症も非常にふえてまいりました。初期には症状が非常に見つけづらいため、若い命を失うという事態も招いております。本当に早期の検診が重要だと感じております。

また、子宮頸がんにつきましては、ワクチン接種ということで私も勧めさせていただいたところでございますが、思いもせず副反応が強いということで、今積極的な勧奨がとまっております。積極的な勧奨はしないということになっております。そこで、なおさらがんを防ぐためには、この検診の重要性というものがますます増してきているというところでございます。

また、乳がんにつきましては40歳代の発症がピークで、子育て世代、また、社会的に経験を積んで活躍している世代の罹患者がふえてきておりますので、ここについてのがん検診の重要性もやはりあると思います。

続きまして、子宮頸がんワクチン接種後の後遺症のある方の状況を伺います。

すみません、これ私、「後遺症」と書いてございますが、「副反応」と改めていただけたらありがたいと思います。

これにつきましては、平成22年ですが、この接種について公費補助への陳情ということで、約800名の方の署名とともに住民から出され、自分も一般質問させていただいたところでかわらせていただいたところです。しかしながら、先ほども申しましたが、副反応に悩まされる方が明らかになり、現在でも苦しんでいる方がいらっしゃることに心を痛めているところでございます。これについて村内の状況をお伺いしたいと思います。

最後に、子宮頸がんの検診については、クーポン対象医療機関が大北地域になっておりますが、特に若年層の受診率向上のためには、検診医療機関の地域の拡大も有効と思われます。資料によりますと、これは昨年の決算のときの資料でございますが、子宮頸がんの未受診者、これ20歳の方にはクーポンを送られているということなのですが、対象者が38名に対して受診者がたったの4名でございます。これはやはり、この時期は学生さんであったりして村外に出ている方も非常に多いわけございまして、ここの部分の受診率を上げることが非常に重要であるかと思えます。

以上3点についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 篠崎議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

まず初めに、がん対策についてであります。

最初に、特に女性特有のがん（乳がん、子宮頸がん）検診への取り組みと受診状況についてですが、女性がかかるがんの中で最も多いものが乳がんです。年間5万人が乳がんにかかり、年間1万人が乳がんのために亡くなっています。30歳代から増加を始め、40歳代後半から50歳代前半でピークを迎え、その後は次第に減少をいたします。乳がんが見つかったとしても、早くに見つけて治療すればより高い確率で完全に治すことができますし、さらに乳房を温存しながらわずかな切除術でがんを取り除くことも可能であります。

また、子宮頸がんは年間約8,500人が発症し、約2,500人が死亡しているがんであり、

女性特有のがんの第2位の発症率となっております。近年、20代や30代の若年層での発症も増加傾向にあり、これから結婚や出産を迎える年代の女性や幼いお子さんを持つ母親にとって深刻な問題となっております。子宮頸がんは初期には症状がほとんどなく、自覚症状があらわれるころには症状が進行していることが少なくありませんが、子宮頸がん検診を受けることで、がんになる前の正常でない細胞の段階での発見が可能であります。

白馬村では、乳がんの早期発見のため、40歳から74歳の女性を対象としたマンモグラフィー検診と、子宮頸がんの早期発見のため、20歳以上の女性を対象とした内診・子宮頸部の細胞診を集団検診として実施をしているところであります。いずれも2年に1回受診をすることが可能です。

また、検診を受ける動機づけによる受診率の向上を図るため、平成22年度より一定の年齢の方に無料クーポン券を配布しております。今年度は子宮頸がんは20歳の方40名、乳がんは40歳の方68名に無料クーポン券を配布いたしました。平成26年度の検診受診率は、乳がん検診が20.1%、子宮頸がん検診が14.1%となっており、国の目標である50%には及ばない状況であり、子宮頸がん検診においては20代の若年層の受診率が非常に低い状況であります。

次に、子宮頸がんワクチン接種後の副反応のある方の状況でありますけれども、子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスの感染が要因で起こるがんであります。ワクチンを接種してウイルスの感染を防ぐことで、子宮頸がんも予防できると考えられております。

白馬村では、平成22年度より子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業として接種希望者に対し接種費用の助成を実施いたしました。子宮頸がん予防ワクチンの接種は、予防接種法の改正により、平成25年4月1日から定期予防接種となりましたが、接種後に持続的な痛みを訴えるなど副反応が報告され、これらの副反応の発生頻度等が明らかになるまで、接種は継続するものの、積極的な接種の勧奨を差し控えることとなりました。平成22年度から平成24年度に接種をされた方は210名で、平成25年4月以降に接種を希望された方はございません。

子宮頸がん予防ワクチンの副作用としては、発熱や接種した部位の痛み・はれなどの比較的軽度の副反応が見られた方はおりましたが、ギラン・バレー症候群、脳脊髄炎や持続的な痛みを訴える重篤な副反応が見られたり、後遺症の残った方はおりません。

最後に、子宮頸がん検診では、クーポン対象医療機関が大北地域ですが、特に若年層の受診率の向上のためには検診医療機関の地域の拡大も有効と思われるので、検討されてはいかがでしょうかとの質問でございますけれども、無料クーポン券は集団検診のほか、大北管内の契約医療機関で個別検診も受けられる体制をとっており、契約医療機関は、子宮がん検診が3カ所、乳がん検診は2カ所であります。特に子宮頸がん検診は20歳の方を対象としており、大学等へ進学などで自宅を離れて生活している方が多いことも、受診率が低い要因となっているものと思われま

す。今後は、検診医療機関の医療拡大を図るため、大北管内の医療機関でも受診ができるよう市町村間相互乗り入れ制度の活用と周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

1点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 子宮頸がんワクチン接種後の副反応につきましては、特に村内の場合は重篤な方はいらっしゃらなかったということですが、これにつきましては国のほうでも制度を整えつつありますし、信州大学の先生のほうでも専門にやっという方がいらっしゃいますので、ぜひ健康福祉課のほうで窓口となり、相談があった場合には丁寧に対応していただくように今後も継続して希望するところがございます。

さて実際、クーポン券の場合などについては、最初に受診の勧め、案内が行くのがコール、そして再勧奨するのがリコール、再受診の勧めがリコールという形で、コール・リコール運動を白馬でもしているということだと私は認識しておりますけれども、結局今お伺いしても非常に受診率が低いということではありますが、これは未受診の理由について把握される必要があるのではないかと思います。

検診率の向上に向けては何が障害になっているのかというところが非常に大事ですので、未受診についての理由を把握されているかお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 未受診につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたけれども、子宮頸がんの場合につきましては、対象が、クーポン券が二十ということで、大学等の進学で村外・県外にいらっしゃる方が多いものと思われまゝ。やはり受診率を上げていくためには、長期休みのときに受けられるような体制を整える必要があると思っております。

先ほど議員さんおっしゃられましたとおり、4月に発送しまして、次の再受診についてのお願いの文書ということで冬休み前に12月にもう一回発送しております。そういったのも継続することと、あともう1点、この検診を受けることが必要なんだよということをやはりご両親、親の方にも知っていただく必要があるんだろうと思います。特に母親からの勧めが非常に有効ではないかと思われまゝので、そういったところの広報が非常に重要になってくると思われまゝ。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） このリコールが結構有効ではあるんですけれども、やはり未受診の理由というものは個人個人違いますので、そう思いますということではなくて、最後までどうして未受診だったのかというところをやっぱり把握しないと次につながっていかないと私は思います。想像するだけではいけないということだと思ひます。

これについては今啓発の話がございましたけれども、やはり高発年齢層と受診する方の世代は

実はずれているという事実があるんですね。20代、30代の方の、例えば子宮頸がんであれば、年齢層が下がって罹患していくものに対して、受診者については20代よりも30代、40代と後ろに行ったほうが多いわけです。だから、本当に高発年齢のときに、なぜそれが必要なのかというところを理解して検診してもらうことが大事なんです。この啓発については、やはり若いころから、大きくなったらがん検診をするんだという意識づけが大事かと思いますが、こういった教育現場でのがんなどへの知識を高めてもらう取り組み、あるいは自分の体の大切さ、命の大切さということも含めて知ってもらう取り組み、そのためになぜがん検診が必要なのかということ、がんは正しく知って、正しく検診を受け、正しく医療機関にかかっているならば、今では、確かに恐ろしい、治らないところもありますけれども、以前に比べたら怖い病気ではなくなっています。正しく向き合うということが、まず第一歩だと思います。

教育現場での取り組みについて伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 篠崎議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

教育現場ということでございますが、現実的には保健の先生が主となりまして教育を行っていただいております。具体的な内容につきましては、現在、手持ちの資料ございませんけれども、でき得る限り若い世代から重要であるということを指導していただくように、教育委員会としても学校サイドのほうにもお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ぜひお願いをしたいと思います。残念ながら先進国の中で、自分たちの体についての教育がないのは日本だけだと一説にはいわれているそうです。それは自分を大切にすることにもつながり、家族を大切に、あるいはパートナーを大切にすることにもつながりますので、ぜひ小さいころからの若い方たちへの意識づけということで取り組んでいただければと思います。

さて、これは県外の例でございますけれども、日本各地におきまして、今、ワンコイン受診というのが実施されております。これによって非常に受診率が高まってきている、飛躍的にすぐということではなくて、徐々に高まってきているということが実際あります。大きな市、名古屋、彦根、大川、高槻、湖西などもありますけれども、例えば群馬県の榛東村においては500円の、村部ではありますけれども、ワンコインという500円の受診、しかも個別受診ができるということで非常に受診率が上がってきております。こういった形で検診料をもう少し下げることについて検討していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 今、受診受けている方からには個人負担をいただいておりますけれ

ども、その辺のところ、ワンコインという自治体の例があるということで、また、実際幾らに設定したらいいのか、実際にワンコインでいけるのかどうかも含めまして検討させていただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 国のほうでも、がん対策については、今、加速化して対策をとっているところでもありますので、そういった中での大型の予算づけの中での補助金があるかということも含めて、ぜひ検討していただけたらと思います。

続きまして、２番目の質問に移りたいと思います。

下水道受益負担金問題の関係についてお伺いをいたします。

これは昨日、同僚議員が質問したところではございますが、報告書が出されておよそ２年たちました。そこで、以下についてお伺いをしたいと思います。

報告書の中におきまして、多くの問題点をはらんでいることから制度の見直しを検討するとされています。賦課替えによる加入分担金制度についての対処をお伺いいたします。

また、続きまして、これら債権の適正な管理と適正な徴収のためには、債権徴収体制の一元化、マニュアル化、そして条例化が非常に大事だと思われます。これにつきましては、平成２５年９月議会で一般質問させていただいておりますが、新しくなりました下川村長のもとでのお考えを伺いたしたいと思います。

この点につきましては、報告書にも改善点として書かれておりますので、庁内での検討、取り組み状況をお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 下水道受益者負担金問題の関係についてお答えをいたします。

報告書の中で、「多くの問題をはらんでいることから制度の見直しを検討する」とされている賦課替えによる加入分担金制度については、どのように対処される予定であるかにつきまして、昨日、横田議員への答弁のとおり、加入分担金制度は廃止とし、受益者負担金の徴収方法を統一してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、債権の適正な管理と適正な徴収のために、債権徴収体制の一元化、マニュアル化、条例化が大切であり、その検討、取り組み状況についてのご質問でございますが、私も債権徴収体制の一元化、マニュアル化、条例化は大切であるというふうに認識をしているところであります。

庁内での検討、取り組み状況についてであります。議員のご指摘のとおり、村税を初め、全ての村の債権にかかわる収納率の向上、滞納額の削減は、村財政の運営及び村民負担の公平性の確保において極めて重要であります。

上下水道課が扱う債権の滞納者は、税の滞納者と重複するケースが多く、債権徴収体制の一元化は、その取り組み方によっては効果的かつ事務の効率化にもつながるものと考えております。

各種債権の滞納者への法的手続や債権放棄手続を統一すること、また、長期にわたり回収が困難となっている不良債権事務の促進と徴収事務の効率化を図るための包括的指針として、債権管理に関する事務処理の基準等を定めるといった、いわゆる債権管理条例の制定は非常に重要であると考えております。上下水道課を初め、徴収関係に従事する職員を専門研修会に参加させ、また、他の市町村担当者や弁護士との意見交換を通じ、より効率的かつ効果的な債権管理と適正徴収への道を探っています。

債権徴収体制の一元化については、債権徴収を一つの部署に集約する方法によって効果を高めている自治体がふえているというふうに聞き及んでおります。しかしながら、予算や人員的にも規模の小さい町村においては、この方法は困難を要することも事実です。賦課情報と徴収とは密接な関係がありますので、上下水道、税務との賦課情報の流れからいうと、かえって人的・予算的資源を費やしてしまうという可能性が大きいというものです。

これとは別の方法として、庁内担当部署の連携を強化し滞納者情報を一元化することや、滞納管理システムの集約、または督促、電話催告を収納コールセンターとして集約する方法もあります。要するに集約システムの構築であります。現時点では、担当課レベルにおいての方向性は固まりつつありますが、当面は庁内実務者レベルでの調整会議を重ね、白馬村に適した手法を模索しつつ、より効果的で効率的な債権徴収体制を確立してまいりたいというふうに考えております。

2点目の質問についての答弁であります。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） 最初の質問のほうにつきましては、昨日ご答弁いただいている部分でございますので、そのように承りました。

ただ、関連して、この賦課替えによる加入分担金制度を廃止するというのであれば、今現在、賦課している加入分担金についてはどのように処理をされる予定であるのかお伺いしたいと思います。また、時効という考え方についてもお伺いをしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 今回の加入分担金制度廃止ということで、さきに村長申し上げましたけれども、やはり受益者に求める負担金制度というのを一本化したいということでございます。今まで3つの制度が絡み合って逆に複雑化してあったということで、結局大量の未収金につながったという部分がございますので、今回そういった制度を統一して、ごくごくシンプルにしていきたいというふうに考えているものでございます。また、どうしても一部においては、やはり時効になってしまう案件もあるというふうに現在は考えているところでございます。

何分、今までも問題もありということ、それからまた、下水道事業団の先生からはおそれもあるよというような指摘を受けていることでございますので、そういったものを直すべきは直し、見直すべき点は見直すという形で、引き続き住民の皆様の方向を向いて仕事をするんだという基

本に立ち返り、わかりやすく丁寧に説明してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 昨日の同僚議員へのご答弁の中に、排水区域の見直しという言葉が出てきております。これについて具体的にどういうことであるか、どういうことを予定されているのかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 排水区域の考え方というのでございますけれども、もともとは下水道事業はやはり大都市を中心に整備されてきたということでございまして、標準的な条例も大都市を想定したような形で現在に至っていたというところがございます。

私どもの下水道事業は、やはり当初、昭和の終わりに計画し事業着手したということでございまして、当時もまだ長野県内でも中信平では松本市しか下水道事業をやっていなかったというような背景ございます。どうしても都会的な考え方というところで設定いたしましたもので、区域につきましては面的な考え方というのが当時の指導であり、そういった方針で進めてきたということでございますけれども、現在といたしましては、下水道事業が都市部から地方都市、また、市町村、農村部へ行ったということになりまして、区域の考え方というものにつきましては、やはり私ども農地が多かったりとか、そういったものにつきましては、当初から区域に入れないという考えで進めている自治体が最近は多ございます。

そういった形で私どもとしまして、こういった区域の考え方というものにつきましては、過去においては面的な考え方で進めてきたわけではございますが、やはり現状に即した形で区域を再度を設定し直しましょうというふうに考えているものでございまして、具体的に言いますと、農地、そういったものは区域から外していくという見直しをしたいというふうに考えてございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 今、農地を外すというお言葉がありましたが、ということは、結局、徴収猶予地の考え方を見直すという形でよろしいわけでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） はい、そのように考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 徴収猶予地につきましては、これ１筆１筆現地調査をしながら確認作業されていかれるのではないかと思いますけれども、いずれにしても、徴収猶予地をまた外して、もしかしたらそこに、農転をかけたりいろいろな形で家を建てたいということもあると思います。そういう場合については、現在かかっている負担金についてはどのようにお考えになっ

ていらっしゃいますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 農地が農地転用等により住宅を建てたい、そうなった場合は、再度区域内に入れるということで告知をさせていただき、通常の受益者負担金をかけさせていただくということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 徴収猶予ということは、一旦賦課がされているというふうに本来は考えられると思います。これは賦課猶予ではありません。徴収猶予ですので、通常は、普通に考えれば徴収を猶予しているだけのことであります。同じ事業に対して二度かける、いわゆる二重賦課にはならないのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 二重賦課にはならないと考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） ここについては、これ以外もそうですけれども、さまざまな問題がそれぞれの解釈においてありますので、本来は徴収猶予という言葉であれば、一旦これだけかかりますよという節符のお知らせが行っているはずです。それについて申告を受けて徴収猶予をしているという、今そういう状態ではないかと思います。今現在の見解ということでお伺いはいたしますけれども、慎重にされることを望みたいと思います。

また、区域の確認についてですが、区域の確認は、そうしますと徴収猶予地を外していく、あるいはこれが一番大きな作業になるかと思います。また、加入分担金を賦課していたところを加入分担金区域ではなく、区域の中の加入分担金賦課地を普通の負担金の賦課地と同じように確認をしていくということですが、今言いましたように時効になっていく案件もあるのではないかとございまして、公図上の突き合わせと現地の確認という作業が伴うと思います。これについては、今どのような進捗状況であるかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 何分こういった方針になったところでございますので、これから確認をしていくということでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 私も、下川村長が就任されたときに、下水道問題はいつごろをめどに解決されるご予定かというふうにお伺いをしました。任期半ばというようなお言葉を、そのときはたしかいただいたと思っております。今回条例案が一旦出されるかというような動きもあったわけですけれども、今言うようにいろいろな考え方が混在している、しかも、いわゆる徴収猶予地をなくすということは、一旦債権を消滅させるということに私は該当するのではないかと思います。

ます。

この債権の消滅という考え方について、これは当事者のみならず、これ債権というものは村の財産でありますので、ということは住民の財産でもあるわけです。しかも、他者においてもその債権に対応する対応の仕方では利害感も違って来るわけです。この点については非常に慎重に検討されたほうがよいのではないかと思います、ここについてはどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 引き続き下水道事業団の加藤先生と有識者の指導を受けながら、また、場合によっては弁護士先生の指導を受けながら進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） ちょっと戻って申しわけないんですが、そうしますと加入分担金については、現在の加入分担金賦課の部分については負担金に戻すということで、これははっきり言って時効の案件が非常に多いと思います。

では、過去においての加入分担金、お支払いいただいた方々もいらっしゃるわけです。それぞれの個別によって違っているというふうにもお伺いしておりますが、過去の分担金については返納の予定があるのか、あるいはその理由も示していただければと思います。どういうふうにするのかという方向性とその理由もお知らせいただければと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 現在のところ、過去にさかのぼってお戻しするという考え方はございませんが、議員皆様からのそういったご意見頂戴しておりますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） いろいろな個別の対応をしてきて、今非常にねじれてしまっている状態だと思います。これを直していくのは非常に大変で、職員も非常に苦労されていることと思います。全ての方に公平というわけにはまいらないだろうとは想像はいたしますけれども、少しでもこの不公平感を排除していく、そういう方向性というものをやはりどこかに持っていなければいけないのかと思いますが、そこについては村長どのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 就任のときにこの下水道問題は、村長どういうふうを考えているのかというお話もございましたが、その中で、私は任期半ばには何とか解決をしたいということで、それぞれ下水道事業団のほうにもいろいろな相談をしながら進めてきたところであります。

そんな中で、今回、昨日もそんなお話をさせていただきましたけれども、この３月の定例会の

うちに上程をして一本化してまいりたいという考えていたわけでありますけれども、いろいろな問題があるというようなことで、もう少し慎重に対応したほうがいいじゃないかということも私自身考えたり、そしてまた、議員の皆様からもそういったご指摘もございました。そんな中で、慎重に対応してまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、今、公平、公正というそういうお話がございましたけれども、確かに大事なことであります。そんな中で、ねじれてきたこの問題をどういうふうにするかということは非常に重要であるというふうに認識をしているわけがございますけれども、できるだけ、いろいろな確かに問題はあろうかと思っておりますけれども、最低限そういったことに留意をしながら、この下水道問題を進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてまた、検討をする中で議員の皆さんにご提案をしながら、またご意見を頂戴をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） これにつきましては、大きな制度変換、考え方の変換に伴う制度の転換になると思います。それで、今申しましたように条例を改廃、あるいは改正、改廃すれば直るというものではありません。これには今もさっきも申しましたけれども地図上の公図と現地へ行つての現場確認、それをさらにまた地図に落とす、そしてまた通知をしていくという、これ膨大な事務が伴っていくわけであります。ここについては、過去の下水道問題では何回も言われたけれども、膨大な事務量に対して職員の数が非常に少なかった、現場に出ている者だけで、事務をする者が少なかった、それも一つの要因ではないかというふうに言われておりましたけれども、ここについての職員体制についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 職員体制はというご質問でございますけれども、そこら辺につきましても正規職員を初め、十分配慮していきたいと思っております。

先ほども篠崎議員のほうから質問ありましたけれども、過去においてそれぞれ決裁行為の中で、いわゆる村長の裁量権の中でそれぞれ処理してきた問題が、個々個別にいろいろ違ってはきております。ただ、その中でもパターン化できるものがあると思っておりますので、至急そこら辺のことを整理して、さっき村長が申し上げたような、よりよい方向へ持っていきたいというふうに思っています。

酒井が申し上げたように、加入分担金については、これまでの経過からお返しするということではありませんけれども、ただ、より公平性が保たれるのかどうかというところは、過去のことを検証しまして対応していきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 裁判の結果のことは、私はここでいろいろ申し上げるつもりはありませんし、司法は司法でありますので、一つの判断として尊重させていただきます。ただ、自分の考え方としては、規則で定めるということよりも、規則は条例に委任を受けていると。確かにそうです。ですけれども、規則は条例の範囲を超えてはいけないと私は思っております。

じゃ、今回の下水道の負担金の条例は何に基づいたか。都市計画法に基づいて、その考え方の中でやってきたはずです。それを委任したということであれば、規則もやはり都市計画法の範囲の中で考えることが普通ではないかなと思います。これは私の一つの考えですが、いろいろな考え方を、ぜひ、専門家のご判断もいただくということですので、拙速な条例改廃に走って、またさらに混乱を招くことのないように、ここはひとつ丁寧をお願いしたいと思います。

最後にですが、住民の方には当然説明される予定、これいつどういう形で変わっていくかということ、いつという時期はちょっと言えないかと思いますが、住民の方たちにはやはり非常に丁寧な説明が必要かと思います。そこについてはどのようにお考えになっているかお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。酒井上下水道課長。

上下水道課長（酒井 洋君） 改善の結果等につきましては、住民に対して説明はするのは当たり前というふうに考えておりますので、当然住民説明会というものも開いていきたいというふうに考えています。また、直接かかわる方についても、マンツーマンで行うといったような対応が必要かなというふうに現在では考えているところです。

また、すみません、いつということにつきましては、先ほども拙速でなく十分慎重に練った上でというご意見いただいておりますので、そのように進めさせていただきたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問ありませんか。篠崎議員。

第１１番（篠崎久美子君） 時間の関係もありますので、いろいろお願いすることばかりで恐縮なんです。債権管理につきましても、ぜひ庁内のコンプライアンス意識を高めて、研修を充実させて、担当者だけではなくて、債権に関してはこれは税金とかそういうもののばかりではありません。村が扱うものについては、やっぱり役場の職員全てが、どういうふうに取り扱うかを知っていなければいけないことでありますので、ぜひ研修体制も整えていただくようお願いをして、次の質問に移りたいと思います。

最後になります。英語教育への取り組みについてお伺いをいたします。

当村につきましては、外国人の観光客の方や定住者、事業者などが急速に増加してまいり、これはうれしいことでございますが、非常にまれに見る国際色あふれる地域となっております。また、白馬高校の観光国際科も新年度から始まる予定であり、英語の習得が期待できるということで地域の期待も大きいところであります。

こういった地域特性を生かして将来を見据えた教育への取り組みは、グローバルな人材の育成とあわせて地域づくりにおいても重要なものと思われます。

中学校では現在、信州型コミュニティスクール構築に向けて、英語の放課後学習など特色ある取り組みも進められているところですが、村内小・中学校での英語教育の状況についてお伺いをいたします。

次に、27年度教育重点施策でもありますICTの活用状況、これについて教育のどの場面で活用されているか、ぜひお伺いしたいと思いますが、その効果、また、整備状況についてお伺いをしたいと思います。

続きまして、文部科学省の教育課程特例制度につきましては、地域特性を生かした英語教育の充実などについて大いに役立つと思われます。県内でも何校か申請をされ認可を受けているところがありますが、これについて申請を検討されてはいかがでしょうか。

以上3点についてお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 篠崎議員、英語教育への取り組みについてお答えをいたします。

1つ目の村内小・中学校での英語教育の状況についてのお尋ねですが、近年、学校教育において外国語教育を充実することが重要な課題の一つになっております。国では、平成23年度に小・中学校の学習指導要領が改訂され、小学校では外国語活動が5・6年生に必修化され、中学校では外国語の授業時数が大幅に増加されました。

本村におきましても、学習指導要領の改訂を受け、外国語活動及び英語教育の充実に取り組んでいております。

村内の小・中学校における外国語活動や英語教育の取り組みについては、まず小学校についてであります。学習指導要領では、5・6年生において外国語活動を年間35時間行うことになっております。本村両小学校におきましても、5・6年生において、外国語活動として英語を年間35時間、週1時間実施しております。また、外国人に対する違和感をなくしたり、異言語に対する親しみを増したりする等の狙いから、村独自に外国人英語講師（ALT）を配置し、英語活動の全授業において担任とALTとが合同で指導に当たっております。さらに、小さいときから異文化に接する経験を積むことを大切に考え、小学校の1年から4年生についても英語活動を年間5から8時間取り入れており、これも担任とALTとで授業を行っております。

中学校では、各学年とも週4時間英語の授業を実施しております。中学校においても外国人講師（ALT）を1名、通年で配置し、英語教諭とのチームティーチングで授業を行うようにしております。

また、外国人観光客が増加し定住する方も多い反面、生徒が実際に外国の方と触れ合う機会は少ないとの状況から、中学校では英語授業の中に村在住の外国人にインタビューしたり、アドバ

イスを受けたりする単元など、例えば「白馬の魅力を調べ、外国人に紹介するパフレットをつくらう」などの単元を取り入れ、多くの外国人とコミュニケーションができる場を設定するなどの工夫をしております。

さらに中学校では、日常的に英会話ができることを目指した希望者による放課後英語学習を、学習ボランティアの支援を受け、今年度の中途より、月２回実施しているところであります。

２つ目のＩＣＴ活用状況や効果、整備状況についてでございますが、中学校に導入したＩＣＴ機器を活用した教育につきましては、昨年夏休みの期間を利用し配備を行い、９月から１年生を対象にタブレット端末を利用した授業を行っております。導入した機器につきましては、教員用のタブレット２５台、生徒用のタブレット８５台、学校内で使用する環境を整えるためのアクセスポイント等周辺機器、授業展開のためのソフト等でございますが、平成２６年度の地方創生交付金を活用し、２７年度事業とあわせ整備してまいりました。

ＩＣＴを活用した教育を推進するに当たりましては、生徒の能力、特性に応じた個別学習や課題解決に向けた子どもたちの協働的な学び、そして主導的で探求的な学びの充実に期待されるところでありまして、生徒の学習意欲を高めるわかりやすい授業を展開することにより、学力の向上につながるよう、学校の取り組みを進めているところでございます。今までのような、教師から一斉講義型の授業から、子どもたちが主体的に学び合う授業への転換であり、その手段の一つとしてＩＣＴを活用するものであります。

子どもたちの授業の様子でございますが、朝、キャビネットからタブレットを取り出し、机の上に準備し、授業に入っております。特徴的な授業としては、協働的なグループ学習への活用のほか、従来の学習プリント配布をタブレット端末にデジタルデータとして配布する方法に変えて取り組んだり、授業の最後に締めくくりとして、苦手部分を自分で選びドリル学習を行うなどして基礎学力の定着につなげております。また、体育の授業では、陸上リレーのバトンパスについて、タブレット端末により自分たちで撮影した映像を比較し話し合うなど、タブレット端末を利用した効果的な授業を進めております。

そうした中、大切なことは、現場の教職員の授業づくり、校務の効率化、子どもたちと向き合うし考えをふやすことができるよう進めてまいるところであります。また、ＩＣＴを活用した授業が順調に進むよう、村ではＩＣＴ支援員を配置し教職員の授業支援を行っているところであります。

長野教育委員会でもＩＣＴ活用をした教育に力を入れているところであり、今年度、白馬中学校は県教育委員会のＩＣＴ実証校（パイロット校）の指定を受け、県が主導した公開授業を県内市町村と学校参加のもと実施し、教育課担当と白馬中学校教頭を初めとした教員が、箕輪町で行われたシンポジウムに参加し他市町村との情報交換を行っております。また、文部科学省のＩＣＴ自治体応援事業を活用した県の取り組みを活用し、指導力パワーアップのための研修に教員が

出向くなど研さんを重ねております。

また、こういった情報化社会におきましては、10年先の子どもたちを取り巻く環境は目まぐるしく変わっていくことも予想され、ICT教育につきましては、そういった中で生きる力を育てる教育の一端を担うものと感じております。適正で正しい利用の仕方を学び、いずれは社会に出るときに役立つよう、情報化社会を生き抜く力を育てていくことも念頭に置きながら事業を進めてまいります。

3つ目の文部科学省の教育課程特例制度の申請を検討したらどうかについてでございますが、白馬村では、数多くの外国人が観光に訪れたり定着するといった状況を踏まえ、外国人にも日本人にも魅力的な、身近に異文化交流が可能となる真の国際的なリゾートを目指し、地域コミュニティと外国人観光客の接点づくりなどに努めております。

このような白馬村の環境において、国際理解教育や英語による基礎的なコミュニケーション能力の育成が、義務教育の早期の段階からそれぞれの発達段階に応じて必要となってきました。また、国際観光都市を目指す本村にとって、地域を挙げて英語（英会話）ができる子どもたちを育てる取り組みは、地域の特色を最大限に生かすことにもつながります。

そこで、白馬村教育委員会では、教育基本方針の一つに「時代に適した国際交流ができるよう語学（英語）力を高める」ことを掲げ、小学校・中学校の義務教育の各段階に応じた英語教育の充実を努めることを目指しているところであります。

本年度は、従来の学力向上対策委員会の中に、中学校の英語科担任と両小学校の外国語活動担当教員で構成する英語部会を立ち上げ、小学校英語活動と中学校英語の接続のあり方の検討、カリキュラムの検討、白馬村の特徴を最大限に生かした取り組みの検討等、英語教育のさらなる充実に向けて研究を始めております。

教育課程特例校にとのことご提案についてであります。英語教育の特例校として県内では下諏訪町が英語特区時も含め10年の実績があり、レシピ方式といった独自のカリキュラムを導入して実施しております。特例校申請は、学習指導要領に示された教育課程の基準によらない特例を申請するものでありますので、村独自の小・中一貫した英語教育カリキュラムの策定や教材・教具の作成など周到な準備が必要となってまいります。学校や保護者、地域の合成形成も含め、すぐに申請することは難しい状況ににあります。

また、文部科学省では、初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小・中・高等学校を通じた英語教育改革を計画的に進めるための英語教育改革実施計画を平成25年12月に公表し、そこでは、小学校の外国語活動の開始時期を3年生に引き下げ、5・6年生では英語を正式な教科にする方針が打ち出されております。これは平成32年に実施の予定とのことで、小学校の英語教育もかなり変わってくることが予想されますので、特例申請に当たってはこの動向も見定めていく必要があります。

ただ、冒頭に申しましたように、英語教育は白馬村教育の大事な柱に位置づけられておりますので、篠崎議員のご提言も視野に入れ、また、文部科学省の小学校英語科導入の動きも見つつ、今年度設置しました英語部会での研究をさらに進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、英語教育への取り組みについての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は答弁も含め、あと1分です。
質問ありませんか。篠崎議員。

第11番（篠崎久美子君） ご丁寧な答弁を非常にありがとうございました。

いろいろ取り組んでいるということでございますので、村独自の形としてぜひ進めていっていただきたいと思います。例えばALTの配置が、ニーズが適当であるのか、増員も含めて考えていただきたい、あるいは自治体によっては英検への補助制度をやったことで子どもたちの学習意欲が高まったというようなこともあるようでありますので、ぜひ検討していただければと思います。

また、高校、中学でせつかく小・中のプログラムが切れてしまう、あるいはそこではいけないので、せつかく白馬高校がありますので、今回新しくなりますので、中・高を通したプログラムづくり、それは中・高の連携、あるいは交流という形でぜひ実現していただきたいと思います。

最後に、村長にお伺いします。どういう子どもたちを将来に向かって育てたいのか、最後にお伺いして終わりにしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 白馬村の子どもたちをどういうふうに育てたいのかということであります。

私は、元気な、本当に明るい子どもたちが一生懸命に勉強できるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第11番篠崎議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時09分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2番津滝俊幸議員の一般質問を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

今議会に一般質問で私は2問ほど質問を上げておりますので、答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

まず1つは、無電柱化についてでございます。

さきの議会において、無電柱化推進委員会を立ち上げ、推進することを提案いたしました。さきの議会というのは、平成26年9月の議会だったかと思います。そのときの行政側のほうの答弁では、学識経験者や電線管理者、村民等から構成される委員会を設置し検討して、ワークショップの開催やモデル地区の選定、新設の電柱の原則禁止する条例化など積極的に検討する旨の回答であったかと思います。その後、このことについての推進状況をお伺いいたします。

ただ、そのときは、全くもって神城断層地震などというものを想定しておらなかったもので、すぐには私は立ち上がらないというふうには考えておりましたが、この平成28年度の予算においても、このことに関して一切予算化されていないというのが現在の状況かというふうに思います。その辺のところのご丁寧な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員の、最初に無電柱化についての質問について答弁をいたします。

過去の答弁において、学識経験者や電線管理者、村民などから構成される委員会を設定し、ワークショップや新設電柱の原則禁止に関する条例化を積極的に検討する旨の回答の進捗状況についてであります。国などの状況を踏まえてご説明をいたします。

無電柱化につきましては、平成25年11月に、平成30年度までを計画期間とする長野県の第7期無電柱化推進計画策定に向けての候補路線調査が行われ、白馬駅前周辺の国道148号及び県道白馬岳線について、大町建設事務所とともに候補路線として書類を提出したところであります。その後、平成26年4月に、大町建設事務所とともに電気事業者への事前協議を行い、7月には、長野県から候補地内の電線管理者からの無電柱化に関する回答が回付されてまいりました。

電気事業者からは、地中化方式の共同溝以外の手法での無電柱化は不可能との回答であり、通信事業者からは、豪雪地帯であることから裏配線方式は不可能と想定をされ、また、単独地中化区間の移転補償費用などが必要との回答でありました。

無電柱化を進めるには、長野県計画に掲載され、その計画について国の同意を要しますが、その前段で電線管理者との合意形成が必須となっております。

現在の国の動向であります。今、国会への提出が考えられる無電柱化に関する議員立法の無電柱化推進法案が可決成立した以後において、関係法令の整備、無電柱化に関するガイドラインの見直しを行うことであり、長野県では、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする第7期長野県無電柱化推進計画について、議員立法成立後の国からの通達等により、計画期間の変更もあり得ることとあります。

なお、国では、無電柱化の推進を図るため、地中埋設方式の低コスト手法の検討を行っており、昨年12月25日には、国土技術政策総合研究所が行った直接埋設方式、小型ボックス方式による実証実験の中間取りまとめを公表したところであります。

また、昨年１２月２５日に、道路法の一部改正による「道路法第３７条に基づく道路の占有制限に関する取り扱い」に関する通知があり、この通知によれば、災害発生時に緊急輸送路等となっている道路については、防災上の観点から道路管理者が区間を指定し道路の占有を禁止・制限することができるよう措置されたものです。この取り扱いについては、新年度において説明会を開催する予定とのことであります。

いずれにいたしましても、無電柱化につきましては、議員立法の可決成立後に動きが出てまいります。

一方、全国の市区町村の動きを見れば、無電柱化を促進する市区町村長の会が昨年１０月の２０日設立をされ、２４５名の首長が参加をしております。これは、全国の無電柱化の取り組みについて積極的な市区町村長をもって組織する会であり、その設立趣意に賛同する白馬村も参加をしているところであります。また、本年１月２８日付で、無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書の議会決議についての依頼が、無電柱化を促進する市区町村長の会代表、山下和哉（奈良県葛城市長）から要望書の提出依頼通知も白馬村議会へ提出をされており、参加市区町村議会からも法整備を求める意見書を認めていただければ法整備が進むものと信じております。

この会では、市区町村の事例集作成について民間とも協力するとともに、先進事例調査を進めている状況とともに、国土交通省、地方整備局、市区町村で連携し勉強会も開催するというふうに伺っており、状況も刻々と変化していることから、村といたしましても注視している状況であります。

１点目の質問についての答弁であります。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第２番（津滝俊幸君） 今、説明をいただいたんですけれども、まず前回この場所で、そういった前向きにいろいろなものを検討しながら推進委員会を立ち上げていただけたというようなこと、これは村独自という意味ですが、というお話だったかと思うんですけれども、ここに着手できないのは何か大きな理由があるわけでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 津滝議員言われるように、確かにさきの議会でそのようにお答えしたところでもあります。それから、事実、予算書にも載っているところであります。しかしながら、これにつきましては、いわゆる担当課等々の内部調整の問題も一つあったということ、それから、それに派生して神城断層地震の件——先ほど津滝議員も言われていましたけれども、の関係ということで、担当等のところでどうしてもその協議会の立ち上げまでいかなかったという実務レベルのところが多かったというふうに思っております。

それにつきましても、ただ手をこまねいていたわけではなく、先ほど村長答弁にもありましたように、それなりに活動の面ではしていたというふうに担当と私のほうでは思っております。そ

こら辺につきましては、非常に協議会の立ち上げまでいかなかったところは残念には思っているところでありますけれども、一番景観として大切なところではありますので、その認識は十分持っているところでありますので、ご容赦いただきたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） そういうことでございましたら、28年度中には、やはり認識は、村内の中で共有の認識を持っていただくということも私は大事かと思っています。ですので、委員会を立ち上げるということはお約束をいただけますでしょうか。対応していただける委員会という意味です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 今の再質問の件ですけれども、申しわけないですが27年度につきましては不可能でございます。28年度につきましては、予算的などころも含めて検討していきたいというふうに思っています。公営住宅の関係でも無電柱化については配慮したところではあります。それを一步進めていきたいというふうに諸機関と調整していきたいと思っています。

議長（北澤禎二郎君） 村長。

村長（下川正剛君） 委員会の立ち上げという話がございましたけれども、いずれにいたしましても、無電柱化ということにつきましては、私も、白馬村のこのすばらしい山岳景観という形の中で非常に重要だというふうに認識しているところであります。その中で、長野県でも、白馬村の世界水準の山岳景観ということから、地方創生ということもあって県では非常に力を入れているというふうに私は認識しております。そしてまた、建設部門のほうでも、知事からの指令によって、このことについては積極的に進めろというふうに指示をされているというふうに聞いております。

私も、知事のところに何回もお話に行く機会があるたびに、特に神城断層地震の支援と、そしてまた、白馬の件では世界水準の山岳高原ということをやったっていいことでも、ぜひ無電柱化のことについても努力いただきたいという要請はしておりますし、県のほうでも、知事のほうでもそういった思いはあるようでありますので、申し添えておきたいと思います。

そういった中で、特に白馬の駅前というところは、非常に駅からおりて、山岳景観のところに雲の巣のような電線が垂れ下がっているというような状況は、私もそうでありますし、村民の皆さんも何とかしろというそういった気持ち強いわけですが、その関係についても電力会社との調整、そしてまたあそこには国道の融雪が入っている、そしてまた、高圧の電線があそこには入っていると。いろいろなことをこれから調整しながら進めていくという、そういった県のお話も聞いているわけでございますけれども、今回、法の、議員立法で改正されるというようなそういったことの中で、大きく私は動いてくるのではないかというふうに思っております。

そのためにも、村としても、県・国と一緒に無電柱化には進めてまいりたいというふう

に思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） 今の回答では、ちょっと私はまだ納得できないんですね。委員会を立ち上げていただけるか立ち上げていただけないかということで、そこに大きな予算を使うわけではないですし、すぐ無電柱化の工事をせよと言っているわけでもないわけです。ですので、国の施策もしくは法律を待って対応していくということではなくて、白馬村独自としての、村長、先ほどおっしゃっていましたが世界に誇れる白馬村の景観を維持していくためには、そういったことも考えていきたいということであるのであれば、ぜひこれに対応できるような、官民と一体となった私は委員会をつくって、前向きに取り組んでいくということが大事かと思うので、再度そのことについてお伺いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまの件、了解いたしました。立ち上げるような方向で考えます。ただ、実務レベルになるべく余り負担をかけないと言うのは語弊がありますが、官民両方で推進していくような、そういうような協議会、組織にしていきたいというふうに思っています。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ということなので、よろしく前向きに検討して、28年度中には対応するような委員会をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど答弁の中で、無電柱化を推進する市区町村長の会へ加入しているというお話でした。約245の自治体が含まれているということなんですが、この会のほうへは白馬村からはどなたかは参加しているいろいろな情報をとったり、もしくは、これ首長さんの会なんですけれども、村長みずからが出席していろいろお話を聞いてきたり意見を述べたりというようなことがあったかどうかということをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 無電柱化を推進する会の会長の奈良県葛城市長のほうから、こういった私のほうに通知がございまして、私、本来ならば行きたかったところとございまして、公務の関係がございましたので、総務課長に、何とか課長行ってくれないかということで行っていた経過があります。そんな思いもありましたし、それから協議会、国のほうでも研修会も開催をされ、その件につきましても吉田総務課長のほうに行ってもらったというような、そういった経緯があります。

そんな思いも、当初から無電柱化という思いもありましたので、この文言が出てくると私も非常に敏感といいますか、たまたま委員会が立ち上げまではいかなかったわけとございまして、思いはありましたので、総務課長のほうに指示して会議のほうに行っていたということ

であります。

内容については、総務課長のほうからちょっと補足をさせていただきますが、そんな対応をとらせていただきました。

議長（北澤禎二郎君） 吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいま村長より、無電柱化を促進する市区町村長の会というのに参加をさせていただきましたので、その関係につきまして若干ご説明をさせていただきます。

これにつきましては、先ほどの奈良県の市長が発起人となりまして、全国ともに、この趣意をともにする市区町村で組織を立ち上げようということで、会を立ち上げたというような状況でございました。

場所は衆議院の議員会館で行われまして、参加人数的にはどのぐらい来たのかはちょっとわかりませんが、名簿のほうは、先ほど答弁にもありましたとおり245名の参加です。ちなみに長野県での参加してございますのが、諏訪市、須坂市、佐久市、千曲市、東御市、軽井沢町、それと本村の、長野県で申しますと7市町村が趣意に賛同したという状況でございます。

会の中では、自民党の無電柱化小委員会の委員長を務めておられます小池百合子先生もおいでになり、また、国土交通省からは政務官もおいでになり、何とか、先ほどの答弁にもありました先行してできるものはやっていくということから、緊急避難路的なところについては電柱を立てるのは禁止というような状況も伺えたということでございます。

その話の中で、電力会社（電力事業者）または通信事業者のそれぞれの考え方にばらつきがあるというようなご意見も出されまして、何とか電力会社または通信事業者による無電柱化の意識に差異がないようにというようなことも提案をされてございました。具体的には、今後、地方整備局ごとに全国での優良事例等を取り上げながら、どのようなやり方ができるのかというものをこの会の中で進めていきたいというようなお話で、会のほうが終了したという状況でございます。

また、一つの研修会につきましては、無電柱化の技術につきましてもかなり進歩しているという部分が、それぞれの電気事業者、通信事業者から出されており、私も過去には現場にいたこともございますが、本当にコンパクトな施設でできるというようなお話と、電気事業者、通信事業の離隔の問題もかなり改善されてきているという部分で、その辺も含めていろいろな技術的なところも官民連携をしながら進めていきたいと思いますというような状況で会が閉じたというような状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） やはりそういった全国的な組織へ参加すると、各地区の自治体の情報、また、悩み、それから実際に自分たちで行われているようなものが情報がいろいろな形で交換ができるということになります。ぜひそういうところ参加していただいて、村長または村関係者等々

が参加していただいて、電柱を少なくしていくような形に取り組んでいただきたいなというふうに思います。

今、総務課長の話の中に、小池百合子国会議員が自民党の中で部会の部会長さんをやられているというようなことで、議員立法で上げていきたいということで、前回の臨時国会のときに上げる予定だったということのようですが、今回ちょっとそのときには間に合わず、それから今回の通常国会でもまだ上がっていないというような状況のようです。国は国としてそういうような動きがあるわけですが、村は村としてはこれにしっかり取り組んでいただきたいなというところでは。

それで、やはり先頭を走っている、私は小池先生を白馬にお呼びして、無電柱化についてシンポジウムのことをお開きになられたらどうなのかなと。もしくは、長野県で先ほど7市町村加盟しているということなんですけれども、そういった人たちも白馬にお呼びして、現状はこうなっているんだ、こういうものを解決していくにはみんなでどうしたらいいんだろうというようなことを検討なさるというようなことはどうなんでしょうか、お伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。村長。

村長（下川正剛君） 今、津滝議員のほうから、小池国会議員を呼んで講演をしてもらえばどうかというようなそんなお話がございました。以前にもそんなお話があったかと思いますが、いずれにいたしましても、そんなことも含めて検討してみたいというふうに思っております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員、質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） それで、今回この議会でも、先ほどの無電柱化を推進する市区町村長の会のほから意見書を出してくれるというようなことで、我々議会の側でも議員発議というような形で、まだちょっとしっかり決まってはいませんけれども考えを持っておりますので、ぜひご対応のほうをよろしくお願いしたいなというふうに思います。

あと時間の関係もございますので、次のほうの質問に移らせていただきます。

次の2つ目の質問としまして、人口減少社会への対応で今後の具体的施策についてをお伺いします。

白馬村地域総合戦略や白馬村観光地経営計画、さらには白馬村第5次総合計画などで検討された、もしくはされている少子化対策——子育て支援ということになるかと思いますが、これらの具体的施策についてお伺いします。また、人口減少社会に対応する学校環境の整備について、今後具体的方針をお伺いします。

1つ目として、共同調理場など学校給食の整備と給食費の軽減措置について。

2つ目として、南北小学校の児童数によるところの教育格差があると私は思っておりますが、そのご見解をお伺いします。

3つ目として、少子化に伴う小学校の統廃合を含めた将来への展望と方針について。

4つ目として、中学校でのタブレット端末を卒業後は個人所有としたらどうなのかというよう
なご提案です。

5つ目としては、しろうま保育園の保育料、白馬幼稚園の授業料の軽減措置について。

6番目として、出産費用の助成や祝い金の支給など、妊娠・出産の支援についてでございます。

7番目は、白馬高校の支援について。

8番目は、就労支援・住環境の整備について幾つかございますが、よろしくお願ひしたいと思
います。

さらには、同僚議員が同様の質問、または関連するような内容のものを聞いております。また、
重なる部分のところにつきましてはご容赦願ひたいと思いますし、また改めてお伺いすることも
ございますが、その辺のところもご容赦願ひたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2点目の質問でございます。人口減少社会における白馬村の今後の具体施策
についてであります。まず、1、3、5、6、7、8について私のほうから答弁を申し上げ、
2、4については教育長より答弁をいたしますので、通告書の順番が前後いたしますけれどもご
了承をお願いいたしたいと思ひます。

まず、1の学校給食に関しては、今議会初日の挨拶でも申し上げましたとおり、アレルギー対
応を充実させ、現在の国基準に見合う安心・安全な施設で調理された給食を子どもたちに提供す
ることが第一であると考えております。

先日、共同調理場だけでなく、道の駅や図書館建設を含めた庁内プロジェクトチームの先進事
例視察の報告書を読んだところ、先進事例でも、このアレルギー対応給食は全てのアレルギーの
食材に対応しているわけではなく、対応不可能な場合はお弁当対応をお願いしているとのこと
でした。

そこで、白馬村では、可能な限り全てのアレルギーに対応していくことで、よりきめ細かく行
き届いた給食環境を白馬村の特色としていきたいというふうに考えております。給食に関しては、
建物という基礎部分の「安心・安全である」「きめ細かい対応ができる」といった上に、「食育
環境の充実」や「地場産品の利用拡大」といった居住部分の1階が建つものと考えており、議員
の言われる「給食費の軽減措置」や「より細かな献立構成」といった部分が、建物でいえば2階
に相当するものというふうに考えております。

現在、白馬村における給食費は100%原料材費に充てられ、製造業という、いわゆる加工賃
はこの給食費に含まれておりません。そういった面で、給食費に軽減措置を講じる場合は、当然
原材料費の一部に税金を充当することになりますので、他自治体との事例などを調査研究しなが
ら慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

また、質問の趣旨とは若干異なりますが、低所得世帯に対しては、従来どおり基準に沿って給

食扶助費を支給しておりますので申し添えます。

次に、3の小学校の統廃合に関する質問については、昨日の田中議員に対する答弁のとおり、議論のスタートはあくまでも複式学級導入が確実視された時点をめどとしたいというふうに考えておりますので、現段階ではおおよそその議論の開始時期についてのみしか申し述べることはできません。しかしながら、将来的な展望として、人口施策に対する村の努力は当然のことながら各種実施してまいりますけれども、それに相反する形で人口減少は、現実問題として白馬村だけではなく日本中の自治体に突きつけられている問題です。きのうも述べましたが、人口減少が起因する税収の減に対するリスクヘッジとして、そのときになって、さて策を講じようといったスタンスでは大きな問題が生じることから、中長期的な範囲で行政としても対応想定案を練ってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、5番目のしろま保育園の保育料、白馬幼稚園の授業料の軽減措置については、まず、しろま保育園の保育料の軽減措置につきましては、国で定める軽減措置として、生活保護世帯やひとり親世帯等で住民税が非課税の場合は保育料を無料とし、また、同一世帯から2人以上の児童が入園している場合は、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料としております。

また、県では、子どもを取り巻く環境の変化に対応し、県が取り組む子育て支援の方向性を取りまとめた長野県子育て支援戦略を策定いたしました。その中で、子育てにかかわる経済的負担の軽減を図るため、特に経済的負担が大きい多子世帯への支援強化として、市町村と共同して保育料の軽減措置を講じることとなり、当村では県の施策に協調し、子どもが3人以上いる家庭に対して、第3子は月6,000円、第4子以降は月額9,000円を軽減しております。軽減方法は、保育園に通うお子さんについては、平成27年4月より軽減後の保育料を納めていただいております。幼稚園に通うお子さんについては年度末にまとめて補助しております。なお、第4子以降につきましては、村独自の支援として3,000円を上乗せし、9,000円としているものです。

続いて、幼児教育の振興に資するため、私立幼稚園に通うお子さんのある家庭が負担する入園料、授業料の減免措置を行った幼稚園に対して補助を行うことにより、授業料の軽減措置につなげる施策として実施をしております。保護者の所得に応じた基準をもって該当させておりますが、27年度の実績につきましては、幼稚園が行った保護者35名に対する減免措置に対しましては576万1,000円の補助を行っており、国の補助対象事業として補助をいただきながら、幼児教育の推進、子育て支援のための事業としての実施をしております。現在、国では、就園補助についてより一層の補助増を検討していると伺っておりますので、こちらにも注視をして対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、6番目の出産費用の助成や祝い金の支給など、妊娠・出産支援についてであります。

出産費用の助成につきましては、国民健康保険の被保険者が出産した際に出産育児一時金として40万4,000円を給付します。産科補償医療制度に加入されている場合は42万円が給付されます。また、安全な妊娠・出産を支援するための妊婦一般健康診査審査助成事業では、妊娠時期に応じて合計14回分、金額で11万5,790円の健診費用を助成する受診券を発行しております。祝い金につきましては、子育て支援の一つの施策として考えられますが、一時的な現金支給がよいのか、それともある程度の期間における継続的な支援がよいのか検討してまいりたいというふうに思います。

なお、昨年9月の議会定例会において、太田伸子議員から出産祝い金の一般質問を受け、「検討してまいりたい」と答弁をいたしました。継続的な支援施策として平成28年度からの新規事業として、1歳から小学校6年生までのお子さんへのインフルエンザ予防接種の費用助成のための予算を計上しております。この事業の意図といたしましては、小学生以下までのインフルエンザ予防接種は2回接種する必要がある、毎年の予防接種費用となると保護者にとっては負担があることから、2,000円を医療機関の窓口でお支払いいただき、残りを村が負担していきたいものであります。今シーズンはインフルエンザが大流行し、保育園、小学校合わせて11クラスが学級閉鎖となり、しろうま保育園では臨時休園措置を実施せざるを得ない状況でした。仕事を抱える保護者の方にとって、学級閉鎖は仕事を休まなければならない場合もあり、ワクチン接種への助成を行うことで経済的負担の軽減を図るとともに、インフルエンザの罹患率や重症化を軽減することで、子育て支援の一つの施策として後押しをまいりたいと考えます。

次に、人口減少社会への対応に関しましての白馬高校への支援に対する質問ですが、白馬高校への支援につきましては、移住・定住に関する白馬村への新しい人の流れをつくるという基本目標に対する施策として総合戦略に位置づけております。具体的には、公営塾や寮の運営、ICT教育支援など白馬高校の魅力を高め、全国から生徒を呼び込み、白馬村での生活体験を通して、地域の魅力や歴史、文化に触れることで将来の移住・定住につながるのではないかと考えており、このことは全国から来る生徒のみならず、地元の生徒にも当てはまるのではないかとというふうに思っております。

また、今年度全国募集活動として、首都圏等で開催される移住セミナー相談会等に十数回参加して、学校の説明とともに移住も視野に入れた白馬村のPRも行っておりましたので、来年度以降、全国募集活動に合わせて移住相談についても積極的に推進してまいります。

そのほかに白馬高校支援の関係では、地域おこし協力隊の制度を活用し、首都圏から公営塾の講師として受け入れておりますが、この方たちにも白馬村のよさを実感していただくことで、任期を終えた後も白馬村に残り村民として定住していただくことができる可能性は十分にあると考えております。

最後に、就労支援・住環境整備についてであります。村では、子育てと仕事の両立を支援す

る施策として、保育園、子育て支援ルームでの一時保育、放課後児童クラブを運営しております。

保育園では、3歳未満児の保育ニーズが多いことから、平成27年度から3歳児未満の定員を4名ふやし34名といたしました。夏季・冬季のシーズン中は入園希望が多くなるため、現有施設での可能な範囲での受け入れをしております。また、白馬幼稚園と協働して保育の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、今後も継続的に協議を重ねてまいりたいと考えております。子育て支援ルームでの一時保育では、急な用事で保育ができない場合や保育園に入園できない場合にお預かりしています。放課後児童クラブは、南小、北小それぞれ1カ所ずつ設置をし、平日は夜6時まで開設をしており、平成27年度からは土曜日も開設をし実施しているところがあります。

また、国の地方創生、白馬村総合戦略や第5次総合計画では、移住・定住施策の展開による地方の人口増加は重要な目標であり、Iターン・Uターンによる住民の移住・定住を促進するためには、安心して暮らせるための仕事と住まいの確保は必要不可欠であります。

就労支援については、現在減少しつつある旅館や商店など新たな担い手を育てることが一つの有効な手段と考えております。白馬商工会と連携した創業塾による担い手の育成、そして実際に白馬村で起業を考えている村内外の方に空き店舗のあっせんや資金の融資などを支援する仕組みづくりを検討しております。

また、住環境整備に関しましては、村内に多く目立つようになった店舗兼用住宅の空き家について、先ほど申しあげました空き家店舗のあっせんなどと絡めて、関係機関と連携しつつ、物件を紹介できる仕組みづくりを早急に研究してまいりたいと考えております。また、このような取り組みは、これから大きな問題となってくるであろう村内の空き家対策にも有効であると考えております。

また、別の視点では、定住促進の一つとして居住施設として村営住宅があります。平成28年度において、三日市場・堀之内・白馬町に村営住宅を10棟18戸建設いたします。この村営住宅に入居いただく世帯としましては、長野県神城断層地震で被災をされた自立再建が困難な世帯の入居を第一としますが、入居を希望する全世帯が入居しても空きがある場合、入居した被災世帯が退去し空き家になった場合につきましては、入居の公募を行い定住促進のための村営住宅として活用していく方針であります。

以上の私のほうからの答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 続きまして、横川教育長。

教育長（横川宗幸君） 私からは、2番の南小、北小の児童数関係と4番のタブレット端末の個人所有についての答弁をさせていただきます。

最初に、南小学校、北小学校の小学校間の教育格差に関してでございますが、北小学校と南小学校の児童数については、平成28年3月1日現在で北小学校が327名、南小学校が120名

となっております。単純な人数の差と普通学級数で考えますと、北小学校は12クラス、南小学校は6クラスと、北小が南小学校に対して倍のクラスとなっております。教員の数では、事務職員を除いて北小学校では25名、南小学校は16名と、北小学校が9名多い配置となっております。クラス担任を持つ教員1人当たりの受け持ち平均人数は、北小学校では約27人であり、南小学校は20人でございます。また、内数になりますが、北小学校では支援のための村費講師を4名配置、南小学校では同様に村費講師を3名配置し、対応しているところであります。

国では、1学級当たりの児童・生徒数は40人を基準としておりますが、長野県教育委員会では、小学校から中学校まで1学級30人規模を導入しており、少人数集団による指導となるよう教員の配置をしております。また、県教育委員会では、可能な限り1クラス30人以下となるようにし、小学校低学年については学習習慣が身につくよう学習習慣形成として、1クラス30人を超える場合は加配教員を配置するよう、国よりも手厚い内容となっております。

したがって、県内では規模の大きい学校でも1人の教員が受け持つ人数は30人以下となるようにしておりますので、小規模学校が一概にクラスの人数が少ないとは限らないことになり、学校間格差が生じることには結びつかないものと考えております。

次に、4のICT教育に関するタブレット端末の取り扱いに関しまして、卒業後にタブレットを個人所有にすることはどうかというご質問でございますが、これについては大変ハードルが高いように感じております。端的に申しますと、タブレット端末が1台当たり約15万円程度いたしますので、中学校1学年80人として毎年約1,200万円前後をサイクルコストとして拠出する必要があります。また、現在はほとんどのICT機器をリース方式で導入していることから、中学校を卒業する3年後にリースアップするか、当初で総額購入しなくてはならなくなりますので、財政的にかなり厳しいものとなっております。あわせて、購入時にライセンス購入しているソフトウェアのライセンス帰属者が村から個人にかわることで、アカデミックライセンス購入に対する制限がかかり、個人でライセンス購入などの個人負担も生じることになるかと思われます。これらのことから、現段階では大変難しいのではと思っております。

現在国では、ICT教育の推進と継続利活用の観点から、各家庭でICT機器を購入して子どもたちに持たせる形で学校において使用することも検討されていると聞いております。社会動向の変遷や国の情報教育施策の展開では、近い将来1人1台の機器保有といったことも考えられますので、引き続き研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、津滝議員の質問の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含め、あと10分です。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） それでは、多岐にわたって私が質問を書いていますので、その辺はちょっと申しわけなかったかなというところもあるんですが、やはり村長の今議会の冒頭のご挨拶の中

にもありましたように、共同調理場の問題というのは、非常に白馬村にとっては一つのターニングポイントになっていくかなというふうに考えています。これは全部一つの共同調理場で賄っていくということになれば、やはり父兄とか地域住民の中には、ここに私が書いたとおり、統廃合という問題がどうしても出てきてしまう。さらに歴史をさかのぼってみれば、今、中学校と北小が共同調理場にしているわけですが、これをしたときにもやはり同様の問題が起きたのかなというふうに思います。ですので、きのうも同僚議員が非常にこのところを聞いておりましたけれども、しっかりとこのところは、将来を見据えながらご検討をしていただきたいと思いますというところです。

それで、2番目の中の教育格差というところを私がそのところで取り上げたということは、きのうの回答の中にも、複式学級になった場合については統廃合のことも考えていかなきゃいけないんじゃないかというような村長答弁があったかと思うんですけれども、出生率から、単純になんですが見ていきますと、南小学校の場合は平成33年には80人切っちゃって70人台になるんじゃないかなというのが私の推測です。非常に今は出生率が低くなってきて、27年に、昨年ですね。昨年なんかは68人しか出生がないということで、特に神城と北城を見ていくと、神城は12名、北城は68名、26年度に関しては神城が10名、北城は50名で60人しか子どもたちがおりません。人口動態というのは、そのとき出生した子どもの数だけでなく、ここに転入してきたり、ここから転出していったりというようなことがあるわけですが、やはりこういうことを鑑みていくと、かなり遠い未来のようなきのうの答弁だったのかなというふうに思うんですけれども、私はそんな遠いところじゃなくて、本当に近いところ、それこそ、あと五、六年ぐらいの間にはそういうことが来るんじゃないかなというふうに思います。

そのところで、これ教育関係になりますので教育長のところにお伺いするんですが、教育委員会もしくは教育課のほうでどのようなお考えでこれに臨んでいるかお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。横川教育長。

教育長（横川宗幸君） ただいまのご質問でございますが、きのうも村長のほうから答弁がされておりますけれども、長野県の調査では35年に6割程度に子どもたちが減少するというような調査もされているというように、期間としてはまだちょっとしばらくはあるかなという感覚ではおります。ただ、今さっき議員おっしゃられるように、出生率の低下だとかこういうものはその時々によって変わってくる、そんなことが想定されるところでございます。

しかし、今回の総合戦略の中でも申しておりますとおり、できるだけ子どもをふやしていく、転入してきていただくとか、いろんな施策を講じながらふやしていく、そういうことが展開をされていくということであるかと思います。

それで、昨年、27年の国からの、小規模校の学校のあり方等の提言がされたところでございます。その中でいきますと、小規模校として残していくその一番のもとになるものについては、

やはり地域の方、それぞれの地域地域の学校が核になっている、いわゆる地域のコミュニティーの場である、そこら辺が一番大事になってくる部分ではないかと思っております。そのところが一番の大事な部分で、地域としてコミュニティスクール、そういうようなものとして残していくというような形で地域のまとまりが成り立っていけば、その中で検討していく、そういう形が大事ではないかと国のほうの提言の中でもそのように言っているところでございますので、そこら辺、私も全く同様に考えておりますので、今後できるだけ減らないよう、できるだけ子どもたちがふえてくるそんなことを、いろいろな施策を展開しながらふえていくことを望んでいきたいというところでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。津滝議員の質問時間は答弁も含め、あと3分です。質問ありませんか。津滝議員。

第2番（津滝俊幸君） ちょっと私には、教育長の最初の部分はよくわかりましたけれども、後のほうはどんな内容なのかというのは、私なかなか理解できなかったです。

それで、時間がなくなってしまったので、私もちょっと話もあります。人口減少というのは白馬村だけではなくて日本国中にあるわけで、こういう問題については。さきの調査においても日本の人口は減ったというような新聞報道も出てきました。これから人口減少をどのように捉えていくかということは、白馬村だけじゃなくて、これは日本国中の問題ではありますが、やはりこのところは自治体がしっかりと危機感を持って考えていかなければいけないのかなというふうに思います。

今まではこういった危機感を持っていたんですけれども、そのうちどうにかなるんじゃないかというような非常に楽観的な考え方があったかなと思います。今回も自立圏域というようなことで、大町市とそういう圏域を結びながらいろいろな施策に取り組んでいくというような話もありますけれども、そういうことでは私はだめだと思います。やはり白馬村独自で人口をここに呼び寄せると。今から子どもたちをふやしていくということはなかなか難しいことです。要するに妊娠して出産していくということですね。先ほど村長が説明していた部分に関しては、やはり既存のいわゆる施策ということで、そのところは当然今までどおり従前の努力をして積み重ねていただければよろしいかと思います。

ここで一番言いたいことは何かということなんですが、やはり人口を維持していくということの大変さということを改めて自覚していただきたいということです。それから、やはり全てが住民に対して、人口を持続可能な形にしていくということが非常に難しいことだということを、やはり行政の側もこれからはしっかりと伝えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っています。ですので、村長には、また、行政職員には、そういったことを住民に対して発信していくというようなリーダーシップも求められていくかなというふうに思うところです。

さらには、世界に誇れる山岳景観ということで白馬村はあるわけですが、世界に誇れる

山岳リゾートというのは、やはり世界にも誇れる教育環境、こういったものもあるのかなど。ほかのところの地域、世界を見ていくと、カナダにはバンフというところがありまして、そこにはバンフのやはり教育環境がしっかり整っている研究施設があります。フランスのシャモニーに行けば、やはり山岳の大学があったりなんかします。それから、スイスに行けばやはりボーデンスクール、寄宿舎型の学校があったりなんかして、世界中から人を呼び込んでいるわけです。

こういったことを先例事例として、白馬村もやはりこういった教育環境を整えていくことが将来には人口増につなげていくと。日本国中から集めるのはもちろんですけども、世界からもそういった子どもたちをこのところを集めていくんだというような考え方を私は持つべきだろうというふうに思います。

このことに関して、村長のほうからご答弁をお願いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 津滝議員からは人口減少に対するご意見がございましたけれども、本当に白馬村として出生率が1.38ということで、全国平均、長野県でもまたこの資料を見ますと1.53という状況でありますけれども、白馬村は全国平均よりも低いというような状況であります。そういった中で出生の推移でありますけれども、2013年には先ほど言ったように63名であります。そういった中で、どんどん人口が減っているというのは否めない事実でありますけれども、そこをどうするかということは、全国どこの市町村でもそうでありますけれども大変な問題でありますし、それをどう乗り越えていくかということは非常に大変だなというふうに感じているところであります。

そういうことを考えると、特にこの間もシンガポールの学生さんたちが来て、皆さんがここで議場でも何かいろいろな、議会等とやったようでありますけれども、人口が今現在500万人いるようであります。2030年にはシンガポールの人口を700万人にするという、そういった計画のようであります。それはどうやってふやすかという話をしたときに、シンガポールはほかの産業も何もない、そういった中で、外国からの移民を入れてくるというそんなお話をしたわけでございますけれども、白馬村といたしましても、特に年末年始になりますと外国人が一気に就労の場を求めて、恐らく500人近くが多分入ってきたと思います。そしてまた、3月、4月になると一気にどっと出ていっちゃうというような状況の中で、こういった方々が年間この白馬にいられるようなそういった環境になれば、本当に人口増加にもなるというふうに思っておりますし、村といたしましても、子どもの出生率をふやすということは十分わかりますけれども、どうしてこういった減少になっているかということは、いろいろな社会情勢等々鑑みると原因ははっきりつかめておりませんが、ただ言えることは、我々の世代のときには余りに独身の方がいなかったように思いますけれども、今、結構独身の方が大勢いるということがこんな人口減少にも影響しているのかなというふうに思っております。

そんな中で、外国からもどんどん世界水準の山岳観光を目指してというようなそういった中で、人口増を考えるべきだというご指摘であります。そういった動きも一部のほうではあるようではありますが、村といたしましても人口増加に向けて後押しをすることはしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第2番津滝俊幸君の一般質問を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

まず初めに、本会議初日は遅刻してしましまして大変申しわけありませんでした。今後はあのようなことがないように十分注意いたします。

さて、本日は、通告に従いまして大きい項目で2点質問させていただきます。

時間も限られておりますので、早速質問に入りたいと思います。

まず1番目に財政・予算についてであります。

その1、「国の平成28年度地方財政の見通し・予算編成上の留意事項」（総務省1月25日付報道資料）によりますと、「地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方公共団体の業務改革のうち、単位経費に計上されている23業務についてトップランナー方式（歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組み）の検討対象としており、平成28年度については、16業務について単位費用の積算を見直すこととしていること」とあります。これがどういうことか、わかりやすく簡単にご説明いただきたいと思います。

2番目に、同時に、上記の報道資料によりますと「徴収税の見直しについては、平成28年度より上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定することとしていること」ともありますが、これがどういうことか、また、①とあわせ地方交付税が今後どのようなようになっていくと予想されるか伺います。

3番目に、予算査定で特に新規事業の必要性や緊急性の判断の基準となるものを伺いたいと思います。

4つ目に、今議会で議員を含め、特別職や一般職員の給与改正の条例が上程されております。例年にない雪不足でスキー産業の関係者、しいては村全般にわたり今冬季の収入が大幅減収にな

ると予測されておりますが、住民の理解を得られると思われるか伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 伊藤まゆみ議員の一般質問に対してお答えを申し上げたいと思います。

まず初めに、財政・予算についてのご質問の、地方行政サービス改革にかかわる調査によって把握することとしている地方公共団体の業務改革のうち、単位経費に計上されている業務についてトップランナー方式の検討対象としており、このトップランナー方式とはどういうことかわかりやすく簡単に説明をいただきたいとの質問であります。

平成28年度の普通交付税の算定方法の改正の一つとして、トップランナー方式の導入を取り入れております。このトップランナー方式とは、歳出効率化に向けた業務改革で、他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取り組みとされております。平成28年度においては、多くの地方公共団体で民間委託などの業務改革に取り組んでいる16業務について、業務改革を反映した経費水準を単位費用の積算に反映することとしています。この算定方法は平成28年度から着手しているため、地方公共団体への影響等を考慮し、おおむね3年から5年程度、複数年かけて段階的に反映することとされております。

続いて、同時に上記報道資料には徴収税の見直しについて、平成28年度より上位3分の1の地方公共団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として算定することとしていることから、これがどういったことか、トップランナー方式とあわせて地方交付税が今後どうなっていくと予想されるかですが、先ほど説明したトップランナー方式と同様に、普通交付税の基準財政収入額の算定に用いている徴収率の見直しを平成28年度から実施することとされています。

伊藤議員の質問のとおり、全国の平均的な徴収率から、上位3分の1の地方公共団体が達成をしている徴収率の過去5年平均の徴収率に見直すとのこととあります。これにより今後の普通交付税の算定では、見直し後の徴収率に届かない地方公共団体の基準財政収入額は引き上げられ、トップランナー方式の導入により、経費水準の見直しによる基準財政需要額は引き下げられ、単純計算で申し上げますと普通交付税は減少するものと考えられます。ただし、普通交付税の算定では他の要素もあり、全体的に見て一概にその改正分が純粋に減少するというものでもございませんが、当村においては、地方交付税などの依存財源への依存度が高くなりつつあり、国の動向には注視していく必要があるというふうに認識しているところであります。

次に、予算査定で、特に新規事業の必要性や緊急性の判断の基準となるものについてですが、予算編成においては、予算編成方針に基づき地区懇談会や地区の要望や意見などを踏まえ、各課が予算要求をしております。平成28年度当初予算要求時において、6億5,761万円の財源不足でありました。この財源不足を査定で解消していくわけですが、歳入面では新たな特定財源などを確保し、歳出面では事業内容を精査し歳出を抑え、最終的には予算案を本会議に提出

しているところであります。

新規事業の必要性や緊急性の判断基準の質問ですが、予算査定では3回の査定を行っています。まず、1次査定では予算要求書や添付書類の書面での査定を実施し、2次査定で各課からのヒアリングを行い、3次では理事者査定を実施しております。私の公約としている事業や各課からのヒアリングなどにより、新規事業の必要性や緊急性の有無を判断しているところであります。

加えて、当初予算を含めた当年度以降の事業実施については、課長職による実施計画の評価や理事者等による2次評価を実施し、向こう3年間の事業実施計画を作成しております。

最後に、議員、そして特別職、一般職の給与改定について、住民の理解を得られると思うかについてであります。このたびの給与改定につきましては、平成27年人事院勧告に沿ったものでございますが、地方公務員の給与改定に関する取り扱いにつきましては、平成27年12月4日付の総務副大臣からの通知により、地方公共団体における職員の給与改定を行うに当たっては、地方公務員法の趣旨に沿って、人事委員会の給与に関する勧告及び報告を踏まえつつ、地域における民間給与等の状況を勘案して適切に対処するよう指導がございました。本村におきましては、これらを踏まえ、県や他町村の状況等を勘案しまして、人事院勧告に基づいた改定を行いたいというものでございます。

給与改定の内容ですが、まず一般職では、民間給与との格差を埋めるために、俸給表の水準を平均0.4%引き上げる改正と、民間のボーナス支給状況を踏まえ、勤勉手当を0.1カ月分引き上げる改正です。給料表の改正につきましては、平成27年度当初では平成26年の人事院勧告に沿った給与制度の総合的な見直しという観点から、俸給表水準を平均2%、最大で4%程度の引き下げを実施したところですが、今回はこれを0.4%引き上げるというものでございます。

次に、常勤特別職と教育長及び議会議員につきましては、期末手当を0.1カ月分引き上げるという改正です。ご承知のとおり、私ども常勤特別職と教育長は、現在報酬及び期末手当の減額措置を継続中でございまして、私は25%、副村長と教育長は12%を減額しているところであります。なお、議員各位におかれましては、平成27年4月30日までは約8%、報酬及び期末手当を減額しておりましたが、昨年3月の定例会で議会運営委員会に発議によります議員報酬条例の一部改正で、これまで続けておりました報酬の減額措置を終わらせて現在に至っているものであります。

いずれにいたしましても、国が実施する給与制度の総合的な見直しや特別職の自主的な報酬の減額措置なども講じておりますことから、今回の給与改正につきましても住民の理解と納得が得られるものであるというふうに考えているところであります。

伊藤議員の1つ目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、地方行政サービス改革の関係から伺っていきたいと思います。

このトップランナー方式なんですが、この２３業務のうち、今年度は１６業務について着手するということだと思います。この中で、都道府県とあと市町村と分かれているんですけども、例えば図書館、博物館や庁舎の窓口業務、戸籍・住民基本台帳業務とか、税・証明業務、福祉業務——ごめんなさい、失礼しました。最初の２８年度では、学校給食の調理とか運搬、小・中学校の用務員事務など、直営を一部民間委託するということだったような内容かと思います。それで、ここ３年から５年の間に、図書館とか博物館、庁舎の窓口ですね。先ほど申しました戸籍・住民基本台帳業務、税・証明業務、福祉業務等も、総合窓口にするとかアウトソーシングしなさいということかと思うんですが、これでよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまのご質問のトップランナー方式の今年度からの１６業務につきましては、議員おっしゃられているような内容で結構かと思えます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第４番（伊藤まゆみ君） それで、３年から４年に関してのあとの７業務に関しても、民間委託等の徐々に形式をとっていきなさいということだと思います。それで、既にこれらの領域で指定管理者制度や独立行政法人などを進めている自治体をモデルにして、まだ移行していない自治体に対しては交付税による財政誘導によって強力に推し進めようとする狙いが、この報道にはあるというふうに専門家は言っております。

また、徴収税の見直しなんですが、見直し後は上位３分の１の自治体が達成している徴収率を、基準財政収入額、地方公共団体の標準的な税収源に反映させなさいということかと思えますけれども、そうしますと、ここ私手元に資料があるんですが、見直して３２年度には大体９８％の後半から９９．９％という高い税の徴収率を基準財政収入額に当てはめていくことになるかと思えます。そうすると、先ほどご答弁いただいたように地方交付税は今後減っていくというような形でよろしいか、再度確認でよろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず、徴収率の関係の交付税への影響であります。議員のお手持ちの資料と私ども持っている資料とは多分同じような資料だと思いますが、見直し後の２８年度については現行の約０．１％上がるだろうと。３２年度については９８．５から９０、多いものでは９９というような率もございますが、内容についてはまだ私ども細かい説明は受けておりませんが、２８から５年間で段階的に反映していくということで、恐らくすぐにそれぞれ率を反映させると激変というような市町村も出てくるとお思いますので、その辺については国のほうでも激変緩和を考えているかとは思います。

ただ、いずれにいたしましても、細かい計算内容等が示されておきませんので、現段階では見

直しをするという部分で我々も判断しているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 今後の5年間といいますか、ちょっと地方版総合戦略といいますか、地方創生の5年間とかぶるわけなんですけど、地方創生にかかわる経費はそれを維持するために捻出されるようではございますけれども、一方で、地方交付税の算定基準を置きかえて地方交付税を減らしていくというのが国の方針ではないかと思うんですが、その点はどのようにお考えになりますか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず総合戦略の関係の新たな交付金につきましては、確かに国のほうで今2分の1というような資料も出されており、我々、村長の答弁にもありましたように交付税に依存しているという市町村でございますので、その辺は答弁のとおり注視をしていくという部分になりますし、必ずしもこれだけが交付税の算定ではございませんので、先ほどの答弁の中にもございましたとおり、それぞれの事業項目での単位費用というものもありますので、そこら辺も含めて財政当局としてはしっかりと注視をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 歳出の効率化や自主財源の確保が、今後やはり必要になってくると思うんですね。そうしながら交付税に依存していかないということが、やはりこれから地方に求めてられてくるのではないかと、そんな気がいたしております。

それで、平成28年度の予算を見ますと、どうしてこういった予算がついたのか、また、反対にどうしてつかなかったのかなというふうに疑問になる点があります。

まず、最初に、予算概要というのをいただいたんですが、その中にあります重点的に取り組む分野、3ページにありますが、その中で、「魅力ある自然を守られる村」という項目があるんですが、「新エネルギー活用（小水力発電など）や補助制度（太陽光発電E V）の継続による地球温暖化対策の推進」とあるんですが、こういうふういうたってあるんですが、9ページの目的別歳出の農林業費では、小水力発電は300万の減というふうに減らされているという矛盾があります。この点は、昨日の同僚議員が一般質問でも行っております。

また、予算特別委員会では、北小学校と中学校の兼任であった図書館司書を各校それぞれ1人ずつ配置するために28年度1名増員する、増額ですね。対して、昨年9月の定例会で担当課のごみ担当の専任化を求めた陳情は採択されたんですが、にもかかわらず住民課は職員が減らされてしまっているという状況があります。

緊急性、必要性はどこで判断されているのかというのが疑問に残るわけなんです。心が豊かになるよう読書を推進しまして各学校に司書を置くというのは、私はとても大賛成なんです。

ね、私も本が好きでありますので。しかし、2年後に新焼却施設が隣の市にできるということで、せっぱ詰まった状況で、こっち側のほうがすごく人員を必要としているというふうに私は認識しております。

優先順位をつけるときにどのような、先ほど答弁では、新規の事業や村長の公約とかそういったものも入っているというようなお話だったかと思いますが、再度この優先順位をどのようにお考えなのかをお聞きしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 各種事業の優先順位についてのご質問でございますが、予算の査定の中では、先ほどの村長の答弁にもありましたとおり、1次査定から3次査定までやると。その前段で、これ各課もしくは村長、いわゆる政策的な事業ということで、予算編成時期の前段で新規事業等の取り組む調査というものを財政としてはさせていただいております。その中で、新規として取り組むべきもの、また、優先度の高いものにつきましては予算化の方向にということで、財政のほうからは指示を出させていただきます。それは1次査定での、仮に先ほど6億幾らという数字を申し上げましたが、それに関係せず、各課のほうでは事業を組んでくるという内容になってまいります。その後の個々での優先順位というのは、それぞれ所管する課もまたがりまして、その内容によっても変わりますので、全体での優先順位というよりは、その所管する課の中で新規事業とすれば優先順位をつけるとともに、政策的な経費であれば理事者とも相談しながら優先順位をつけるというような流れでさせていただいております。

予算的な増減につきましては、例えば先ほど小水力というようなお話もありましたが、整備年度によって事業費が高くなるという年もございますし、補修的に一時的に上がるというような年もございますので、その予算額の浮沈というよりは、事業として取り組むべき予算というような位置づけを持ちながら、総合戦略または総合計画に位置づけられたそれぞれの項目に当てはまる重点施策を載せているということでご理解をいただければと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 新規事業に関しましては、ちょっと後半、後でお伺いしたいかと思いますが、まず継続事業についてなんですが、例えば、海外観光客受皿事業のナイトシャトルの運行やマナー条例のパンフレットの業務委託に1,267万円、こちらのほうは地方創生の加速化交付金を充てるというお話があったかと思いますが、しかし、今後、財源確保が厳しくなるんじゃないかと私は予想するんですけれども、このようにある程度形になってきたものを徐々に減らしていくとか、インバウンドでは潤っている業界でありますので自立していただくような措置をとっていただき、固定資産税を払いやすくできるような事業に税金を投入すべきではないかなと私は個人的に思っております。

例えば、住宅エネ・リノベーション促進事業なんていうのが、平成27年の国の補正予算のほうで上がっているんですが、国もそういったものに力を入れなさいというようなことなのかなと思います。なので、リフォームや補助金ですね。それでドイツでは窓は四重構造になっているんだそうです。それに比べますと日本の住宅の窓は非常におくれていて、エネルギー効率が非常に悪いと。そういったの、私どもはやはりこういった寒いところですので、そういったところを補助金を出して、なるべくエネルギーを使わないような住宅にさせていただく。あるいは同じように27年度の国の補正には、訪日外国人の受け入れ環境整備というような項目も上がっております。その中で宿泊施設のインバウンド対応支援などというふうになっておりまして、こういったのもやはり既存の宿泊業者の方が今までの2食つきとかそういった宿泊スタイルでなくて、コンドミニアム的なものに少し変えていきたいといったような、そういったところに資金を出していくというようなことも考えていくべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 伊藤議員の質問にお答えいたします。

先ほど予算的なところにつきましては、吉田が申し上げたとおりでございます。

それから、今おっしゃられた件については、いろいろな国の財政支援措置があるわけなんです、今回の加速化交付金、それから昨年度になるのかな、地方創生の交付金の先行型等につきましては10分の10ということで、非常に効率的かつ地方負担も少ないわけなんです、今度の新型交付金についても10分の5（2分の1）というようなことで、国・県等の財政支援につきましても必ず地方負担がついてまいりますので、なかなかそこら辺は事業の取捨選択についてもしんしゃくしなきゃいけないというところがあるわけでございます。

例えば、今回の神城断層地震につきましては、農政課、土木建設課、それから、瓦れき処理の住民課関係では、それぞれ地方交付税のバックもあるわけではございますが、それ以外にも単独でどうしても費用をつけないといけないとか、それから国・県の財政措置の残りの地方負担もあるということで、特に農政関係は平成27年度終わって半分いかないと思うんですが、そういった事業の進捗と同時に地方負担も残るわけということでありまして、そこら辺いろいろなところはしたいことは山々ではあるんですが、なかなかそこら辺は事業の取捨選択というところで悩むところであるわけでございます。

特に実施計画ということで、昨年度の財政措置とそれから行政関係のこれから方向性を出すところの指針となるものがあるわけなんです、そこに実施計画の中に上げてあるから全部できるということでもないということで、単年度でできないところはローリングして行って、次年度、次年度へ送りというようなこともしているわけございまして、伊藤議員もおっしゃられたいろいろな施策はあるわけなんですけれども、そういった限られた財政の中で、特に地方負担がある中で行っていかないといいけないということで、非常に厳しい財政運営が強いられていることは確

かです。

ですので、ぜひそこら辺は優先順位ということは非常に大切でありますし、集中と選択といったアメリカの経営者の言葉にもあるそこも大切なわけなんですけれども、今、神城断層地震の復旧・復興に関してもあって非常に悩んでいるところということでもあります。ぜひそこら辺はご理解をいただきたいというところでもあります。

議長（北澤禎二郎君） 村長。

村長（下川正剛君） 平成28年度の重点施策ということで、伊藤議員のほうから質問があるわけでございますけれども、きのうもそういった答弁をさせていただきましたけれども、平成28年度、ご承知のように災害の復旧・復興に全力を挙げていくということで、そういった予算、そしてまた、被災されている方が一日も早くもとの生活に戻れるようなことということで公営住宅の建設、来年2月に開催されます国体の関係、そしてまた白馬高校支援の予算、そういったことを重点に取り組んでいるところであります。そういった中で、インバウンドのお客様とか、それからナイトシャトルバスとか、いろいろな施策も取り入れながら、先ほども言った災害復旧のほうに重点を置かざるを得ないという状況もあります。

そんな中で、いかに税収をふやしていくかということも、白馬村の財政にとって大変重要な要素でありますけれども、特に今年なんかは雪不足というような気象状況の変化によって、非常に税収が安定しないといえますか、不確定だというようなこともあるわけではありますが、そんな中で村といたしましても、冬の観光とともに夏のグリーンシーズンをいかにお客様から来ていただいて、そしてこの白馬村を活性化できるかということも非常に重要なことだというふうに思っております。

そして、伊藤議員の言われるように、自然エネルギーということも重要なことでありますし、それから小水力、このことも今、平川で稼働しているところでありますけれども、そういったこともこれから可能性に向かって、そういった施設ができるかどうかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 村長おっしゃられますように、税収をアップしていくというのはとても大切なことだと思います。それで、やはり先ほどの繰り返しになりますけれども、海外観光客受皿事業のように、もう既に軌道に乗っているような事業は徐々に出口政策をしっかりと立てて、同時にグリーンシーズンへの財源を移行していくべきではないかと私は思っております。

新規事業なんですけど、平成28年度の予算の中に創業者への支援ということで300万円が予算立てされているかと思います。私、このことに関して信濃町に聞いてみたんですけども、そもそも信濃町では起業される方がいなかったという事実があるそうです。白馬はどうかといいま

すと、今シーズン駅前でも何軒が空き店舗で営業されている方がおります。

2005年の国勢調査なんですが、白馬村の人口9,500人に対しまして、信濃町が9,927名だったんですね。この時点では、白馬村よりも400名多いという人口でした。それで、2010年には白馬村の人口が9,205人になりまして、信濃町は9,238と、ほぼ同じような人数になったわけですが、2015年の速報値によりますと、白馬村が8,937に対しまして信濃町は8,474と。2005年から10年後の去年に比べますと、白馬村は560名減少したのに対しまして、信濃町は1,453名減少するという非常に人口減少が激しい。ですので、この人口の減り方に、信濃町の方は多分かなり危機感を持たれたのだらうと私は思っております。なので、移住とか定住に力を入れるのは当然のことではないかと。

そういうふうになんとなく状況が違ったところの政策というか、事業を同じように取り入れるというのは、この是非というのはどうなのかなと思うんですが、どうでしょうか、観光課長。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 今の内容は、予算特別委員会でもかなりご質問があったので、お答えさせていただければいいかなと思っています。

新たに今回の創業支援の補助制度をつくった背景の中には、3つの目的があるというふうにお答えをさせていただきました。改めて今ご質問がありましたので、確認のために申し上げますけれども、地域経済力を高めること、これがまず第1の目的であるということ、あわせて起業に伴う新規雇用の創出、それから定住促進、空き店舗や空き家の解消、こういった3つの、今、白馬村に置かれている課題を解決するための一つの手法として、創業支援の補助制度を今回設けたということでございます。趣旨はそんな考え方のもとに制度設計をさせていただいているというものでございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私、個人的には、地域経済の促進とか、先ほど観光課長がおっしゃってくださった3つの視点ですけれども、これがうまく創業者支援で動くかというか、達成されるかというのはちょっとかなり疑問を持っております、それでやはりどうしてこの新規事業がこういうふう予算に上がってきたのかというのが、すごく疑問になったんですね。

それでこちらを見ていただきたいんですが、お配りしてあります①のほうなんですが、右上に①と書いて、平成28年新規事業の一覧表というのがありまして、これ千葉県我孫子市のものなんですね。これは、この表は番号の次に課の名前が入っておりまして、その事業名ですとか、次に事業の全体概要とか事業内容とかありまして、第1回目の査定とかこういうふうに順番に出てくるわけなんですけれども、それで私これ100%評価しているわけではありまして、まずここ、どこから、先ほど総務課長の答弁にもありましたが、まず新規の事業に当たるには地区の要望があったりとか、そういう実は実施計画とかあるのかもしれないけれども、それが新

規につながっているのかもしれませんが、まずそのこういったところから要望が出ているかというのをまず最初に出していただいて、それからどういうふうに事業の必要性を皆さんが判断しているかというのを、これはホームページ載っているんですが、そういった形で載せるのはいかがかなと思います。

それで、我孫子市というところは割と進んでいるところでありまして、この一覧表と同時に、予算編成方針ですとか、予算要求基準、予算の編成状況といった、これ新規事業なんですが、それについての意見と、意見に対する市の考え方というのものもあるんですね。それどういうのかといいますとホームページなんですが、これもホームページで出しているんですが、例えば住民が意見として、甲状腺エコー検査の費用助成を盛り込むべきではないかとかですね、公園の砂場の砂の入れかえを積極的に行える予算を入れてほしいというような意見を述べてあるんですけども、それに対して市がどういうふうに考えているかというのを、これもホームページにアップしてあるんです。なので、こういうふうに住民も、自分たちが予算に声を出せるというような場もちゃんと設けてあるんです。どうでしょうか、こんなのを考えてはいかがかと思うんですが。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず新規事業の要求の関係になりますが、こちらの議員の用意していただきました資料でいきますと、金額が数万円からというものもございしますが、白馬村では新規事業として理事者までお諮りをするのは、100万円以上の事業に対して、先ほど私がご説明をしました政策的もしくは新規事業というのはそれをめどにしております。それ以下の事業につきましては、各課からの通常の要求ベースの中で判断をさせていただいているという状況でございます。

こちら我孫子市ということなんですが、市と町村では、やはり職員数、体制も若干違いますので、やり方はちょっと私を見ただけでは判断がつきませんが、住民からの事業の提案制度というものにつきましては公聴という部分でも確かにあろうかと思いますので、その辺は制度として取り入れていく部分も検討する余地があるかなとは思いますが。

ただ、庁内での予算の経過というのは、やはりこれに対してはそれぞれの庁内での議論等がございしますので、現時点では予算の査定の経過の公表というのはちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） なぜこういうのを提案させていただいたかと言いますと、先ほど申しましたようにどうしてこの予算できてきたのかというのが出どころがよくわからないというのと、やはり偏ったところからの意見しか拾い上げていないのではないかという思いもあったわけでありまして、ぜひともこういったホームページなどを利用して、多くの方からの意見

を予算に反映していただければと思います。

時間もありませんので、次の質問といいますか、4番のほうに移らせていただきたいと思います。

今回の条例で給料の月額とボーナスが上がると思われますが、年間でどのくらいの増額になるか、また、1人当たりだと月額ではどのくらいのアップになるか。それと同時に、公務員の給料はどのように決められるかということです。先ほど人事院からの勧告というふうに村長答弁でありましたが、もう一度確認の意味で簡単によろしく願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいま人件費の関係のご質問がありましたので、お答えさせていただきます。

まず職員数、これは特別職も含めた職員数でいきますと92名、支給総額、今回の改正に伴うものが、414万8,665円、これは給与の差額、勤勉手当の差額、期末手当の差額、それぞれを加算して414万8,665円です。先ほどの92人で除しますと1人当たりが4万5,094円というものでございます。

2点目の人事院勧告の関係でございますが、これは公務員の給与水準を民間企業の従業員との給与水準と均衡させることということで、いわゆる民間準拠を基本に勧告を行うというものでございます。これも先ほど村長答弁にもございましたとおり、県や町村の状況等を勘案しながら村としては人事院勧告に沿った形で提出をさせていただくというようなことでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと16分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 公務員の給与なんですが、地方公務員法24条の3項ですか、こちらのほうに「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない」というふうにありまして、人事院の勧告でそれに左右されるものではないと私は理解しているんですが、人事院が上げなさいと言ったから上げなくてはいけないという質のものなのか伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） まず国のほうの人事院組織がございますので、国で人事院勧告を行うと。長野県、県は県で人事院ございますが、白馬村では人事院というものは持っておりません。したがって、国の人事院勧告を受けて、先ほど申しました、県または近隣の町村、そこら辺の状況を見ながら、これは条例は村のほうで提出させていただいておりますので、白馬村はこれまで人勧準拠という形をとってまいりましたので、本年度いわゆる27年度の人事院勧告につきましても、それを受けて行うというものでございます。

ちなみに過去においては、職員も昇給延伸というような、一時期国の行政改革の一環の中で足踏みをしたというような経過もございますが、それ以降はある程度他の町村との均衡が図られてきたということで、人勧の準拠を行っているという状況でございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 人事院勧告はやはり国の職員、国家公務員の給与を人事院が勧告するという制度だと思います。それで、今、総務課長がおっしゃられるように、県にもそういうのがあるということですので、県はその人事院勧告で勧告されたものを適用されていくと思います。ただここで言う民間企業なんですけれども、この民間企業というのは、国でいえば、例えば、あるいは県でいえばどのような企業というふうに解釈すればよろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 約1万2,300の民間事業所の中で、約50万人の個人別の給与というのを実施調査をし、算定をするというものでございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私が思うに、これは言ってみれば大企業とか上場企業とか、そういったものが主なものなのかなんていうふうに思っております。それで、それが民間企業の給与が果たして私どものような小さな村の企業に比べてどうなのかというと、やはりかなり差があるのではないかと私は思っております。この地域の民間がどのぐらいの賃金を得ているのかというのを、本当は白馬村で調べてみたかったんですけども、ちょっとなかなかこれが難しくて、県の経済センサスというのを毎年6月に実施されておりますけれども、それでは県のほうから県内7,600事業所に送付いたしまして、2,800ぐらいの返信、37.4%の回答率があるということで、その賃金の北安曇郡の平均賃金なんですけど、平均年齢42.6歳で所定内というのがありまして、こちらは時間外などの手当を除いたもので27万6,726円、これが月ですね。平成27年度です、これは。白馬村職員の平均給料月額、こちらは42.5の平均年齢で北安との平均とほぼ年齢なんですけど31万1,989円、こちらは人事行政に関する公表というのでホームページから出してまいりました。そうすると、やはりこちらの職員の場合は民間——これ民間と言っていいのかどうかわかりませんが、3万5,000円ほど月額で多いと。手当を含めたものだと、北安の場合は30万6,454円で、村の給与、そちらが35万8,682円ということで、給与の場合はボーナスが加算されておきませんので、北安の平均と比較にならないかなと思います。これ、ちなみに参考までにということです。

類似団体というのは、こちら村のホームページに類似団体の比較がありまして、平均年齢42.6歳ということで、こちらの類似団体の場合は平均の給料は31万381円、給与は

35万4,491円と、白馬村のほうが給料で月額1,608円、給与で4,238円、類似団体よりも多い計算となっております。

このような比較になっているんですが、類似団体と比較するのが一番よろしいんじゃないかと思いますが、村長、これを見まして、どうしても上げなきゃいけないというような思いになられますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。村長。

村長（下川正剛君） 今、伊藤議員からいろいろ類似団体というような、そういった例も挙げて説明がありましたけれども、行政につきましては、大北の市町村そしてまた長野県含めて77市町村があるわけでございます。そういったことから人事院勧告が出されて踏襲をされているということでもありますので、私は別に異論もございません。当然のことだというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員の質問時間は答弁も含め、あと9分です。質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 先ほど一番最初でお話ししました2016年度地方財政計画では、職員給与など人件費削減や地方単独で行う公共事業の縮小など、地方財政の歳出抑制を全面に掲げた方針になっていると。今回の1、2でお話しした28年度の地方財政の見通しとか予算編成の留意事項ですね。そういうふうになっているというふうに、ある専門家が言っているわけあります。そうすると給料を上げるということは、全く逆の方向になっているのではないかと私はそういうふうに思ったので、こういった質問をさせていただきました。

お配りしてありますこの②のほうなんですけど、こちらは塩尻市の市職員人事行政の状況ということで、こちらは広報紙に毎年9月に載っております。総務社会委員会のほうで、インターネットのホームページのほうの記載はあるのかというところで、あるというふうにおっしゃっていたかと思いますが、広報紙への掲載はございますでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ホームページの公表とあわせて、ちょっと発行時期はわかりませんが、広報にも載せさせていただいております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。伊藤議員、質問ありませんか。伊藤議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 私、過去1年さかのぼって見たんですが、ちょっと見当たらなかったものですからこういう質問させていただきました。ぜひとも、こちらに資料として配っておりますような形で住民の皆さんにわかりやすいような、ちょっとインターネットのほうはわかりにくいんですね。なので、こういった形に変えて公表していただければと思います。

時間がないので、次のほうに移らせていただきます。

2番目ですが、住民とのかかわりについてであります。

1番目、平成27年度は策定する計画が多く、住民参加してもらう機会が多かったが、寄せら

れた住民の意見をどのように計画に盛り込むかが担保されているとは思えません。参加を呼びかける段階で意見をどう計画に反映する予定かを示すべきと思われますが、お考えを伺います。

2つ目に、少子高齢化が進み、右肩上がりの経済成長は望めない中、今後は選ばれる地域、選ばれる村を目指していかなければなりません。そういう今までとは違った時代感覚や環境のもと、村のかなめである役場がですね、住民とどういった関係を保つか、良好に保つために特に大切なことは何であると思われるかを伺いたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） それでは、2番目の質問に対しての答弁をさせていただきますが、住民とのかかわりについて、住民の皆さんからいただいたご意見をいかに行政計画に反映させることについてのご質問でございますが、本年度については、観光地経営計画、白馬村総合戦略、白馬村第5次総合計画など多くの計画策定において、ワーキンググループ、個別インタビュー、住民キャンプなど、さまざまな手法で住民の皆様からご意見を頂戴いたしました。また、計画策定のための委員会、審議会では、一般公募により住民の皆様にも委員として就任いただいているほか、村内のさまざまな分野で活動いただいている団体の代表や個人にも参加いただき、これまで行政とともに計画策定に当たっていただきました。

このように、多くの住民の皆様にご参加いただいている以上、いただいたご意見につきまして可能な限り計画に反映させていくことは当然であります。しかしながら、策定の当初からいただいた住民の皆様のご意見を具体的にどのように反映させるか、その予定をあらかじめお示しすることは難しいということもご理解いただければと思います。あくまでもご参加いただいた住民の皆様とともに計画の中身は検討し、必要に応じて修正を加え、よりよい計画に仕上げていくことが重要であるというふうに考えております。

しかし一方で、議員ご指摘のとおり、住民の皆様計画策定への参加を呼びかける際に、いただくご意見を尊重はしながら計画策定に当たっていくなど、より丁寧な説明などについて検討をしていく必要はあるかと感じております。

なお、計画策定に参加いただけなかった方からのご意見につきましては、これまでも各種計画策定時に実施をしているように、基本的には計画に対する意見公募いわゆるパブリックコメントを募集することによって、計画への反映を担保してまいりたいというふうに考えておりますので、お願いをしたいと思います。

次に、今後に向けて、選ばれる地域、選ばれる村を目指していくための住民との関係を良好に保つために特に大切なことは何かの質問であります。行政組織の活性化などが重要と考えております。これは国が求めています地方版総合戦略につきましても、裏を返せば選ばれるといった自治体間競争を活発化することを掲げており、地方自治体がそれぞれの地域性や特徴など個性を生かすことで、創意工夫を凝らした政策を展開し、他地域からの住民なども獲得することが人

口の減少を食いとめることになります。

このような激化しつつある自治体間の競争の中において必要なことは、従来にない新しい発想や取り組みが求められており、その意味では総合戦略など実施することによって、人口異動を政策目標に掲げる変革期を迎えている状況であります。

また、新たな取り組みの一つとしてシティプロモーションという活動もあり、シティプロモーションには、地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれています。シティプロモーションの捉え方は多々ありますが、その一つは、そこに住む地域住民の愛着度の形成と言えます。地域や自治体名の知名度の向上や、みずからの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動等取り組みは多方面に広がっていく能動的な活動を目指していることから、選ばれる要素となる可能性も大きいと捉えているところであります。

また、その活動を中小規模の地方自治体が単独で実施していくには限界があるとともに、自治体にはない営業という要素が多くあるため、民間企業等の活動から多く学ぶ要素もあることから、産業・教育・福祉・文化等の官民連携による事業展開が必要と考えております。

以上で2問目の答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第4番伊藤まゆみ議員の一般質問を終結いたします。

ただいまから5分間休憩といたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時07分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8番太田修議員の一般質問を許します。第8番太田修議員。

第8番（太田 修君） 8番太田修です。

3月の定例議会の大事な時期にインフルエンザにかかってしまいまして、同僚議員を初め、多くの皆様にご迷惑をおかけいたしました。今回の定例議会の最終質問者といたしまして登壇させていただきます。同僚議員と重複する部分が多々あるかと思いますが、よろしくお願いしたいと思います。

さて、震災から復興や復旧工事が進む中で迎えたこのスキーシーズンは、近年にない降雪のおくれと、そしてその後の雪不足が非常に懸念される状況でございますけれども、一人でも多くのお客様に白馬に来ていただいて楽しんでいただけたらなと、そんな思いをしているところでございます。

本日は、白馬を明るく元気な村にという村長公約が行財政運営にどのように反映されているのかについて質問させていただきます。

まず第1点目といたしまして村長公約の観光振興への取り組みと予算状況について、2点目と

いたしまして農業振興の進捗状況と予算対応、そしてまた3問目といたしまして行政組織の活性化等について、また4点目といたしまして住民福祉の状況等について、以上4問に分け通告書に基づきながら質問をさせていただきたいと思います。

それでは、第1問目の村長公約の観光振興への取り組みと予算の状況についてお伺いいたします。

下川村長は「停滞から前進、そしてまた白馬を明るく元気な村に」を公約に、村民の付託を得て現職に就任されているところでございます。その数カ月後に神城断層地震が当村を襲いまして、震災復旧や復興事業を最優先に取り組み、工事の一時立て替え金等によります村の負担も急激に増えているところでございます。また、観光面では、異常気象とも言えるような雪不足そしてまた遅い降雪等で、行財政には非常に厳しいのではないかと推測されるところでございます。

震災復旧・復興を進めるとともに、行財政運営の推進には事業等の取捨選択が必要であり、集中し事業を推し進めることは非常に大切ではないかと捉えております。村長公約の実施計画の中で、そしてまた予算面では村長招集挨拶時の中で、今後、本格的に人口減少社会の到来を見据え、将来に向け持続可能な新しい明光に満ちたまちづくりに取り組んでいくというような予算編成の心意気をうたっております。

そこで、お伺いいたします。

まず第1点目といたしまして、四季を通じた白馬の魅力発信をするとありますが、観光資源とPR力の向上等が主眼にあるとは思われますが、村長、その意識としてどの部分に焦点を絞って企画し発信していくのか。また、企画内容の周知や協力者、あるいは協力団体等への体制づくりをどのようにしていくのか。

また、2点目といたしまして、民間活力を生かした観光局の改革で、新局長の公募に絡め、村長、思いはどのようなところにあるのか。

また、3点目といたしまして、新しい道の駅構想の推進については、具体的な建設時期、それから場所、施設の規模、そしてまた予算対応についてどのように考えていくのか。

その辺について、以上3点をお伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 太田修議員の一般質問に対して答弁をさせていただきます。

まず1つ目の四季を通じた白馬の魅力を発信と企画内容の周知や協力者の体制、2つ目の民間を生かした観光局の改革についての質問をまとめて答弁させていただきます。

私が選挙公約に四季を通じた白馬の魅力を発信を掲げた背景には、白馬村の観光客の入り込みは12月から3月のスキーシーズンと夏休みのハイシーズンである8月に集中しており、この構造は30年ほどのスパンで見ても大きく変わっておらず、ハイシーズン以外の時期にいかにも多くのお客様にお越しいただき、1年を通して観光産業の安定を図ることが重要と考えたところであ

ります。

そして、どの部分に焦点を絞って企画発信するかとの質問ではありますが、春や秋を含めたグリーンシーズンにより力を注ぎながら、四季折々の美しい景色、食、体験などの資源を磨き上げ、情報発信をしてまいりたいというふうを考えております。

企画内容の周知や協力者の体制と、民間活力を生かした観光局の改革についてであります。観光局は白馬村の観光振興を担う重要な組織でありますので、民間事業者の企画力や行動力を結集し、副村長を代表理事とする新たな組織体制の中で推し進めていただきたいというふうに考えているところであります。特に今年は、「山の日」の関係と自転車を中心とすることとし、さらに農業と観光を結びつけ、産業間連携の基礎をつくっていききたいというふうに考えております。

観光局の改革という面では、昨年、観光局の課題解決に向けた検討委員会を設け検討いただいた経過があり、その中で会員の拡大、強化が課題に挙げられていました。観光局では、会費の減額をしながら会員の加入促進を図る努力をいただいておりますが、観光局と村との関係においては財政面での新たな改革も必要と考えており、平成29年度に向けて検討を進めてまいります。

また、局長の募集であります。代表理事から、現在の局長の任用期間を2年として募集した経過があり、その期間を間もなく迎えることから改めて募集することとしたと報告を受けております。局長の選考は観光局で行われますが、観光局事務局の責任者としての重責を担っていただきながら、DMOの中心的存在となっただき、白馬村の観光振興のために尽力いただきたいと考えているところであります。そして期待を寄せているところでもあります。

次に、3つ目の新しい道の駅構想についてであります。道の駅の主要な機能といたしましては、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、幅広い産業や主体が連携する地域連携機能と言われております。私は、これらの3つの主要な機能はもちろん、特に地域連携機能の強化により個性豊かなにぎわいの場をつくり上げ、白馬村の前進に結びつけていきたいという思いから、公約の一つに新しい道の駅構想の推進を掲げました。

こうした思いもあって、本年度は、これから関連する初期段階の取り組みとして2カ所の現地視察を実施しました。

1カ所目は、農業振興の視点から群馬県かわば田園プラザに農政課職員とともに視察に行っていました。かわば田園プラザは、農産物の直売等で全国的に評価も高く、広大な敷地に14施設20事業が展開されており、家族で一日遊べる道の駅として年間150万人が訪れ、人口4,000人に満たない小さな村の行政と住民が一体となった取り組みや、指定管理者のお客様を迎える姿勢に刺激を受けたところであります。

2カ所目は、公共施設の整備等に民間資金、経営能力を活用するPPP手法導入に取り組んでいる行政の視察として、北海道千歳市に総務課、農政課、観光課、教育委員会職員が行っていました。千歳市では、道の駅の建設に伴うPPP方式を導入しており、その計画から実施まで

の流れ、成果や評価などについて自治体の整備担当者のヒアリングを実施いたしました。特に道の駅の現状を把握した上で基本コンセプトを設定し、整備や運営手法を検討したという段階的な取り組み、そしてPPP方式を導入したことで費用や工期を大幅に縮減できたという報告を受けたところであります。

平成28年度は、道の駅構想に関連する第2段階の取り組みとして、まずは庁内に建設検討チームを設け、どこに、どのようなという項目も含め、村としての建設方針を明確にした上で、財源を含めた整備手法や道の駅以外の共同調理場や図書館等の公共施設の複合的な整備も踏まえた中で、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

1問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 四季を通じた白馬の魅力を発信するというようなことで公約をされているわけですが、新聞等を見ておりますと、国の地方創生の目玉事業の一つで、観光庁が2月26日第1弾の登録24団体を発表しております。長野県内では5団体が登録されたということでございます。まずその1つといたしましては雪国観光県ということで栄村、そしてまた2つ目といたしましては、いいやま観光局ということで、中野、飯山、山ノ内、信濃町、飯綱町、木島平村、野沢温泉村、栄村等が入っております。また、3つ目といたしましては、これは信州の、県の観光協会が出したものでありますが、県内全体ということで示されておりました。また4つ目では、昼神温泉のエリアサポート——阿智村の関係ですか。それから5つ目といたしまして、小諸市観光局の小諸の高原城下町というような形でもって申請をしているというようことでございます。

これについて、白馬村は一体この申請をしたのかなどうなのかなとちょっと気になるところでありますが、その辺とそれから白馬バレーの中で、この地域を売っていこうという形の中で、この白馬バレーとして、あるいは村としてその辺について検討された経緯があるのかどうか、その辺について伺いをいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 先ほど村長答弁にありましたいわゆるDMO（デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション）に対する国への申請について、今、太田議員のほうから具体的な地域名のお話がありました。これに対して、白馬村あるいは白馬バレー、いわゆる大町、白馬、小谷のエリアとしての取り組みはどのような状況になっているのかというご質問の趣旨ということでお答えさせていただきたいと思っております。

今、国のほうでは、お金の仕組みとしましては地方創生、それを加速するための交付金制度、これが今どんどん制度化されてきているということでございます。あわせて国のほうで、特に官公庁のほうで言われておりますが、マネジメント機能が、それぞれのいろいろな地域の観光団体

等があるんだけどもしっかり機能していないんじゃないかと。これに対しててこ入れするために、新たなデスティネーション・マネジメントをする組織をつくる、これがDMOということでございます。

白馬につきましては、やはりDMOというのは今後仕組みとしては当然必要だろうというふうにも認識をしております。現在ここに対する仕組みについては、村の中では議論はまだ具体的にはしていません。一つの手法としまして、新たな法人化をする、あるいはマネジメントするような機能として人材を投入しなさいといろいろな条件があるんですけども、これをあわせ持った組織としてどうすべきかというところが、これからまさに議論しなければいけないことであるというふうに思っていますし、村の中でも行政が中心とする組織だけでDMOをつくらなければいけないという仕組みではありません。民間企業もDMOに申請ができるということで、民の団体でもDMOを進めるということも今後あり得るだろうし、また、行政を中心とする観光団体がDMO化するというような動きもあるだろうし、新たな枠組みでのDMO化も出てくるだろうというふうに私どもは捉えております。

こういった中で、今の動きとしましては、地域連携によるDMO化が大事であろうというふうにも考え、まず大町、白馬、小谷の3市村でのDMO化を優先的に進めていきたいというのが行政側の考え方であります。これに対しては、現在国のほうに申請を予定しているという形でお伝えをしております。申請の予定としましては、4月にはそういった書類を上げられるような形で進めていければというように担当課間では調整をしております。

したがって、この3市村でDMOをする背景には、いわゆる県の世界水準の滞在型観光地づくりの事業と密接に関係がしてございまして、県のほうからもぜひ重点支援地域になった3地域については、こういったところに積極的に地域のモデルになるようにDMO化を進めてほしいということも言われておりますし、3市村での今後いろいろな事業を進めるためには、こういった組織は必要であろうということからの考えのものでございます。

経過としましては今2方向で、村あるいは3市村の中で進めているという状況で、まずご説明させていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。DMOはやっぱり本当にこの地域がまとまってやっていくこと、これは非常に大事なことだなと思います。

ちょっとお伺いしますけれども、一応昨年の夏だったかと思いますが、大町、白馬、小谷3市村で夏に運行しているアルペンライナーですか、あれについての一応費用対効果的な面はどんなような形で観光課は見ているのでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） バスを運行しまして3シーズン目となりました。1年目と2年目につき

ましては、3つの市村が主体的になって、この運行の仕組みをつくるために県の元気づくり支援金を当てながらやってきたという経過があります。

27年度の3年目は、これを事業として移す仕組みをとりまして、アルピコ交通さんが事業主体になり、路線認可を取り、自主的に民間の経営の中でこのバスの運行をやっていただくという形に切りかえをしてまいりました。ただ、このバス自体の運営経費につきましては、実際には経営という視点では実は赤字路線になりますので、そこを補うための仕組みとして300万円、大町、白馬、小谷でそれぞれ負担をして、その運行経費の一部を賄ってきたというのが本年度の仕組みでございます。

3年を追うごとに利用は上がってきておりますし、そもそもこのバスを考えた発想の裏には、やはりこの地域を一つと捉えたときに、例えば八方に泊まっていた人が宿を起点に梅池や五竜、あるいは立山、黒部のほうまで日帰りでお帰りいただくとか、あるいは大町にお泊まりのお客様が白馬、小谷の地域に足を延ばしていただくという地域連携のものでございますので、こういった仕組みについては、今後もバス事業者とともにさらにパワーアップできるような形でできればというところが今3市村の中でも話している最中であり、3市村のブランディングの計画にもこういったシャトルバスについては課題として挙げてあり、さらに取り組むべき事業であるというふうに整理させていただいているという状況でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 今聞いていると私のほうも時間が難しくなってきたのかなと思いますので、ちょっと早めて進めていけたらと思っておりますけれども、北陸新幹線の延伸に伴いまして、長野、新潟、富山、石川、福井の5県がそれぞれの魅力づくりを雑誌にまとめて掲載をしたり、あるいは小松空港から入ってくる外国の人を何とか押さえようというような形で結構進めているというようなお話を聞きます。そんな中で、大糸線沿いでつくる大町、白馬、糸魚川ですか、北アルプス日本海広域観光連携会議というのがあったかと思うんですが、この辺の活動というのは今現在はどんなになっているかお願いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。篠崎観光課長。

観光課長（篠崎孔一君） 北アルプス日本海広域連携会議、糸魚川駅を核として地域の連携のもとで滞在客を伸ばしていこう、あるいはとにかく旅行客を伸ばしていこうという目的で一昨年設置がされました。

北陸新幹線の中での事業ということで、糸魚川から例えば事業としましては、マイカープランをつくり、乗り捨てプランをこのエリアの中に持ってくるというようなことで事業をやっていたりとか、さらには来期につきましては、インバウンドをかなりこのところで意識をしてやっていきたいと思いますという事業も新たな取り組みます。先ごろ内示が出ましたけれども、観光庁のビット・ジャパンのプロモーションの費用を充てながら、さらに富山空港、新幹線の糸魚川、これ

を核にしながら、どうお客を持ってくるかという事業にも新たに発展的に進めてまいります。

さらには、今年につきましては、ＪＲの関西方面からの宿泊客を、スキーを伸ばすための事業ということで取り組みをいたしました。これは西日本とこの地域あるいはスキー場とともに、冬のお客を新たに北陸方面から乗り入れるための意識した連携事業であります。物事を動かすときに行政だけではなかなか枠組みをつくっても仕組みが動きませんので、これらに付随する公共のキャリアあるいは旅行会社含めて、さらに力を発揮していきたいと思います。

長野県でも西日本と連携するようなプロジェクトチームを発足したいと知事のこの間の発言がありましたけれども、新たにこの冬を一つのフックとしまして、西日本さんとの連携する組織も、スキー場を抱えている市町村間で組織をしていきたいというような動きもありますので、こういったところの連携のもとに、新幹線効果がさらに発揮できるように力を注いでまいりたいというふうに考えております。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） 本当に国の言っていると同じように、なかなかその機能しない、そういったものもあろうかと思しますので、ぜひそういったものをどういう形で、統合するものは統合しながらどうやって進めていくか、やはり目に見えた形の活動が必要ではないかなと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、観光局の局長さんの局長募集の関係でございますけれども、一応この公募を見ますと、観光局の局長の勤務条件等でございますが、就業時間が８時半から５時半、６０分の休憩を挟むというふうになっています。それから、休日が土曜・日曜、国民の祝日、または日曜と重なった次の日の翌日及び５月４日とあるんですね。私ども考えれば、観光局は５月４日といったら塩の道まつりの日だよなと思うんですけども、このままの形でこのまま採用し、そしてまたこのままの形でもってやっていくのか、それと対しまして、振興公社の事務局長の募集要項見ますと、就業関係、就業時間が週３６．７時間、それから勤務体制はシフト制と書いてあるんですね。この辺について、どのように考え、どういうふうに運行し局を本格化させていくのか、その辺についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） ただいまのご質問ですけれども、今、振興公社のほうのこともご質問になったわけですが、それぞれ勤務状況といいますか、観光局それから振興公社のほうのそれぞれの状況に対応して、柔軟性を持って勤務していただくというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） 柔軟性を持って働くことは非常に大事だと思います。でも、やっぱり誰が見ても忙しいところにわざわざ公休を与えて、それでうまく回っていくかということをまず考え

たいときに、正直言ってどう思いますか、もう一度お願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） それぞれ緩急、忙しいときもあればそうでないときもあるということは当然あるわけでございまして、かといって、じゃ忙しいときが全部続いていて、それがずっと勤務にというところも、いわゆる勤務状況からいけば、そうあってはならないというふうに、労働条件の面としては考えてはいます。

ただ、そうはいっても、そういう公募をしたというところについては、何としても今の、こういう言葉を使っていいのか、若干閉塞性が見える状況を打破しなきゃいけないということでありますので、集中して働いていただけたところは働いていただくというふうな、そういうめり張りは十分つけていっていただくというふうに考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 村長さんも民間上がりでいろいろ苦勞された方だと思いますけれども、その辺について村長さんのお考えはどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 村長。

村長（下川正剛君） 今、副村長が説明したとおりであります。そういった中で、柔軟性を持つということで対応いただくようにしたいというふうに思っておりますので、採用の条件がどうかからどうだというのは、余り私はそこら辺には固執はしていないわけであります。それこそが柔軟性を持った道の駅、観光局も含めたそういった対応をしていかないと、こうだからこうだという、そういったことは私はできるだけ排除してまいりたい。そのための、活性化のための公募というふうに私は認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

そしてまた、これ進めていく上にいろいろな問題が多々あるかもしれませんが、そのときにはそのときで、また対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 白馬村がみんなで観光のお客様を受け入れながらどういうふうに村おこしをしていくかという、その機軸になってもらうべき観光局で、そういった考えで、果たして募集をかけ、入ってきました。じゃ、それでもって村が本当に変わるか。そこです。これは正直言って、もう募集もかけていることですのでいろいろ言うつもりはありませんけれども、やっぱりそこから直さないと白馬の観光はよくなりませんよ、はっきり言って。と思います。

じゃ、観光局の使命というか、観光局という、一番やっていかなければいけない仕事というのはどんなふうにお考えでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田副村長。

副村長（太田文敏君） 観光局のそういった組織に係る理念かというふうに捉えています。白馬村、それから、今、白馬バレーというくくりでも観光としては考えているところではあるわけであり、まずけれども、よりたくさんのお客様に来ていただいて、その来ていただいたお客様が十分楽しんでいただいて、それでまた次のときも白馬村に、白馬を中心としてまた来ていただくといった、それに尽きるかというふうに思っています。２０００年の初めに始まりましたビジット・ジャパン、そのいわゆる精神かというふうに思っています。それに尽きると。住んでよし、訪れてよしのところかというふうに思っています。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） やっぱり今言うとおりではあると思いますけれども、観光市場を調査して、それに基づいて商品開発をしたり、あるいは宣伝といったマーケティングをやっていないと、なかなかお客さんも来てくれないし、また次につながっていないんじゃないかなと思います。そういった意味で、ぜひそういった基本的なものをきちんと話される中で進めていただきたいなと思っております。

それでは、道の駅の関係でございますが、これの答弁につきましては、要するに複合的に考えていくということによろしいでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 今、道の駅の考え方についてという質問がございましたけれども、そういうことも含めてこれから検討していくということでございますので、じゃ、こういうふうに行くとか、こういう場所で行くとか、どういうまだ具体的な話にはなっているわけでありませんので、先ほどかわばの問題、かわばを視察した、それから職員のほうで北海道のほうへも、ＰＰＰというところで運営している施設を見に行っただと。そういうことも含めて、まず行政内部で検討しながら、そしていろいろな方々の意見を取り入れながら、どういう方法がいいのかということも進めてまいりたいというふうに思っております。

具体的に、じゃ、いつまでにどうだということではありませんけれども、できるならばこの白馬村の観光の、それからコミュニティーの拠点とし、そこに先ほど図書館とか、できれば給食センターとかというそんな話も、可能性を追求しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第８番（太田 修君） 村民も寄ったり、あるいは観光の拠点となるようなそんな施設で、そこが基準になって白馬が元気になっていくような、ぜひそんな施設にさせていただけたらと思います。

それでは、２問目のほうに移らせていただきます。

農業振興の進捗状況と予算の対応についてでございますが、村の主産業としては、観光プラス

農業とか、そういったものが欲しいわけでございまして、その中で特に村長うたわれております
1 点目といたしまして、白馬ブランドを全国に情報発信し、進捗状況と今後の新商品への取り組みと予算について、それからまた 2 点目といたしましては、圃場整備を推進し優良農地を確保の中に、中部地区の圃場整備を推進するとありますが、これについての今現在の取り組み状況等でお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 2 点目の質問に答弁させていただきます。

公約のうち、農業振興に対する質問にまずお答えを申し上げますが、白馬ブランドを全国に情報発信の進捗状況であります。就任直後に、ふるさと納税の増加を願い返礼品制度を設けるよう提案し、その主力品として、米、ブルベリー、そして紫米、食用ホウズキなど、北アルプス山麓ブランド品である白馬の農産物をエントリーいたしました。その後の状況は議員もご承知のとおり、米を中心に予想以上のリクエストがあり、白馬の農産物のかつてない情報発信になったというふうに存じております。

今後の取り組みであります。需要のある米については、さらに品質の高いものを提供し白馬の評価を高めたいとの思いから、村では新年度からおいしい米づくり、白馬産米のブランド化に取り組みたいと考え、小さい面積からとなりますが準備を進めております。その他の農産物に関しても、生産者と連携する中で、村外・県外へ情報を発信してまいりたいと思っております。銀座NAGANOを活用したイベントも予定しております。当初予算の中では、特産品開発団体への補助金や、平成 27 年度から雇用している特産品推進員の賃金、活動用の諸経費などを計上し対応しているところであります。

2 つ目の圃場整備に関してであります。昨年 9 月議会で圃場整備についての質問に対し、圃場整備の推進は私の公約でもあり、積極的に取り組んでいきたいと思っており、災害復旧最優先で業務が中断しているが、国の補助事業である農業競争力の強化基盤整備事業活用を念頭に、何とか 9 月中にはアンケートを実施したい旨を答弁いたしました。きょうは、その後の状況を報告させていただきます。答弁いたします。

村では昨年 9 月、平成 26 年度 2 回わたり事業説明会を開催した対象地域であるオリンピック道路沿いの深空、八方口を中心とした北城南部地区の地権者・耕作者を対象に、事業導入の可能性を調査するためのアンケートを実施したところであります。

アンケートの回答内容であります。農業法人を含む 137 名に調査票を送付し、現在までに 129 名から回答をいただき、回収率は 94%となっています。細かい集計は現在行っておりますが、回答のうち、地主負担がないことを前提に事業実施に対して明確な反対は約 8%にとどまり、おおむね前向きなものとなっています。

また、想定をしている事業は県営であります。事業の採択までは地元及び村が取りまとめて

いく必要があることから、地元の組織づくり、アンケート調査の精査によりエリアの確定、また、地主の負担軽減に必要なより高い農地集積の可能性を模索し、事業実績の適否を判断する必要があります、これに伴う調査や設計、図面の作成費を当初予算に計上をしているところであります。

いずれにせよ、今後の進め方については関係者の皆さんと協議したく、その折には地元議員、太田議員もその地元になるわけでありましたが、ぜひご協力を願うところでありますので、よろしくお願いをいたします。

2 問目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第 8 番（太田 修君） 確かにこれから農業の生産性ももちろんなんですけれども、やはりそれ以上に荒廃農地とかいろいろ進んでいっているというような中で、何とか食いとめていかないと保全もできてこないんじゃないかなと思いますので、この辺につきましては、また議員として協力できるところはしていきたいと思いますし、ぜひそんな取り組みを緩めず、強めていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、3 問目のほうへ移らせていただきます。

行政組織の活性化等について、これにつきましては村長肝いりの項目でありますし、また村民の思いをどう吸い上げていきながらどう検討し、どのように計画を立て、そしてまた村民のためにどう動いていくかというところになってこようかなと思います。

1 点目といたしまして、役場職員と一体となった住民サービスの推進の中で、頭脳集団として政策実現のために住民サービスの推進と人材を育てるとあります。今後の組織体制への考え方について。

また、2 点目といたしまして、住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進の中で、地区担当職員がいるかと思いますが、この辺の機能をもう少し発揮していただいて、もっと地域に出向いたり、あるいは地域の声を吸い上げるようなシステムは考えられないのか。

以上 2 点についてお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 3 点目の質問であります。行政組織の活性化などについてでありまして、その 1 番目は、役場職員と一体となった住民サービスの推進の中において、頭脳集団として政策実現のため住民サービスの推進と人材育成を育てるとあるが、今後の組織改正への考えはという質問であります。

私は、村長に就任した当初からずっと白馬村役場職員は頭脳集団でいてほしいと思っていましたし、個人のスキルを磨くことは自分の能力と可能性を伸ばすことであり、それが住民や白馬村にいろいろな意味で関係する人たちのためになることだと思っていましたし、今でもそう思っているところであります。役場職員にはさまざまな研修を受けていただくことで、秀でた頭脳集団

となつていただき、住民の先頭に立って行動していつていただきたいとずっと思っています。

そのために総務課の人事研修担当は広く研修を職員に受けていただくよう考えていただいていますし、平成27年度から試行が始まった人事評価制度は、単に点数づけの手段ではなく、村長と上司と担当者をつなぐ糸として考えて、これにより意思の相互交流が図られ、ともに高いところを目指していくという一種の人材育成のツール、有力な道具として捉えているところであります。

また、白馬村には、著名人がよく訪れておりますし、有名人のお友達が住んでいらっしゃるということでもあります。そういった人脈をたどって、研修会の講師としておいでいただくこともできると思っています。そして行政に携わる職員の水準が高くなっていけば、よりよい行政サービスができるものというふうに思っております。

そして、今後の組織体制についてであります。職員の研修や人事・勤務条件といった総括的な面を持つ総務係は組織の肝でありますし、地方創生を初めとする地域づくりの面では、企画調整係は地域社会づくり施策の肝であります。行政の他の分野を担当する、インフラを担当する課、産業担当課、福祉・教育担当セクション、自治体の基礎となる税務担当課など、行政においてこのセクションが上で下でということではありません。そうはいつても、さきに申し上げたセクションが組織と地域社会の中心にならざるを得ないところは否めません。

今、地方創生の関係もあつて全国の自治体の中では、再度政策担当部署を庁舎内に設けている自治体がありますが、白馬村役場はどうかといいますと、状況を見て慎重に行動したいと思っています。ただ、組織体制を変えるというのではなく、充実していきたいということは、私がずっと持ち続けているところであります。

続いて、住民の声を行政に生かすシステムづくりの推進に関するご質問でございますが、これからの住民サービスを考える上で、地域住民の皆様のご意見を伺い施策に反映させていくことは必要不可欠であると考えております。また、その点において、地区担当職員の活用は重要であります。これまで地区担当職員につきましては、地域役員懇談会に参加させていただき、地区の要望を聞かせていただくといった活動を中心に、区長さんや各種役員からも行政からの各種制度や相談についても承ってまいりました。

また、この4月以降、第5次総合計画の基本計画の策定を引き続き進めてまいる予定ですが、この計画につきましては、画一的なものではなく、村内の各地域の実情に合った計画にしたいというふうに考えており、そのために計画策定に当たっては、役場から地域に出向き住民の皆様と議論をしながらご意見・ご要望を広く伺い、計画に反映をさせてまいりたいと考えております。また、昨年の地区役員懇談会の、よいところと改善しなければならないところを検証して、さらによいものにしてまいりたいというふうに考えております。その際には、地区担当職員を中心に参加させていただき、住民の皆様と議論を交わしながら、より地域の実情を知る機会と

させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、地区担当職員制度につきましては全国的に行われている制度で、白馬村が始まって10年がたとうとしていますが、見直さなければならない点は多々ありますので、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

3点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと10分です。質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ちょっと教えていただきたいんですけども、国の総合戦略では、一応地域圏域における人口流出を防ぐためを目的に、人口5万人以上の中心地、それから近隣市町村による定住自立圏を形成し、財政支援を行うというようなことが出ておりました。北アルプス連携自立圏は、大町人口が3万人を満たないことから、大北地域としては制度空白地域となるんじゃないかというようなことが出ていたわけなんですけれども、今回この中で、平成28年度に北アルプス連携自立圏事業の総務の関係で237万、それから民生関係で269万8,000円が計上されているわけですが、この辺について、もしこういう空白として認められない結果となった場合には、この金額に変動が生じるのかどうなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 太田議員からのこの圏域の新たな広域連携の部分のお話でございますが、議員のおっしゃるとおり、定住自立圏の中心市からは当地域は外れるということで、新たな広域連携というのに取り組むものでございます。事業的には、それぞれこれまでに広域連合の幹事会、副市長町村会、または正副連合長会を経てこの予算組みをしておりますので、これについての変更というものはございません。

なお、既に県のほうでは、新たな広域連携というものの県総合戦略に位置づけられておりますので、長野県は長野県として補助金の交付要綱というのがあり、その予算化というの既に県のほうで成立しているという状況でございますので、この金額が変わるという部分はございませんが、一部加速化交付金を充てるという計画もございますので、その場合には28年度の当初予算を前倒しして27年の補正予算に計上させていただき、国の交付金と県の交付金、それぞれを活用しながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員、質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） 定住とかそういった問題については、確かに広域的で取り組むのも効率も上がるのかなとは思いますが、その村、その地域での特色を出していくというものの面から見ると、特に問題が出てこないか、要するに整合性がとれていくかどうかというところが一番ちょっと不安視するんですけども、その辺はどうでしょうか。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 地域の特色というところでございますが、今回の広域連携の発想につきましては、例えば白馬村が白馬の地域の特徴を生かすというのはもちろんであります、一つの例で申し上げますと、白馬に住みながら別な地域に職を求めたり、いろいろなケースがこの圏域の中でも想定されであろうと。白馬の中で居住をし白馬の中で就労を探すというところも、なかなかそれぞれ今の状況でいくと厳しいものもありますので、個々の魅力を出しながら圏域としての連携を進めて、どういう形態がいいのかはその方たちに判断をしていただき、何とか、もちろん白馬村の成長もそうですが、圏域としての発展も目指していきたいということで、今回のいわゆる連携に至ったという経過でございますので、地域の特色が広域連携によって薄くなるという部分としては考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。太田議員の質問時間は答弁も含め、あと5分です。

質問ありませんか。太田議員。

第8番（太田 修君） ありがとうございます。やはり小さい市町村については、自治体として広域でやっていく面も必要だと思うし、そういう中で、また白馬をどういうふうに売っていくかということも非常にこれから重要な鍵になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひまたそこら辺のところもうまく研究しながら進めていっていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それでは、最終質問の4問目に入らせていただきます。

住民福祉の状況についてでございます。

お年寄りが地域で暮らせる介護の環境整備の中で、訪問介護や通所介護の充実を図るとありますけれども、介護予防事業ではなかなか自己負担というものが発生したりして、また、その予防事業へ行くのにどうしてもマイクロ——デマンドタクシーですか、こういったものを使わなくてはいけない。そうすると参加費とそういった金額等も含めてくると、どうしても1回出てくるのに1,000円近くかかってしまうというような現状でございまして、そんなところについて福祉の手を伸ばす中でどのようにお考えかお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 時間が余らないようでありますので、4番目、住民福祉の状況についての答弁をいたします。

村内に訪問介護は2事業所、通所介護は4事業所がありますが、一時は需要に供給が間に合わないこともありました、現在はほぼ充足している状況にあります。それぞれの事業所では、特徴を生かし、要支援から要介護の方が利用し、在宅介護を支える中心的な役割を担っていただいています。介護予防事業は、要介護状態になることを防ぐ、おくらせる、また、要介護状態にな

ってもそれ以上悪くしないための取り組みで、村では主に3つの介護予防事業を展開しているところであります。

1つ目は、各地区公民館で住民が自主的に行っている体操の「健茶会」です。村内には16地区17グループが月に2回から3回、中には毎週行うグループもあります。トレーナーの指導により、ストレッチ、筋トレ、脳トレなどを行い、自己負担金は1回500円です。改正介護保険法においては、このように地域での自主的な活動を推進していますが、白馬村では10年以上前から地域内での活動として取り組んでおり、今後も、歩いていける公民館での住民主体の活動を推進してまいります。

2つ目は、NPO法人健学塾に委託して実施している講座で、体操を2講座、歌を1講座、脳トレと称して手工芸や、おやきなど調理等の体験を1講座、毎週通年で開催しています。自己負担金は体操講座が500円、その他の講座が600円で、いずれも送迎つきで実施しています。

3つ目は、白馬メディアに委託して実施している、トレーニングマシンを使った運動を中心としたレクリエーションも取り入れながらの講座です。こちらはさきの2講座と違い4カ月間の短期集中講座で自己負担金は1回500円、希望者には送迎をしています。また、この講座をきっかけに、ほかの介護予防事業に続けて参加いただくための準備期間として、4カ月の期間終了後、2カ月間は送迎はしませんが利用を可能としており、中には乗り合いタクシーを利用する方もおられます。

国では、団塊の世代が75歳以上になる2025年以降、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれることから、地域の包括的な支援、サービスの提供体制、地域包括システムの構築を推進しています。その実現を目指し、北アルプス広域連合の第6期介護保険事業計画では、在宅医療・介護の連携、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援・介護予防の充実強化の取り組みを掲げています。

要支援1・2の要介護認定者は、これまで予防給付で行っていた訪問介護と通所介護を平成29年4月から地域支援事業に移行となり、それぞれの市町村が行うこととなります。現行サービス相当の事業者の確保のほか、各市町村では、介護予防・生活支援サービスの充実に向けた地域支援事業の取り組みが必要であり、持続可能なサービスの提供が求められます。

また、介護予防は自己啓発的な取り組みであることから、事業開始当初より負担のない範囲での自己負担金をいただいている経過もあります。

今後の介護保険法の改正に伴う介護保険制度を注視しつつ、高齢化が進む中、高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるよう、自己負担金のあり方につきましては慎重に検討してまいりたいと考えます。

なお、広義的な位置づけとしての地域公共交通とは別に、これまで本村では福祉交通を主軸とした高齢者の移動手段につきましては、移動手段を持たない高齢者などの通院や買い物、社会参

加への支援を目的としてデマンド型乗り合いタクシー事業を行っており、村の交通政策に取り組んでまいりました。全国的に見ても、各自治体において公共交通の利用者数の減少や交通事業者の経営悪化に伴い地域公共交通ネットワークが縮小したことから、コミュニティバスやデマンド型交通などの導入や交通事業者への財政支援を行うことで、いわゆる交通弱者の支援や公共交通の活性化、再生に取り組んできているのが現状です。しかし、今後の超高齢人口減少社会では、従来の交通政策に加え、まちづくりと一体となった公共政策が必要とされており、本村を見ても同様の状況であります。

今後、ご質問のような地域公共交通の充実となりますと、地域公共交通における村の役割、まちづくりと交通政策の連携、交通事業者・住民との関係性、交通ネットワークの再構築の方向性など、多岐にわたる項目を具体的に検討していかなければならないこととなり、膨大な作業量が必要となることから、早期着手は難しいと判断します。

以上４点目の質問に対しての答弁とさせていただきます。

議長（北澤禎二郎君） 質問時間が終了しましたので、第８番太田修議員の一般質問は終結いたします。

以上で、日程第１ 一般質問を終結いたします。

これで本定例会第３日目の議事日程は全て終了いたします。

お諮りいたします。

明日３月１６日を休会とし、定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、３月１７日午後１時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日３月１６日を休会とし、定例会日程予定表のとおり委員会等を開催し、３月１７日午後１時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもちまして、本日は散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時１３分

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月17日（木）午後1時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 会期延長の件

日程第 2 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月17日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 4 報告第 2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について
- 日程第 5 震災復興特別委員長報告
- 日程第 6 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について
- 日程第 7 議案第33号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第34号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第 9 議案第35号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第10 議案第36号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第11 議案第37号 工事変更請負契約の締結について
- 日程第12 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 発議第 2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書
- 日程第14 発委第 2号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 日程第17 議員派遣について

平成28年第1回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成28年3月17日 午後1時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横 田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸
住 民 課 長	矢 口 俊 樹	総務課長補佐兼総務係長	松 澤 孝 行

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 会期延長の件

2) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決

3) 追加議案審議

報告第2号（村長提出議案）説明、質疑

震災復興特別委員長報告、質疑

議案第32号（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第33号から議案第37号（村長提出議案）、説明、委員会付託省略、質疑、討論、採決

- 同意第 1 号（村長提出議案）説明、委員会付託省略、質疑・討論省略、採決
- 発議第 2 号（議員提出議案）説明、質疑、討論、採決
- 発委第 2 号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決
- 4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 6) 議員派遣について
8. 地方自治法第 149 条第 1 項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
1. 報告第 2 号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について
 2. 議案第 32 号 白馬村第 5 次総合計画の基本構想について
 3. 議案第 33 号 工事変更請負契約の締結について
 4. 議案第 34 号 工事変更請負契約の締結について
 5. 議案第 35 号 工事変更請負契約の締結について
 6. 議案第 36 号 工事変更請負契約の締結について
 7. 議案第 37 号 工事変更請負契約の締結について
 8. 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
9. 地方自治法第 109 条第 7 項の規定により常任委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第 2 号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書
10. 地方自治法第 110 条第 5 項の規定により、予算特別委員会から提出された議案は次のとおりである。
1. 発委第 1 号 平成 28 年度白馬村一般会計予算に関する付帯決議
11. 地方自治法第 112 条第 1 項の規定により、議員から提出された議案は次のとおりである。
1. 発議第 2 号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

開議 午後 1時00分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） ただいまの出席議員は12名です。

本日の会議は、白馬中学校卒業式により、特に午後1時に繰り下げて開くことにします。

これより平成28年第1回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 会期延長の件

議長（北澤禎二郎君） 日程第1 会期延長の件を議題といたします。

本定例会の会期は本日までと議決されていますが、議事の都合により、3月30日までの13日間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は13日間延長することに決定いたしました。

△日程第2 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りいたします。

議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定及び議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に討論、採決をしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定及び議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定いたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成28年第1回議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案18件、陳情4件であります。

審査の概況及び結果をご報告いたします。

議案第5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定についてであります。

指定管理期間が満了するので、引き続き白馬町区を指定管理者として指定するもので、指定期間は5年間です。

審査の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第5号は可決すべきものと決定されました。

議案第6号 北アルプス広域連合規約の変更についてであります。

北アルプス連携自立圏形成に伴い、障がい者支援事業を削除するものです。当該事業の実施主体は、北アルプス広域連合から大町市に移行します。

審査の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第6号は可決すべきものと決定されました。

議案第7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分についてであります。

大北福祉会館の耐震及び改修事業を行う財源とするため、ふるさと市町村圏基金6億3,000万円余りから1億円を取り崩すものです。

質疑に入り、完了予定はという質問があり、平成28年度で終了ですとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第7号は可決すべきものと決定されました。

議案第8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議についてであります。

人口減少、少子高齢化社会にあっても、住民が安心して快適な暮らしを営むことができる活力ある経済、生活圏の形成に、大町市・北安曇郡の町村が協力して取り組むために連携協約を結ぶものです。内容は、若い世代の結婚、子育ての希望をかなえる取り組み、圏域の移住、交流の流れをつくる取り組み、安心で確かな暮らしを守る取り組みで、県の総合戦略とも密接な関係があるものです。

質疑に入り、協約を結んだ後に小さな自治体は事務を縮小する傾向があるがとの質疑があり、連携協約は大町との協約に基づくものと白馬村単独事業があるので、白馬村だけの取り組みではなかなか効果が発揮できないものを連携で進めていくものであるとの説明がありました。

取り組みの中に観光が入っていないがとの質疑があり、観光は圏域で北側と南側で考えが若干違い、事務レベルの中で合意できたものからスタートすることになっているとの説明がありました。この圏域で観光というのは、移住や雇用とは切っても切れないものであるので、ぜひ協定の中に入れてもらうように検討をお願いしたいという意見がありました。

締結日はとの質疑があり、3月29日を予定しているとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第8号は可決すべきものと決定されました。

議案第 9 号 白馬村行政不服審査会条例の制定についてであります。

改正行政不服審査法に伴う条例の制定です。主な改正は、審理員制度の導入、第三者機関の点検、審理手続における審査請求人の権利の拡充であります。

この第三者機関は検査庁の判断が妥当であるかをチェックする有識者で構成するもので、設置は自治体の条例に定めることになっています。今回の制定は、その規定に基づき条例を制定するものです。

審査会の委員は 5 名、任期は 2 年、委員には守秘義務があり、情報公開条例、個人情報保護条例の諮問にも答申するものです。

質疑に入り、4 条 5 に政治活動を禁止している理由はとの質疑があり、特に政党その他を排除する気はない。条文は全国町村会のもので、審査会は地方公務員法の非常勤特別職に該当するため、同法に規定する政治活動を制限されている。行政不服法でも、政党その他の政治的団体の役員となり、また積極的に政治活動をしてはならないと規定されているとの説明がありました。

討論に入り、政治活動を特別視するということは、若い人たちの政治への参加を阻害するものであるので反対するという討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により議案第 9 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、所管事項についてであります。

改正行政不服審査法の施行に伴い、関係する条例を整備するものです。

総務課関係では、手数料条例、情報公開条例、個人情報保護条例、白馬村特定個人情報保護条例、白馬村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

行政不服審査会の写しの交付に係る手数料の追加、用語の訂正、審査請求、審査会への諮問の追加、情報公開審査会の削除などを行うものです。

税務課関係では、行政不服審査法の改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するもので、費用負担等を変更するものです。

審査の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案 10 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定、所管事項は可決すべきものと決定されました。

議案第 11 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についてであります。

村では賃金支弁職員管理規定により運用していましたが、国からの通知に基づき、嘱託職員の任用と勤務条件を定めて適切な運営を図るものです。

質疑に入り、報酬に賞与を入れることは検討しなかったのかとの質疑があり、嘱託職員は非常勤公務員の特別職で、地方自治法では手当を支給できないことになっている。時間外勤務手当、

休日勤務手当は追加報酬としている。通勤費は費用弁償としている。期末手当は違法になってしまふとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第11号は可決すべきものと決定されました。

議案第12号 白馬高等学校寮の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

全国募集を行う白馬高校の学校寮を設置するに当たり、条例を制定するものであります。名称、設置場所、入退寮に関する規定等のほかに、寮費は5万円とし、交付の日から施行するものであります。

質疑に入り、寮の名称はどういう経緯で決まったのかとの質疑があり、学校の生徒などから意見を聞いたりして、将来を考える会で決定したとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第12号は可決すべきものと決定されました。

議案第13号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定についてであります。

白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター建設に伴い、設置条例を定めるものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第13号は可決すべきものと決定されました。

議案第14号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止についてであります。

平成5年度中の冷害に対する平成5年度の住民税減免の規定であり、見直しをする中で今回廃止するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第14号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止については可決すべきものと決定されました。

議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴って、報告事項に人事評価、休業、服務等6項目を追加し、条文の訂正を行うものであります。

審査の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第15号は可決すべきものと決定されました。

議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

平成27年人事院勧告に伴い、期末手当の支給月数を引き上げるものであります。

審査の後、討論に入り、人事院勧告ではあるが、村の議員の場合は減額をもとに戻した経緯もあり、住民感情も考えると遠慮したほうがよいと思うという反対討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により議案第 16 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 17 号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案第 16 号と同様に、常勤特別職と教育長の給与を改正するものであります。

審査の後、討論に入り、村長には人事院勧告を辞退するくらいは言っただけだったという反対討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により議案第 17 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 18 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告に伴い給料表及び勤勉手当の改正を行うものであります。また、地方公務員法の改正に伴い等級別基準職務表を定めるものであります。

質疑に入り、ラスパイレス指数はとの質疑があり、平成 27 年は 96% ですとの説明がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第 18 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 19 号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

特殊勤務手当に有害鳥獣駆除手当を追加するものであります。捕獲または殺処分に従事した職員で猟友会有害鳥獣駆除実施隊に所属する職員に対して、1 回当たり 1,000 円を支給するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第 19 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 20 号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

行政不服審査法の改正による文言の修正、村民税と特別土地保有税の減免については、個人番号の記載を削除するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第 20 号は可決すべきものと決定されました。

議案第 22 号 平成 27 年度白馬村一般会計補正予算（第 8 号）、所管事項についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,021 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 77 億 7,138 万 3,000 円とするものであります。

総務課関係では、2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 26 万 1,000 円の減額です。

人事院勧告に伴う人件費の補正です。

2 款総務費 1 項総務管理費 6 目企画費 1 6 7 万 7, 0 0 0 円の増額です。ケーブルテレビの震災関連工事使用料減免分の補填です。

2 款総務費 1 項総務管理費 8 目電産業務費 3, 3 5 3 万 4, 0 0 0 円の増額です。電算事業は、国からの要請により個人情報漏えい防止のためシステム改修を行う費用です。

8 款消防費 1 項消防費 4 目防災費 6 2 0 万 5, 0 0 0 円の減額です。防災無線をみそら野地区に予定していましたが、設置場所の協議が調わなかったための減額です。

1 2 款諸支出費 1 項基金費 3 目ふるさと白馬村を応援する寄附金 1 億 6, 9 3 2 万 2, 0 0 0 円の増額です。ふるさと納税は、2 月時点での金額を補正するものであります。

総務課の質疑に入り、一時借入金に残高はとの質疑があり、3 月 2 2 日に行う予定で、一般会計で 1 7 億、下水道で 3 億ですとの説明がありました。

税務課関係では、個人村民税、法人村民税、固定資産税について、徴収実績から補正を、また延滞金も実績から増額補正するものであります。

質疑に入り、延滞金は全て徴収するという方向なのか、本税を優先にしているのかとの質疑があり、2 月末で 1, 7 0 0 万円余り徴収している。基本的に徴収することになっています。ただ、納税をするに当たって本税を先に入れていただき、延滞金を納めていただくようにしていますとの説明がありました。

住民課関係では、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費 5 9 万 2, 0 0 0 円の減額です。臨時職員が季節雇用から年間雇用になり、住民課での支出ではなくなったので減額するものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 6 目住民総務費 1, 3 2 9 万 4, 0 0 0 円の増額です。国保事業特別会計の保険基盤安定繰出金が主なものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目環境衛生費 1 0 4 万 8, 0 0 0 円の減額です。雑排水収集委託料は、今年度の業務が終了したので不用分を減額するものです。

4 款衛生費 2 項清掃費 1 目じんかい処理費 3, 2 4 7 万 2, 0 0 0 円の減額です。災害廃棄物処理手数料は、震災による粗大ごみを他市町村の清掃センターで処分する費用で、当初、一般廃棄物で計上しましたが、産業廃棄物扱いもできると変更になったため、委託料で処理した事業費確定による不用額を減額するものです。

災害廃棄物処理委託料は、倒壊家屋の撤去料で、実績により増額するものです。

北アルプス広域連合負担金は、事業のおくれから負担額が減額になったものであります。

ごみ集積場補助金は、予定していたみそら野地区で設置に至らなかったため減額するものです。

4 款衛生費 2 項清掃費 2 目し尿処理費 1, 0 2 8 万 7, 0 0 0 円の減額です。処理量が減ったため、クリーンコスモ負担金も減額になりました。

質疑に入り、災害廃棄物処理手数料は最終的には幾らになったのかとの質疑があり、約6億5,000万円ですとの説明がありました。

健康福祉課関係では、3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費477万1,000円の減額です。老人福祉施設措置費は、対象者の死亡等による減額です。

3款民生費1項社会福祉費3目障害者福祉費219万1,000円の増額です。主なものは、自立支援給付費に750万円の増額、自立支援医療給付費は、生活保護世帯の人工透析を見込んでいましたが、対象者が転出したため500万円の減額。国庫負担金返還金の241万9,000円の増額は、26年度の国庫負担金の精算により過交付分を返還するものであります。

災害復旧事業は、ふれあいセンターの内壁、外壁の修繕であり、事業費が確定したので不用額を減額しました。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費518万8,000円の減額です。事業確定による不用額の減額で、入札差金であります。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費968万8,000円の減額です。幼稚園就園奨励補助金は、対象者が見込みより少なかったので85万円の減額。北小体育館つり天井撤去の工事業の確定により890万5,000円の減額、工事は28年度に繰り越し5月ごろに施工します。南小管理事業の委託金49万1,000円の増額は、ランチルームにコウモリの巣があり、消毒のための増額です。

各課において審査の結果、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第8号）、所管事項は可決すべきものと決定されました。

議案第23号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ343万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ14億4,866万1,000円とするものであります。

国保税は徴収実績から歳入額を見込み減額とし、その他歳入は交付額確定に伴い補正をするものであります。

歳出は、高額療養費等、実績により補正を行うものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により議案第23号は可決すべきものと決定されました。

陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書。

受理年月日、平成27年12月16日。

提出者、一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長、池田修平。

一般社団法人長野県建築士事務所協会大北支部、支部長、吉川馨であります。

陳情の趣旨は、特定建築物及び公共建築物の耐震診断・耐震改修について、貴自治体でも早期に推進していただくことを陳情します。また、耐震診断業務の発注に際しては、建築士法の規定に基づき国土交通大臣が定めた業務報酬基準に準拠した契約が行われるよう陳情いたします。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により陳情第15号は採択すべきものと決定されました。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。

受理年月日、平成28年1月7日。

提出者、軽度外傷性脳損傷仲間の会、代表、藤本久美子であります。

討論に入り、スキーでもあり得ることなので採択してもよいのではないかという賛成討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により陳情第1号は採択すべきものと決定されました。よって、意見書を提出することといたします。

陳情第3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情。

受理年月日、平成28年2月16日。

提出者、Kids Voting Japan代表、寒川友貴であります。

陳情の趣旨は、選挙権を持たない子どもや若者でも実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペースを選挙期間中、投票日に期日前投票所に設置することを求める。

審査に当たり、学校教育の中でもやっているのではないかと質問があり、主権者教育ということで、児童会、生徒会選挙に投票物品を貸し出しして本当の選挙のようにやっている部分があるという説明がありました。

討論に入り、学校の教育の中でしっかりやられているので、混乱を来す原因になるので不採択にすべきという反対討論がありました。

子どもたちに投票の習慣をつけるという観点はよいと思うという賛成討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により陳情第3号は不採択すべきものと決定されました。

陳情第4号 「平和安全保障関連法案」の廃止を求める意見書についての陳情。

受理年月日、平成28年2月19日。

提出者、大北九条の会、速水政文であります。

平和安全保障関連法案を廃止して、日本の平和と国民の安全を確保することが必要と考えます。廃止を求める意見書を採択し、政府、関係諸機関に提出していただきたい。

陳情者による説明を受けました。

討論に入り、一地方議会で意見する範囲のものではないと思うという反対討論がありました。

前回は趣旨採択で、慎重審議を求めたが本当に慎重審議をされたかは疑問が残る。世論調査でも賛成は少ないと思う。前回よりももう一段階進んでおり、国会でも憲法9条を変えていくような方向になっているので、白馬村議会としても対応を求められていると思う。一地方議会の意見として述べていったほうが大事なことだと思うので、採択すべきだと思うという賛成討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員少数の賛成により陳情第4号は不採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村白馬町交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第6号 北アルプス広域連合規約の変更について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 北アルプス広域連合ふるさと市町村圏基金に属する財産の一部処分については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第8号 大町市及び白馬村における北アルプス連携自立圏形成に係る連携協約の締結の協議については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論ありませんか。

第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） 議案第9号 白馬村行政不服審査会条例に反対する立場で意見を述べます。

議案第9号 白馬村行政不服審査会条例の第4条5項、「委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない」と記述されていますが、この項目は政治活動を特別視している条文です。

今、政治に関心を持ってほしい、青年にも18歳以上の人には7月から選挙権を引き下げています。そういう中であって、こういうふうに政治活動、運動に対しての条文を記載することは、政治に対する関心を損なうものと考えます。

また、この文言にしても、政治的団体とはどの範囲まで指すのか、それから積極的に行ってはいけなく書いてあるけれども、その積極的と消極的の範囲は示されていません。

また、この4条の一番最初に、委員は公平な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関してすぐれた見識を有する者のうちから村長が委任すると決められています。つまり、政治的活動を毛嫌いするのでしたら、村長が委任をやめれば済むことです。それをわざわざ委員の行動に制限をかけるような条文を記載することは甚だ問題だと思います。

また、憲法では、基本的人権の中で政治活動の自由が保障されています。ぜひ皆さん、このようなおかしい条文は除くべきだと私は考えます。

よろしくお願いします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村行政不服審査会条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 修正動議を提出いたします。

議長（北澤禎二郎君） 暫時休憩といたします。議会運営委員会を開催しますので、委員は議長室にお集まりください。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時52分

議長（北澤禎二郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についての修正案を直ちに議題とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についての修正案を直ちに審議することといたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についての修正案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例に対する修正案。

議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の一部を次のとおり修正する。

7条、嘱託職員に報酬を支給する。

2、報酬は月額とし、別表に定めるところによる。

改正後の別表、第7条関係、「事務系嘱託員、月額19万3,000円以内で」、「保健・医

療嘱託員、月額２４万９，０００円以内で」、「栄養士、月額２２万２，０００円以内で」、「保育系嘱託員、月額２２万２，０００円以内で」、「教育嘱託員、月額２８万円以内で」、「調理師、月額２２万２，０００円以内で」、「図書館司書、月額２２万２，０００円以内で」、「学校用務員、月額２２万円以内で」、「水道工事嘱託員、月額３２万７，０００円以内で」、「地域おこし協力隊員、月額３２万７，０００円以内で」、「上記に定める以外の職種、月額３２万７，０００円以内で」。

変更の理由。

貧困と格差の拡大が社会問題になっている中、嘱託職員の勤務条件等に関する条例ができたことは、非正規で働いている人たちの待遇改善につながるとは思います。地域と住民のために努力して働いている嘱託職員にも、同一労働、同一賃金の観点から年２カ月分の期末手当を支給する必要があると思います。

増額の積算根拠は、行政から出された額に２カ月分を増額し、それを１２カ月で割り月額に乘せ、１，０００円未満を切り上げた額であります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

ただいまの提案理由に対して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

討論に入ります。最初に、原案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に反対及び修正案に反対する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、修正案に賛成する者の討論はありませんか。１番加藤亮輔議員。

第１番（加藤亮輔君） 賛成者の立場で一言発言させていただきます。

この議案第１１号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件などに関する条例の修正案に賛成の立場で一言述べます。

今話題になっている「保育園落ちた、日本は死ね」というようなブログがインターネットで話題になっています。もう何か最近、国会でもこの問題が話題になっています。つまり、働きたくても働けない保育待機家庭の心情を少し過激な言葉で悩みを打ち明けている文章です。

この保育園不足と同時に、片方で保育士の労働賃金の安さから応募者が集まらないというのが大きな原因にもなっています。こんな状況の中で、安倍首相も労働条件の改善、同一労働、同一

賃金を目指すと述べています。

白馬村役場が雇用している嘱託職員についても、正規と非正規との雇用形態の違いから格差が広がっています。この条例の制定の機会に少しでも格差解消を前進させるために、2カ月分の期末手当を支給してはどうかという案に私も賛成です。

203条の中で手当について規制する条文が書かれていますが、実際問題、大阪の方面の自治体では期末手当を支給している自治体も多数あります。それからまた、この手当を支給できないという規定については、多くの自治体が残業した場合には残業手当を非正規の方にも払っていますし、通勤手当も払っています。そういう事情で、この手当についても年とともに条文の内容が変わってきていますので、その点もご承知おきしてほしいと思います。

私はとりあえず、そのところは問題がまだ未解決ですから、その分を賃金のほうへ上乗せして増額してはどうかという形でのせました。

一言だけ最後に述べたいと思うのは、地域おこし協力隊のところを見ていただくとよくわかると思うんですけれども、この地域おこし協力隊員、月額32万7,000円、これは総務省が地域おこし協力隊員の制度をつくって、各自治体に少子化のために活動してくれという形で国から支給される額です。この地域おこし協力隊員は、3年間の契約社員です。その契約社員の月額が32万7,000円。それで、私が計算した中では、水道工事嘱託員……

議長（北澤禎二郎君） 加藤議員、3分超えていますので手短に。

第1番（加藤亮輔君） 水道工事嘱託員、28万円を賞与2カ月分足して、それを月で割ると同じように32万7,000円になるんです。だから、総務省は、契約社員でも32万7,000円は出しなさいよと、私は1つ言っているようなふうを受けとめました。

だから、自治体のほうでも、この額が多いという意見もありますけれども、これを目指して改正していただきたいと。

以上、意見を述べました。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

最初に、議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についての修正案を採決いたします。

議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についての修正案に賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、議案第11号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条

件等に関する条例の制定についての修正案は否決されました。

次に、議案第 1 1 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 1 号 白馬村嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する条例の制定についてを委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第 1 1 号は原案のとおり可決されました。

議案第 1 2 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 2 号 白馬高校学校寮の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 1 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 3 号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 1 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 1 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 1 4 号 農作物災害被害者に対する村税の減免に関する条例の廃止については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第 1 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

た。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番(伊藤まゆみ君) 4番伊藤まゆみです。

議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対の立場で討論を行います。

反対の理由は3点であります。

1、議員、特別職も含め公務員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと地方公務員法にあるだけで、人事院の勧告に従わなくてはならないという法的根拠がないこと。

2、今回の給与改正で正規職員と非正規職員との格差がさらに拡大し、同一労働、同一賃金と国がうたっていることに反すること。

3、例年がない今冬期の雪不足により当村の主たる産業であるスキー関連事業の索道、宿泊、また除雪にかかわる業者など多岐にわたる事業が受けた損失は深刻で、当然、住民に及ぼす影響も甚大になることが予想され、住民の理解が得られるとは思わないこと。住民が潤い税金を多く収めること、そのことが報酬、給与の引き上げの目安とすべきとの考えから、そのような好景気の状態でないことは誰が見ても一目瞭然であり、賛成すべきではないと考えます。

以上の理由から本条例に反対いたします。

議長(北澤禎二郎君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起

立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第１６号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第１７号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１７号 白馬村特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第１７号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第１８号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１８号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第１８号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第１９号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第１９号 白馬村一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第１９号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 平成27年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第15号 耐震診断・耐震改修に関する陳情書の件を委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、陳情第15号は採択することに決定いたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。

陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求め

ます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

陳情第3号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

陳情第3号 未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、陳情第3号は不採択とすることに決定いたしました。

陳情第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

第1番加藤亮輔議員。

第1番（加藤亮輔君） この陳情について一言、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

平和安全保障関連法案につきましては、昨年、白馬議会においても衆参両院において慎重審議するよう意見書を提出しました。また、県内の多くの市町村議会からも同法案の廃案要請や慎重審議の要請が出されました。しかし、安倍内閣はこれらを見做し、2015年9月19日に平和安全保障関連法案（戦争法案）を国会で与党の多数をもって強行採決しました。そして、この法案成立後の事態を見ますと、戦争法によって日本の平和と国民の安全が今後脅かされる事態が考えられます。

政府は、戦争法の最初の具体化として、アメリカの南スーダンの国連平和維持活動に派遣されている自衛隊の任務の拡大を図ろうとしています。現在は道路整備や敷地造成などの業務に活動していますが、3月末から戦争法が施行されます。それによれば、自衛隊はPKOの駆けつけ警備など安全確保の業務が新任務に与えられます。そうなれば、自衛隊員が武器を持って戦闘行為につく可能性も大です。日本の自衛隊が海外でいよいよ殺し殺される事態になる危険が迫っているのです。

白馬村からも自衛隊に勤務している若者がいます。このままでは、彼らが命令によって武器を持つ可能性もあります。そういうことが起こらないように、安全保障（戦争法）の廃止を求める意見書をぜひ提出するようにお願いしたいと思います。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案に対して採決をいたします。

陳情第4号 「平和安全保障関連法案」の廃止を求める意見書の提出についての陳情の件は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

(少数起立)

議長(北澤禎二郎君) 起立少数です。よって、陳情第4号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時23分

議長(北澤禎二郎君) それでは再開いたします。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第9番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 平成28年度第1回白馬村議会定例会の産業経済委員会の審査報告をいたします。

本定例会において、産業経済委員会に付託された案件は、議案6件、陳情3件であります。

初めに、議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定についてであります。

期間満了に伴い、新たに飯田区を指定管理者に指定したいものであります。

指定期間は28年4月から33年3月までであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、農政課の所管事項であります。

行政不服審査法が全部改正になり、関係する条例を整備するもので、白馬村営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の用語や審査請求の期間を改正するものであります。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例についてであります。

白馬尻荘が廃止されているので、条例から削除する。資材の仕入れ価格の高騰、ヘリによる荷上げ費用が高騰しているため、大人の宿泊料金を値上げするものであります。

質疑に入り、北アルプス全体でおおよその料金が示されていると聞いているがという質問があり、振興公社の理事会でも承認をいただいている答弁がありました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、農政課関係の議案第２２号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算（第８号）であります。

人事院勧告による人件費の補正、職員手当１００万円の減額は、事業精算による不用額の減額であります。

経営体育成交付金３２０万円は２名の増員に伴う補正、農業機械等導入支援補助金５０万円は被災農家への機械補助を追加するものです。

農地集積協力金１６１万６，０００円は、対象者と対象面積の増加により追加するものです。

村単独土地改良事業１５５万７，０００円は、災害に関する特別賦課金と小水力の分が追加になるものであります。

林業振興の消耗品３２万３，０００円は、ペレットの追加購入６８０袋分を追加するものです。

災害復旧事業は、最終的な積算を行い、不足分を増額し、不用額を減額するものであります。

質疑に入り、農業総務費の職員手当１００万円の減額はに対して、上半期の災害対応で補正したが、下半期はそれほど時間が生じなかったので減額するものであるという答弁がありました。

討論はありませんでした。

次に、建設課関係の議案第２２号であります。

人事院勧告による人件費補正と事業精算による不用額を減額するものです。

質疑に入り、災害復旧事業の財源変更の理由はに対して、財務事務所、県のヒアリングを受ける中で、適債性を判断して種別が変更になったという答弁がありました。

次に、観光課関係の議案第２２号であります。

人事院勧告による人件費補正と事業精算による不用額の減額であります。

質疑に入り、観光振興宣伝費は欠席者分だと思うが、欠席者から聞き取りなどはしたのかに対して、策定委員会７割、ワーキング６割程度の出席、こちらで日程設定などで、どうしても都合のつかない人がいました。事前に資料を配付して意見を寄せてもらうなど工夫をしましたが、理由は聞いていないという答弁がありました。

次に、親海の工事はこれで終了したのかに対して、３年間で改修を行い今年度で完了した。全て擬木になった。施設の保険も掛けるようにしたので、今後は雪害も対象になるようになると答弁がありました。

次に、議案第２２号 平成２７年度白馬村一般会計補正予算の全体討論を行い、人事院勧告の給与の増額は反対であるので、今回は補正は反対としたいという討論がありました。

採決をした結果、議案第２２号は、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、上下水道関係でありますけれども、議案第２４号 平成２７年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第４号）であります。

人事院勧告に伴う人件費補正と事業精算に伴う不用額の減額、また災害復旧費は事業費の精査により増額補正をしました。

震災に伴い漏水が増加したので、使用料還付金を増額するということであります。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第２５号 平成２７年度白馬村水道事業会計補正予算（第３号）であります。

これは、営業費用は人事院勧告に伴う人件費補正、賃金は災害対応臨時職員の不足分、工事請負費は冬期間、本管破裂が相次いだので補正するものであります。

資本的支出は、災害復旧工事の追加分を補正するものであります。

質疑、討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第１３号。

提出者は、一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長、池田修平。一般社団法人長野県建築士事務所協会大北支部、支部長、吉川馨であります。

これは、最低制限価格の設定に関する陳情書であります。

質疑に入り、前回の継続審査の経過はに対して、公共工事費が上がるということ、その時点で小谷も白馬も導入していないという事情があつて、もう少し検討すべきという内容であつたという説明がありました。

建設課の参考意見を求めたところ、ダンピング防止という趣旨はわかるが、最低制限価格をどこに設定するかは発注者の裁量だと思う。財務規則で最低制限価格を記載している一般競争入札に付する場合、１０億以上の工事は設定できるようになっている管内の状況であるが、大町市は要領を設けて実施している。小谷村は内規がある。安曇野市は要綱で定めているという答弁でありました。

討論に入り、ダンピング防止につながるが、９０％以上の設定が妥当なのか判断がつかない。委員会での検討課題として、継続審査でいいのではないかという討論がありました。

採決をした結果、委員長を除く委員多数の賛成により継続審査にすべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第１４号。

一般社団法人長野県建築士事務所協会、会長、池田修平。一般社団法人長野県建築士事務所協会大北支部、支部長、吉川馨。

国土交通省告示第１５号の履行に関する陳情書であります。

努力義務とされたが建設課の対応はということで、国の示したルールであるので準じていくのが基本であるという趣旨は理解できるという答弁がありました。

討論に入り、新しい業務講習基準も研究しなければいけないので継続審査という討論がありま

した。

採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により継続審査にすべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第17号。

これは、姫川上流漁業協同組合、組合長、滝沢涉さんの提出であります。

姫川上流漁業協同組合に対する指導事業補助金の増額に関する陳情書であります。

質疑に入り、魚が少なくなっているという話を聞いたことがあるが、農政課では把握しているのかという問いに対して、データはないが、漁協の役員からは地震後にいなくなったという箇所はあると聞いているという答弁がありました。

十分な活動をしていただき自然環境を守ってもらう部分は明白なので、活動を補助することができるのであればいいと思うと、もう一つで、震災で姫川と平川は工事で魚が住みにくい状況であると思う。生態系を守っていくことを考えると、補助金アップでいいのではないかと思うという2つの意見がありました。

討論はなく、採決をした結果、委員長を除く委員全員の賛成により採択すべきものと決定をいたしました。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村飯田交流センターの指定管理者の指定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 白馬村山小屋条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 2 1 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 2 4 号 平成 2 7 年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 2 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 2 5 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第 2 5 号 平成 2 7 年度白馬村水道事業会計補正予算（第 3 号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 2 5 号は委員長報告のとおり可決されました。

陳情第 1 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。

陳情第 1 3 号 最低制限価格の設定に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第 1 3 号は継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第 1 4 号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。陳情第14号 国土交通省告示第15号の履行に関する陳情書の件は、委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、陳情第14号は継続審査とすることに決定いたしました。

陳情第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。陳情第17号 姫川上流漁業協同組合に対する指導事業補助金の増額に関する陳情の件は、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（多 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、陳情第17号は採択とすることに決定いたしました。

常任委員会において分割審査していただきました議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 平成27年度白馬村一般会計補正予算

(第8号)は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(北澤禎二郎君) 日程第3 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第11番篠崎久美子予算特別委員長。

予算特別委員長(篠崎久美子君) それでは、本定例会におきまして、予算特別委員会に付託されました予算議案6件につきまして、審査の概要と結果をご報告いたします。

予算特別委員会は合計4日間にわたり開催されましたので、ご報告は少し長くなりますことをご容赦ください。

初めに、議案第26号 平成28年度白馬村一般会計予算についてです。

新年度予算は、歳入歳出予算総額を65億3,200万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億5,000万円、2.2%の減となっています。

予算の主な内容は、歳入では、村税は13億2,000万円、対前年度比600万円、0.5%の増、普通地方交付税は14億5,000万円、対前年度比1,000万円、0.7%の増、村債は10億8,600万円、対前年度比3億9,400万円の増、うち臨時財政対策債は2億2,000万円となっております。また、ふるさと白馬村を応援する基金に9,000万円です。

歳出では、災害復旧事業費は3,300万円、対前年度比16億4,700万円の大幅な減です。震災復興村営住宅建設費用として5億4,800万円、平成29年2月に開催される冬季国民体育大会開催事業に4億188万9,000円、広域ごみ処理施設建設などに係る北アルプス広域連合負担金は3億6,500万円、観光局負担金には6,400万円などです。

また、公債費は7億1,000万円で、うちウイング21の繰り上げ償還に1億6,200万円を計上して、前年度比8,100万円の増となっています。

では、審査の内容につきまして、課ごとにご報告をいたします。

総務課関係の主な内容です。

白馬高校支援事業に3,558万9,000円、平成28年秋に基本計画が示される予定の第5次総合計画策定事業に301万4,000円、ふるさと納税事業では寄附全体を1億円と見込み、納税者への返礼品経費として3,400万円、村政60周年記念事業に680万7,000円、28年度から新たに構築される大町市を中心とした圏域5市町村による北アルプス連携自立圏構想のうち総務課に係る部分の負担金として237万円、庁舎及び多目的ホールの耐震改修等の工事費に1億1,911万4,000円、エコーランド地区で予定している公衆無

線LAN整備工事費に887万9,000円、防災計画の見直しに500万円などです。

委員からは、白馬高校支援事業では公営塾マネジメント委託料に1,444万5,000円が計上されているが、毎年かかっていくものであるか、また、マネジメントの委託策はどこであるかという質疑があり、委託は恒常的なものではなく、特別交付税措置のある3年間を予定しており、委託先はプリマペンギーノという団体であるということでした。

また、事業は一般会計のままで行っていく予定であるかという質疑があり、今後、平成29年度に向けては会計のあり方を検討していきたいということでした。

新たに始まる北アルプス自立圏構想の事業内容と事業費の負担割合について質疑があり、事業は若者交流、結婚支援としての交流イベント開催、移住相談窓口、移住セミナーの開催、そのほかに消費生活センターの運営や職員研修、合同調査事業などで、負担割合については、原則として北アルプス広域連合の負担割合と同じであるということでした。

地域防災計画の見直しの進め方について質疑があり、震災の経験を盛り込んだものとし、全体的には実際に即した見直しをしていきたいとのことでした。

次に、税務課関係です。

主な内容は、賦課収納業務電産委託料として982万円、固定資産税の正しい課税を期すための地番図作成委託料として1,530万4,000円、滞納整理のための搜索・公売関係委託料に337万円、長野県滞納整理機構への負担金84万2,000円などです。

委員からは、平成27年度の固定資産税の評価替えの影響について質疑があり、約10%程度の減額を見込んでいるということでした。

また、税の徴収強化の内容について質疑があり、依頼を中止していた長野県滞納整理機構に8件程度の案件依頼を予定しているということでした。

滞納整理機構については業務改革がなされているのかという質疑があり、設立から数年度が経過する中で、成果が上がるようになってきているということでした。

また、国の内外を問わず滞納については差し押さえをすることが基本であり、今後も業務遂行に努めていくということでした。

次に、健康福祉課関係です。

主なものは、白馬村社会福祉協議会補助金3,054万8,000円、配食サービス事業委託料は月210食を予定し、231万6,000円、利用者がふえている温泉施設利用高齢者等助成金に240万円、新たな北アルプス連携自立圏事業補助金のうち健康福祉課関係分として269万8,000円、デイサービスセンター竹の湯の屋根の改修工事などに589万4,000円、神城断層地震被害の三日市場公民館を改修して高齢者の介護予防生活支援拠点施設を整備することについての補助金850万円、これは国の補助金を活用するものだそうです。

新規事業として、手話通訳者及び要約筆記者養成の長野県主催の養成講座受講料補助として

3万3,000円、介護保険給付などに係る北アルプス広域連合事務負担金に1億4,994万2,000円です。

また、しろうま保育園運営事業費としては1億3,486万1,000円、子育て支援ルームの老朽化している遊具の交換工事に103万円、新規事業の小学生までの児童へのインフルエンザ予防接種支援委託料に349万円などです。

委員からは、神城断層地震後の生活支援相談員事業は、引き続き2名での対応が必要な状態であるかという質疑があり、勤務としては、1名は継続雇用で、1名は週の半分の勤務を今後は予定しているが、被災者の方が公営住宅に入居し、その後もしばらくの期間は必要であると考えているということでした。

手話通訳者及び要約筆記者の養成は何名を対象に考えているかという質疑があり、1名分であるということでした。

デイサービスセンター竹の湯の屋根改修工事の箇所と内部の未使用部分の改修予定について質疑があり、屋根は傷んだところのみの部分的改修の予定で、内部の未使用部分についての改修予定はないということでした。

新たに始まる北アルプス広域連携事業の事業内容について質疑があり、障害者総合支援センター、スクラム・ネットへの委託事業については、大町市から委託をするという形に移行していくが、内容は従前と変わらないものである。また、新規に始まる成年後見センターについては、大町市に設置されて4月から運営を始める予定であるということでした。

要望として、村社会福祉協議会に委託している業務が多いので、健康福祉課としても連携を密にして事業を進めていってもらいたいというものが出されました。

続きまして、農政課関係です。

主な内容としては、被災農家及び認定農家の農業機械への補助金として300万円、復旧工事が終わっていない被災農地約15ヘクタールへの支援負担金として112万5,000円、6団体に実施している中山間地等直接支払事業として680万4,000円、特産品開発事業費として280万3,000円、これには特産品開発団体支援補助金等205万円や銀座NAGANOでのイベントへの参加旅費やみそ加工のオペレーター代などが含まれています。

農地中間管理機構への農地集積協力金として160万円、新たに農業を始める40歳以下の方を対象とした青年就農給付金に4名分を予定して600万円、14団体が対象となっている多面的機能支払交付金に3,142万3,000円、27年度から継続しての落倉地区の排水路改修工事に1,090万円、奈良井湿原保全事業に266万円、北城地区、北城の南部地区およそ40ヘクタールで予定している圃場整備事業の調査設計委託料に50万円、有害鳥獣対策実施隊員への報酬に700日分を想定して210万円、地籍調査事業費として297万3,000円ですが、新年度は北城20区として蔵平集落の上部が予定されているということです。神城断層地

震に伴う農地復旧工事事業費として690万円などです。

委員からは、特産品である紫米をもっと活用するように支援してはどうかという質疑があり、現在は臨時職員を雇用して地元との調整や販路拡大についても検討をしているということでした。

圃場整備についての現状と工事予定について質疑があり、昨年アンケート調査を行っているの、内容を精査しながら地元の組織づくりや地域の確定、集積などの検討をしてから、28年10月ごろに事業採択、29年度に計画、30年度に事業着手を目指していきたいというものでした。

森林整備事業については、大北森林組合以外の事業者を活用して進めていくことはできないのかという質疑があり、現在は地震や大北森林組合の問題等で事業はとまっている。国・県と相談して28年度までの期間延長が認められているが、29年度以降には搬出間伐をしなければ補助金返還となってしまう。現在の事業は大北森林組合が導入したものなので、他の事業者に変更するわけにはいかず、状況としては村の単独費で事業を進めていかなければならない状況もあり得るということでした。

整備後の奈良井地区の維持管理についての地元との関係や公園利用の方向性について質疑があり、佐野、沢渡地区や地域の農業法人と話し合いの中で管理方法を決めていきたい。ビオトープ的な公園としての利用を考えており、地元の白馬南小学校などと話し合いをしながら植樹等を進められたらと考えている。また、竣工時期については28年秋を予定しているということでした。

次に、建設課関係です。

主な内容は、通常の村道維持補修工事費に3,241万円、各地区への原材料支給の費用として750万円、除雪事業費に2億1,875万2,000円、オリンピック道路の舗装修繕工事費に4,100万円、村道確定のための和田野地区の測量委託料として521万7,000円、交通安全に係る村道の白線やガードレールなどの工事費に500万円、平成26年度から県が進めている克雪住宅普及促進事業に1件分として60万円、新たに神城断層地震の震災復興に係る村営住宅建設事業費に5億4,854万3,000円、飯森地区の仮設住宅の体育館の修繕時の維持管理費用として64万7,000円などです。

委員からは、融雪剤散布については過剰な場合があると見受けられるのではないかと質疑がありました。散布については、警察からも要請があり交通の安全に配慮して散布している。また、計画している新規の定置式融雪剤散布機の設置場所は、オリンピック道路の佐野地区の上小田原橋付近を予定しているということでした。

交通安全整備は500万円の予算で足りているのかという質疑があり、村内全ては賄えない状況であり、白線については特に通学路を優先していきたいと考えているということでした。

復興に係る公営住宅建設の内容について質疑があり、工事請負費としては、上下水道の布設工事に400万円、ケーブルテレビの引き込み工事に140万円、公有財産購入費としては、土地

は白馬村が取得し、造成と建築は県の住宅供給公社が行って、完成後に村が買い取る形になるということで、土地取得の面積は約3,500平方メートル、取得費1,600万円、建物は5億1,800万円を見積もっている。

また、各種加入金については、水道が180万円、下水道が568万9,000円、ケーブルテレビが18万円ということでした。

次に、教育委員会関係です。

主な内容は、スノーハープ維持管理事業に2,563万1,000円、これは通常の維持管理のほか、圧雪車修繕、木橋2カ所の工事費などを含んでいるものです。

白馬ジャンプ競技場維持管理事業に9,003万7,000円、施設管理委託料やリフト折り返し点の工事費を含んでいます。

白馬高校スキー部補助金に100万円、平成29年2月の国民体育大会開催事業に4億1,888万9,000円ですが、競技場改修工事が主なもので、各種助成金等を活用して進めていく予定ということでした。

中学校の屋根改修工事に216万円、小・中学校に電子黒板各2枚分を購入する費用として530万円、中学校の新入生向けのタブレット端末などのリース料やパソコン教室関係の費用として561万2,000円です。

神城断層地震で出現した地面の撓曲部分を保護するための土地購入費として100万円、青鬼地区の伝統的建造物の修理補助金として900万円で、新年度は1件を予定しているということでした。

南小学校給食事業費には1,277万9,000円、共同調理場給食事業費には2,763万9,000円を計上しています。

委員からは、白馬高校スキー部補助金100万円について、総務課所管にある白馬高校支援事業に計上されているフリースタイル講師謝金200万円との関係、また、白馬高校支援事業でフリースタイルのコーチへの補助を出すに至った経緯について質疑があり、教育課関係から支出しているスキー部への補助金は例年の支出しているものである。また、白馬高校支援事業関係については、全国募集するに当たっての魅力づくり支援策であり、フリースタイルはスキー部として活動していないので計上するに至ったということでした。

今回、学校図書館司書の増員が予定されているが、要望に基づくものかという質疑があり、国の方針として出されたものを受けてのものであるということでした。

神城断層地震後に出現した地面の撓曲部分を購入した後の予定について質疑があり、村の文化財指定としてから県や国の指定を目指したい。保存方法については文化財審議委員と相談し、検討したいということでした。

建設を予定している共同調理場の設計状況について質疑があり、27年度で予算計上したが設

計までには至らなかったもので、繰り越し予算として２８年度に実施をしたい。建設に関する委員会などについては、設置についての要綱整備ができてからの予定であるということでした。

次に、住民課関係です。

主な内容は、子ども医療給付費として１，９０６万７，０００円、母子等医療給付費として２３１万８，０００円、障がい者医療給付費として２，１０７万６，０００円です。

騒音に対する苦情があり、指導などで対応するために騒音計を新たに購入する必要がある、費用として２４万９，０００円、村内の公衆トイレ管理事業に７９５万２，０００円、じんかい処理委託料として３，９７０万円、小規模ごみステーション用のごみ箱４個、生ごみ処理を地区で取り組んでもらうための木枠コンポスト２基と設置物置２棟、貸し出し用集積施設２棟分として合計１７９万８，０００円で、それぞれを試験的に行っていきたいということでした。

北アルプス広域連合負担金は、新たに建設する焼却施設の負担金などが増額になり３億８，４１２万８，０００円です。

ごみ集積場設置補助金は２カ所を予定して５００万円、利用が伸びている家庭用生ごみ処理機４０件分と木枠コンポスト５件分の補助として合計１６７万５，０００円、生ごみ堆肥化基材ぱっくんの購入補助金３００袋分として１１万１，０００円などを計上しており、各家庭での生ごみの処理を進めていく予定であるということでした。

委員からは、ごみ処理について新たな施設建設が予定されているので、対応して職員の増員はないのかという質疑があり、平成２８年度から３０年度までが業務の山場であるので、担当課としては増員配置を要望しているとのことでした。

粗大ごみ処理は重量契約であると思われるが、実際には目視で料金を決めているが、新年度についてはどういう方法で行っていく予定であるかという質疑があり、村の搬出するものに関しては積算をしている。松川端で受け入れをしている一般の排出分については種類も多く、資源ごみも含まれているので、計量だけの料金徴収が難しい面もある。現地に計量施設を設けることも難しいので、今後検討していきたいということでした。

ごみ集積場としては、ステーション方式と集積場建設との選択基準はどのようなものかという質疑があり、現在、ステーション方式は名鉄地区でのモデル的な運用であり、事業系ごみの多い地区にはそぐわない部分があると考えている。モデル事業の利用者には、２８年秋ごろまでに評価をまとめて報告してもらうよう依頼をしているとのことでした。

次に、観光課関係です。

主なものとしては、頂上宿舎及び猿倉荘などの山小屋修繕費に６１１万９，０００円、天狗山荘トイレ改修事業及び猿倉荘付近の道路補修工事に５，２９８万５，０００円、山小屋布団の更新のための費用として２９３万８，０００円です。

観光地経営計画に基づく観光客向けアンケートや観光関連産業の雇用調査などに４６４万

4,000円、観光客負担金として6,434万5,000円、冬期間に運行しているナイトシャトルバス元気号は3ルートから4ルートに増便して運行を予定しているもので、1,267万5,000円、ウイング21の屋内外にWi-Fiのアクセスポイントを整備する事業に441万8,000円、ゆるキャラを活用して観光宣伝する費用として225万5,000円、小規模事業者経営改善資金、いわゆるマル経資金への利子補助としては140万円、こちらは支払いの1回目から24回目の約定利息の2分の1の補助となっているそうです。

新たに村内で事業を始める方への創業支援補助金として300万円、内容として予定しているものは、諸条件を満たした場合に補助対象経費の2分の1で上限80万円、さらに従業員を新規雇用した場合に10万円、空き店舗等を活用した場合に10万円をそれぞれ加算し、合計最高100万円で、新年度は3件分の予算を計上しているということでした。

被災した住宅の修繕補助は、27年度からの継続事業で500万円を計上しています。

委員からは、天狗山荘のトイレ改修の方法について質疑があり、500リットルぐらいのカートリッジを複数準備し、ヘリコプターにより上げ下げするようなものを予定しているということでした。

観光客の運営の方向性について質疑があり、局では会費を減じたので圧縮して予算を組み立てている。現在、観光局長を募集中なので、方向性は新しい観光局長とともに相談して進めていきたいとのことでした。

委員からは、行政側も観光局とともに方向性については検討を続けてもらいたいという意見がありました。

観光地経営計画に基づいた経営会議などはいつごろから開始する予定であるかという質疑があり、経営会議の委員数は15名の予定で、計画策定メンバーやワーキンググループ内のメンバーから選定したいと考えているということでした。

次に、上下水道課関係です。

主な内容は、合併処理浄化槽への補助金事業で31件を見込み、1,444万9,000円の計上のみです。

以上で課ごとの審査が終わりました。

議案第26号についての討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

委員からは、附帯決議の意見が出され、協議の結果、全員の賛成により白馬高校支援事業に対する附帯決議をすることといたしました。

内容といたしましては、白馬高校支援事業は小谷村からの協力や負担金などもあわせて実施されていくことや、今後も継続して行っていくものであることなどから、一般会計の中での処理では事業費の明確化や財源の透明性の確保などに疑問が残るものである。よって、白馬高校支援事

業については特別会計とすることを求めるものであります。

続きまして、議案第27号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を14億4,800万円とするもので、前年度と比較し2,190万円の増です。増額の理由は、近年の医療費の推移や特定健診・特定保健指導に係る事業費及び介護納付金等の伸びによるものが主です。

歳入の主なものは、国民健康保険税が2億5,350万7,000円、国庫支出金3億4,139万7,000円などで、一般会計繰入金は前年度比1,240万円増の1億2,108万1,000円、総支出の不足分を補うための基金繰入金は前年度比100万円増の6,900万円です。

歳出の主なものは、保険給付費8億816万3,000円で、内訳としては、医療給付費やレセプト審査料などを含む療養諸費に7億477万2,000円、高額療養費に9,100万円です。出産育児費に1,050万6,000円、葬祭費に45万円、精神保健給付費に135万円などです。

そのほか特定健診・特定保健指導を重点的に行い、生活習慣病や疾病予防対策をする事業費としては1,286万7,000円、人間ドック受診補助金は1件2万円を予定し、合計447万円を計上しております。

委員からは、補助金を出している人間ドックの受診者の数について質疑があり、平成26年度は160人で、27年度については補助金額を2万円に増額したが、現時点では150名にとどまっている。健診通知などで案内をしているが、浸透しなかったと思われるとのことでした。これについては、委員からは、がん検診などの際にも、あわせて周知するなどの工夫をしていただきたいと意見が出されました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第28号 平成28年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を7,605万円とするもので、前年度比4,050万円の増額です。歳入の主な内容は、保険料5,144万6,000円、一般会計繰入金102万円、保険基盤安定繰入金2,329万9,000円などです。

歳出の主なものは、システム保守料など保険料徴収に係る費用などで102万円、長野県後期高齢者医療広域連合保険料負担金7,475万7,000円などです。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第29号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を7億5,516万8,000円とするもので、前年度比9,343万2,000円の減額です。

歳入の主な内容は、下水道使用料1億8,789万7,000円、一般会計繰入金3億3,660万7,000円、村債1億6,640万円などです。

歳出の主な内容は、下水道使用料の賦課徴収事務や浄化センター維持管理経費として総務費1億1,870万8,000円で、ここには平成30年度までに公会計制度に移行する維持経費等として1,103万8,000円を見込んでいます。

また、浄化センター長寿命化に伴う更新工事費として9,900万円、公債費として5億1,587万4,000円などです。

委員からは、堀之内、三日市場地区に建設予定の公営住宅建設地は負担金として計上しているが、区域外流入分担金ではないのか。また、統合時にそういう説明であったと聞いているがという質疑があり、当初はそうであったが、区域外を廃止して区域内として扱っていききたいということでした。

区域外流入分担金100万円の中に加入分担金はあるのかという質疑があり、区域外流入分担金は計上しているが徴収する予定はなく、また、前年度まであった加入分担金は見込んでいないということでした。

討論では、受益者負担金についての考え方が理解できないので反対、予算については問題がないので賛成というものがありました。

採決では、賛成、反対同数となり、委員長採決により否決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第30号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてです。

これは歳入歳出予算総額を403万2,000円とするもので、前年度比6万6,000円の減額です。

歳入の主なものは、使用料82万9,000円、一般会計繰入金85万円などです。

歳出の主なものは、維持管理費として249万7,000円、公債費153万5,000円などです。

質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算についてです。

水道事業収益に3億648万5,000円で、前年度比322万2,000円の増、水道事業費用に3億68万3,000円で、前年度比274万4,000円の増です。

また、資本的収入は1,101万5,000円で、前年度比252万4,000円の減額、資本的支出は9,403万3,000円で、前年度比608万1,000円の減額です。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,301万8,000円は、損益勘定留保

資金等で補填するものです。

委員からは、未収金の処理方法について質疑があり、水道債権は私債権のため差し押さえ等の滞納処分ができないもので、滞納に対しては、督促、催告などを経て停水執行や裁判所への申し立てをするという流れになる。現在までは給水停止処分を主に行ってきたが、28年度以降は裁判所への申し立てを具体化する方法とともに、効果的な方法を見きわめながら対応していきたいと考えているというものでした。

また、滞納の回収の見込みについて質疑があり、過去には7,000万円近くあったが、ここ数年間においては、毎年1,000万円近くを減らしてきて3,000万円台になっている。大口の滞納者はいなくなったので、今後、減り方については鈍化すると思うということでした。

委員からは、時効を念頭に精力的に回収に努力してほしいという要望がありました。

討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、本定例会におきましての予算特別委員会の審査報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

議案第26号 平成28年度白馬村一般会計予算に消極的賛成の立場で討論を行います。

私は、今定例会に上程されております議員、特別職の報酬及び一般職の給与の引き上げに関する条例に反対の立場をとっております。平成28年度一般会計予算ほかには、引き上げられた報酬、給与で予算計上されており、本来なら予算も反対の立場をとるべきところですが、今予算には震災復興村営住宅建設や平成29年度の国体関連費用など重要な予算が盛り込まれていることから消極的賛成の立場をとらせていただきます。

しかし、先ほど反対討論で述べましたように、この地が潤い住民の収入がふえ、それが税金として納付されてこそ報酬、給与につながるという簡単な方程式を、理事者のみならず我々議員は常に念頭に置き、こういったセンシティブな案件には特に注意を払うよう要望いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 平成28年度白馬村一般会計予算は、委

員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

予算特別委員会から提出されました発委第1号 平成28年度白馬村一般会計予算に関する付帯決議の討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第1号 平成28年度白馬村一般会計予算に関する付帯決議を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 平成28年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 平成28年度白馬村後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号に対しましては、太田伸子議員外1名から、お手元に配りました修正の動議が提出されております。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。第6番太田伸子議員。

第6番（太田伸子君） 修正案について説明いたします。

まず、都合のよい判断で行政運営が行われた結果、下水道事業の混乱を招いた轍を踏まないためにも、条例にのっとった予算計上にしていただくことを希望いたします。

平成28年度白馬村下水道事業特別会計の予算書の歳入予算において、村営住宅建設に伴う経費を受益者負担金と見込んで計上していますが、今回の村営住宅を建設するに当たり、東部地区の建設用地は区域外とされています。建設に当たり公共下水道につなぐには、平成25年3月に制定された白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例が存在する今は、区域外流入分担金として支払われるべきであると考えます。

1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金、区域外流入分担金に568万8,000円を加え、668万8,000円に修正。1款分担金及び負担金2項負担金1目負担金600万5,000円を31万7,000円に修正する修正案を提出いたします。

なお、予算の歳入歳出総額には変更はありません。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの説明に質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案及び修正案に反対者の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 次に、修正案に賛成者の討論を許します。討論はありませんか。第11番 篠崎久美子議員。

第11番（篠崎久美子君） 11番篠崎久美子でございます。

発議第1号に賛成の立場から討論をさせていただきます。

原案は、区域外流入分担金に100万円を計上しています。また、下水道受益者負担金の中には、東部地区で建設予定の公営住宅における負担金として568万8,000円が計上されています。しかしながら、東部地区においては農業集落排水事業を公共下水道事業に統合する際に、統合の区域のみを排水区域とし、その後の接続については区域外流入地域として加入時においては区域外流入分担金を払うものとされてきました。

このように、原案には区域内流入という1つの事柄について2種類の考え方による異なる会計処理が混在しているものとなっております。区域外流入分担金として徴収すること、そして条例

に明記されているにもかかわらず、区域外流入分担金の対象区域のものを受益者負担金として徴収するという考え方です。

さらに、予算の審査時においては、区域外流入分担金１００万円については２８年度では事業執行をする予定はないという説明をいただきました。事業執行の可能性が少しでもあるのならともかく、事業執行する予定はないとしているものを予算計上し、審査にかけるということ自体に疑問を抱かざるを得ません。

とりあえず予算計上し、後で補正で直しますということを行政はよく言われます。基本的に補正予算は、総計予算主義の上に立つ当初予算の成立後に生じた自然災害などの予見しがたい事態、あるいは年度途中の経済情勢の著しい変化に対応するために作成される予算です。今回のように予見できるものではないものについては、後で補正予算で訂正するという安易な姿勢は極力避けるべきと考えます。

特に公共下水道負担金問題については、このような対症療法的な考え方の積み重ねが問題を複雑にし、増大化させてきました。同僚議員が平成２３年９月議会で初めて指摘し、平成２４年度に問題が顕在化した当初から、議会では予算・決算については細かなところまでを正確を期すように要望してまいりました。それから既に６年目に入ろうとしています。問題が複雑過ぎて、行政の日々の努力の積み重ねの中でも、残念ながら、いまだに全てが解決しているという状態とはいえません。

たとえ今後いろいろな方針で問題に対処される考え方を持っているとしても、そこに至らないうちは現行条例の中で会計を正確に処理することは基本であり、この一連の問題の中で、行政も議会も痛みを伴う反省の中でそれを学んできたはずであると私は思っております。ゆえに、私はこの修正案に賛成をいたします。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

最初に、議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算の修正案の採決をいたします。

議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算の修正案に賛成の方の起立を求めます。

（少 数 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立少数です。よって、議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算の修正案は否決されました。

次に、議案第２９号 平成２８年度白馬村下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する予算特別委員長報告は否決です。したがって、原案について採決いたします。

議案第29号 平成28年度白馬村下水道事業特別会計予算について、原案のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 平成28年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について、委員長の報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 平成28年度白馬村水道事業会計予算について、委員長報告のとおり決定するに賛成する方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

ただいまより5分間休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時31分

議長(北澤禎二郎君) 再開いたします。

村長より報告の申し出、議案提出の申し出、同意意見の申し出、震災復興特別委員長より報告の申し出、津滝俊幸議員より発議の申し出、総務社会委員長より発委の申し出、常任委員長より閉会中の所管事務調査についての申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において、これを受理いたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付いたします。

(資 料 配 付)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 配付漏れなしと認めます。

これより報告事項に入ります。

△日程第4 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第4 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第2号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明いたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決第1号は、平成27年3月4日午前8時15分ごろ、白馬村大字北城3020番地49付近の村道0105号線において、損害賠償請求者が所有し運転する乗用車が走行中、本村が管理する道路の路面の穴に右側の前輪を落とし、右側前輪のタイヤ及びホイールを損傷させたものです。村は、損害賠償請求者に対して、道路管理者としての過失相当分の車両修理代金10万円を賠償したものです。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第4 報告第2号は終了いたします。

△日程第5 震災復興特別委員長報告

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 震災復興特別委員長報告に入ります。

震災復興特別委員長より報告を求めます。第3番松本喜美人震災復興特別委員長。

震災復興特別委員長（松本喜美人君） 震災復興特別委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年11月22日午後10時8分ごろに、長野県北部を震源とし、地震規模マグニチュード6.7、震度5強の神城断層地震が発生し、当村にとって未曾有の被害をもたらしました。これらの状況を鑑み、次の4点、1、被害の復旧に関すること、2、村民等への支援に関すること、3、経済的影響に関すること、4、復興に向けた村づくりに関することを付託事件として、

議長を除く全議員で構成する当委員会を平成26年12月19日に設置しました。

神城断層地震による被害状況は、人的被害では23名が負傷し、うち3名の方は重傷でありました。建物関係では、住宅の全壊42棟を含めて240棟が被災し、非住宅では全壊106棟を含め297棟、合計537棟が被災し、これにより最高時73世帯、191名の方が避難生活を強いられています。

なお、建物被害に対する損害保険料は、JA大北と中信農業共済組合だけでも、平成27年11月30日現在で白馬村村民へ支払い保険料として19億2,193万円が計上されております。

社会資本では、被害状況調書等によると、公共土木施設復旧事業関係では国道9カ所、総延長4,767メートル、県道5カ所、総延長1,410メートル、村道68路線、101カ所で、金額46億5,300万円。農地農業用施設関係では農地191工区、面積25ヘクタール、農業施設は水路64カ所、農道4カ所等で、金額4億7,450万円。上下水道施設関係では復旧総延長2,112メートル、マンホール77基等で、金額2億4,960万円。河川関係では姫川、谷地川で総延長2,038メートルで、18億1,235万円。文化財関係では1億円。さらに建物の解体撤去、廃棄物処理に6億5,000万円で、主な損失金額は79億3,940万円となり、民間損失分を合計すると優に100億円を超える大きな災害でした。

このような状況下、当委員会では、被害状況確認と復旧工事の進捗状況、さらに被災された皆様の復興住宅建設に向けて取り組み、委員会を5回、復興住宅の視察研修を1回実施し、平成27年12月9日に開催した第4回当委員会において、復興住宅を村内7カ所に10棟18戸分の建設を承認いたしました。

今後は一日も早く復興住宅が完成し、仮設住宅や避難先から転居し、少しでも震災前の生活が取り戻すことができたらと願うものであります。

このような状況下で復旧は徐々に進み、行政側では昨年12月1日より災害対策本部を解散し、震災復興本部へ組織変更しました。

重要課題の村営住宅建設事業費5億4,854万3,000円が平成28年度事業として予算が成立となり、白馬村が所管する復旧工事の進捗率も、建設課65%、農政課40%、上下水道課98%に達しております。

震災復興特別委員会に付託された事件については、当初の目的を達していると思われますので、平成28年3月31日をもって震災復興特別委員会を廃止いたします。今後の復興委員会については、常任委員会や全員協議会に引き継ぐことにしたいと考えております。

最後になりましたが、今回被災された皆様が頑張って白馬村に住み続けてよかったと思える日が一日も早く訪れることを念じまして、震災復興特別委員会の委員長報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で報告事項は終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第33号から日程第11 議案第37号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第33号から議案第37号までを、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第33号から議案第37号までは委員会付託を省略する件は可決されました。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べるできないと定められておりますので申し添えます。

△日程第6 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について

議長(北澤禎二郎君) 日程第6 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長(吉田久夫君) 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想についてご説明申し上げます。

白馬村議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、白馬村第5次総合計画の基本構想を別紙のとおり策定したいので議会の議決を求めるものです。

この計画策定の意義は、白馬村第5次総合計画として、第4次総合計画の基本理念である住民と行政との協働をさらに一歩進め、住民が主役となった地域づくりを目指します。そのために、画一的な取り組みではなく、地域の実情に合った取り組みを地域住民と一緒に検討し、この総合計画を中心に、白馬村総合戦略など他の行政計画と連動しながら、地域住民一人一人が輝きながら活躍できるように施策を展開し、10年後においても本村に住民が誇りを持って住み続けられる村づくりを目指せるようにするものです。

基本構想につきましては、表紙の後ろのページをお開きください。

第5次総合計画のキャッチフレーズは、「白馬の豊かさとは何か―多様であることから交流し学びあい成長する村―」としています。これは、白馬村には世界中の人を引きつける多様な価値

を持つ自然環境があります。その土地の暮らしに根づいた多様な歴史や文化も各地区に残っています。そして、移住者や来訪者も含めた白馬を愛する多様な立場の人たちがいます。社会変化の影響を受けやすく、これまでも多くの変化に対応してきた白馬村だからこそ、村内外からの多様性から学び合うことを意識し、さまざまな分野で白馬の豊かさを発見しながら成長していく必要があります。

これからの10年間、白馬に集う皆さんが白馬の豊かさとは何かを問い続けることによって、厳しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える。そして、一人一人が豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指していきますという考え方です。

めくっていただき、裏面をごらんください。

裏面の後段から2つ目をごらんいただきたいと思います。

まとめの部分になりますが、世界情勢が大きく変わりつつある状況にあっても、村を支える次の世代の育成も重要なこととして取り組んでいかなければなりません。本村で育った子どもたちが帰ってきたい、村で暮らしたいと思える産業体制の発展と教育体制を住民一人一人が構築することも必要です。これからも、観光地白馬村に暮らすことへの理解やふるさとへの愛情、愛着を醸成していきます。

そして、今後、本村が将来も存続するために、第4次総合計画で掲げた「むらごと自然公園」の理念を踏襲します。本村に住む人、本村に訪れる人がともにこのすばらしい自然環境やお互いの文化、価値観を守り、尊重し、他に類を見ない村をつくり上げていきます。そうすることで、10年後に住民、観光客など白馬に集う全ての人が、住んでよかった、生まれてよかった、来てよかったと思える白馬村の新しい暮らし方を育んでいくことを目指します。

基本理念を実現させるための基本目標は、「安心してみんなが暮らせる村」、「新しい仕事をつくりだす村」、「一人ひとりが成長し活躍できる村」、「魅力ある自然を守る村」の4本柱を基本目標と考えております。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっています議案第32号は、お手元に配付いたしました平成28年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認めます。よって、議案第32号は、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

△日程第7 議案第33号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第7 議案第33号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第33号 工事変更請負契約の締結につきまして説明をいたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- | | | |
|----------|----------------------------------|--------------|
| 1. 契約の目的 | 平成26年度26災公共土木施設災害復旧工事
(姫川橋他3) | |
| 2. 変更金額 | 変更前契約額 | 金47,088,000円 |
| | 変更増加額 | 金8,812,800円 |
| | 変更後の契約額 | 金55,900,800円 |

としたいものでございます。

- | | |
|-----------|--|
| 3. 契約の相手方 | 長野県北安曇郡白馬村大字神城6848番地5
姫川建設株式会社
代表取締役 西沢 信男 |
|-----------|--|

でございます。

長野県神城断層地震で被災しました橋梁の災害復旧にかかわる工事の精算による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、姫川橋、田頭橋の仮設のジャッキ台座の実単更正及び仮設ジャッキの使用期間の増加によるもので、881万2,800円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第33号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第34号 工事変更請負契約の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第8 議案第34号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 議案第34号 工事変更請負契約の締結について説明をいたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

- | | | |
|----------|--|---------------|
| 1. 契約の目的 | 平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事
(村道0207号線他 野平1他6) | |
| 2. 変更金額 | 変更前契約額 | 金211,140,000円 |
| | 変更増加額 | 金14,860,800円 |
| | 変更後の契約額 | 金226,000,800円 |

としたいものでございます。

- | | |
|-----------|--|
| 3. 契約の相手方 | 長野県北安曇郡白馬村大字北城12816番地5
株式会社落田
代表取締役 塩島 正 |
|-----------|--|

でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の中間変更による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、水神宮2工区ののり枠工の施工面積の増加、野平1工区の構造物の取り壊し料の増加並びに災害関連として実施しました舗装工によるもので、1,486万800円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第34号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第35号 工事変更請負契約の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第9 議案第35号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 議案第35号 工事変更請負契約の締結につきまして説明をいたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事
(村道0206号線他 菅1他4) |
| 2. 変更金額 | 変更前契約額 金164,700,000円
変更増加額 金26,406,000円
変更後の契約額 金191,106,000円 |
| 3. 契約の相手方 | 長野県北安曇郡白馬村大字北城12816番地5
株式会社落田
代表取締役 塩島 正 |

でございます。

本議案も、地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の中間変更による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、菅3工区ののり砕工の施工面積の増加、中込1工区、中込2工区の立木の伐採、運搬処分費の増加によるもので、2,640万6,000円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第35号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第36号 工事変更請負契約の締結について

議長(北澤禎二郎君) 日程第10 議案第36号 工事変更請負契約の締結についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長(山岸茂幸君) 議案第36号 工事変更請負契約の締結につきまして説明をいたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

- | | | |
|-----------|--|---------------|
| 1. 契約の目的 | 平成27年度26災公共災害道路災害復旧工事
(村道0102号線他 白沢1他2) | |
| 2. 変更金額 | 変更前契約額 | 金123,336,000円 |
| | 変更増加額 | 金21,168,000円 |
| | 変更後の契約額 | 金144,504,000円 |
| 3. 契約の相手方 | 長野県北安曇郡白馬村大字北城6029番地
株式会社白馬三津野
代表取締役 松澤 秀明 | |

でございます。

本議案も、地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の中間変更による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、白沢1工区及び白沢2工区の既設の舗装の処分量の増加、白沢3工区ののり留めブロック、土留めブロックの施工面積の増加並びに災害関連として実施しました舗装工によるもので、2,116万8,000円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 36 号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

△日程第 11 議案第 37 号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 11 議案第 37 号 工事変更請負契約の締結についてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第 37 号 工事変更請負契約の締結につきまして説明いたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

- | | | |
|-----------|---|----------------|
| 1. 契約の目的 | 平成 27 年度 26 災公共災害道路災害復旧工事
(村道 1029 号線 日向大左右 2 他 1) | |
| 2. 変更金額 | 変更前契約額 | 金 57,650,400 円 |
| | 変更増加額 | 金 6,912,000 円 |
| | 変更後の契約額 | 金 64,562,400 円 |
| 3. 契約の相手方 | 長野県北安曇郡白馬村大字北城 1 番地 15
株式会社大糸
代表取締役 太田 具英 | |

でございます。

本議案も、地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の中間変更による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、日向大左右 1 工区ののり面工面積の増加及びふとんかご工の増加並びに災害関連として実施します舗装工によるもので、691 万 2,000 円の増額をお願い

したいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これより同意案件の審議に入ります。

お諮りいたします。

日程第12 同意第1号は人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思いますが、これについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

同意第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託及び質疑、討論を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第1号は、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

△日程第12 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（北澤禎二郎君） 日程第12 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。下川村長。

村長（下川正剛君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住所 白馬村大字北城5921番地

氏名 松沢 茂

生年月日 昭和26年6月4日

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

△日程第13 発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第13 発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸。

発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書。

白馬村が会員となっている無電柱化を推進する市区町村長の会より意見書提出の要請があったものです。

無電柱化は、防災対策はもとより景観保全効果も大きく、雄大なアルプスの景観を誇る白馬村の公益にも通ずるものがあるので意見書を提出したいものであります。

意見書は別紙のとおりです。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長です。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第2号 無電柱化の推進に関する法整備を求める意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第14 発委第2号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書

議長（北澤禎二郎君） 日程第14 発委第2号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書を議題といたします。

趣旨説明を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第2号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書。

陳情第1号が採択されたことに伴い意見書を提出するものであります。

意見書は別紙のとおりであります。

内容は、教育現場等での周知徹底、専門医による診断と適切な検査、相談窓口や啓発、迅速な事故調査と開示の4項目です。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第2号 軽度外傷性脳損傷等の対応に関する意見書は、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１６ 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付してあります議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第１７ 議員派遣について

議長（北澤禎二郎君） 日程第１７ 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付してあります議員派遣の件の資料のとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、お手元の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

これで本定例会第４日目の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日から３月２９日までの間を休会とし、その間、常任委員会を行い、３月３０日午前１０時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 異議なしと認めます。よって、明日から３月２９日までの間を休会とし、その間、常任委員会を行い、３月３０日午前１０時から本会議を行うことに決定をいたしました。これをもちまして本日は散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 ４時１１分

平成28年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成28年3月30日（水）午前10時開議

（第5日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 報告第 3 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

日程第 2 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について

日程第 3 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

日程第 4 議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について

日程第 5 議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

平成28年第1回白馬村議会定例会（第5日目）

1. 日 時 平成28年3月30日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	加藤 亮 輔	第7番	横田 孝 穂
第2番	津 滝 俊 幸	第8番	太 田 修
第3番	松 本 喜美人	第9番	田 中 榮 一
第4番	伊 藤 まゆみ	第10番	太 谷 正 治
第5番	太 田 正 治	第11番	篠 崎 久美子
第6番	太 田 伸 子	第12番	北 澤 禎二郎

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	下 川 正 剛	副 村 長	太 田 文 敏
教 育 長	横 川 宗 幸	総 務 課 長	吉 田 久 夫
税 務 課 長	平 林 豊	観 光 課 長	篠 崎 孔 一
教育課長兼スポーツ課長	松 澤 忠 明	会計管理者・室長	窪 田 高 枝
上下水道課長	酒 井 洋	農 政 課 長	横 山 秋 一
健康福祉課長	太 田 洋 一	建 設 課 長	山 岸 茂 幸

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 横 川 辰 彦

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

報告第3号（村長提出議案）説明、質疑

議案第38号から議案第40号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について
2. 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について
3. 議案第38号 工事変更請負契約の締結について
4. 議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について
5. 議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

開議 午前 10 時 00 分

1. 開議宣告

議長（北澤禎二郎君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。矢口住民課長が公務のため欠席しておりますので、報告いたします。

これより平成 28 年第 1 回白馬村議会定例会第 5 日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（北澤禎二郎君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

村長より報告の申し出、議案提出の申し出があり、議長においてこれを受理いたしました。

お諮りいたします。

日程第 3 議案第 38 号から日程第 5 議案第 40 号までは会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これについて採決いたします。この採決は、起立によって行います。

議案第 38 号から議案第 40 号までを会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第 38 号から議案第 40 号までは委員会付託を省略する件は可決されました。

これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第 55 条の規定により、1 議員 1 議題につき 3 回まで、また会議規則第 54 条第 3 項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第 1 報告第 3 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告について

議長（北澤禎二郎君） 日程第 1 報告第 3 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 報告第 3 号 損害賠償事件に係る損害賠償額の専決処分報告につきましてご説明をいたします。

損害賠償事件に係る損害賠償額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

専決第 2 号は、平成 28 年 2 月 12 日午後 2 時 25 分ごろ、白馬村大字神城 22203 番地 76 付近の村道 2039 号線において、損害賠償請求者が所有し、子どもが運転する乗用車が走

行中、本村が管理する道路脇の立ち木からの落雪によりフロントガラスを損傷させたものです。村は損害賠償請求者との示談による和解により、修理代金11万1,326円を賠償したものです。

説明は以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項ですので、以上で日程第1 報告第3号は終了いたします。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第2 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について

議長（北澤禎二郎君） 日程第2 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想についてを議題といたします。

本件は、それぞれ常任委員会に付託されておりますので、各委員長より報告を求めます。

初めに、総務社会委員長より審査結果の報告を求めます。第6番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について、総務社会委員会の所管事項についての審査内容を報告いたします。

議案第32号は、平成28年第1回定例会4日目に追加議案として提出されたものでありますが、審査、検討する日数が不足すると判断し、会期を延長して議案調査、審査を行ったものであります。

執行部よりの説明及び提出された資料を審議いたしました。総務社会委員会所管事項、産業経済委員会所管事項と分割されておりますが、今後10年の基本構想でありますので、意見、討論については、異例ではありますが、総務社会委員会、産業経済委員会の合同審査会という形をとりました。

この基本構想については、地方自治法の改正により議会の議決事件からは外れたものでありますが、平成27年第2回定例会において条例が制定され、議決事件として追加されたものであります。

委員会においては、審議会等の審議内容に関する資料がなかなか提出されなかったことなど、執行部側に丁寧な説明を求める意見がありました。

また、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画は一連のものであるので、議決するものではないが、同時に提出するべきではないかとの意見がありました。

また、数多くある行政計画を意識してつくり込んでいないようであるので、今後の計画には盛

り込んでほしいとの意見がありました。

キャッチフレーズについては、目指すべきところが見えてこない。10年後の未来を設定できていないのではないかという意見と、このキャッチフレーズは、場所やロケーションではなく、人に焦点を当てていていいという意見がありました。

また、こういった重要議案は追加議案として出すべきではないとの意見も出されました。

意見を終結し、討論に入り、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画が1つのパッケージとしてあるもので、条例では基本構想だけの議決だけであるが、一体として審査しなければ内容がわからないので、こういった提出の仕方では反対するという反対討論がありました。

賛成するが、第4次総合計画の検証もあわせ、計画には行政のトップの考えも盛り込んだ計画としていただきたいという賛成討論がありました。

他に討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務社会委員長報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、産業経済委員長より審査結果の報告を求めます。第9番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 同じく議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想について、産業経済委員会の所管事項についての審査内容を報告いたします。

意見、討論は合同で行ったことから、先ほど総務社会委員長からの報告のとおりであります。

産業経済委員会としての討論に入り、基本構想の内容についてではなく、基本構想、基本計画とセットで審査すべきであるので反対であるという討論がありました。

また、基本構想を議決することによって、構想に沿った計画が策定されるし、住民に対して十分な説明をしていただくこともできるので賛成であるという討論がありました。

ほかに討論はなく、採決をしたところ、委員長を除く委員多数の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、産業経済委員長報告といたします。

議長（北澤禎二郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

議案第32号の討論に入ります。

最初に、原案に反対する者の発言を許します。第4番伊藤まゆみ議員。

第4番（伊藤まゆみ君） 4番伊藤まゆみです。

議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想についてに反対の立場で討論を行います。

まず、住民アンケートの結果、住民キャンプ、そしてキーパーソンインタビューなど住民からの意見を集約する場を数多く設けましたが、そこから得た意見がどのようにこの構想に反映されるのかが、審議会の議事録が公表されていないため全く読み取れません。条例では基本構想議決すべき事件としていますが、そもそも計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3部門同時に作成し、審議することが常識と考えます。基本構想のみでは今後10年間の目指すべき方向性が正確に見えません。

以上の理由から可決すべき材料が整っていないと判断し、反対いたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 次に、原案に賛成する者の発言を許します。第2番津滝俊幸議員。

第2番（津滝俊幸君） 2番津滝俊幸です。

議案第32号に賛成の立場の討論をいたします。

この第5次総合計画の基本構想の策定に当たっては、昨年の住民アンケートの実施に始まり、2回の住民キャンプや住民からの聞き取りアンケート調査、また数回のアイデアキャンプなどを実施しながら住民の声を把握してきました。それと並行して、住民を中心としたメンバーから構成された審議会を重ね、現状の課題をあぶり出し、そこに把握した民意を重ねて考えられてきたものと判断をいたします。

白馬の豊かさとは何かというキャッチフレーズについては、確かにわかりにくいものであることは事実です。しかし、逆を言えば、今の白馬村の現状を反映したキャッチフレーズであるかもしれません。キャッチフレーズはこうあるべきという従前の考え方ではなく、新しい考え方なのかもしれません。このキャッチフレーズのもと、今後の10年間で村や住民が何を目指すかについては住民への丁寧な説明を希望するものでありますが、基本構想については、基本計画と実施計画ともに出すべきという反対討論であります。

基本構想の中身については反対であるならともかく、申し上げたとおり民意の把握、反映をしながら考えられてきた基本構想の議決の判断を延ばすことについては何らメリットを見出すことは難しいと考えます。この時点で明確に議決し、その上でおこなっている基本計画を早急に内容のあるものとして構築すべきものであると考えます。

よって、私は議案第32号について、賛成をいたします。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 白馬村第5次総合計画の基本構想については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立多数です。よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第38号 工事変更請負契約の締結について

議長（北澤禎二郎君） 日程第3 議案第38号 工事変更請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山岸建設課長。

建設課長（山岸茂幸君） 議案第38号 工事変更請負契約の締結につきまして、ご説明いたします。

次のとおり工事変更請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1. 契約の目的 平成27年度26災公共土木施設災害復旧工事
(村道1019号線 田頭1)
2. 変 更 金 額 変更前契約額 金77,004,000円
変更増加額 金4,125,600円
変更後契約額 金81,129,600円
3. 契約の相手方 長野県北安曇郡白馬村大字神城6848番地5
姫川建設株式会社
代表取締役 西沢 信男

でございます。

長野県神城断層地震で被災しました村道の災害復旧にかかわる工事の中間変更による変更請負契約議案でございます。

増額の主な理由としましては、立ち木の伐採、運搬処分費、地下水処理及び災害関連として実施をいたします舗装工の増加によるもので、412万5,600円の増額をお願いしたいものでございます。

説明は以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 工事変更請負契約の締結についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(北澤禎二郎君) 起立全員です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定について

議長(北澤禎二郎君) 日程第4 議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長(太田洋一君) 議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、指定管理者を指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

1. 公の施設の名称

白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンター

2. 指定管理者となる団体の所在及び名称

白馬村大字神城16481番地1

白馬村堀之内地区 区長 三浦 洋二

3. 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

説明は以上でございます。

議長(北澤禎二郎君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(北澤禎二郎君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 白馬村堀之内地区高齢者支え合いセンターの指定管理者の指定についてを原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）

議長（北澤禎二郎君） 日程第5 議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） 議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,263万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億1,401万9,000円とするものでございます。

歳入歳出とも主なものにつきましてご説明をいたします。

7ページ、歳入明細をごらんください。

9款地方交付税の特別交付税の2億9,008万円の増額は、交付税確定によるものでございます。

13款国庫支出金1項3目災害費国庫負担金の過年発生公共土木施設災害復旧負担金は、今年度の交付額確定により8,808万1,000円の減額、2項1目総務費国庫補助金の地方創生加速化交付金は1,560万円の交付決定により増額、4目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金の1,400万円の減額は降雪量の減少に伴う除雪経費の補助金の減額によるものでございます。

8ページ、14款県支出金2項1目総務費県補助金の広域連携推進事業補助金86万7,000円の増額は、北アルプス連携自立圏事業への補助金であります。

17款1項1目財政調整基金繰入金は、事業完了に伴う特定財源の精算等により1億3,213万円の減額。

20款村債1項8目災害復旧費の公共土木施設単独災害復旧事業債は、補助災害復旧事業の実施設計委託料が本起債の対象となったため、7,000万円の増額。

その他施設災害復旧債の30万円の増額は、八方文化会館災害復旧事業費の増額によるものであります。

9ページからの歳出明細をごらんください。

なお、財源変更のみの場合の事業につきましては、割愛をさせていただきます。

2款総務費1項6目企画費の北アルプス連携自立圏事業（総務）は、国の補正予算であります地方創生加速化交付金を活用し、大北管内の市町村と連携し、若者交流イベント開催事業や移住

セミナー開催事業、統一テーマの合同職員研修事業などに１２７万１，０００円を増額し、同民生事業も同様に成年後見支援センター運営事業の負担金として１０１万６，０００円の増額というものでございます。

６款１項３目観光宣伝振興費の２１観光戦略事業は、先ほどと同様に、地方創生加速化交付金を活用し、北アルプス３市村観光連絡会や国際スノースポーツ指導者連盟白馬大会などの負担金として１，４１９万７，０００円の増額であります。

１０ページ、１０款２項１目過年発生公共土木施設災害復旧費は、単独事業の工事費と用地費で８５６万３，０００円の増額。補助事業の設計委託料と工事費で１億１，７５８万９，０００円の増額であります。

恐れ入りますが、議案の表書きをごらんいただきたいと思います。

第２条地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は第２表繰越明許費によるということで、２枚おめくりをいただき、３ページをごらんください。

第２表繰越明許費でございます。

これは、国の補正予算や災害関連に伴うものが主なものでございます。若干内容を申し上げますと、まず国の補正予算の関係でございますが、事業名をごらんいただきたいと思います。

北アルプス連携自立圏事業（総務）と（民生）、電算事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業、１つ飛ばしまして、農業振興事業、２１観光戦略事業であります。

次に、災害復旧の関連であります。上から５番目、じんかい処理事業、５つ飛ばしまして、過年発生農地農業用施設災害復旧事業（単独）、これ以降の全ての事業が災害復旧関連の事業でございます。

その他、これ以外の事業につきましては、上から８番目、教育委員会事務局一般事業は共同調理場建設の実施設設計費用、次の学校環境整備事業は北小学校体育館のつり天井改修費用。次の公民館一般事業は、戦争体験記発行費用でございます。

以上の合計額１５億５９５万円を次年度に繰り越しをしたいというものでございます。

次に、地方債補正の変更でございますが、４ページをごらんください。

各起債の目的に基づきまして事業費の限度額をそれぞれ増額し、変更するものでございます。

説明につきましては、以上です。

議長（北澤禎二郎君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。１１番篠崎久美子議員。

１１番（篠崎久美子君） 質疑を申し上げます。

９ページ歳出明細におきまして、２款１項６目で北アルプス連携自立圏事業にかかわる部分が、これは２８年度の新年度予算であったところが予算がついたということで補正に上がってきたも

のということでございますし、また私どもの議決を経て昨日北アルプス自立圏に関する連携協約が締結された中で、このような事業が具体的になってくるということで期待も大きいところでございますが、予定されている具体的な事業の内容について、再度詳しくお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。吉田総務課長。

総務課長（吉田久夫君） ただいまの具体的な内容のご質問でございますが、まず今回この総務の事業につきましては、大きく分けまして3つの事業がございます。

1つ目といたしましては、若者の交流ということで合同イベント等の開催、2点目といたしましては、移住セミナーということで移住セミナーの開催や共同パンフレットの製作というものを考えてございます。

3点目といたしましては、圏域のマネジメント力の向上ということで、合同研修会等の開催を予定しております。これにつきましては、合同開催のものでありまして、それぞれの市町村での単独開催への相互乗り入れというようなことも予定をしているところでございます。

次に、民生の関係でございますが、これにつきましては、成年後見支援センターの運営への負担金ということで、予算のほうを計上させていただきました。

事業の内容の説明につきましては、以上でございます。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

質疑はありませんか。篠崎久美子議員。

11番（篠崎久美子君） 特に最後になりますけれども、成年後見センターの運営の部分について、負担金ということで今回予算が計上されてきておりますけれども、これについてはどのような事業の進め方であり、白馬村としてはどのようにそこにかかわり、また住民にとってのメリットはどのようなものであると想定されているのかをお伺いいたします。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 民生の関係であります。構成します市町村におきましてそれぞれ成年後見センターが4月から立ち上がります。業務の内容としましては、成年後見にかかわる相談業務、一番大きなところは法人後見を担うという部分が一番大きな部分でありまして、成年後見の制度がこれの設置によりまして進むものと考えております。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

質疑はありませんか。篠崎久美子議員。

11番（篠崎久美子君） また、事業の進め方についてでございますけれども、これは合同で連携してやる事業、また単独でやる事業ということでございますが、これらについてそれぞれの事務局体制についてはどのようになるのかをお伺いしたいと思います。

また、このような事業の中で、大町市と白馬村との関係性をどこでどのように判断されて事業

の振り分けをされるのか、またほかの構成町村と白馬村との関係、あるいは大町市との関係はどのようなものかをお伺いしたいと思います。

議長（北澤禎二郎君） 答弁を求めます。太田健康福祉課長。

健康福祉課長（太田洋一君） 最初の窓口といたしましては、各市町村が窓口となります。それで、法人後見、あるいは難しい案件につきましては、成年後見センターのほうに相談を持ちかけて対応してまいりたいという形になります。

以上です。

議長（北澤禎二郎君） 答弁が終わりました。

質疑はありませんか。

（「はい」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（北澤禎二郎君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 平成27年度白馬村一般会計補正予算（第9号）を原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（北澤禎二郎君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、下川村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。下川村長。

村長（下川正剛君） 平成28年第1回白馬村議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、今月1日に開会して以来、本日まで30日間にわたり、平成28年度一般会計予算を初め、条例改正等につきまして会期延長による慎重なる審議をいただき、厚く御礼申し上げます。

明後日からスタートする平成28年度予算の重点事業と位置づけた震災復興村営住宅建設事業は、早期に復興住宅の建設を目指し、庁舎・多目的研修集会施設耐震等改修事業は、防災や非常時の拠点となることから耐震改修を推進をし、白馬高校支援事業では、この4月から国際観光科がスタートすることから、今後も全国から生徒を受け入れ、魅力ある学校づくりへの取り組みを支援してまいりたいというふうに考えております。

また、国民体育大会開催事業では、大会開催の年である今年度が最も重要な年であり、競技施設の改修や大会の負担金を予算計上し、大会成功に向けて村として全力で取り組む所存でございます。

ふるさと納税事業では、より積極的な特産品の開発に力を入れ、ふるさと納税のお礼の品にも使用できるよう推進するとともに、白馬村の特色を生かしたお礼の品を充実させることで、さらに白馬村を応援していただける方をふやし、経済効果が生まれればと願っているところであります。

国が地方に策定を求め、白馬村としての地方版総合戦略として策定した総合戦略等を推進するための行政運営の諸施策につきましては、震災の復旧・復興を最優先するものの、安定的な行財政運営をするための行財政改革を着実に見きわめるとともに、将来の財政負担の軽減と歳出の平準化を図り、引き続き健全な行財政運営に努めることにいたします。

また、総合計画の基本計画の部分につきましては、さらに幅広い意見もいただきながら、第5次白馬村総合計画策定に向けて取り組みます。

白馬村は、平成28年度を迎えますと、9月30日をもって村制60周年を迎えることになります。私たちは改めて白馬村の豊かな自然、環境、産業、文化などを独自の地域資源として活用、発展させていかなければなりません。そのためにも総合戦略に基づいた少子高齢化、人口減少化対策を初めとし、取り巻く環境については大変厳しい状況にあるわけではありますが、白馬の魅力を世界に発信できるよう、村民の皆様からご意見、またお知恵を頂戴しながら、ともに今後ともまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、改めてなお一層のご理解とご協力をお願いを申し上げたいと思います。

なお、本会議や常任委員会などでいただきましたご意見、ご提言につきましては、十分検討の上、できるものから村政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

最後に、議員の皆様におかれましては、村政の発展のためご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（北澤禎二郎君） これをもちまして、平成28年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時38分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月30日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員